

設工認申請書作成要領  
(案)  
【作成中】

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
<p>1. 本規程の位置づけについて</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」とい。）に基づく発電用原子炉施設の設計及び工事の計画の認可等に係る手続の適正な実施のため、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）</p> <p>第8条から第14条までに基づく設計及び工事の計画の認可等について、以下のとおりとする。また、本規程における用語の定義及び用法については、原則として、法、規則、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号。以下「設置許可基準規則」という。）及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準規則」という。）における用語の定義及び用法に従うこととする。</p> <p>なお、設計及び工事の計画に関する手続に係る要件の技術的内容は、本規程に限定されるものではなく、規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、規則に適合するものと判断するものである。</p>	<p>1. 設工認申請における資料作成に当たっての基本的考え方</p> <p>【本要領の位置づけについて】</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）に基づく使用済燃料の再処理施設、特定廃棄物管理施設及び加工施設の設計及び工事の計画の認可等に係る手続の適正な実施のため、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（以下「再処理規則」という。）、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（以下「廃棄物管理規則」という。）及び核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「加工規則」という。）に基づく設計及び工事の計画の認可（以下「設工認」という。）申請書を以下のとおりとする。</p> <p>また、本要領における用語の定義及び用法については、原則として、法、規則、再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則、加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則を含む）（以下「事業指定基準規則」という。）及び再処理施設の技術基準に関する規則（特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則、加工施設の技術基準に関する規則を含む）（以下「技術基準規則」という。）における用語の定義及び用法に従うこととする。</p> <p>なお、設計及び工事の計画に関する手続に係る要件の技術的内容は、本要領に限定されるものではなく、規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、規則に適合するものと判断するものである。</p>	<p>1. 設工認申請における資料作成に当たっての基本的考え方</p> <p>【本要領の位置づけについて】</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）に基づく使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の計画の認可に係る手続の適正な実施のため、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（以下「貯蔵規則」という。）に基づく設計及び工事の計画の認可（以下「設工認」という。）申請書を以下のとおりとする。</p> <p>また、本要領における用語の定義及び用法については、原則として、法、貯蔵規則、使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「事業基準規則」という。）及び使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）における用語の定義及び用法に従うこととする。</p> <p>なお、設計及び工事の計画に関する手続に係る要件の技術的内容は、本要領に限定されるものではなく、規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、規則に適合するものと判断するものである。</p>	<p>貯蔵施設及び関係法令を記載</p> <p>関係法令を記載</p>







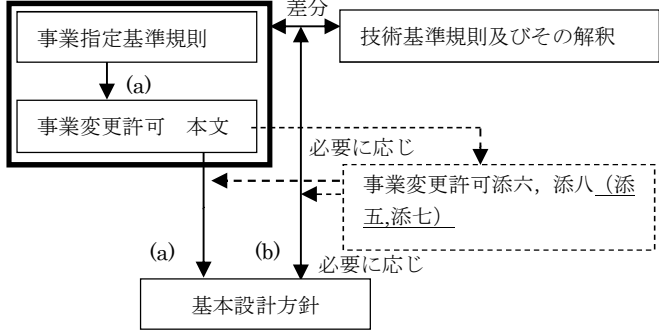
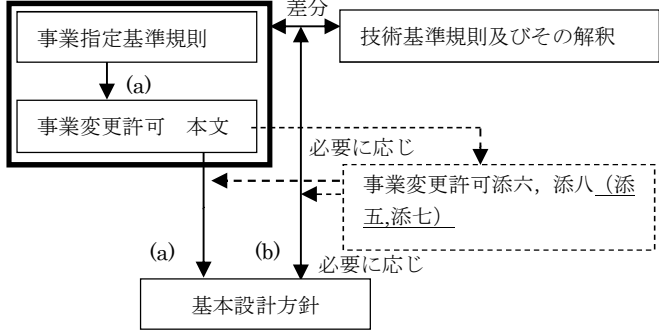
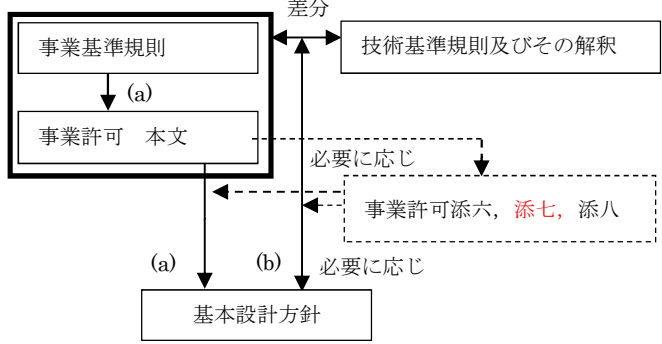
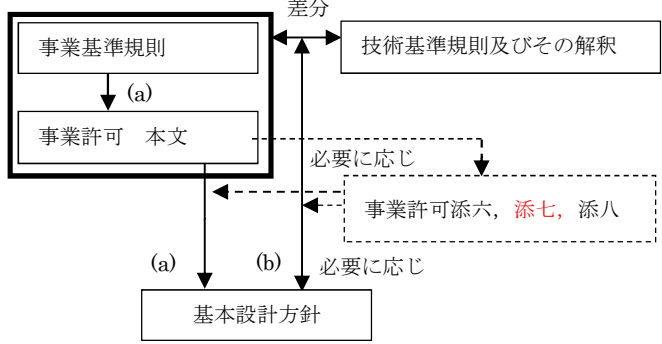
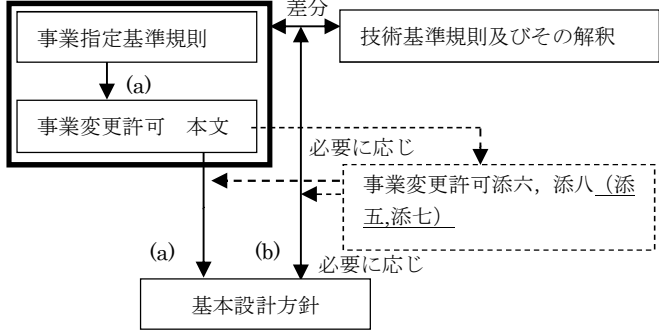
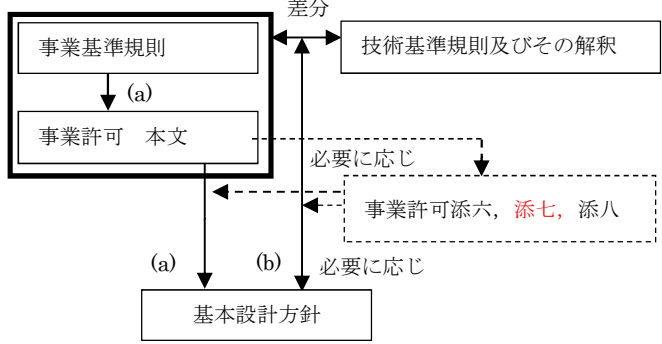
発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
<p>&lt;実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則より引用&gt;</p> <p>第九条（設計及び工事の計画の認可等の申請）                  2前項第二号の工事計画には、申請に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、その申請が変更の工事又は設計及び工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいうように記載しなければならない。</p>	<p>【設工認申請書に記載すべき内容】                  (本文)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術基準規則に適合させるために必要な詳細設計の内容</li> <li>・事業指定基準規則への適合性を確認するための設備の仕様を決定する上での設計方針（設備と一体となって適合性を担保する運用を含む）を基にした詳細設計の内容</li> </ul> <p>なお、変更申請に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいうように記載するものとする。</p> <p>(添付書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本文の具体的な考え方、実現方法及びその根拠</li> </ul> <p>設工認申請書の書類構成の概要及び分割申請時の申請書形態の考え方を別紙1に示す。</p> <p>なお、基本設計方針及び工事の方法について、発電炉では、代表の施設区分に詳細を記載し、各施設区分ごとに呼び込みをする形となっているが、当社では共通的な項目として記載することで合理的な記載とする。</p>	<p>【設工認申請書に記載すべき内容】                  (本文)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術基準規則に適合させるために必要な詳細設計の内容</li> <li>・<b>事業基準規則</b>への適合性を確認するための設備の仕様を決定する上での設計方針（設備と一体となって適合性を担保する運用を含む）を基にした詳細設計の内容</li> </ul> <p>なお、変更申請に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいうように記載するものとする。</p> <p>(添付書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本文の具体的な考え方、実現方法及びその根拠</li> </ul> <p>設工認申請書の書類構成の概要及び分割申請時の申請書形態の考え方を別紙1に示す。</p> <p>なお、基本設計方針及び工事の方法について、発電炉では、代表の施設区分に詳細を記載し、施設区分ごとに呼び込みをする形となっているが、<b>当社では発電炉のように多くの系統、設備で構成されていないため、施設区分ごとに対象となる設計方針及び工事の方法を記載することとする。</b></p> <p><b>基本設計方針及び工事の方法の記載は、貯蔵規則第四条第一項三 号のイ～への区分ごとに、技術基準規則の条文順に記載する構成とする。</b></p>	<p>語句適正化</p> <p>当社設備が少ないため記載方法を合理化。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考								
<p>Q. 基本設計方針、適用基準及び適用規格</p> <p>基本設計方針としては、技術基準規則の要求を満たすための基本的な方針を記載することとし、特に常用又は非常用電源設備では負荷の機能に応じたケーブル仕様の採用方針、火災防護設備では火災区画と防護対象設備及び消火設備等の関係（安全上重要なケーブルの敷設状況との関係を含む。）並びに浸水防護施設では防水区画、防護対象設備、ドレンライン及び排水設備等の関係など、個別機器等で記載要求事項となっていない項目について技術基準規則に適合するために必要な設計条件を記載する必要がある。</p> <p>また、要目表に記載する機器等は、設計基準対象施設又は重大事故等対処設備としての機能ごとに、耐震及び構造強度設計上考慮する設備区分を記載するものとする。</p> <p>適用基準及び適用規格については、各設備の設計製作に適用する基準及び規格について、具体的な規格番号、名称及び制定又は改訂年度も含め記載する。記載対象とする基準及び規格は技術基準規則に規定される性能を満足させるための基本的な規格及び基準とする。具体的には技術基準規則解釈に引用されるもの等とする。</p>	<p>詳細設計の具体的な内容は以下の記載方針のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="715 365 1638 1581"> <thead> <tr> <th data-bbox="715 365 908 407">本文記載箇所</th> <th data-bbox="908 365 1638 407">記載方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="715 407 908 1581">1 基本設計方針</td> <td data-bbox="908 407 1638 1581"> <p>・「設工認申請書に記載すべき内容」について、以下の考え方で作成する。</p>  <p>(a) 事業変更許可本文記載の設工認申請対象設備に関して、事業変更許可との整合性を確保する観点より事業指定基準規則に適合させるため「設備設計方針」や設備と一体となって適合性を担保するための「運用」を基にした詳細設計が必要な設計要求事項を記載する。</p> <p>(b) 技術基準規則の本文・解釈への適合性の観点で、事業変更許可本文以外で詳細設計が必要な設計要求事項がある場合は、その理由を「各条文の設計の考え方」に明確にした上で記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主的に設置したものは原則記載しない。</li> <li>・基本設計方針は、必要に応じて並び替えることにより、技術基準規則の条文の並びとなるよう構成し、箇条書きとするなど表現を工夫する。また、適用する設備毎に記載する。</li> <li>・作成にあたっては、必要に応じ、以下に示す考え方も反映し作成する。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	本文記載箇所	記載方針	1 基本設計方針	<p>・「設工認申請書に記載すべき内容」について、以下の考え方で作成する。</p>  <p>(a) 事業変更許可本文記載の設工認申請対象設備に関して、事業変更許可との整合性を確保する観点より事業指定基準規則に適合させるため「設備設計方針」や設備と一体となって適合性を担保するための「運用」を基にした詳細設計が必要な設計要求事項を記載する。</p> <p>(b) 技術基準規則の本文・解釈への適合性の観点で、事業変更許可本文以外で詳細設計が必要な設計要求事項がある場合は、その理由を「各条文の設計の考え方」に明確にした上で記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主的に設置したものは原則記載しない。</li> <li>・基本設計方針は、必要に応じて並び替えることにより、技術基準規則の条文の並びとなるよう構成し、箇条書きとするなど表現を工夫する。また、適用する設備毎に記載する。</li> <li>・作成にあたっては、必要に応じ、以下に示す考え方も反映し作成する。</li> </ul>	<p>詳細設計の具体的な内容は以下の記載方針のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1673 365 2626 1581"> <thead> <tr> <th data-bbox="1673 365 1866 407">本文記載箇所</th> <th data-bbox="1866 365 2626 407">記載方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1673 407 1866 1581">1 基本設計方針</td> <td data-bbox="1866 407 2626 1581"> <p>・「設工認申請書に記載すべき内容」について、以下の考え方で作成する。</p>  <p>(a) <b>事業許可</b>本文記載の設工認申請対象設備に関して、事業許可との整合性を確保する観点より<b>事業基準規則</b>に適合させるため「設備設計方針」や設備と一体となって適合性を担保するための「運用」を基にした詳細設計が必要な設計要求事項を記載する。</p> <p>(b) 技術基準規則の本文・解釈への適合性の観点で、<b>事業許可</b>本文以外で詳細設計が必要な設計要求事項がある場合は、その理由を「各条文の設計の考え方」に明確にした上で記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主的に設置したものは原則記載しない。</li> <li>・基本設計方針は、必要に応じて並び替えることにより、技術基準規則の条文の並びとなるよう構成し、箇条書きとするなど表現を工夫する。また、適用する設備ごとに記載する。</li> <li>・作成にあたっては、必要に応じ、以下に示す考え方も反映し作成する。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	本文記載箇所	記載方針	1 基本設計方針	<p>・「設工認申請書に記載すべき内容」について、以下の考え方で作成する。</p>  <p>(a) <b>事業許可</b>本文記載の設工認申請対象設備に関して、事業許可との整合性を確保する観点より<b>事業基準規則</b>に適合させるため「設備設計方針」や設備と一体となって適合性を担保するための「運用」を基にした詳細設計が必要な設計要求事項を記載する。</p> <p>(b) 技術基準規則の本文・解釈への適合性の観点で、<b>事業許可</b>本文以外で詳細設計が必要な設計要求事項がある場合は、その理由を「各条文の設計の考え方」に明確にした上で記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主的に設置したものは原則記載しない。</li> <li>・基本設計方針は、必要に応じて並び替えることにより、技術基準規則の条文の並びとなるよう構成し、箇条書きとするなど表現を工夫する。また、適用する設備ごとに記載する。</li> <li>・作成にあたっては、必要に応じ、以下に示す考え方も反映し作成する。</li> </ul>	<p>当施設の反映</p> <p>語句適正化</p> <p>語句適正化</p>
本文記載箇所	記載方針										
1 基本設計方針	<p>・「設工認申請書に記載すべき内容」について、以下の考え方で作成する。</p>  <p>(a) 事業変更許可本文記載の設工認申請対象設備に関して、事業変更許可との整合性を確保する観点より事業指定基準規則に適合させるため「設備設計方針」や設備と一体となって適合性を担保するための「運用」を基にした詳細設計が必要な設計要求事項を記載する。</p> <p>(b) 技術基準規則の本文・解釈への適合性の観点で、事業変更許可本文以外で詳細設計が必要な設計要求事項がある場合は、その理由を「各条文の設計の考え方」に明確にした上で記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主的に設置したものは原則記載しない。</li> <li>・基本設計方針は、必要に応じて並び替えることにより、技術基準規則の条文の並びとなるよう構成し、箇条書きとするなど表現を工夫する。また、適用する設備毎に記載する。</li> <li>・作成にあたっては、必要に応じ、以下に示す考え方も反映し作成する。</li> </ul>										
本文記載箇所	記載方針										
1 基本設計方針	<p>・「設工認申請書に記載すべき内容」について、以下の考え方で作成する。</p>  <p>(a) <b>事業許可</b>本文記載の設工認申請対象設備に関して、事業許可との整合性を確保する観点より<b>事業基準規則</b>に適合させるため「設備設計方針」や設備と一体となって適合性を担保するための「運用」を基にした詳細設計が必要な設計要求事項を記載する。</p> <p>(b) 技術基準規則の本文・解釈への適合性の観点で、<b>事業許可</b>本文以外で詳細設計が必要な設計要求事項がある場合は、その理由を「各条文の設計の考え方」に明確にした上で記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主的に設置したものは原則記載しない。</li> <li>・基本設計方針は、必要に応じて並び替えることにより、技術基準規則の条文の並びとなるよう構成し、箇条書きとするなど表現を工夫する。また、適用する設備ごとに記載する。</li> <li>・作成にあたっては、必要に応じ、以下に示す考え方も反映し作成する。</li> </ul>										

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領				当社施設 設工認作成要領 (案)				備考
	本文記載箇所		記載方針		本文記載箇所		記載方針		<p>語句適正化</p> <p>語句適正化</p> <p>語句適正化</p> <p>記載の明確化</p>
	1	基本設計方針 (つづき)	基① (手段の明確化)	<p>事業変更許可本文記載事項のうち、「性能」を記載している設計方針は、技術基準規則への適合性を確保する上で、その「性能」を持たせるための手段を特定できるように記載する。</p> <p>また、技術基準規則への適合性の観点で、事業変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p> <p>なお、手段となる「仕様」が仕様表で明確な場合は記載しない。</p>	1	基本設計方針 (つづき)	基① (手段の明確化)	<p><b>事業許可</b>本文記載事項のうち、「性能」を記載している設計方針は、技術基準規則への適合性を確保する上で、その「性能」を持たせるための手段を特定できるように記載する。</p> <p>また、技術基準規則への適合性の観点で、<b>事業許可</b>本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p> <p>なお、手段となる「仕様」が<b>要目表</b>で明確な場合は記載しない。</p>	
	1	基本設計方針 (つづき)	基② (運用の担保先の明確化)	<p>事業変更許可本文記載事項のうち「運用」は、「基本設計方針」として、運用の継続的改善を阻害しない範囲で必ず遵守しなければならない条件がわかる程度の記載を行うとともに、運用を定める箇所(QMS文書で定める場合は「保安規定」を記載)の呼び込みを記載し、必要に応じ、添付書類の中でその運用の詳細を記載する。</p> <p>また、技術基準規則の本文・解釈への適合性の観点で、事業変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p>			基② (運用の担保先の明確化)	<p>事業許可本文記載事項のうち「運用」は、「基本設計方針」として、運用の継続的改善を阻害しない範囲で必ず遵守しなければならない条件がわかる程度の記載を行うとともに、運用を定める箇所(QMS文書で定める場合は「保安規定」を記載)の呼び込みを記載し、必要に応じ、添付書類の中でその運用の詳細を記載する。</p> <p>また、技術基準規則の本文・解釈への適合性の観点で、<b>事業許可</b>本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p>	
			基③ (評価に対する対応)	<p>事業変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、設工認にて担保する条件を以下のいずれかの方法を使い分けることにより記載する。</p> <p>i. 評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを設工認の対象とする。</p> <p>ii. 今後評価することが示されている場合、評価する段階(設計又は工事)を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を設工認の対象とする。</p>			基③ (評価に対する対応)	<p><b>事業許可</b>本文で評価を伴う記載がある場合は、設工認にて担保する条件を以下のいずれかの方法を使い分けることにより記載する。</p> <p>i. 評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを設工認の対象とする。</p> <p>ii. 今後評価することが示されている場合、評価する段階(設計又は工事)を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を設工認の対象とする。</p>	
			基④ (該当しない条文)	<p>・要求事項が該当しない条文については、該当しない旨の理由を記載する。</p> <p>・条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」という審査の観点を踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。</p>			基④ (該当しない条文)	<p>・要求事項が該当しない条文については、該当しない旨の理由を記載する。<b>なお、明らかに該当しない場合は該当しない理由の記載を省略する。</b></p> <p>・条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」という審査の観点を踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。</p>	
							基⑤ (指針等の引用)	<p>技術基準規則への適合性を示す上で、法令、規格・基準等が判断基準、遵守することを要求される場合は、基本設計方針に記載する。</p> <p>なお、記載に当たっては以下のとおり記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制委員会の審査ガイドは今後の改訂による最新基準への適合を踏まえ、基本設計方針に、審査ガイド名、制定日、発行番号を記載する。</li> <li>特定の版を使用する場合は、引用する文書名及び版を識別するための情報(施行日等)を記載する。</li> <li>上記以外の法令、規格及び基準や計算で使用す</li> </ul>	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド		JNFL 設工認作成要領		当社施設 設工認作成要領（案）			備考
							る許容値等の引用規格は、必要に応じて準拠法令表や添付説明書に記載することとし、基本設計方針に記載しない。
本文記載箇所		記載方針					
1	基本設計方針 (つづき)	基⑤ (指針等の引用)	<p>技術基準規則への適合性を示す上で、法令、規格・基準等が判断基準、遵守することを要求される場合は、基本設計方針に記載する。</p> <p>なお、記載に当たっては以下のとおり記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制委員会の審査ガイドは今後の改訂による最新基準への適合を踏まえ、基本設計方針に、審査ガイド名、制定日、発行番号を記載する。</li> <li>・特定の版を使用する場合は、引用する文書名及び版を識別するための情報（施行日等）を記載する。</li> <li>・上記以外の法令、規格及び基準や計算で使用する許容値等の引用規格は、必要に応じて準拠法令表や添付説明書に記載することとし、基本設計方針に記載しない。</li> </ul>				



発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領		当社施設 設工認作成要領（案）		備考						
<p>R. 工事の方法</p> <p>技術基準規則の規定により施設しなければならない機器等が、期待される機能を確実に発揮することを示すため、当該工事の手順並びに使用前事業者検査の項目及び方法を記載するとともに、工事中の従事者及び公衆に対する放射線管理や他の設備に対する悪影響防止等の観点から特に留意すべき事項を記載することとする。具体的には、以下に掲げる事項を記載することとする。</p> <p>a. 工事の手順</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・材料受入れ</li> <li>・加工</li> <li>・組立て</li> <li>・据付け</li> </ul> <p>b. 使用前事業者検査の項目及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の工程に応じて実施する検査項目</li> <li>・検査場所</li> <li>・検査方法</li> <li>・判定基準等</li> </ul> <p>c. 特に留意すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・修理の方法</li> <li>・特別な工法を採用する場合の当該工事の施工方法</li> <li>・工事に伴う放射線障害から従事者及び公衆を防護するための放射線管理の方法その他従事者及び公衆の安全確保のために必要な措置並びに工事中に想定される事象（工事用の資機材の破損、倒壊等を含む。）に伴う既設の安全上重要な機器等への悪影響防止対策など</li> <li>・工事の手順及び検査との関係を明確にしたフローチャート</li> </ul> <p>なお、MOX燃料におけるプルトニウム富化度等の実際の製造段階で確定する仕様については、記載した条件に合致しているかどうかの確認方法について記載することとする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="709 321 923 365">本文記載箇所</th> <th data-bbox="923 321 1635 365">記載方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="709 365 923 1178"> <p>2 工事の方法</p> </td> <td data-bbox="923 365 1635 1178"> <p>技術基準規則の規定により施設しなければならない機器等が、期待される機能を確実に発揮することを示すため、当該工事の手順並びに使用前事業者検査の項目及び方法を記載するとともに、工事中の従事者及び公衆に対する放射線管理や他の設備に対する悪影響防止等の観点から特に留意すべき事項を記載することとする。具体的には、以下に掲げる事項を記載することとする。</p> <p>a. 工事の手順</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・材料受入れ</li> <li>・加工</li> <li>・組立て</li> <li>・据付け</li> </ul> <p>b. 使用前事業者検査の項目及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の工程に応じて実施する検査項目</li> <li>・検査場所</li> <li>・検査方法</li> <li>・判定基準等</li> </ul> <p>c. 特に留意すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・修理の方法</li> <li>・特別な工法を採用する場合の当該工事の施工方法</li> <li>・工事に伴う放射線障害から従事者及び公衆を防護するための放射線管理の方法その他従事者及び公衆の安全確保のために必要な措置並びに工事中に想定される事象（工事用の資機材の破損、倒壊等を含む。）に伴う既設の安全上重要な機器等への悪影響防止対策など</li> <li>・工事の手順及び検査との関係を明確にしたフローチャート</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	本文記載箇所	記載方針	<p>2 工事の方法</p>	<p>技術基準規則の規定により施設しなければならない機器等が、期待される機能を確実に発揮することを示すため、当該工事の手順並びに使用前事業者検査の項目及び方法を記載するとともに、工事中の従事者及び公衆に対する放射線管理や他の設備に対する悪影響防止等の観点から特に留意すべき事項を記載することとする。具体的には、以下に掲げる事項を記載することとする。</p> <p>a. 工事の手順</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・材料受入れ</li> <li>・加工</li> <li>・組立て</li> <li>・据付け</li> </ul> <p>b. 使用前事業者検査の項目及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の工程に応じて実施する検査項目</li> <li>・検査場所</li> <li>・検査方法</li> <li>・判定基準等</li> </ul> <p>c. 特に留意すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・修理の方法</li> <li>・特別な工法を採用する場合の当該工事の施工方法</li> <li>・工事に伴う放射線障害から従事者及び公衆を防護するための放射線管理の方法その他従事者及び公衆の安全確保のために必要な措置並びに工事中に想定される事象（工事用の資機材の破損、倒壊等を含む。）に伴う既設の安全上重要な機器等への悪影響防止対策など</li> <li>・工事の手順及び検査との関係を明確にしたフローチャート</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1653 321 1866 365">本文記載箇所</th> <th data-bbox="1866 321 2635 365">記載方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1653 365 1866 1150"> <p>2 工事の方法</p> </td> <td data-bbox="1866 365 2635 1150"> <p>技術基準規則の規定により施設しなければならない機器等が、期待される機能を確実に発揮することを示すため、当該工事の手順並びに使用前事業者検査の項目及び方法を記載するとともに、工事中の従事者及び公衆に対する放射線管理や他の設備に対する悪影響防止等の観点から特に留意すべき事項を記載することとする。具体的には、以下に掲げる事項を記載することとする。</p> <p>a. 工事の手順</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・材料受入れ</li> <li>・加工</li> <li>・組立て</li> <li>・据付け</li> </ul> <p>b. 使用前事業者検査の項目及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の工程に応じて実施する検査項目</li> <li>・検査場所</li> <li>・検査方法</li> <li>・判定基準等</li> </ul> <p>c. 特に留意すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・修理の方法</li> <li>・特別な工法を採用する場合の当該工事の施工方法</li> <li>・工事に伴う放射線障害から従事者及び公衆を防護するための放射線管理の方法その他従事者及び公衆の安全確保のために必要な措置並びに工事中に想定される事象（工事用の資機材の破損、倒壊等を含む。）に伴う既設の安全上重要な機器等への悪影響防止対策など</li> <li>・工事の手順及び検査との関係を明確にしたフローチャート</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	本文記載箇所	記載方針	<p>2 工事の方法</p>	<p>技術基準規則の規定により施設しなければならない機器等が、期待される機能を確実に発揮することを示すため、当該工事の手順並びに使用前事業者検査の項目及び方法を記載するとともに、工事中の従事者及び公衆に対する放射線管理や他の設備に対する悪影響防止等の観点から特に留意すべき事項を記載することとする。具体的には、以下に掲げる事項を記載することとする。</p> <p>a. 工事の手順</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・材料受入れ</li> <li>・加工</li> <li>・組立て</li> <li>・据付け</li> </ul> <p>b. 使用前事業者検査の項目及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の工程に応じて実施する検査項目</li> <li>・検査場所</li> <li>・検査方法</li> <li>・判定基準等</li> </ul> <p>c. 特に留意すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・修理の方法</li> <li>・特別な工法を採用する場合の当該工事の施工方法</li> <li>・工事に伴う放射線障害から従事者及び公衆を防護するための放射線管理の方法その他従事者及び公衆の安全確保のために必要な措置並びに工事中に想定される事象（工事用の資機材の破損、倒壊等を含む。）に伴う既設の安全上重要な機器等への悪影響防止対策など</li> <li>・工事の手順及び検査との関係を明確にしたフローチャート</li> </ul>	
本文記載箇所	記載方針										
<p>2 工事の方法</p>	<p>技術基準規則の規定により施設しなければならない機器等が、期待される機能を確実に発揮することを示すため、当該工事の手順並びに使用前事業者検査の項目及び方法を記載するとともに、工事中の従事者及び公衆に対する放射線管理や他の設備に対する悪影響防止等の観点から特に留意すべき事項を記載することとする。具体的には、以下に掲げる事項を記載することとする。</p> <p>a. 工事の手順</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・材料受入れ</li> <li>・加工</li> <li>・組立て</li> <li>・据付け</li> </ul> <p>b. 使用前事業者検査の項目及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の工程に応じて実施する検査項目</li> <li>・検査場所</li> <li>・検査方法</li> <li>・判定基準等</li> </ul> <p>c. 特に留意すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・修理の方法</li> <li>・特別な工法を採用する場合の当該工事の施工方法</li> <li>・工事に伴う放射線障害から従事者及び公衆を防護するための放射線管理の方法その他従事者及び公衆の安全確保のために必要な措置並びに工事中に想定される事象（工事用の資機材の破損、倒壊等を含む。）に伴う既設の安全上重要な機器等への悪影響防止対策など</li> <li>・工事の手順及び検査との関係を明確にしたフローチャート</li> </ul>										
本文記載箇所	記載方針										
<p>2 工事の方法</p>	<p>技術基準規則の規定により施設しなければならない機器等が、期待される機能を確実に発揮することを示すため、当該工事の手順並びに使用前事業者検査の項目及び方法を記載するとともに、工事中の従事者及び公衆に対する放射線管理や他の設備に対する悪影響防止等の観点から特に留意すべき事項を記載することとする。具体的には、以下に掲げる事項を記載することとする。</p> <p>a. 工事の手順</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・材料受入れ</li> <li>・加工</li> <li>・組立て</li> <li>・据付け</li> </ul> <p>b. 使用前事業者検査の項目及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の工程に応じて実施する検査項目</li> <li>・検査場所</li> <li>・検査方法</li> <li>・判定基準等</li> </ul> <p>c. 特に留意すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・修理の方法</li> <li>・特別な工法を採用する場合の当該工事の施工方法</li> <li>・工事に伴う放射線障害から従事者及び公衆を防護するための放射線管理の方法その他従事者及び公衆の安全確保のために必要な措置並びに工事中に想定される事象（工事用の資機材の破損、倒壊等を含む。）に伴う既設の安全上重要な機器等への悪影響防止対策など</li> <li>・工事の手順及び検査との関係を明確にしたフローチャート</li> </ul>										

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領		当社施設 設工認作成要領 (案)		備考						
<p>2. 設計及び工事の計画の認可及び届出手続きの範囲 (略)</p> <p>(2) 工事計画に記載すべき設備及び機器等の範囲 (略)</p> <p>1) 機器等の仕様に関する記載要求範囲</p> <p>規則別表第2の中欄においては、設備別記載事項として、それに係る熱交換器、ポンプ、容器その他の機器等の種類に応じて、名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所等の仕様を記載することとされており、これらの仕様については、要目表として記載することとする。</p> <p>このうち、個数が複数の機器等については、技術基準規則への適合性の観点で必要な場合は、それぞれの機器等の仕様分かるよう記載するものとする。また、配管等の「厚さ」、熱交換器(蒸気発生器を含む。)、ポンプ、圧縮機、容器その他の機器等の「容量」及び熱交換器(蒸気発生器を含む。)の「伝熱面積」等については、当該機器等の性能又は強度等が技術基準規則等に適合していることを確認したもの(以下「設計確認値」という。)と公称値を併記することとし、設計確認値の記載については、「〇〇以上」又は「〇〇以下」のように、下限又は上限である旨を明記してもよいこととする。その他、技術基準規則の規定内容に加え、以下の内容を踏まえて記載するものとする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="700 317 783 363">本文記載箇所</th> <th data-bbox="783 317 1659 363">記載方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="700 363 783 947">3 仕様表</td> <td data-bbox="783 363 1659 947"> <p>・「設工認申請書に記載すべき内容」のうち、再処理規則、廃棄物管理規則又は加工規則に示す施設における、安全上重要な施設、耐震Sクラス施設、重大事故等対処設備のうち、系統に求める主たる機能を果たすために本流が流れる流路上の設備※を対象とし、機器等の種類に応じて技術基準規則への適合性を示す上で必要な事項(名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所等の仕様)を記載する。その他、施設への影響の観点から重要となる設備についても必要に応じて対象とする。</p> <p>なお、安全上重要な施設、耐震Sクラス施設及び重大事故等対処設備がない加工施設においては、施設内の安全上の重要度の観点から、第1類、第2類の設備を仕様表の作成対象とする。</p> <p>※ 当該設備に接続する分岐部等は含めない</p> </td> </tr> </tbody> </table>	本文記載箇所	記載方針	3 仕様表	<p>・「設工認申請書に記載すべき内容」のうち、再処理規則、廃棄物管理規則又は加工規則に示す施設における、安全上重要な施設、耐震Sクラス施設、重大事故等対処設備のうち、系統に求める主たる機能を果たすために本流が流れる流路上の設備※を対象とし、機器等の種類に応じて技術基準規則への適合性を示す上で必要な事項(名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所等の仕様)を記載する。その他、施設への影響の観点から重要となる設備についても必要に応じて対象とする。</p> <p>なお、安全上重要な施設、耐震Sクラス施設及び重大事故等対処設備がない加工施設においては、施設内の安全上の重要度の観点から、第1類、第2類の設備を仕様表の作成対象とする。</p> <p>※ 当該設備に接続する分岐部等は含めない</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1659 317 1742 363">本文記載箇所</th> <th data-bbox="1742 317 2647 363">記載方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1659 363 1742 947">3 要目表 (基本仕様)</td> <td data-bbox="1742 363 2647 947"> <p>・「設工認申請書に記載すべき内容」のうち、<b>事業許可申請書</b>において仕様(臨界防止機能、閉じ込め機能、除熱機能、遮蔽機能、安全機能等)を記載しており、後段の設工認において必要な性能を担保できることを確認する必要がある機器等、並びにその機能を担保するため機器等の材料、寸法、構造等を示したうえで荷重や耐震等の構造強度評価により後段の設工認にて担保できることを確認する必要がある機器等については、機器等の種類に応じて技術基準規則への適合性を示す上で必要な事項(名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所等の仕様)を記載する。</p> <p>・機種毎の要目表記載項目及び要目表記載対象設備の選定方針について別紙2に示す。また、要目表記載事項(要求範囲を含む。)の詳細については、「2. 設工認申請における要目表の作成要領」に示す。</p> <p>・なお、要目表対象設備の選定及び要目表記載事項の抽出においては、発電炉における工認実績(別表第二、要目表及び基本設計方針)を参考のうえ決定する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	本文記載箇所	記載方針	3 要目表 (基本仕様)	<p>・「設工認申請書に記載すべき内容」のうち、<b>事業許可申請書</b>において仕様(臨界防止機能、閉じ込め機能、除熱機能、遮蔽機能、安全機能等)を記載しており、後段の設工認において必要な性能を担保できることを確認する必要がある機器等、並びにその機能を担保するため機器等の材料、寸法、構造等を示したうえで荷重や耐震等の構造強度評価により後段の設工認にて担保できることを確認する必要がある機器等については、機器等の種類に応じて技術基準規則への適合性を示す上で必要な事項(名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所等の仕様)を記載する。</p> <p>・機種毎の要目表記載項目及び要目表記載対象設備の選定方針について別紙2に示す。また、要目表記載事項(要求範囲を含む。)の詳細については、「2. 設工認申請における要目表の作成要領」に示す。</p> <p>・なお、要目表対象設備の選定及び要目表記載事項の抽出においては、発電炉における工認実績(別表第二、要目表及び基本設計方針)を参考のうえ決定する。</p>	<p>最新版の反映</p> <p>貯蔵施設として記載。</p>
本文記載箇所	記載方針										
3 仕様表	<p>・「設工認申請書に記載すべき内容」のうち、再処理規則、廃棄物管理規則又は加工規則に示す施設における、安全上重要な施設、耐震Sクラス施設、重大事故等対処設備のうち、系統に求める主たる機能を果たすために本流が流れる流路上の設備※を対象とし、機器等の種類に応じて技術基準規則への適合性を示す上で必要な事項(名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所等の仕様)を記載する。その他、施設への影響の観点から重要となる設備についても必要に応じて対象とする。</p> <p>なお、安全上重要な施設、耐震Sクラス施設及び重大事故等対処設備がない加工施設においては、施設内の安全上の重要度の観点から、第1類、第2類の設備を仕様表の作成対象とする。</p> <p>※ 当該設備に接続する分岐部等は含めない</p>										
本文記載箇所	記載方針										
3 要目表 (基本仕様)	<p>・「設工認申請書に記載すべき内容」のうち、<b>事業許可申請書</b>において仕様(臨界防止機能、閉じ込め機能、除熱機能、遮蔽機能、安全機能等)を記載しており、後段の設工認において必要な性能を担保できることを確認する必要がある機器等、並びにその機能を担保するため機器等の材料、寸法、構造等を示したうえで荷重や耐震等の構造強度評価により後段の設工認にて担保できることを確認する必要がある機器等については、機器等の種類に応じて技術基準規則への適合性を示す上で必要な事項(名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所等の仕様)を記載する。</p> <p>・機種毎の要目表記載項目及び要目表記載対象設備の選定方針について別紙2に示す。また、要目表記載事項(要求範囲を含む。)の詳細については、「2. 設工認申請における要目表の作成要領」に示す。</p> <p>・なお、要目表対象設備の選定及び要目表記載事項の抽出においては、発電炉における工認実績(別表第二、要目表及び基本設計方針)を参考のうえ決定する。</p>										

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領		当社施設 設工認作成要領 (案)		備考																								
<p>Q. 基本設計方針、適用基準及び適用規格 (再掲、略)</p> <p>適用基準及び適用規格については、各設備の設計製作に適用する基準及び規格について、具体的な規格番号、名称及び制定又は改訂年度も含め記載する。記載対象とする基準及び規格は技術基準規則に規定される性能を満足させるための基本的な規格及び基準とする。具体的には技術基準規則解釈に引用されるもの等とする。</p> <p>3. 工事計画以外の認可申請書、届出書及び添付書類の記載</p> <p>認可申請又は届出の手續については、規則第9条第1項又は第12条第1項に申請書又は届出書記載事項が定められており、各条第3項の規定により添付すべき書類が同項及び規則別表第2の下欄で定められている。ここでは、各条第1項第3号に規定されている工事工程表及び同項第4号に規定されている品質マネジメントシステム並びに各条第3項及び規則別表第2の下欄で定められている各添付書類に記載すべき事項を示す。</p> <p>(1) 工事工程表</p> <p>現地工事の期間と工事の方法で示す工事の工程ごとに使用前事業者検査及び使用前確認が可能な時期を記載することとする。また、現地工事の期間としては系統ごとに記載することとし、使用前事業者検査及び使用前確認が可能な時期としては現地以外において使用前事業者検査及び使用前確認を実施する場合も含むものとする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">本文記載箇所</th> <th>記載方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td> <td>準拠規格及び基準</td> <td>各設備の設計製作に適用する基準及び規格について、具体的な規格番号、名称及び制定又は改訂年度も含め記載する。記載対象とする基準及び規格は技術基準規則に規定される性能を満足させるための基本的な規格及び基準とする。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>工事工程表</td> <td>現地工事の期間と工事の方法で示す工事の工程ごとに使用前事業者検査及び使用前確認が可能な時期を記載することとする。また、現地工事の期間としては系統ごとに記載することとし、使用前事業者検査及び使用前確認が可能な時期としては現地以外において使用前事業者検査及び使用前確認を実施する場合も含むものとする。</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>品質マネジメントシステム</td> <td>原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)の規定に適合するとして許可を受けた保安活動に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を踏まえて、設計及び工事に係る具体的な品質管理の方法、組織等の計画された事項(品質マネジメント文書及び記録の体系を含む。)を記載することとする。その際、設計及び工事の段階に応じて品質管理の方法等の変更を伴う場合には、それぞれの品質管理の方法等の切替えの時期等を含めて記載することとする。</td> </tr> </tbody> </table>	本文記載箇所		記載方針	4	準拠規格及び基準	各設備の設計製作に適用する基準及び規格について、具体的な規格番号、名称及び制定又は改訂年度も含め記載する。記載対象とする基準及び規格は技術基準規則に規定される性能を満足させるための基本的な規格及び基準とする。	5	工事工程表	現地工事の期間と工事の方法で示す工事の工程ごとに使用前事業者検査及び使用前確認が可能な時期を記載することとする。また、現地工事の期間としては系統ごとに記載することとし、使用前事業者検査及び使用前確認が可能な時期としては現地以外において使用前事業者検査及び使用前確認を実施する場合も含むものとする。	6	品質マネジメントシステム	原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)の規定に適合するとして許可を受けた保安活動に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を踏まえて、設計及び工事に係る具体的な品質管理の方法、組織等の計画された事項(品質マネジメント文書及び記録の体系を含む。)を記載することとする。その際、設計及び工事の段階に応じて品質管理の方法等の変更を伴う場合には、それぞれの品質管理の方法等の切替えの時期等を含めて記載することとする。		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">本文記載箇所</th> <th>記載方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td> <td>準拠規格及び基準</td> <td>各設備の設計製作に適用する基準及び規格について、具体的な規格番号、名称及び制定又は改訂年度も含め記載する。記載対象とする基準及び規格は技術基準規則に規定される性能を満足させるための基本的な規格及び基準とする。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>工事工程表</td> <td>現地工事の期間と工事の方法で示す工事の工程ごとに使用前事業者検査及び使用前確認が可能な時期を記載することとする。また、現地工事の期間としては<b>施設</b>ごとに記載することとし、使用前事業者検査及び使用前確認が可能な時期としては現地以外において使用前事業者検査及び使用前確認を実施する場合も含むものとする。 <b>工事工程表の記載例を別紙3に示す。</b></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>品質マネジメントシステム</td> <td>原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)の規定に適合するとして許可を受けた保安活動に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を踏まえて、設計及び工事に係る具体的な品質管理の方法、組織等の計画された事項(品質マネジメント文書及び記録の体系を含む。)を記載することとする。その際、設計及び工事の段階に応じて品質管理の方法等の変更を伴う場合には、それぞれの品質管理の方法等の切替えの時期等を含めて記載することとする。</td> </tr> </tbody> </table>	本文記載箇所		記載方針	4	準拠規格及び基準	各設備の設計製作に適用する基準及び規格について、具体的な規格番号、名称及び制定又は改訂年度も含め記載する。記載対象とする基準及び規格は技術基準規則に規定される性能を満足させるための基本的な規格及び基準とする。	5	工事工程表	現地工事の期間と工事の方法で示す工事の工程ごとに使用前事業者検査及び使用前確認が可能な時期を記載することとする。また、現地工事の期間としては <b>施設</b> ごとに記載することとし、使用前事業者検査及び使用前確認が可能な時期としては現地以外において使用前事業者検査及び使用前確認を実施する場合も含むものとする。 <b>工事工程表の記載例を別紙3に示す。</b>	6	品質マネジメントシステム	原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)の規定に適合するとして許可を受けた保安活動に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を踏まえて、設計及び工事に係る具体的な品質管理の方法、組織等の計画された事項(品質マネジメント文書及び記録の体系を含む。)を記載することとする。その際、設計及び工事の段階に応じて品質管理の方法等の変更を伴う場合には、それぞれの品質管理の方法等の切替えの時期等を含めて記載することとする。		<p>施設として記載</p> <p>最新版を反映</p>
	本文記載箇所		記載方針																										
	4	準拠規格及び基準	各設備の設計製作に適用する基準及び規格について、具体的な規格番号、名称及び制定又は改訂年度も含め記載する。記載対象とする基準及び規格は技術基準規則に規定される性能を満足させるための基本的な規格及び基準とする。																										
	5	工事工程表	現地工事の期間と工事の方法で示す工事の工程ごとに使用前事業者検査及び使用前確認が可能な時期を記載することとする。また、現地工事の期間としては系統ごとに記載することとし、使用前事業者検査及び使用前確認が可能な時期としては現地以外において使用前事業者検査及び使用前確認を実施する場合も含むものとする。																										
	6	品質マネジメントシステム	原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)の規定に適合するとして許可を受けた保安活動に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を踏まえて、設計及び工事に係る具体的な品質管理の方法、組織等の計画された事項(品質マネジメント文書及び記録の体系を含む。)を記載することとする。その際、設計及び工事の段階に応じて品質管理の方法等の変更を伴う場合には、それぞれの品質管理の方法等の切替えの時期等を含めて記載することとする。																										
	本文記載箇所		記載方針																										
4	準拠規格及び基準	各設備の設計製作に適用する基準及び規格について、具体的な規格番号、名称及び制定又は改訂年度も含め記載する。記載対象とする基準及び規格は技術基準規則に規定される性能を満足させるための基本的な規格及び基準とする。																											
5	工事工程表	現地工事の期間と工事の方法で示す工事の工程ごとに使用前事業者検査及び使用前確認が可能な時期を記載することとする。また、現地工事の期間としては <b>施設</b> ごとに記載することとし、使用前事業者検査及び使用前確認が可能な時期としては現地以外において使用前事業者検査及び使用前確認を実施する場合も含むものとする。 <b>工事工程表の記載例を別紙3に示す。</b>																											
6	品質マネジメントシステム	原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)の規定に適合するとして許可を受けた保安活動に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を踏まえて、設計及び工事に係る具体的な品質管理の方法、組織等の計画された事項(品質マネジメント文書及び記録の体系を含む。)を記載することとする。その際、設計及び工事の段階に応じて品質管理の方法等の変更を伴う場合には、それぞれの品質管理の方法等の切替えの時期等を含めて記載することとする。																											

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

＜比較検討＞

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領（案）	備考
<p>(2) 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム</p> <p>原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）の規定に適合するとして許可を受けた保安活動に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を踏まえて、設計及び工事に係る具体的な品質管理の方法、組織等の計画された事項（品質マネジメント文書及び記録の体系を含む。）を記載することとする。その際、設計及び工事の段階に応じて品質管理の方法等の変更を伴う場合には、それぞれの品質管理の方法等の切替えの時期等を含めて記載することとする。</p>			



発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【要目表】

〈比較検討〉

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考																																							
<p>2. 工事の計画の認可及び届出及び認可手続の範囲 (2) 工事計画に記載すべき設備及び機器等の範囲 工事計画に記載しなければならない事項は、規則第9条第2項又は第12条第2項で発電用原子炉施設の種別に応じて規則別表第2の中欄で定めるものとされており、規則別表第2の中欄において、設備ごとにさらに機器等の単位で記載要求事項を定めている。この規則別表第2に規定されている記載要求事項については、少なくとも技術基準規則への適合性を示す上で必要十分な内容が記載される必要があり、以下では、規則別表第1における設備及び機器等の規定も含めて、機器等の仕様に関する記載要求範囲と設備及び機器等の記載要求範囲に分けて示す。</p>	<p>2. 要目表について</p> <p>1. 目的 仕様を記載する設備について、記載の統一及び一貫性を図ることを目的として仕様表の作成要領を策定する。</p> <p>2. 具体的な仕様表の作成方法</p> <p>2.1 資料構成</p> <p>(1) 仕様表の資料構成は以下とする。</p> <p>a. 申請対象設備については、「使用済燃料の再処理の事業に関する規則」第二条、「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」第四条及び「核燃料物質の加工の事業に関する規則」第三条の二の二に記載の施設区分と同じ順番に記載する。以下に施設区分を示す。</p> <p>なお、以下に示す施設区分のうち、その他再処理設備の附属施設、その他廃棄物管理設備の附属施設及び、その他加工施設などの詳細な施設区分については、事業指定申請書または事業変更許可申請書に記載の施設区分と同じ順番に記載する。</p> <table border="1" data-bbox="943 1220 1641 1839"> <thead> <tr> <th>再処理施設</th> <th>廃棄物管理施設</th> <th>加工施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ. 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設</td> <td>イ. 廃棄物管理設備本体 (1) 管理施設</td> <td>ロ. 濃縮施設</td> </tr> <tr> <td>ロ. 再処理設備本体</td> <td>ロ. 放射性廃棄物の受入施設</td> <td>ハ. 成形施設</td> </tr> <tr> <td>(1) せん断処理施設</td> <td>ハ. 計測制御系統施設</td> <td>ニ. 被覆施設</td> </tr> <tr> <td>(2) 溶解施設</td> <td>ニ. 放射線管理施設</td> <td>ホ. 組立施設</td> </tr> <tr> <td>(3) 分離施設</td> <td>ホ. その他廃棄物管理設備の附属施設</td> <td>ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設</td> </tr> <tr> <td>(4) 精製施設</td> <td></td> <td>ト. 放射性廃棄物の廃棄施設</td> </tr> <tr> <td>(5) 脱硝施設</td> <td></td> <td>チ. 放射線管理施設</td> </tr> <tr> <td>(6) 酸及び溶媒の回収施設</td> <td></td> <td>リ. その他の加工施設</td> </tr> </tbody> </table>	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設	イ. 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設	イ. 廃棄物管理設備本体 (1) 管理施設	ロ. 濃縮施設	ロ. 再処理設備本体	ロ. 放射性廃棄物の受入施設	ハ. 成形施設	(1) せん断処理施設	ハ. 計測制御系統施設	ニ. 被覆施設	(2) 溶解施設	ニ. 放射線管理施設	ホ. 組立施設	(3) 分離施設	ホ. その他廃棄物管理設備の附属施設	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設	(4) 精製施設		ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	(5) 脱硝施設		チ. 放射線管理施設	(6) 酸及び溶媒の回収施設		リ. その他の加工施設	<p>2. 要目表について</p> <p>1. 目的 仕様を記載する設備について、記載の統一及び一貫性を図ることを目的として<b>要目表</b>の作成要領を策定する。</p> <p>2. 具体的な<b>要目表</b>の作成方法</p> <p>2.1 資料構成</p> <p>(1) <b>要目表</b>の資料構成は以下とする。</p> <p>a. 申請対象設備については、「<b>使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則</b>」<b>第二条</b>に記載の施設区分と同じ順番に記載する。以下に施設区分を示す。</p> <p>なお、以下に示す施設区分のうち、その他使用済燃料貯蔵設備の附属施設の構造及び設備のうち、主要な事項の詳細な施設区分については、<b>使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則に記載の事項と対応する施設区分の順番</b>に記載する。</p> <table border="1" data-bbox="1665 1220 2362 1759"> <thead> <tr> <th>使用済燃料貯蔵施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ 使用済燃料貯蔵設備本体</td> </tr> <tr> <td>ロ 使用済燃料の受入設備</td> </tr> <tr> <td>ハ 計測制御系統施設</td> </tr> <tr> <td>ニ 放射性廃棄物の廃棄施設</td> </tr> <tr> <td>ホ 放射線管理施設</td> </tr> <tr> <td>ヘ その他使用済燃料貯蔵設備の附属施設</td> </tr> <tr> <td>(1) 使用済燃料貯蔵建屋</td> </tr> <tr> <td>(2) 電気設備</td> </tr> <tr> <td>(3) 通信連絡設備</td> </tr> <tr> <td>(4) 消防用設備</td> </tr> <tr> <td>(5) 人の不法な侵入等防止設備</td> </tr> </tbody> </table>	使用済燃料貯蔵施設	イ 使用済燃料貯蔵設備本体	ロ 使用済燃料の受入設備	ハ 計測制御系統施設	ニ 放射性廃棄物の廃棄施設	ホ 放射線管理施設	ヘ その他使用済燃料貯蔵設備の附属施設	(1) 使用済燃料貯蔵建屋	(2) 電気設備	(3) 通信連絡設備	(4) 消防用設備	(5) 人の不法な侵入等防止設備	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 適用規則の相違</p> <p>適用規則の相違</p> <p>設備の相違</p>
再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設																																								
イ. 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設	イ. 廃棄物管理設備本体 (1) 管理施設	ロ. 濃縮施設																																								
ロ. 再処理設備本体	ロ. 放射性廃棄物の受入施設	ハ. 成形施設																																								
(1) せん断処理施設	ハ. 計測制御系統施設	ニ. 被覆施設																																								
(2) 溶解施設	ニ. 放射線管理施設	ホ. 組立施設																																								
(3) 分離施設	ホ. その他廃棄物管理設備の附属施設	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設																																								
(4) 精製施設		ト. 放射性廃棄物の廃棄施設																																								
(5) 脱硝施設		チ. 放射線管理施設																																								
(6) 酸及び溶媒の回収施設		リ. その他の加工施設																																								
使用済燃料貯蔵施設																																										
イ 使用済燃料貯蔵設備本体																																										
ロ 使用済燃料の受入設備																																										
ハ 計測制御系統施設																																										
ニ 放射性廃棄物の廃棄施設																																										
ホ 放射線管理施設																																										
ヘ その他使用済燃料貯蔵設備の附属施設																																										
(1) 使用済燃料貯蔵建屋																																										
(2) 電気設備																																										
(3) 通信連絡設備																																										
(4) 消防用設備																																										
(5) 人の不法な侵入等防止設備																																										

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【要目表】

〈比較検討〉

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領		当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	<p>ハ. 製品貯蔵施設 ニ. 計測制御系統施設 ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設 ヘ. 放射線管理施設 ト. その他再処理設備の附属施設</p>		<p>b. <b>要目表</b>記載対象設備は「申請範囲」※1により対象設備を明確化する。 ※1: 今回の手続き対象外で「記載の適正化のみ」を行う設備は、「申請範囲」に手続き対象外である旨を記載する。 (例) ○○ポンプ (手続き対象外)</p> <p>c. <b>要目表</b>は、1 設備につき1 件とし、複数の設備 (系統) 区分※2の機能を有する設備であっても<b>要目表</b>は1 件とする。 ただし、<b>A系/B系</b>のように同一仕様の設備の場合は、<b>要目表</b>を一つに纏めてもよい。 ※2: 設備 (系統) 区分の記載について、設備名のみで対象が自明の場合は系統名を記載しなくても良い。(以下、各章においても同様。)</p> <p>d. <b>要目表</b>については、設工認作成要領【基本的考え方】別紙2に示す<b>設備毎</b>に添付するものとする。</p> <p>2.2 <b>要目表</b>の記載項目 <b>要目表</b>の記載項目については、<b>技術基準要求に対して適合するための性能要件を特定する情報を記載する</b>。また、以降に記載する内容を踏まえ、<b>設備の種別毎</b>に基本的な<b>要目表</b>記載項目を添付-1に示す。 なお、既認可の<b>要目表</b>記載項目のうち、以下に示すような発電炉との記載項目の横並び、技術基準適合性等に係ら</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 記載の適正化</p> <p>設備の相違 記載の適正化</p> <p>記載の適正化 記載の適正化 (別紙は今後整合)</p> <p>記載の適正化 記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (添付は今後整合)</p> <p>記載の適正化</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【要目表】

〈比較検討〉

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	<p>ない項目や数値等の仕様記載ではない項目については、仕様表から基本設計方針等に記載を移すものとする。</p> <p>① 耐震クラス、機器の種類（溶接の機種区分）については、発電炉に合わせ主要設備リストへ記載し、仕様表に記載しない。</p> <p>② 標準濃度については、工程情報を示す項目であり、設備仕様に直接かわらない項目であることから、仕様表に記載しない。</p> <p>③ 添付図の呼び込みについては、必要な設計仕様を仕様表に記載することから、仕様表に記載しない。</p> <p>なお、1つの機器に複数の機能を有するユニット機器については、1つの仕様表中に複数の機能に係る仕様を記載することを基本とする。</p> <p>ただし、ユニット機器の構造や機能の関係性から、ユニット機器の構成単位で仕様表を分けた方が設備仕様の整理が容易となるものについては、機器の構成単位で仕様表を分けて作成することも可とする。</p> <p>(1) 仕様表へ記載する項目、内容</p> <p>a. 名称</p> <p>機器等を識別するため、機器等の名称を記載する。</p> <p>なお、配管、ダクトの場合は、対象範囲が識別できるように記載する。</p> <p>(記載例1) 名称：(機器) ～ (機器)</p> <p>(記載例2) 名称：○○出口配管～(機器)</p> <p>(記載例3) 名称：○○入口配管及び○○出口配管～(機器)</p> <p>b. 種類 (形式)</p> <p>機器等の種類を示すため、形状や機能より分類した種類を記載する。分類及び記載内容の例を以下に示す。</p> <p>(a) 円筒形容器の基本型式は、たて、横の置き方と円筒形の組合せとする。</p> <p>(記載例) たて置円筒形、横置円筒形</p> <p>(b) 伝熱管を有する熱交換器は、たて、横の置き方とU字管、直管等の管形状の組合せとする。(記載例) たて置直管式、横置U字管式</p>	<p>ない項目や数値等の仕様記載ではない項目については、<b>要目表</b>から基本設計方針等に記載を移すものとする。</p> <p>① 耐震クラス、機器の種類（溶接の機種区分）については、発電炉に合わせ主要設備リストへ記載し、<b>要目表</b>に記載しない。</p> <p>② 添付図の呼び込みについては、必要な設計仕様を<b>要目表</b>に記載することから、<b>要目表</b>に記載しない。</p> <p>(1) <b>要目表</b>へ記載する項目、内容</p> <p>a. 名称</p> <p>機器等を識別するため、機器等の名称を記載する。</p> <p>b. 種類 (形式)</p> <p>機器等の種類を示すため、形状や機能より分類した種類を記載する。分類及び記載内容の例を以下に示す。</p> <p>(a) 円筒形容器の基本型式は、たて、横の置き方と円筒形の組合せとする。</p> <p>(記載例) たて置円筒形、横置円筒形</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>設備の相違</p> <p>記載の適正化</p> <p>設備の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>記載の適正化</p> <p>設備の相違</p> <p>機器の相違</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【要目表】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
<p>A. 容量又は注入速度及び揚程又は吐出圧力 通常運転時，設計基準事故時又は重大事故等時等の対応に必要な性能が異なる場合には，要求される性能を列記する必要がある，容量又は注入速度及び揚程又は吐出圧力の対応関係が分かるように記載することとする。</p> <p>C. 加熱面積及び伝熱面積 熱の伝達性能を表す必要がある，加熱及び伝熱に有効な面積を記載することとする。その際，有効な面積の算出に必要な情報については，構造図にて図示することとする。</p>	<p>(c) ポンプ（取扱う流体が液体）は，回転式の場合はず巻形，ターボ形とし，往復式の場合は往復形とする。</p> <p>(d) 圧縮機又は真空ポンプ（取り扱う流体が気体）は，往復式又は回転式とする。</p> <p>c. 設計条件</p> <p>(a) 流体の種類 機器等で取扱う流体を示すため，流体の種類を記載する。設備の構造上，複数の流体を記載する必要がある場合は，区別して記載する。</p> <p>(b) 設計能力（容量，揚程，加熱面積，伝熱面積，吐出圧力，計測範囲，除去効率等） 技術基準の要求事項を満足するために必要な機能（設計能力）を示す項目として記載する。</p> <p>ポンプ等の容量及び揚程又は吐出圧力を表す必要がある機器において，通常運転時，設計基準事故時又は重大事故時等の対応に必要な性能がわかるように記載することとする。</p> <p>また，熱の伝達性能を表す必要がある機器の場合には，伝熱に有効な面積を記載することとする。その際，有効な面積の算出に必要な情報については，構造図にて図示することとする。</p> <p>記載する能力とその項目の例を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>容器では貯留能力を示すほか，しゃへいや火災等による損傷の防止の評価に使用する主要条件であることから容量を記載する。</li> <li>熱交換器類については，設備に応じて設計熱交換量，設計燃焼熱量を容量として記載する。</li> </ul> <p>また，加熱及び伝熱に有効な面積については，容量（設計熱交換量等）とは別に，設備の能力として記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>装置類及び廃ガス処理設備等は，設備の処理能力を記載する。</li> <li>サーモサイフォン型蒸発缶（加熱部）は貯留能力に加えて，処理容量及び設計熱交換量を記載する。サーモサイフォン型蒸発缶（気液分離部）及びジャケット型蒸発缶</li> </ul>	<p>(b) 圧縮機又は真空ポンプ（取り扱う流体が気体）は，往復式又は回転式とする。</p> <p>c. 設計条件</p> <p>(a) 流体の種類 機器等で取扱う流体を示すため，流体の種類を記載する。設備の構造上，複数の流体を記載する必要がある場合は，区別して記載する。</p> <p>(b) 設計能力（容量，揚程，加熱面積，伝熱面積，吐出圧力，計測範囲，除去効率等） 技術基準の要求事項を満足するために必要な機能（設計能力）を示す項目として記載する。</p> <p>ポンプ等の容量及び揚程又は吐出圧力を表す必要がある機器において，<b>貯蔵期間中</b>の必要な性能がわかるように記載することとする。</p> <p>また，熱の伝達性能を表す必要がある機器の場合には，伝熱に有効な面積を記載することとする。その際，有効な面積の算出に必要な情報については，構造図にて図示することとする。</p> <p>記載する能力とその項目の例を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>容器では貯留能力を示すほか，しゃへいや火災等による損傷の防止の評価に使用する主要条件であることから容量を記載する。</li> </ul>	<p>機器の相違</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>設備の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設備の相違</p>





発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【要目表】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領（案）	備考
<p>D. 主要寸法，外径及び厚さ</p> <p>機器等の概略を示す「たて」「横」「高さ」等の他，容器，管等の性能又は構造強度等の評価に必要な主要な寸法，管等の外径については原則として公称値を記載することとし，容器等も含めて，厚さについては設計確認値（J I Sで定める許容差を差し引いた厚さの管の場合は除く。）及び公称値を記載することとする。なお，ホース等の一般産業品を重大事故等クラス3機器として使用する場合の厚さについては，その完成品が一般産業品の規格及び基準に適合するものであって，重大事故等時における使用圧力及び使用温度が負荷された状態においても，使用材料の特性を踏まえた強度を確保できる旨を設計確認値等に代えて記載することでもよいものとする。また，主要寸法については，構造図にて図示するとともに，公差についての説明を添付することとし，要目表に記載する主要寸法以外で評価に必要な詳細な寸法は計算書や構造図において記載することとする。具体的な記載の例について参考資料1に示す。</p> <p>複数の盤を組み合わせて構成される無停電電源装置等の主要寸法は，分離可能な盤単位の寸法を記載することとする。</p> <p>重大事故等対処設備であって，通常運転時及び設計基準事故時にはその機能に期待しない可搬型の機器等のうち，実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（原規技発第1306194号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。以下「技術基準規則解釈」という。）第54条の一般産業品で十分な予備品を確保することで対応する場合にあっては，一般産業品（完成品）としての「たて」，「横」，「高さ」等の概略寸法（車両に設置される機器等の場合は，当該車両の概略寸法を含む。）や他の機器等との取り合いの寸法を記載することによってよいこととする。</p>	<p>（記載例2）（省略）</p> <p>d. 仕様</p> <p>(a) 主要寸法</p> <p>機器等の概略を示す「たて」「横」「高さ」等のほか，容器，管等の性能又は構造強度等の評価に必要な主要な寸法，管等の外径については原則として公称値を記載することとし，容器等も含めて，厚さについては設計確認値（J I Sで定める許容差を差し引いた厚さの管の場合は除く。）及び公称値を記載することとする。（記載項目の詳細については，添付-1に示す。）</p> <p>なお，ホース等の一般産業品を重大事故等対処設備として使用する場合の厚さについては，その完成品が一般産業品の規格及び基準に適合するものであって，重大事故時における使用圧力及び使用温度が負荷された状態においても，使用材料の特性を踏まえた強度を確保できる旨を公称値等に変えて記載することでもよいものとする。また，主要寸法については，構造図にて図示するとともに，公差についての説明を添付することとし，仕様表に記載する主要寸法以外で評価に必要な詳細な寸法は計算書や構造図において記載することとする。</p> <p>複数の盤を組み合わせて構成される無停電電源装置等の主要寸法は，分離可能な盤単位の寸法を記載することとする。</p> <p>重大事故等対処設備であって，通常運転時及び設計基準事故時にはその機能に期待しない可搬型の機器等のうち，一般産業品で十分な予備品を確保することで対応する場合にあっては，一般産業品（完成品）としての「たて」「横」「高さ」等の概略寸法（車両に設置される機器等の場合は，当該車両の概略寸法を含む。）や他の機器等との取り合いの寸法を記載することによってよいこととする。</p>	<p>d. 仕様</p> <p>(a) 主要寸法</p> <p>機器等の概略を示す「たて」「横」「高さ」等のほか，容器，管等の性能又は構造強度等の評価に必要な主要な寸法，管等の外径については原則として公称値を記載することとし，容器等も含めて，厚さについては設計確認値（J I Sで定める許容差を差し引いた厚さの管の場合は除く。）及び公称値を記載する。（記載項目の詳細については，添付-1に示す。）</p> <p>複数の盤を組み合わせて構成される無停電電源装置等の主要寸法は，分離可能な盤単位の寸法を記載することとする。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>技術基準の相違</p> <p>技術基準の相違</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【要目表】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
<p>E. 材料</p> <p>機器の構造強度又は耐震強度に影響を及ぼす機器の主となる部分（1種類又は必要に応じて数種類）を構成するものとする。</p> <p>発電用原子力設備規格設計・建設規格（J S M E S N C - 1 日本機械学会。以下「設計・建設規格」という。）又は発電用原子力設備規格材料規格（J S M E S N J - 1 日本機械学会。以下「材料規格」という。）に規定されていない材料であって、その化学的成分及び機械的強度が設計・建設規格又は材料規格で規定する材料と同等以上である場合には、「同等材」として要目表に記載することとし、併せて、その材料の化学的成分及び機械的強度に関する事項（化学的成分及び機械的強度が J I S , A S T M 等の規格に基づくものであって当該規格が公表されているものは、規格番号等を記載した書類であってもよい。）を要目表に記載することとする。その際、別紙として記載することでもよいものとする。なお、主となる部分以外のもので、詳細解析に必要となるものは、添付書類等に記載することとする。</p> <p>F. 個数</p> <p>重大事故等対処設備であって、通常運転時及び設計基準事故時には その機能に期待しないものにあつては、技術基準規則上必要な個数と バックアップの個数とを分けて記載するとともに、「〇〇以上」として、維持する必要がある個数を記載することでもよいこととする。なお、バックアッ</p>	<p>(b) 主要材料</p> <p>機器等の安全性評価や強度評価等の対象となる主要な材質を記載する。</p> <p>機器の構造強度又は耐震強度に影響を及ぼす機器の主となる部分（1種類又は必要に応じて数種類）を構成するものを記載する。</p> <p>J I S , A S T M 等の規格に規定されていない材料であつて、その科学的成分及び機械的強度が J I S , A S T M 等の規格に規定する材料と同等以上である場合には、「同等材」として仕様表に記載することとし、併せて、その材料の化学的成分及び機械的強度に関する事項を仕様表に記載することとする。その際、別紙として記載することでもよいものとする。</p> <p>なお、主となる部分以外のもので、詳細解析に必要となるものは、添付書類等に記載することとする。</p> <p>材料記号の記載方法は以下のとおりとする。</p> <p>① J I S 規格に基づく材料記号の記載（施設時の J I S 規格に基づく材料記号を記載する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備の施設以降に、J I S 規格改定により材料記号が変更されたものであつても、今回の申請において施設時の J I S 材料記号を記載する。</li> <li>・ 既設設備の一部に最新の J I S 規格が使用されたものは、今回の申請において施設時の J I S 材料記号と最新の J I S 材料記号をそれぞれ記載する。</li> </ul> <p>② J I S 規格以外を使用する材料記号の記載</p> <p>企業のプライベート規格を使用している一般産業品については、使用している材料を総称する一般名を記載する。</p> <p>(c) 個数（基数）</p> <p>機器等の個数（基数）を示すため、記載する。</p> <p>重大事故等対処設備の可搬型設備のように維持する必要がある個数については、「〇〇以上」と記載することでもよいこととする。</p> <p>なお、バックアップについて ( ) を付して個数及びバック</p>	<p>(b) 主要材料</p> <p>機器等の安全性評価や強度評価等の対象となる主要な材質を記載する。</p> <p>機器の構造強度又は耐震強度に影響を及ぼす機器の主となる部分（1種類又は必要に応じて数種類）を構成するものを記載する。</p> <p>J I S , A S T M 等の規格に規定されていない材料であつて、その科学的成分及び機械的強度が J I S , A S T M 等の規格に規定する材料と同等以上である場合には、「同等材」として要目表に記載することとし、併せて、その材料の化学的成分及び機械的強度に関する事項を要目表に記載する（必要に応じ、別紙として記載する）。</p> <p>なお、主となる部分以外のもので、詳細解析に必要となるものは、添付書類等に記載する。</p> <p>材料記号の記載方法は以下のとおりとする。</p> <p>① J I S 規格に基づく材料記号の記載（施設時の J I S 規格に基づく材料記号を記載する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備の施設以降に、J I S 規格改定により材料記号が変更されたものであつても、今回の申請において施設時の J I S 材料記号を記載する。</li> <li>・ 既設設備の一部に最新の J I S 規格が使用されたものは、今回の申請において施設時の J I S 材料記号と最新の J I S 材料記号をそれぞれ記載する。</li> </ul> <p>② J I S 規格以外を使用する材料記号の記載</p> <p>企業のプライベート規格を使用している一般産業品については、使用している材料を総称する一般名を記載する。</p> <p>(c) 個数（基数）</p> <p>機器等の個数（基数）を記載する。</p> <p>なお、バックアップについて ( ) を付して個数及びバック</p>	<p>記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 技術基準の相違</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【要目表】

〈比較検討〉

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領（案）	備考
<p>プについて（）を付して個数及びバックアップである旨の注釈を記載することとする。</p> <p>一方、通常運転時及び設計基準事故時に用いるための機器等であって、機器の点検又は取替えを効率的に行うため、繰り返しの入替えを目的として取替えを行う原子炉冷却材圧力バウンダリに係る機器等（主蒸気安全弁、主蒸気逃がし安全弁、制御棒駆動機構、改良型沸騰水型発電用原子炉施設の原子炉再循環ポンプモーターカバー及び補助カバー並びに加圧水型発電用原子炉施設の一次冷却材ポンプケーシングカバー等）については、設計上必要となる個数を記載し、予備品について（）を付して個数及び予備品である旨の注釈を記載することとする。そのため、使用前検査又は供用の実績のない予備品の使用については、予備品の数の変更となり、改造の工事となる。</p> <p>P. 効率、再結合効率                      効率は、公衆の放射線障害の防止を目的として設置するフィルターについて、対象とする放射性物質を除去する割合とする。                      再結合効率は、再結合装置内に流入した水素を酸素と再結合し除去する割合をいう。</p> <p>O. 空気流入率                      空気流入率は、技術基準規則において居住性に係る被ばく評価を求めている中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所に設置する送風機及び排風機について記載するものとする。なお、送風機及び排風機を共に有する場合は、一体として空気流入率を記載することでもよいこととする。正圧管理で流入が想定されない場合はその旨を付記するものとする。</p> <p>L. 検出器の種類                      計測装置及び放射線管理用計測装置においては検出原理を示すものとし、以下の例を踏まえて記載することとする。                      ・圧力の計測－「弾性圧力検出器」等</p>	<p>アップである旨の注釈を記載することとする。</p> <p>(d) 効率                      公衆の放射線障害の防止を目的として設置するフィルタ等について、対象とする放射性物質を除去する割合を記載する。</p> <p>(e) 空気流入率                      居住性に係る被ばく評価を求めている中央制御室、緊急時対策所に設置する送風機及び排風機について記載する。                      なお、送風機及び排風機を共に有する場合は、一体として空気流入率を記載することでもよいこととする。正圧管理で流入が想定されない場合はその旨を付記するものとする。</p> <p>(f) 計装設備                      検出器の種類、計測範囲、警報動作範囲、検出器個数、表示場所を記載する。                      なお、警報動作値を持たない検出器については、「－」を</p>	<p>アップである旨の注釈を記載することとする。</p> <p>(f) 計装設備                      検出器の種類、計測範囲、警報動作範囲、検出器個数、表示場所を記載する。                      なお、警報動作値を持たない検出器については、「－」を</p>	<p>設備の相違</p> <p>設備の相違</p>



発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【要目表】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
<p>・温度の計測－「測温抵抗体」及び「熱電対」等</p> <p>・流量の計測－「差圧式流量検出器」及び「電磁式流量検出器」等</p> <p>・水位の計測－「差圧式水位検出器」等</p> <p>・水質の計測－「導電率検出器」等</p> <p>・放射線の計測－「電離箱」, 「シンチレーション」及び「半導体式」等</p> <p>原子炉非常停止信号又は工学的安全施設等の起動信号においては、信号を発生する検出器を示すものとし、以下の例を踏まえて記載することとする。</p> <p>・「加圧器圧力検出器」, 「一次冷却材温度検出器」及び「出力領域中性子検出器」等</p> <p>M. 原子炉非常停止信号又は工学的安全施設起動（作動）信号の設定値</p> <p>原子炉非常停止信号又は工学的安全施設起動（作動）信号の設定値については、上限値又は下限値であることを明確にするため、要目表に記載する値には「〇〇以下」又は「〇〇以上」と記載することとする。</p> <p>I. 制御方式及び制御方法</p> <p>安全保護系にデジタル安全保護系を適用する場合には、デジタル安全保護系を適用することを記載することとする。</p> <p>なお、ここでいうデジタル安全保護系とは、安全保護系の</p>	<p>記載することとする。</p> <p>① 検出器の種類</p> <p>計測装置においては検出原理を示すものとし、以下の例を踏まえて記載することとする。</p> <p>・圧力の計測－「エアパージ式差圧発信器」, 「圧力発信器」等</p> <p>・温度の計測－「測温抵抗体」, 「熱電対」等</p> <p>・流量の計測－「オリフィス式差圧発信器」, 「電磁式」等</p> <p>・液位の計測－「エアパージ式差圧発信器」等</p> <p>・密度の計測－「エアパージ式差圧発信器」等</p> <p>(g) 放射線管理設備</p> <p>検出器の種類、計測範囲、警報動作範囲、検出器個数、表示場所を記載する。</p> <p>なお、警報動作値を持たない検出器については、「－」を記載することとする。</p> <p>① 検出器の種類</p> <p>・放射線の計測－「電離箱」, 「シンチレーション」, 「半導体式」等</p> <p>・臨界警報装置－「プラスチックシンチレーション検出器」</p> <p>(h) 電気設備</p> <p>電気設備及びディーゼル機関については、使用電圧等を記載する。</p> <p>(i) 安全保護回路の設定値</p> <p>液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路、溶解施設の溶解槽の可溶性中性子吸収材緊急供給回路及びせん断処理施設のせん断機のせん断停止回路等の安全保護回路の設定値については、上限値又は下限値であることを明確にするため、仕様表に記載する値には「〇〇以下」又は「〇〇以上」と記載することとする。</p>	<p>記載することとする。</p> <p>① 検出器の種類</p> <p>計測装置においては検出原理を示すものとし、以下の例を踏まえて記載する。</p> <p>・温度の計測－「測温抵抗体」, 「熱電対」等</p> <p>・流量の計測－「オリフィス式差圧発信器」, 「電磁式」等</p> <p>(g) 放射線管理設備</p> <p>検出器の種類、計測範囲、警報動作範囲、検出器個数、表示場所を記載する。</p> <p>なお、警報動作値を持たない検出器については、「－」を記載する。</p> <p>① 検出器の種類</p> <p>・放射線の計測－「電離箱」, 「シンチレーション」, 「半導体式」等</p> <p>・臨界警報装置－「プラスチックシンチレーション検出器」</p> <p>(h) 電気設備</p> <p><b>無停電電源装置</b>については、使用電圧及び容量等を記載する。</p>	<p>記載の適正化 設備の相違</p> <p>設備の相違 設備の相違</p> <p>記載の適正化</p> <p>設備の相違 設備の相違</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【要目表】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
<p>論理演算機能（作動（起動）回路）がデジタル化されている設備をいう。</p> <p>また「原子炉の制御方法」に、制御棒価値ミニマイザによる制御方法について記載すること。</p> <p>G. 取付箇所 常設の機器等（可搬型の機器等の一部で通常運転時から使用箇所に取り付けている機器等を含む。）については、属する系統の機能の独立性及び位置的分散を示すために十分な配置を説明する記載とする必要があり、また、溢水防護上の配慮が必要な機器等については、防護区画との関係及び据付高さ等を記載する必要がある。</p> <p>可搬型の機器等については、保管している場所に加え、使用時に取り付ける箇所を（）を付して記載することとする。</p> <p>H. 原子炉冷却材又は一次冷却材の純度 沸騰水型発電用原子炉施設にあつては、pH、導電率及び塩素イオンに係るものを記載することとする。加圧水型発電用原子炉施設にあつては、pH、導電率、リチウムイオン、塩化物イオン、溶存酸素、溶存水素及び濁度に係るものを記載することとする。</p> <p>J. 最大反応度価値 原子炉（炉心）が臨界（臨界近接を含める。）にある場合において、制御棒1本（複数の制御棒が同時に引き抜かれる場合にあつてはその制御棒全数）を引き抜くことにより炉心に生ずる反応度の変化量の最大値を記載することとする。</p> <p>K. 負の反応度添加率</p>	<p>e. 取付箇所 溢水防護上の配慮が必要な機器等については、防護区画との関係及び据付高さ等を記載する。</p> <p>なお、使用時に取り付ける箇所を（）を付して記載する。</p> <p>f. 原動機 原動機の種類、出力、個数、取付箇所を記載する。</p> <p>g. 注記 仕様表に記載した内容補足説明する必要がある場合は、仕様表の該当事項に呼び合い記号（例 ○○*1）を付し、仕様表外にて該当事項の補足説明を記載する。（具体的な記載例は別紙1参照）</p>	<p>e. 取付箇所 なお、使用時に取り付ける箇所を（）を付して記載する。</p> <p>f. 原動機 原動機の種類、出力、個数、取付箇所を記載する。</p> <p>g. 注記 要目表に記載した内容補足説明する必要がある場合は、要目表の該当事項に呼び合い記号（例 ○○*1）を付し、要目表外にて該当事項の補足説明を記載する。（具体的な記載例は別紙1参照）</p>	<p>技術基準の相違</p> <p>記載の適正化</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【要目表】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考						
<p>全制御棒が挿入できない場合に液体制御材を注入することによって原子炉を停止する時に単位時間当たり炉心に与えられる負の反応度の量を記載することとする。</p> <p>N. 中央制御室機能, 中央制御室外原子炉停止機能, 緊急時制御室操作機能及び緊急時対策所機能 技術基準規則に対応して具備することとしている機能を記載する必要がある。</p> <p>2) 設備及び機器等の記載要求範囲 (前略) また, 兼用するもの(複数の設備の機能を持ったものをいう。), 共用するものがある場合には, 主たる機能に関する設備の区分で機器等を記載し, その他の機能に関する設備の区分においては, 主たる機能に関する設備の区分と機器等の名称及び構成等を記載することで機能を有する範囲を明確にすれば, 必ずしもそれぞれの設備区分で同じ記載をする必要はないものとする。ただし, 設備区分によって記載すべき機器等の仕様等が異なる場合には, 関係する設備区分での記載を網羅する必要があり, どの区分に対応した記載内容かを付記するものとする。</p>	<p>h. 制御室機能及び緊急時対策所機能 技術基準に対応して制御室及び緊急時対策所が具備することとしている機能(集中監視及び操作, 設置する制御盤類, 外部状況把握, 居住性の確保等)について記載する。</p> <p>2.3 仕様表の記載方法 (1) 施設に共通する記載 a. 共用について (a) 他施設と共用する設備の名称についての表記は以下とする。</p> <table border="1" data-bbox="946 905 1638 1178"> <thead> <tr> <th>仕様表の記載方法</th> <th></th> <th>記載の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常設/可搬型</td> <td>設備名称のあとに「(〇〇施設, 〇▽施設と共用)」を記載する。</td> <td>モニタリングポスト (〇〇施設, 〇▽施設と共用)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(b) 共用に関する記載ルールについて ①他施設と共用する設備は, それぞれの施設に設備仕様を記載する。また, 他施設と設備の一部を共用する場合は, その一部を共用する旨記載する。 (別紙1 記載例1/12: ①参照) ②他施設と共用する設備を登録している側(以下, 「設備登録側」という。)の設備名称を明確にするため, 注記にて設備登録側である旨を記載する。 (別紙1 記載例2/12: ①参照)</p> <p>b. 兼用について (a) 複数の設備(系統区分)で兼用する設備の記載方針(金属キャスク及び貯蔵建屋が対象) ①新たな規制への対応のために複数の設備(系統)区分の設備として使用する以下のものは, 「主となる設備(系</p>	仕様表の記載方法		記載の例	常設/可搬型	設備名称のあとに「(〇〇施設, 〇▽施設と共用)」を記載する。	モニタリングポスト (〇〇施設, 〇▽施設と共用)	<p>2.3 要目表の記載方法 (1) 施設に共通する記載</p>	<p>技術基準の相違</p> <p>記載の適正化</p> <p>技術基準の相違</p> <p>技術基準の相違</p>
仕様表の記載方法		記載の例							
常設/可搬型	設備名称のあとに「(〇〇施設, 〇▽施設と共用)」を記載する。	モニタリングポスト (〇〇施設, 〇▽施設と共用)							

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【要目表】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	<p>統) 区分」に加え「兼用先」にも記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存の設計基準対象施設を他の設備(系統)区分の重大事故等対処設備として新たに兼用するもの(データ収集装置等)は重大事故等対処設備として「兼用先」に記載する。 (別紙1 記載例 3/12 : ①参照)</li> <li>新たに追加設置した重大事故等対処設備を他の設備(系統)区分の重大事故等対処設備として兼用するもの(情報収集装置等)は重大事故等対処設備として「兼用先」に記載する。 (別紙1 記載例 4/12 : ①参照)</li> </ul> <p>(b) 複数の設備(系統)区分で兼用する設備の記載方法</p> <p>①複数の設備(系統)区分の機能を持つ設備を他の設備(系統)区分の設備として兼用するものは、「主となる設備(系統)区分」に「兼用先」の設備別記載事項を追加し、注記を付記する。</p> <p>②「兼用する設備(系統)区分」への記載は、文章にて「主となる設備(系統)区分」、「兼用すること」及び「設備(系統)名称」を記載する。 (別紙1 記載例5/12 : ①参照)</p> <p>③「新たに登録する場合」の表記として、「本設工認で」の文章を記載することで新たな登録であることを示す。 (別紙1 記載例 5/12 : ②参照)</p> <p>(c) 「主となる設備(系統)区分」と「兼用する設備(系統)区分」の仕様表の関連付け</p> <p>①「主となる設備(系統)区分」には、「兼用する設備(系統)区分」の「設備(系統)区分」がわかるように、また「兼用する設備(系統)区分」には、「主となる設備(系統)区分」がわかるように記載し、互いの関連付けを行う。 記載は、「主となる設備(系統)区分」の名称欄に注記を付記し、「兼用する設備(系統)区分」の全ての設備(系統)区分を記載する。これにより、「兼用する設</p>		



発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【要目表】

＜比較検討＞

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	<p>備（系統）区分」同士の関連性が明らかになるため、「兼用する設備（系統）」では、「主となる設備（系統）区分」のみを記載する。</p> <p>(別紙1 記載例 5/12 : ③参照)</p> <p>② 「主となる施設区分」と「兼用先」の施設区分が異なる場合は、「施設区分」も含んで記載し、「兼用先」が同一の施設である場合には、「施設区分」の記載は行わない。</p> <p>③ 「兼用する設備（系統）区分」については、別紙2の「仕様表 兼用先一覧」に従い兼用する設備（系統）を設定する。</p> <p>(d) 「主となる設備（系統）区分」と同じ機器区分（容器、管等）が兼用先がない場合</p> <p>① 「兼用先」では異なる機器区分となるが、仕様表として記載できる場合は、別紙2「仕様表 兼用先一覧表」の「兼用する施設・設備（系統）区分」に従い兼用先を設定し、仕様表に記載する。</p> <p>② 「兼用先」で仕様表として記載できる機器区分がない場合、仕様表には記載せず、兼用先の施設の基本設計方針の「兼用設備リスト」に設備名を記載する。</p> <p>(e) 放出抑制設備、補機駆動用燃料補給設備等に関しては、施設区分の兼用はしない。</p> <p>c. 変更前後の書き分け</p> <p>(a) 新たな規制への対応のため設工認の手続きが必要となる設備（以下①～⑤に示す設備）の仕様表については、必要な仕様を「変更後」に記載し「変更前」は「-」を記載する。</p> <p>(別紙1 記載例 6/12 : ①参照)</p> <p>この際、既設の設備を変更後に記載する設備は、注記を付記し既設の設備である旨を記載する。この場合、注記を付記する位置については、設備全体が既設である場合は、原則代表して「名称」欄又は対象設備が複数の場合（例：貯蔵ピット）は「変更後」欄に1か所、一部</p>	<p>a. 変更前後の書き分け</p> <p>(a) 新たな規制への対応のため設工認の手続きが必要となる設備（以下①～⑤に示す設備）の<b>要目表</b>については、必要な仕様を「変更後」に記載し「変更前」は「-」を記載する。</p> <p>(別紙1 記載例 6/12 : ①参照)</p> <p>この際、既設の設備を変更後に記載する設備は、注記を付記し既設の設備である旨を記載する。この場合、注記を付記する位置については、設備全体が既設である場合は、原則代表して「名称」欄又は対象設備が複数の場合は「変更後」欄に1か所、一部</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>設備の相違</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【要目表】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	<p>の仕様に変更等がある場合は該当する仕様個別に付記する。</p> <p>(別紙1 記載例4/12:②参照)</p> <p>① 重大事故等対処設備として新たに追加設置した設備 (別紙1 記載例4/12:③参照)</p> <p>② 従前の規制では設工認の手続対象外であった既設設備を重大事故対処設備として新たに登録する設備又は新たに記載する仕様</p> <p>③ 兼用設備として新たに登録する設備又は仕様 (別紙1 記載例3/13:②参照)</p> <p>④ 既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用する設備のうち、重大事故等対処設備としての使用条件(温度、圧力等)が設計基準対象施設としての設計条件を超える仕様 (別紙1 記載例7/12:①参照)</p> <p>⑤ 改造工事を行う設備(既設工認の本文記載事項の変更を伴うもの)</p> <p>(b) 従前の規制範囲内での記載の適正化を行う設備の仕様については、「変更前」に記載し「変更後」には「変更なし」を記載する。</p> <p>(d) 重大事故等対処設備として既設の設計基準対象施設を使用する設備については「変更前」に仕様を記載し、「変更後」に「変更なし」と記載する。この場合、当該設備がどちらの機能を有するかの識別は、基本設計方針の「主要設備リスト」で行う。 (別紙1 記載例3/12:③参照)</p> <p>(e) 今回の手続き対象外で「記載の適正化のみ」を行う設備は、「変更前」に仕様を記載し、「変更後」に「変更なし」と記載した上で、名称欄に注記を付記し「手続き対象外」である旨を記載する。 また、「申請範囲」に手続き対象外である旨を記載する。 (例) 貯蔵ピット(手続き対象外)</p>	<p>の仕様に変更等がある場合は該当する仕様個別に付記する。</p> <p>(別紙1 記載例4/12:②参照)</p> <p>① 改造工事を行う設備(既設工認の本文記載事項の変更を伴うもの)</p> <p>② 改造工事は行わないが、新たな規制への適合のため設工認に記載する設備</p> <p>(b) 従前の規制範囲内での記載の適正化を行う設備の仕様については、「変更前」の記載を適正化し「変更後」には「変更なし」を記載する。</p>	<p>技術基準の相違</p> <p>技術基準の相違</p> <p>技術基準の相違</p> <p>技術基準の相違</p> <p>記載の適正化</p> <p>設計及び工事の計画の相違</p> <p>記載の適正化</p> <p>技術基準の相違</p> <p>手続きの相違</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【要目表】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	<p>(f) 今回の手続きに関与しない設備については、仕様表の記載の適正化は行わない。</p> <p>(g) 記載の適正化として「変更前」に記載する際に、建設時の設工認等を出典として記載する場合において、既設工認本文に記載がないため添付書類又は添付図面を出典とする場合は、その添付書類又は添付図面が添付されている既設工認申請書の「認可年月日」、「認可番号」及び「添付書類又は添付図面の名称」を記載する。</p> <p>既設工認の参考資料については、出典として使用しないこととする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>例：注記 *1：既設工認に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号にて認可された設工認の〇〇による。</p> </div> <p style="text-align: center;">(別紙1 記載例 8/12：①参照)</p> <p>(h) 既設工認本文の記載事項の記載の適正化を行う場合は、これらの許認可情報は記載せず、「既設工認」の記載を注記に記載する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>例：注記 *1：記載の適正化を行う。既設工認には「〇〇」と記載。</p> </div> <p style="text-align: center;">(別紙1 記載例 9/12：①参照)</p> <p>(i) 既設工認に設備自体の記載がないものを「変更前」に記載する場合は、「名称」欄又は「変更前」欄に注記を付記し、その設備仕様一式そのものが既設工認に記載がないことを示す。</p> <p style="text-align: center;">(別紙1 記載例 9/12：②参照)</p> <p>(j) 既設工認に記載された主配管の「区間」において「〇〇ポンプから△△配管合流部まで」などと記載されている場合は「〇〇ポンプ～△△配管合流部」と記載を修正する。ただし、「区間」の範囲の見直しを伴わない修正である場合は注記を付記しない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> <p>例：〇〇ポンプから△△配管合流部まで</p> <p style="margin: 0;">↓</p> <p>〇〇ポンプ～△△配管合流部</p> </div> <p>(k) 設工認に記載のある機器等を廃止手続きする際の記載については、「変更後」に、「撤去」または「廃止」を記載す</p>	<p>(h) 既設工認本文の記載事項の記載の適正化を行う場合は、これらの許認可情報は記載せず、「既設工認」の記載を注記に記載する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>例：注記 *1：記載の適正化を行う。既設工認には「〇〇」と記載。</p> </div> <p style="text-align: center;">(別紙1 記載例 9/12：①参照)</p> <p>(i) 既設工認に設備自体の記載がないものを「変更前」に記載する場合は、「名称」欄又は「変更前」欄に注記を付記し、その設備仕様一式そのものが既設工認に記載がないことを示す。</p> <p style="text-align: center;">(別紙1 記載例 9/12：②参照)</p> <p>(j) 既設工認に記載された主配管の「区間」において「〇〇ポンプから△△配管合流部まで」などと記載されている場合は「〇〇ポンプ～△△配管合流部」と記載を修正する。ただし、「区間」の範囲の見直しを伴わない修正である場合は注記を付記しない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> <p>例：〇〇ポンプから△△配管合流部まで</p> <p style="margin: 0;">↓</p> <p>〇〇ポンプ～△△配管合流部</p> </div>	<p>手続きの相違</p> <p>手続きの相違</p> <p>手続きの相違</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【要目表】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
<p>1) 機器等の仕様に関する記載要求範囲 (前略)</p> <p>また、配管等の「厚さ」、熱交換器（蒸気発生器を含む）、ポンプ、圧縮機、容器その他の機器等の「容量」および熱交換器（蒸気発生器含む）の「伝熱面積」等については、当該機器等の性能又は強度等が技術基準規則等に適合していることを確認したもの（以下「設計確認値」という。）と公称値を併記することとし、設計確認値の記載について</p>	<p>る。なお、改造にあたってポンプは変更後に「-」を記し、注記を付記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「撤去」と記載する場合：今回の申請において機器等の撤去を行うもの。</li> <li>・「廃止」と記載する場合：今回の申請においては、機器等の撤去は行わず、廃止手続きを行うもの。</li> </ul> <p>e. 重大事故等対処設備としての使用時における値について (a) 既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用する設備のうち、重大事故等対処設備としての使用条件（温度、圧力）が設計基準対象施設としての設計条件を超える設備については、その超える部分の仕様を併記する。この際、上段を設計基準対象施設としての値、下段に()書きで重大事故等対処設備としての使用時における値とし、注記を付記して「重大事故等時における使用時の値」である旨を記載する。</p> <p>なお、耐圧要求がない既設の設計基準対象施設については、既設工認において仕様表上で使用条件（温度、圧力）を示していないことから、重大事故等時における使用条件のみを記載する。</p> <p style="text-align: center;">(別紙1 記載例7/12:②参照)</p> <p>(b) 重大事故等対処設備としてのみ使用する設備については、「最高使用圧力」及び「最高使用温度」（ポンプ等については「容量」、「揚程」も含む）の項目欄に注記を付して「重大事故等時における使用時の値」である旨を記載する。</p> <p style="text-align: center;">(別紙1 記載例6/12:②参照)</p> <p>f. 設計確認値 (a) ポンプ、熱交換器、容器等の容量、熱交換器等の伝熱面積及び JIS 配管を除く配管等の厚さについては「設計確認値」及び「公称値」を記載する。ただし、設計図書等にて「設計確認値」が明記されていない場合は、「公称値」と同一値を記載する。</p> <p>また、従来、「設計確認値」のみを記載していたものについては、原則、同一の値を「公称値」として記載す</p>	<p>f. 設計確認値 (a) ポンプ、熱交換器、容器等の容量、熱交換器等の伝熱面積及び JIS 配管を除く配管等の厚さについては「設計確認値」及び「公称値」を記載する。ただし、設計図書等にて「設計確認値」が明記されていない場合は、「公称値」と同一値を記載する。</p> <p>また、従来、「設計確認値」のみを記載していたものについては、原則、同一の値を「公称値」として記載す</p>	<p>手続きの相違</p> <p>手続きの相違</p> <p>技術基準の相違</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【要目表】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
<p>は、「〇〇以上」又は「〇〇以下」のように、下限又は上限である旨を明記してもよいこととする。その他、技術基準規則の規定内容に加え、以下の内容を踏まえて記載するものとする。</p>	<p>る。</p> <p>ただし、安全弁・逃がし弁のリフト量、主要弁の弁箱厚さ及び弁蓋厚さ等の機器仕様上の最小値を記載している場合は「設計確認値」のみ記載する。</p> <p>(別紙1 記載例 7/12 : ③参照)</p> <p>(b) 「設計確認値」及び「公称値」を併記する場合は、「設計確認値」の後に括弧を付して「公称値」を記載し、注記を付して「公称値」である旨を記載する。</p> <p>(別紙1 記載例 7/12 : ③参照)</p> <p>g. 材料記号の記載</p> <p>(a) J I S 記号に基づく材料記号の記載 (施設時の J I S 規格に事づく材料記号を記載する。)</p> <p>① 設備の施設以降に最新の J I S 規格が使用されたものは、今回の申請において施設時の J I S 材料記号と最新の材料記号をそれぞれ記載する。</p> <p>② 既設設備の一部に最新の J I S 規格が使用されたものは、今回の申請時の J I S 材料記号と最新の材料記号をそれぞれ記載する。</p> <p>(b) J I S 規格以外を使用する材料記号の記載</p> <p>① 企業のプライベート企画を使用している一般産業品については、使用している材料を総称する一般名を記載する。</p> <p>h. 個数</p> <p>(a) 技術基準規則上、予備を必要とする設備については、括弧外に必要数を記載し、括弧内に予備数を併記する。予備数の記載については、</p> <p>(別紙1 記載例 10/12 : ①参照)</p> <p>なお、可搬型の主配管については、後述の「(2) 個別設備の記載 b. 個別事項 (配管), (c) 可搬型主配管」に示す。</p>	<p>る。</p> <p>(別紙1 記載例 7/12 : ③参照)</p> <p>(b) 「設計確認値」及び「公称値」を併記する場合は、「設計確認値」の後に括弧を付して「公称値」を記載し、注記を付して「公称値」である旨を記載する。</p> <p>(別紙1 記載例 7/12 : ③参照)</p> <p>g. 材料記号の記載</p> <p>(a) J I S 記号に基づく材料記号の記載 (施設時の J I S 規格に事づく材料記号を記載する。)</p> <p>① 設備の施設以降に最新の J I S 規格が使用されたものは、今回の申請において施設時の J I S 材料記号と最新の材料記号をそれぞれ記載する。</p> <p>② 既設設備の一部に最新の J I S 規格が使用されたものは、今回の申請時の J I S 材料記号と最新の材料記号をそれぞれ記載する。</p> <p>(b) J I S 規格以外を使用する材料記号の記載</p> <p>① 企業のプライベート規格を使用している一般産業品については、使用している材料を総称する一般名を記載する。</p> <p>h. 個数</p> <p>(a) 技術基準規則上、予備を必要とする設備については、括弧外に必要数を記載し、括弧内に予備数を併記する。</p> <p>(別紙1 記載例 10/12 : ①参照)</p>	<p>設備の相違</p> <p>記載の適正化</p> <p>技術基準の相違</p>



発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【要目表】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	<p>i. 取付箇所</p> <p>(a) 常設設備（可搬型設備のうち一部常設箇所を有する設備を含む。）の取付箇所については「系統名（ライン名）」、「設置床」、「溢水防護上の区画番号」、「溢水防護上の配慮が必要な高さ」、「化学薬品防護上の区画番号」及び「化学薬品防護上の配慮が必要な高さ」を記載する。</p> <p>なお、内部溢水防護及び化学薬品防護の要求がない廃棄物管理施設は取付箇所を記載しない。また、安重設備がなく、溢水防護上の区画番号がない加工施設は、「設置床（室名称）」、「溢水防護上の配慮が必要な高さ」のみを記載する。</p> <p>① 「属する系統の機能の独立性」の確認のため、仕様表へ「系統名（ライン名）」を記載し、「系統図」との関連付けを行う。ポンプ A, B や弁 A, B, C 等の複数機器を 1 件の仕様表に記載する場合には、その機器毎に「系統名（ライン名）」を記載する。なお、系統に接続されない機器（クレーン等）は「-」とする。</p> <p style="text-align: center;">（詳細は別紙 3 参照）</p> <p>② 「位置的分散」の確認のため、仕様表へ「設置床」を記載し、「配置図」との関連付けを行う。記載欄には「建屋名称」及び機器等の「設置床レベル」を記載する。</p> <p style="text-align: center;">（詳細は別紙 3 参照）</p> <p>③ 「〇〇施設の溢水による損傷の防止に関する説明書」の「防護対象設備リスト」及び「防護区画図面」との関連付けを行うため、仕様表へ「溢水防護上の区画番号」を記載する。新規要求事項であるため「変更後」の欄に記載する。</p> <p>なお、溢水防護の対象設備以外の機器は「-」とする。</p> <p style="text-align: center;">（詳細は別紙 3 参照）</p> <p>④ 溢水防護上の配慮が必要となる機器等について、その機器が設置される区画のうち、機能喪失高さが最も低いものを選定した上で、裕度を設定して仕様表へ「溢水防護上の配慮が必要な高さ」として記載する。</p> <p>新規要求事項であるため「変更後」の欄に記載する。</p> <p>なお、溢水防護の対象設備以外の機器は「-」とする。</p> <p style="text-align: center;">（詳細は別紙 3 参照）</p>	<p>i. 取付箇所</p> <p>(a) 設備の設置場所については「設置高さ」を記載する。</p>	<p>技術基準の相違</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【要目表】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	<p>⑤ 「再処理施設の化学薬品による損傷の防止に関する説明書」の「防護対象設備リスト」及び「防護区画図面」との関連付けを行うため、仕様表へ「溢水防護上の区画番号」を記載する。新規要求事項であるため「変更後」の欄に記載する。          なお、溢水防護の対象設備以外の機器は「-」とする。          (詳細は別紙3参照)</p> <p>⑥ 化学薬品防護上の配慮が必要となる機器等について、その機器が設置される区画のうち、機能喪失高さが最も低いものを選定した上で、裕度を設定して仕様表へ「化学薬品防護上の配慮が必要な高さ」として記載する。          新規要求事項であるため「変更後」の欄に記載する。          なお、化学薬品防護の対象設備以外の機器は「-」とする。          (詳細は別紙3参照)</p> <p>(b) 可搬型設備の取付箇所については、「保管場所」及び「取付箇所」を記載する。</p> <p>① 屋外の可搬型設備の「保管場所」は、保管場所の設置床高さ及び保管場所が特定可能な記載とする。この場合、移動可能な設備であることを考慮し設置床高さには「約」を付記する。なお、設置床高さの表記方法については、事業変更許可申請書に準じる。          (別紙1 記載例 10/12 : ②参照)</p> <p>② 屋外の可搬型設備の「取付箇所」は、取付箇所の設置床高さ及び取付箇所が特定可能な記載とする。          (別紙1 記載例 10/12 : ③参照)</p> <p>③ 可搬型設備のうち一部常設箇所を有する設備については、一部常設箇所の「溢水防護上の配慮が必要な高さ」を記載し、その旨が分かるよう注記を付記する。</p> <p>④ 可搬型ホースについて、複数の敷設ルートがある場合には、敷設距離が最長となるルートについて注記で記載する。また、複数の長さのホースを組み合わせて使用する場合は、その内訳を注記で記載する。          (詳細は別紙4参照)</p>		<p>技術基準の相違</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【要目表】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	<p>j. S I 単位換算</p> <p>(a) 既設工認に記載がある設備のうち、S I 単位で記載されていないものについては、S I 単位に換算した値を記載し、注記を付して「S I 単位に換算した」旨を記載する。</p> <p>k. 防護上の配慮が必要な設備</p> <p>(a) 耐震基準変更に伴う耐震Sクラス設備、溢水防護上の配慮が必要となる防護対象設備、竜巻、火山又は外部火災等における防護対象であって仕様表記載対象設備の場合は、基準変更対応としての手続き対象設備として仕様表に記載する。</p> <p>l. 機能及び使用方法が同じ設備を複数台保有する場合の名称</p> <p>(a) 再循環系ポンプや逃がし安全弁等、機能及び使用方法が同じ設備を複数保有する場合の名称は、「A」、「B」、「C」等の個体識別を記載せず、設備名称のみ記載する。</p> <div data-bbox="946 1083 1638 1220" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(例) ○○建屋非常用蓄電池 A, B</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>仕様表記載名称「○○建屋非常用蓄電池」</p> </div> <p>(b) 弁については弁番号で記載することとし、個体識別を付記した設備名称を記載する。なお、機能及び使用方法が同じ設備についてはまとめて記載する。</p> <div data-bbox="946 1356 1638 1402" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(例) 仕様表記載名称「○○弁 (○○-W○○)」</p> </div> <p>m. 竜巻、内部溢水評価等の制約により分散配置を必要とする設備については、仕様表の取付箇所(保管場所)欄に分散して保管する旨を記載する。(可搬型中型移送ポンプ等)</p> <p>n. 注記</p> <p>仕様表記載事項を補足する目的で記載する事項については注記にて記載する。</p> <p>以下に注記として記載する事項の例を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単位</li> </ul>	<p>j. S I 単位換算</p> <p>(a) 既設工認に記載がある設備のうち、S I 単位で記載されていないものについては、S I 単位に換算した値を記載し、注記を付して「S I 単位に換算した」旨を記載する。</p> <p>k. 防護上の配慮が必要な設備</p> <p>(a) 耐震基準変更に伴う耐震Sクラス設備、 竜巻、火山又は外部火災等における防護対象であって<b>要目表</b>記載対象設備の場合は、基準変更対応としての手続き対象設備として<b>要目表</b>に記載する。</p> <p>l. 機能及び使用方法が同じ設備を複数台保有する場合の名称</p> <p>(a) 再循環系ポンプや逃がし安全弁等、機能及び使用方法が同じ設備を複数保有する場合の名称は、「A」、「B」、「C」等の個体識別を記載せず、設備名称のみ記載する。</p> <div data-bbox="1668 1083 2359 1220" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(例) ○○建屋非常用蓄電池 A, B</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><b>要目表</b>記載名称「○○建屋非常用蓄電池」</p> </div> <p>(b) 弁については弁番号で記載することとし、個体識別を付記した設備名称を記載する。なお、機能及び使用方法が同じ設備についてはまとめて記載する。</p> <div data-bbox="1668 1356 2359 1402" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(例) <b>要目表</b>記載名称「○○弁 (○○-W○○)」</p> </div> <p>m. 注記</p> <p><b>要目表</b>記載事項を補足する目的で記載する事項については注記にて記載する。</p> <p>以下に注記として記載する事項の例を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単位</li> </ul>	<p>備考</p> <p>技術基準の相違</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>技術基準の相違</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【要目表】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領（案）	備考
<p>2) 設備及び機器等の記載要求範囲</p> <p>規則別表第2の中欄においては、同表の上欄で示している発電用原子炉施設の種類として、原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設及びその他発電用原子炉の附属施設に区分し、設備ごとに熱交換器、ポンプ、容器、貯蔵槽、ろ過装置、安全弁及び逃がし弁、主要弁、主配管、送風機、排風機並びにフィルター等の機器等を記載することとされている。これらについて、まず個別機器等の記載要求範囲を示すとともに、個別施設ごとに設備及び機器等の記載要求範囲を示す。</p>	<p>同一の仕様表記載項目中に複数の単位が含まれる場合は、それぞれを識別するため、異なる単位記載であることを注記で記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保温材 保温材の仕様の有無により、適用する定ピッチスパン表が異なることから、対象となる配管を識別するため、保温材を使用する旨を注記で記載する。</li> <li>・公称値/設計確認値 仕様表に記載する主要寸法等の数値が公称値を示すか設計確認値を示すかの識別が必要な項目については、注記で記載する。</li> <li>・検出器 検出器の個数とインターロックの動作との関連について、「2 out of 3」等の特別な構成の場合は、個数に注記を付し説明を記載する。</li> <li>・記載の適正化 機器名称/項目名称の見直しや既設工認の図面等に記載した事項の明確化、SI 単位化等、記載の適正化に係わる事項については、見直した事項が分かるように注記で記載する。</li> </ul> <p>(2) 個別設備の記載</p> <p>a. 個別事項（機器）</p> <p>(a) 安全上重要な施設の作動設定値において、既設の検出器を重大事故等対処設備として兼用し、ロジック回路のみ新たに構成する場合については、変更後の設備仕様を記載する。この場合、検出器は既設であること及び兼用であることを注記する。</p>	<p>同一の<b>要目表</b>記載項目中に複数の単位が含まれる場合は、それぞれを識別するため、異なる単位記載であることを注記で記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公称値/設計確認値 <b>要目表</b>に記載する主要寸法等の数値が公称値を示すか設計確認値を示すかの識別が必要な項目については、注記で記載する。</li> <li>・検出器 検出器の個数とインターロックの動作との関連について、「2 out of 3」等の特別な構成の場合は、個数に注記を付し説明を記載する。</li> <li>・記載の適正化 機器名称/項目名称の見直しや既設工認の図面等に記載した事項の明確化、SI 単位化等、記載の適正化に係わる事項については、見直した事項が分かるように注記で記載する。</li> </ul> <p>(2) 個別設備の記載</p> <p>a. 個別事項（機器）</p>	<p>記載の適正化</p> <p>設備の相違</p> <p>記載の適正化</p> <p>設備の相違</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【要目表】

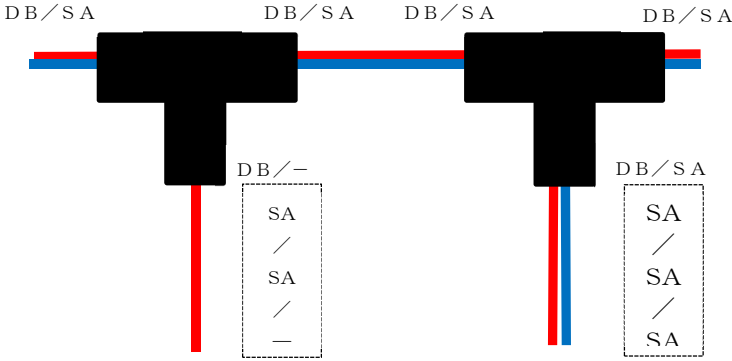
<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	<p>(b) 計測制御系統施設及び放射線管理施設については「計測範囲」及び「警報動作範囲」を記載するが、設計基準対象施設、重大事故等対処設備ともに技術基準規則で要求されている計測装置のみ適用し、計測範囲や警報動作を適用しない設備については、「-」とする。なお、既設工認の記載の適正化を行い「-」と記載する場合は、注記を付記して、警報動作を適用しない旨を記載する。</p> <p>(別紙1 記載例 11/12 : ①参照)</p> <p>(c) 中央制御室及び緊急時対策所の居住性評価において考慮する生体遮蔽装置について 中央制御室及び緊急時対策所の居住性評価において解析上遮蔽として考慮する壁等については、「中央制御室遮蔽」又は「緊急時対策所遮蔽」として記載する。</p> <p>b. 個別事項 (配管)</p> <p>(a) 仕様表名称 主配管については用途、使用範囲等の明確化のため、以下の範囲で名称を細分化する。</p> <p>① 設計基準対象施設のみの境界 ② 重大事故等対処設備のみの境界 ③ 重大事故等対処設備として既設の設計基準対象施設を使用するもので、設計基準対象施設としての仕様から変更がない境界 ④ 重大事故等対処設備として既設の設計基準対象施設を使用するもので、設計基準対象施設としての仕様から変更がある境界 ⑤ 兼用設備の境界 ⑥ 耐震重要度分類Sクラスの境界 ⑦ 主配管と非主配管の境界</p> <p>(b) 管継手 ① 既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として新たに登録する際に、記載が追加された管継手は「変更前」を「-」とし、「変更後」に管継手の仕様を記載し、注記で「既設」である旨を記載する。 また、上記のうち「T継手」については、重大事故等時に</p>	<p>(a) 計測制御系統施設及び放射線管理施設については「計測範囲」及び「警報動作範囲」を記載する</p> <p>。</p> <p>(別紙1 記載例 11/12 : ①参照)</p> <p>b. 個別事項 (配管)</p> <p>(a) 要目表名称 主配管については用途、使用範囲等の明確化のため、以下の範囲で名称を細分化する。</p> <p>① 技術基準要求範囲の境界</p> <p>② 耐震重要度分類Sクラスの境界 ③ 主配管と非主配管の境界</p>	<p>記載の適正化</p> <p>設備の相違</p> <p>記載の適正化</p> <p>技術基準の相違 技術基準の相違 技術基準の相違</p> <p>技術基準の相違</p> <p>技術基準の相違 記載の適正化 記載の適正化 技術基準の相違</p>



発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【要目表】

〈比較検討〉

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
<p>2) 設備及び機器等の記載要求範囲</p>	<p>使用する流路に対して仕様を記載する。即ち、T継手の分岐部が設計基準対象施設上は主配管であっても、当該分岐部が重大事故等時に使用しない流路である場合は、当該T継手の分岐部は「-」とする。</p>  <p>(c) 可搬型主配管</p> <p>① 可搬型主配管のうち、可搬型ホースについては、接続する箇所が分かるような名称にするとともに、ホース1本当たりの長さを名称へ記載する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">(例) ○○ライン△△用□□m ホース</div> <p>(別紙1 記載例 12/12 : ①参照)</p> <p>② 外径が記載できない可搬型主配管の外径については、呼び径を記載し、その旨を注記する。</p> <p>(別紙1 記載例 12/12 : ②参照)</p> <p>③ 厚さが記載できない可搬型主配管の厚さは「-」を記載し、その旨を注記する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">注記 1) : メーカー仕様によるものとし、完成品として一般産業品の規格及び基準に適合するものであって、使用材料の特性を踏まえた上で、重大事故等時における使用圧力及び使用温度が負荷された状態において強度が確保できるものを使用する。</div> <p>(別紙1 記載例 12/12 : ③参照)</p> <p>④ 可搬型主配管の「個数」、「取付箇所」欄の記載について可搬型主配管の「個数」欄及び「取付箇所」欄への記載方法を、別紙4に示す。なお、詳細な個数の内訳は「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に記載する。</p>		<p>技術基準の相違</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【要目表】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
<p>規則別表第2の中欄においては、同表の上欄で示している発電用原子炉施設の種類の種類として、原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設及びその他発電用原子炉の附属施設に区分し、設備ごとに熱交換器、ポンプ、容器、貯蔵槽、ろ過装置、安全弁及び逃がし弁、主要弁、主配管、送風機、排風機並びにフィルタ等の機器等を記載することとされている。これらについて、まず個別機器等の記載要求範囲を示すと同時に、個別施設ごとに設備及び機器等の記載要求範囲を示す。</p> <p>また、兼用するもの（複数の設備の機能を持ったものをいう。）、共用するものがある場合には、主たる機能に関する設備の区分で機器等を記載し、その他の機能に関する設備の区分においては、主たる機能に関する設備の区分と機器等の名称及び構成等を記載することで機能を有する範囲を明確にすれば、必ずしもそれぞれの設備区分で同じ記載をする必要はないものとする。ただし、設備区分によって記載すべき機器等の仕様等が異なる場合には、関係する設備区分での記載を網羅する必要がある、どの区分に対応した記載内容かを付記するものとする。</p> <p>(個別機器等事項)</p> <p>A. 主配管 通常運転状態、工学的安全施設の作動状態又は重大事故等時においてその配管が属する系統に求める主たる機能を果たすために本流が流れる配管をいう。使用済樹脂移送配管のように、流体が常時流れないものも含むこととする。 ただし、放射線管理施設の換気設備においては、事故時において公衆並びに中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所の従事者等の放射線障害の防止の機能として必要なもので他の設備に属さないものとする。 本流が流れる箇所の管継手も主配管とし、要目表に記載する必要があるが、クラス3管、重大事故等クラス3管又は</p>	<p>(2) 設備及び機器等の記載要求範囲</p> <p>再処理規則第2条に規定される再処理施設、加工規則第3条の2の2に規定される加工施設の種類の種類、廃棄物管理規則第4条に規定される特定廃棄物管理施設の種類の種類に基づき、区分し、設備毎にポンプ、容器、主要弁、主配管、送風機、排風機並びにフィルタ等の機器等を記載する。これらについて、まず個別機器等の記載要求範囲を示すと同時に、個別施設ごとに設備及び機器等の記載要求範囲を示す。</p> <p>また、兼用するもの（複数の設備の機能を持ったものをいう。）、共用するものがある場合には、主たる機能に関する設備の区分で機器等を記載し、その他の機能に関する設備の区分においては、主たる機能に関する設備の区分と機器等の名称及び構成等を記載することで機能を有する範囲を明確にすれば、必ずしもそれぞれの設備区分で同じ記載をする必要はない。ただし、設備区分によって記載すべき機器等の仕様等が異なる場合は、関係する設備区分での記載を網羅する必要がある、どの区分に対応した記載内容かを付記する。</p> <p>(個別機器等事項)</p> <p>A. 主配管 通常運転状態、安全上重要な施設の作動状態又は重大事故等時においてその配管が属する系統に求める主たる機能を果たすために本流が流れる配管をいう。</p>	<p>(3) 設備及び機器等の記載要求範囲</p> <p><b>貯蔵則第4条に規定される使用済燃料貯蔵施設の種類に基づき区分し、設備毎にポンプ、容器、主要弁、主配管、送風機、排風機並びにフィルタ等の機器等を記載する。これらについて、まず個別機器等の記載要求範囲を示すと同時に、個別施設ごとに設備及び機器等の記載要求範囲を示す。</b></p> <p>(個別機器等事項)</p> <p><b>A. 主配管</b> <b>貯蔵期間中に</b>その配管が属する系統に求める主たる機能を果たすために本流が流れる配管をいう。</p>	<p>記載の適正化 規則の相違</p> <p>技術基準の相違</p> <p>定義の相違</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【要目表】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
<p>発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第51号。以下「火力省令」という。）を準用する管に接続する管継手であって、JIS規格若しくは設計・建設規格に適合し、管と同等以上の肉厚を有するもの又はそれらと同等の保安水準の確保が達成できるものにあつては、要目表への記載を必要としないこととする。</p> <p>また、クラス1管、クラス2管、重大事故等クラス1管又は重大事故等クラス2管であつて、母管から分岐する主配管に接続するための管台については、要目表に明記することとする。</p> <p>テストライン、ミニマムフローライン、バイパスライン（沸騰水型発電用原子炉施設に係るタービンバイパスラインは除く。）、循環ライン（容器の攪拌を目的とするライン）、ドレンライン、ベントライン及び計装ラインは主たる機能を果たすために本流が流れる配管ではないため主配管にはならないが、主配管からの分岐部は主配管の管台として必要に応じて評価対象となるほか、系統図において必要な仕様（外径、厚さ及び材料等）を記載することとする。</p> <p>B. 主要弁 主配管に施設する弁のうち、「原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離弁」、「原子炉非常停止信号又は工学的安全施設等起動（作動）信号により直接作動する自動操作弁（原子炉格納容器バウンダリの隔離弁を含む。）」及び「加圧水型発電用原子炉施設の主蒸気逃がし弁（設置許可基準規則第2条第2項第14号の重大事故等対処設備として最終的な熱の逃がし場へ輸送する設備として機能するもの）」をいう。</p> <p>C. 安全弁及び逃がし弁 通常運転状態、工学的安全施設の作動状態又は重大事故等対処設備の作動状態において、容器又は主配管の過圧破損を防止するために設置する安全弁又は逃がし弁をいう。</p>	<p>管継手及び管台については、原則として、JIS規格品又はJIS規格相当品の場合は、仕様表への記載を必要としないこととし、特殊な異材継手等の管継手及び管台については、仕様表へ記載することとする。</p> <p>テストライン、ミニマムフローライン、バイパスライン、循環ライン（容器の攪拌を目的とするライン）、ドレンライン、ベントライン及び計装ラインは主たる機能を果たすために本流が流れる配管ではないため主配管にはならないが、主配管からの分岐部は主配管の管台として必要に応じて評価対象となるほか、系統図において必要な仕様（外径、厚さ及び材料等）を記載することとする。</p> <p>B. 主要弁 主配管に施設する弁のうち、「<u>せん断機停止信号により作動する弁</u>」及び「<u>臨界事故発生時に可溶性中性子吸収材を供給する弁</u>」をいう。</p> <p>C. 安全弁及び逃し弁 通常運転状態、安全上重要な施設の作動状態または重大事故等対処設備の作動状態において、容器又は主配管の過圧破損を防止するために設置する安全弁又は逃し弁をいう。</p>	<p>管継手及び管台については、原則として、JIS規格品又はJIS規格相当品の場合は、<b>要目表</b>への記載を必要としないこととし、特殊な異材継手等の管継手及び管台については、<b>要目表</b>へ記載することとする。</p> <p>テストライン、ミニマムフローライン、バイパスライン、循環ライン（容器の攪拌を目的とするライン）、ドレンライン、ベントライン及び計装ラインは主たる機能を果たすために本流が流れる配管ではないため主配管にはならないが、主配管からの分岐部は主配管の管台として必要に応じて評価対象となるほか、系統図において必要な仕様（外径、厚さ及び材料等）を記載することとする。</p> <p>B. 主要弁 主配管に施設する弁のうち、「<b>金属キャスクの搬送又は受け入れに影響を与えるおそれがある弁</b>」をいう。</p>	<p>記載の適正化 記載の適正化</p> <p>安全機能の相違</p> <p>設備の相違</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【要目表】

〈比較検討〉

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領（案）	備考
<p>D. フィルター</p> <p>規則別表第2において「公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る。」又は「従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。」とされており、気体状の放射性ヨウ素を除去するよう素（チャコール）フィルター及び放射性微粒子を除去する微粒子（高性能粒子）フィルターを記載する必要がある。</p> <p>「公衆の放射線障害の防止を目的として設置するもの」としては、環境へ排気することを想定した系統（循環運転が基本であっても排気筒等へ接続する排気系統を有するものを含む。）で、放射性物質の放出を抑制、低減、又は除去するために設置するものとする。ただし、「従事者等の放射線防護を目的として設置するもの」として給気側に設置するものは「公衆の放射線障害の防止を目的として設置するもの」には含めない。</p> <p>E. 原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリ</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリについては技術基準規則に定めるものとし、原子炉格納容器バウンダリについては、原子炉冷却材圧力バウンダリ、原子炉格納容器バウンダリの範囲を定める規程（JEAG 4602-2004日本電気協会）に定めるものをいう。</p> <p>F. 非常用のもの</p> <p>規則別表第1又は別表第2の原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射線管理施設及びその他発電用原子炉の附属施設の非常用電源設備で記載されており、設計基準事故時に機能が要求される機器等にあつては施設ごとに以下のものをいう。また、重大事故等対処設備を構成する機器等も含むものとする。</p> <p>（下表省略）</p> <p>（個別施設事項）</p> <p>（以降、施設名を記載し、文章は省略）</p>	<p>D. フィルタ</p> <p>「環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くする。」目的で、気体状の放射性ヨウ素を除去するよう素フィルタ、放射性微粒子を除去する高性能粒子フィルタ及びミストフィルタを記載する必要がある。</p> <p>「公衆の放射線障害の防止を目的として設置するもの」としては、環境へ排気することを想定した系統（循環運転が基本であっても排気筒等へ接続する排気系統を有するものを含む。）で、放射性物質の放出を抑制、低減、又は除去するために設置するものとする。ただし、「従事者等の放射線防護を目的として設置するもの」として給気側に設置するものは「公衆の放射線障害の防止を目的として設置するもの」には含めない。</p> <p>E. 非常用のもの</p> <p>再処理施設にあつては、計測制御系統施設のうち、事故時のプラント状態の把握機能を有する安全上重要な施設及び中央制御室に設置する換気設備、放射線管理施設のうち、事故時のプラント状態の把握機能を有する安全上重要な施設、その他再処理施設の附属施設のうち、安全上重要な施設へ給電する電気設備及び安全上重要な施設へ冷却水を供給することにより、機能を間接的に果たすもの（非常用電源設備に冷却水を供給する場合はその範囲も含む）をいう。</p>		<p>設備の相違</p> <p>設備の相違</p>



発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【要目表】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領（案）	備考
<p>G. 原子炉本体 H. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 I. 原子炉冷却系統施設 J. 計測制御系統施設 K. 放射性廃棄物の廃棄施設 L. 放射線管理施設 M. 原子炉格納施設 N. その他発電用原子炉の附属施設</p>	<p>加工施設にあつては、事業変更許可申請書の「その他の加工施設の構造及び設備」の「非常用設備の種類」による。 また、重大事故等対処設備を構成する機器等を含むものとする。</p> <p>(別紙1及び別紙2は省略)</p> <p style="text-align: right;">別紙3</p> <p>仕様表記載のうち機器等の取付箇所の記載方針について</p> <p>1. 要旨 設備に対する要求事項を踏まえ、機器等の「取付箇所」の記載として以下に記載方針をまとめた。</p> <p>2. 設工認における取付箇所の記載事項について 再処理施設及び加工施設においては、仕様表記載事項や記載項目を整理した原子力規制委員会が定めたガイド類が存在しないため、「発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド」(以下、「手続きガイド」という)の機器等の仕様に関する記載要求範囲を参照し、記載事項を整理するものとする。 手続きガイドに記載される「取付箇所」への記載要求は以下の通り。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(抜粋) 常設の機器等(可搬型の機器等の一部で通常運転時から使用箇所に取り付けている機器等を含む。)については、属する系統の機能の独立性及び位置的分散を示すために十分な配置を説明する記載とする必要があり、また、溢水防護上の配慮が必要な機器等については、防護区画との関係及び据付高さ等を記載する必要がある。</p> </div> <p>3. 記載方針 上記、手続きガイドを参考に、仕様表の「取付箇所」記載方針を次に記載する。 なお、火災防護対象機器の取り扱いについても、本資料で明確化する。</p>	<p style="text-align: right;">別紙3</p> <p>要目表記載のうち機器等の取付箇所の記載方針について</p> <p>1. 要旨 設備に対する要求事項を踏まえ、機器等の「取付箇所」の記載として以下に記載方針をまとめた。</p> <p>2. 設工認における取付箇所の記載事項について 使用済燃料貯蔵施設においては、要目表記載事項や記載項目を整理した原子力規制委員会が定めたガイド類が存在しないため、「発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド」(以下、「手続きガイド」という)の機器等の仕様に関する記載要求範囲を参照し、記載事項を整理するものとする。 手続きガイドに記載される「取付箇所」への記載要求は以下の通り。</p> <p>3. 記載方針 上記、手続きガイドを参考に、要目表の「取付箇所」記載方針を次に記載する。 なお、火災防護対象機器の取り扱いについても、本資料で明確化する。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>施設の相違、記載の適正化</p> <p>技術基準の相違</p> <p>記載の適正化</p>



発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【要目表】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領（案）	備考
	<p>仕様表記載のうち機器等の取付箇所の記事方針について</p> <p>1. 「属する系統の機能の独立性」について            常設機器等の「属する系統の機能の独立性」については、添付図面の「系統図」で示す。そのため、仕様表の取付箇所欄には、当該機器が接続する系統名（ライン名）の記事欄を設け、その欄に取り付ける系統名（「○○○ライン」等と表記する。）を記載する。            また、系統図側には、施設名及び設備系統名が識別できるよう「施設区分名」と「設備（系統）区分名」を図面名称欄に記載し、仕様表と図面が繋がる記載とする。            なお、○○ポンプA, B や○○弁A, B, C などの機器の「個数」が複数個あるものについては、その機器毎に「系統名」を記載する。また、系統に接続していないもの（例：クレーン等）については「-」で示す。            （記載例①参照）</p> <p>2. 「位置的分散」について            常設機器等の「位置的分散」は、添付図面の「配置図」で示す。            そのため、仕様表の取付箇所欄には、当該機器を設置する「設置床」の記事欄を設け、その欄に「建屋の名称」及び機器等の「設置床レベル」を記載する。            また、「配置図」側には、機器配置が識別できるよう「建屋の名称」及び「設置床レベル」を図面に記載し、仕様表と図面が繋がる記載とする。            なお、「設置床レベル」の表記方法については、事業変更許可申請書に準じる。            （記載例②参照）</p> <p>3. 「溢水防護上の配慮が必要な機器等」について            3.1 防護区画との関係について            溢水防護上の配慮を必要とする機器等と溢水防護区画との関係が分かるように仕様表の取付箇所欄には、その機</p>	<p>要目表記載のうち機器等の取付箇所の記事方針について</p>	<p>記載の適正化</p> <p>技術基準の相違</p> <p>技術基準の相違</p> <p>技術基準の相違</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【要目表】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	<p>器が設置される「溢水防護上の区画番号」を記載する。</p> <p>なお、「〇〇施設の溢水による損傷の防止に関する説明書」に「防護区画番号」を示した「防護対処設備リスト」と「防護区画図面」を添付することでそれらの関係性を示す。</p> <p>また、「溢水防護上の区画番号」及び「溢水防護上の配慮が必要な高さ」の記載方法については図1及び図2に示す。</p> <p style="text-align: center;">(記載例③参照)</p> <p>1. グランドルールの考え方について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現状のグランドルールのうち、「溢水防護上の区画番号」および「溢水防護上の配慮が必要な高さ」の記載方針の主な個所は以下のとおり。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>「溢水防護上の区画番号」について</p> <p>③ 「〇〇施設 溢水による損傷の防止に関する説明書」の「防護対象設備リスト」及び「防護区画図面」との関連付けを行うため、仕様表へ「溢水防護上の区画番号」を記載する。</p> <p>なお、溢水防護上の対象設備以外の機器は「ー」とする。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>「溢水防護上の配慮が必要な高さ」について</p> <p>④ 溢水防護上の配慮が必要となる機器等について、その機器が設置される区画のうち、機能喪失高さが最も低いものを選定したうえで、裕度を設定して仕様表へ「溢水防護上の配慮が必要な高さ」として記載する。</p> <p>なお、溢水防護の対象設備以外の機器は「ー」とする。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記のルールを踏まえた「溢水防護上の区画番号」および「溢水防護上の配慮が必要な高さ」を記載するために用いる資料構成と仕様表記載の流れのイメージ図を第1図に</li> </ul>		<p>技術基準の相違</p> <p>技術基準の相違</p> <p>技術基準の相違</p> <p>技術基準の相違</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【要目表】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	<p>示す。</p> <p>図1 「溢水防護上の区画番号」と「溢水防護上の配慮が必要な高さ」の記載方法(省略)</p> <p>・仕様表の整理フロー (省略)</p> <p>図2 仕様表の整理フロー (省略)</p> <p>3.2 据付高さ等</p> <p>据付高さ等について、溢水防護上の配慮が必要な機器等については、その機器等が設置される溢水防護上の区画のうち、機能喪失高さの裕度が最も低いものを選定し、その区画の「溢水防護上の配慮が必要な高さ」として設定する。</p> <p>「溢水防護上の配慮が必要な高さ」の設定には、機能喪失高さのマーヅンを加えた値で設定し、仕様表の記載としては、そのマーヅンを加えた値に「以上」を付記して表記する。</p> <p>また、溢水防護上の配慮が必要ない設備については「-」を記載する。</p> <p>なお、溢水防護上の配慮が必要な高さについては、追加要求事項として要目表の「変更後」も欄に記載する。 (記載例④参照)</p> <p>4. 「化学薬品防護上の配慮が必要な機器等」について</p> <p>4.1 防護区画との関係について</p> <p>化学薬品防護上の配慮を必要とする機器等と化学薬品防護区画との関係が分かるように仕様表の取付箇所の欄には、その機器が設置される「化学薬品防護上の区画番号」を記載する。</p> <p>なお、「VI-1-1-7 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止に関する説明書」に「防護区画番号」を示した「防護対処設備リスト」と「防護区画図面」を添付することでそれらの関係性を示す。</p> <p>また、「化学薬品防護上の区画番号」及び「化学薬品防護上の配慮が必要な高さ」の記載方法については図○及び図○に示す。</p>	<p>・要目表の整理フロー (作成中)</p> <p>図2 要目表の整理フロー (作成中)</p>	<p>技術基準の相違</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>技術基準の相違</p> <p>防護対象の相違</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【要目表】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	<p style="text-align: right;">(記載例⑤参照)</p> <p>4. 2据付高さ等 据付高さ等について、化学薬品防護上の配慮が必要な機器等については、その機器等が設置される化学薬品防護上の区画のうち、機能喪失高さの裕度が最も低いものを選定し、その区画の「化学薬品防護上の配慮が必要な高さ」として設定する。 「化学薬品防護上の配慮が必要な高さ」の設定には、機能喪失高さのマージンを加えた値で設定し、仕様表の記載としては、そのマージンを加えた値に「以上」を付記して表記する。 また、化学薬品防護上の配慮が必要ない設備については「－」を記載する。 なお、化学薬品防護上の配慮が必要な高さについては、追加要求事項として要目表の「変更後」も欄に記載する。 <span style="text-align: right;">(記載例⑥参照)</span></p> <p>5. 「火災防護対象機器」についての扱い 火災防護対象機器の設置位置と「火災区域」又は「火災区画」との関係性について、以下の整理とする。 (1) 「火災区域」及び「火災区画」の識別として、火災防護設備の仕様表に「火災区域」及び「火災区画」の「名称」を記載し、また添付図面においても、図中にそれら区域及び区画の「名称」を記載することで火災防護上の「区域」及び「区画」を識別する。 (2) 火災防護対象機器について、添付書類「Ⅲ 火災及び爆発の防止に関する説明書」に「機器リスト」を添付し、そのリスト中に火災防護対象機器の「機器名称」と、その機器が設置される「火災区域（区画）」の「名称」を記載することで、「火災防護対象機器」と「火災区域」及び「火災区画」との関係性が分かる記載とする。</p>	<p>1. 「火災防護対象機器」についての扱い 火災防護対象機器の設置位置と「火災区域」又は「火災区画」との関係性について、以下の整理とする。 (1) 「火災区域」及び「火災区画」の識別として、火災防護設備の<b>要目表</b>に「火災区域」及び「火災区画」の「名称」を記載し、また添付図面においても、図中にそれら区域及び区画の「名称」を記載することで火災防護上の「区域」及び「区画」を識別する。 (2) 火災防護対象機器について、添付書類「Ⅲ 火災及び爆発の防止に関する説明書」に「機器リスト」を添付し、そのリスト中に火災防護対象機器の「機器名称」と、その機器が設置される「火災区域（区画）」の「名称」を記載することで、「火災防護対象機器」と「火災区域」及び「火災区画」との関係性が分かる記載とする。</p>	<p>防護対象の相違</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【要目表】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領（案）	備考
	<p>仕様表記載のうち機器等の取付箇所の記載方針について</p> <p>属する系統の機能の独立性                      ・独立性は添付図面の系統図にて示す。なお、機器が設置される系統について「設備（系統名）」で記載し、系統図とリンクさせる。</p> <p>防護区画との関係                      ・溢水防護上の配慮を必要とする機器等の仕様表の取付箇所欄には、その機器が設置される「溢水防護上の区画番号」を記載する。</p> <p>据付高さ等                      ・溢水防護対象機器等が設置される溢水防護区画のうち、機能喪失高さの裕度が最も低いものを選定し、その区画の「溢水防護上の配慮が必要な高さ」として設定する。                      なお、「溢水防護上の配慮が必要な高さ」の設定には、機能喪失高さにマージンを加えた値で設定し、仕様表の記載としては、そのマージンを加えた値に「以上」を付記して標記する。</p> <p>位置的分散                      ・常設の機器等の「位置的分散」は、添付図面の「配置図」で示す。                      仕様表の取付箇所欄には「配置図」とリンクできるよう、当該機器が設置される「設置床」の記載欄を設け、その欄に「建屋の名称」及び機器の「設置床レベル」を記載する。                      また、「配置図」側には、図面中に「建屋の名称」及び「設置床レベル」を記載する。</p> <p style="text-align: center;">記載例（省略）</p>	<p><b>要目表</b>記載のうち機器等の取付箇所の記載方針について</p> <p>属する系統の機能の独立性                      ・独立性は添付図面の系統図にて示す。なお、機器が設置される系統について「設備（系統名）」で記載し、系統図とリンクさせる。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>技術基準の相違</p> <p>技術基準の相違</p> <p>技術基準の相違</p>



発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【要目表】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考												
	<p style="text-align: right;">別紙4</p> <p>可搬型主配管の仕様表に記載する「個数」の記載方法と「個数」及び「取付箇所」に注記を記載する際の基本的な記載ルールについて</p> <p>1. 要旨 可搬型主配管に係る「個数」の記載方法及び「個数」、「取付箇所」に注記を記載する際の基本的な記載方法について以下にまとめる。</p> <p>2. 「個数」の記載方法 2.1 「個数」欄には、「技術基準規則で要求される必要な容量を賄える個数」(以下「必要数」という。)と「故障時バックアップの個数」を記載する。</p> <p>その際、必要数は括弧外に記載し、予備は括弧を付し、そのカッコ内に「故障時バックアップ」の記載と個数を示す。</p> <p>例：</p> <table border="1" data-bbox="946 1171 1638 1383"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>最高使用圧力</th> <th>最高使用温度</th> <th>主要寸法</th> <th>個数</th> <th>取付箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●●(故障時バックアップ□□)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>●●：必要数 □□：故障時バックアップ数 ※…故障時バックアップの表示は括弧内に「故障時バックアップ」の記載と個数を付す。</p> <p>なお、「個数」には、単位を記載しないが、管種を識別するため「取付箇所」欄に記載する場合は以下の表記とする。</p> <p>① 可搬型ホースについては「本」 ② 可搬型鋼管については「台」</p> <p>2.2 可搬型主配管は、使用方法により適用する技術基準規則が異なり、それにより必要数及び故障時バックアップ数も</p>	名称	最高使用圧力	最高使用温度	主要寸法	個数	取付箇所					●●(故障時バックアップ□□)			<p>技術基準の相違</p>
名称	最高使用圧力	最高使用温度	主要寸法	個数	取付箇所										
				●●(故障時バックアップ□□)											

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【要目表】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	<p>変わることから、個々の基本的な記載パターンを以下に定める。</p> <p>2.2.1 基準要求が <math>2n + \alpha</math> のもの</p> <p>(例:「建屋外」から「建屋内」に水を供給するための可搬型ホース等)</p> <p>(1) 単一の長さの可搬型主配管の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要数には、<math>2n</math>の本数(台数)を括弧外に記載する。</li> <li>・故障時バックアップ数には、<math>\alpha</math>の本数(台数)に括弧を付して記載する。</li> </ul> <p>(2) 複数の長さを持つ可搬型ホースを組み合わせて使用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要数には、ホース長さごとに必要となる本数を合算した値(<math>2n</math>)を括弧外に記載する。</li> <li>・故障時バックアップ数には、ホース長さごとの故障時バックアップ本数を合算した値(<math>\alpha</math>)に括弧を付して記載する。</li> </ul> <p>2.2.2 基準要求が <math>n + \alpha</math> のもの</p> <p>(例:「建屋内」のみ使用する可搬型ホース等)</p> <p>(1) 単一の長さの可搬型主配管の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要数には、<math>n</math>の本数(台数)を括弧外に記載する。</li> <li>・故障時バックアップ数には、<math>\alpha</math>の本数(台数)に括弧を付して記載する。</li> </ul> <p>(2) 複数の長さを持つ可搬型ホースを組み合わせて使用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要数には、ホース長さごとに必要となる本数を合算した値(<math>n</math>)を括弧外に記載する。</li> <li>・故障時バックアップ数には、ホース長さごとの予備本数を合算した値(<math>\alpha</math>)に括弧を付して記載する。</li> </ul> <p>3. 「個数」及び「取付箇所」に注記を記載する際の基本的な表記方法</p> <p>3.1 「個数」への注記方法</p> <p>以下に示す「3.1.1」～「3.1.4」の場合には、個数に注記</p>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【要目表】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考																								
	<p>を記載する。</p> <p>3.1.1 複数の長さを持つ可搬型ホースを組み合わせて使用する 場合</p> <p>(1) 記載方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>複数の長さを持つ可搬型ホースを組み合わせて使用する場合は、長さごとに必要となる数がわかるように注記を記載する。</li> </ul> <p>例：</p> <table border="1" data-bbox="946 680 1638 921"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>最高使用圧力</th> <th>最高使用温度</th> <th>主要寸法</th> <th>個数</th> <th>取付箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇用 5m, 10m, 50m ホース</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●●(故障時バックアップ□) □)*1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：必要本数●●本 (5m：●本, 10m：●本, 50m：●本) 及び故障時バックアップ各1本の数量を示す。</p> <p>3.1.2 設備を兼用する複数の長さを持つ可搬型ホースを組み合わせて使用する 場合</p> <p>(1) 記載方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備(系統)区分によって、組み合わせる本数(台数)が異なるものは、各設備(系統)区分で必要となる数がわかるように注記を記載する。</li> </ul> <p>例：</p> <table border="1" data-bbox="946 1373 1638 1614"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>最高使用圧力</th> <th>最高使用温度</th> <th>主要寸法</th> <th>個数</th> <th>取付箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇用 5m, 10m, 50m ホース</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●●(故障時バックアップ□) □)*2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *2：〇〇施設のうち△△設備(□□系)としての必要本数●●本 (5m：●本, 10m：●本, 50m：●本) と●●施設のうち▲▲設備(■系)としての必要本数●●本 (5m：●本, 10m：●本, 50m：●本) を合わせた数量及び故障時バックアップ各1本の数量を示す。</p>	名称	最高使用圧力	最高使用温度	主要寸法	個数	取付箇所	〇〇用 5m, 10m, 50m ホース				●●(故障時バックアップ□) □)*1		名称	最高使用圧力	最高使用温度	主要寸法	個数	取付箇所	〇〇用 5m, 10m, 50m ホース				●●(故障時バックアップ□) □)*2			
名称	最高使用圧力	最高使用温度	主要寸法	個数	取付箇所																						
〇〇用 5m, 10m, 50m ホース				●●(故障時バックアップ□) □)*1																							
名称	最高使用圧力	最高使用温度	主要寸法	個数	取付箇所																						
〇〇用 5m, 10m, 50m ホース				●●(故障時バックアップ□) □)*2																							

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【要目表】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考																																				
	<p>3.1.3 機器に専属するホースの場合</p> <p>(1) 記載方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機器の専属ホースであることがわかるように、専属する機器名が判別可能なよう注記で記載する。</li> </ul> <p>例：</p> <table border="1" data-bbox="946 548 1638 730"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>最高使用圧力</th> <th>最高使用温度</th> <th>主要寸法</th> <th>個数</th> <th>取付箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇用 5m ホース</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●●*3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *3：〇〇ポンプの保有数と同じ数量を示す。</p> <table border="1" data-bbox="946 821 1638 1094"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>最高使用圧力</th> <th>最高使用温度</th> <th>主要寸法</th> <th>個数</th> <th>取付箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>△△ 給油ライン 接続用 19.5m ホース</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●●*4</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *4：△△1台あたりの数量を示す。</p> <p>3.1.4 2セットで技術基準規則要求を満たす設備に使用するホースの場合</p> <p>(1) 記載方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2セットで基準要求を満たす設備に使用するホースは、1セット分の必要本数及び故障時バックアップ数と必要なセット数を注記で記載する。</li> </ul> <p>例：</p> <table border="1" data-bbox="946 1541 1638 1854"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>最高使用圧力</th> <th>最高使用温度</th> <th>主要寸法</th> <th>個数</th> <th>取付箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇 給油ライン 接続用 4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●●*5 (故障時バックアップ)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	最高使用圧力	最高使用温度	主要寸法	個数	取付箇所	〇〇用 5m ホース				●●*3		名称	最高使用圧力	最高使用温度	主要寸法	個数	取付箇所	△△ 給油ライン 接続用 19.5m ホース				●●*4		名称	最高使用圧力	最高使用温度	主要寸法	個数	取付箇所	〇〇 給油ライン 接続用 4				●●*5 (故障時バックアップ)			
名称	最高使用圧力	最高使用温度	主要寸法	個数	取付箇所																																		
〇〇用 5m ホース				●●*3																																			
名称	最高使用圧力	最高使用温度	主要寸法	個数	取付箇所																																		
△△ 給油ライン 接続用 19.5m ホース				●●*4																																			
名称	最高使用圧力	最高使用温度	主要寸法	個数	取付箇所																																		
〇〇 給油ライン 接続用 4				●●*5 (故障時バックアップ)																																			

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【要目表】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考																										
	<table border="1" data-bbox="946 281 1638 369"> <tr> <td>m</td> <td>ホー</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>プ□□)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ス</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>注記 *5：必要本数 15 本を 2 セットに故障時バックアップ 1 本の数量を示す。</p> <p>3.2 「取付箇所」への注記方法 以下に示す「3.2.1」の場合には、取付箇所に注記を記載する。</p> <p>3.2.1 複数の長さを持つ可搬型ホースを組み合わせて使用する場合 (1) 記載方法 ・最長敷設ルートにおけるホース長さごとの必要本数を記載する。</p> <p>例：</p> <table border="1" data-bbox="946 953 1638 1402"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>最高 使用 圧力</th> <th>最高 使用 温度</th> <th>主要 寸法</th> <th>個数</th> <th>取付箇 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇用 0.5m, 1m, 2m, 3m, 5m, 10m, 20m, 50m ホース</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>取付箇 所： △△～ □□接 続口 (52本 *6)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *6：最長のルートである「●●～▲▲」に敷設した場合 (0.5m：1本, 1m：2本, 2m：5本, 3m：1本, 5m：3本, 10m：8本, 50m：32本) の数量を示す。</p> <p>4. 各可搬型主配管の個数の内訳 可搬型主配管のうち、複数の使用方法等により内訳の説明を要する可搬型主配管は、設定根拠に関する説明書又は設定根拠に関する説明書の補足説明資料に示す。</p>	m	ホー				プ□□)		ス							名 称	最高 使用 圧力	最高 使用 温度	主要 寸法	個数	取付箇 所	〇〇用 0.5m, 1m, 2m, 3m, 5m, 10m, 20m, 50m ホース					取付箇 所： △△～ □□接 続口 (52本 *6)		
m	ホー				プ□□)																								
ス																													
名 称	最高 使用 圧力	最高 使用 温度	主要 寸法	個数	取付箇 所																								
〇〇用 0.5m, 1m, 2m, 3m, 5m, 10m, 20m, 50m ホース					取付箇 所： △△～ □□接 続口 (52本 *6)																								



発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本設計方針】

〈比較検討〉

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領（案）	備考
	<p>3 設工認申請における基本設計方針の作成要領</p> <p>1. 目的 「基本設計方針」の基本的な作成要領について定める。</p> <p>2. 基本設計方針の資料構成</p> <p>(1) 基本設計方針の資料構成は、「設工認申請における資料作成に当たっての基本的考え方」に基づき、技術基準規則の要求を満たすための基本的な設計方針を記載する構成とする。</p> <p>(2) 基本設計方針の記載は、「使用済燃料の再処理の事業に関する規則」第二条、「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」第四条及び「核燃料物質の加工の事業に関する規則」第三条の二の二に記載の施設区分順に「施設（系統）」ごとに作成する。</p> <p>(3) 基本設計方針を作成するにあたり、技術基準規則への適合性を逐条的に示すために、「条文」ごとに基本設計方針を作成した上で、その内容を基に、「施設（系統）」ごとの基本設計方針（以下「基本設計方針」という。）に再構成するための方針を以下に示す。</p> <p>また、事業変更許可との整合性を説明するため、系統構成や主要設備について整理し、設備の設計方針として組み込む。</p> <p>a. 逐条的に示した基本設計方針を条文単位で、各施設（系統）に共通する設計方針と、施設固有の設計方針とに分類し、前者を「共通項目」、後者を「個別項目」とする。</p> <p>なお、事業変更許可との整合のために整理した、設備の系統構成及び主要設備に関する基本設計方針は「個別項目」に展開する。</p> <p>b. 基本設計方針の構成は、上記の「共通項目」を第1章、「個別項目」を第2章とする。共通項目と個別項目の構成については以下に示す。</p> <p>【共通項目の基本構成について】</p> <p>c. 共通項目の記載単位は基本的には技術基準規則の条文単位とする</p>	<p>3 設工認申請における基本設計方針の作成要領</p> <p>1. 目的 「基本設計方針」の基本的な作成要領について定める。</p> <p>2. 基本設計方針の資料構成</p> <p>(1) 基本設計方針の資料構成は、「設工認申請における資料作成に当たっての基本的考え方」に基づき、技術基準規則の要求を満たすための基本的な設計方針を記載する構成とする。</p> <p>(2) 基本設計方針の記載は、「使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則」<b>第四条第1項3号のイ～への区分毎に、技術基準規則の条文順に記載する構成とする。</b></p>	<p>当社設備は発電所や再処理設備のように多くの系統、設備で構成されていないため、区分毎に基本設計方針を全て記載することとし、JNFLのように「共通項目」「個別項目」に分けて記載しないこととした。</p>

〈比較検討〉

	<p>が、自然現象、設備に対する要求等の要求内容が同じものについては、複数条文を同一項目にまとめて記載する。また、記載順序は技術基準規則の条項順を基本とする。共通項目の章立てについて別紙1に示す。</p> <p>d. 分割申請を考慮し、共通項目のうち、「火災等による損傷の防止」「再処理施設内における溢水による損傷の防止」及び「再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」の条文については、申請対象設備がある場合は個別項目の基本設計方針を呼び込むものとし、申請対象設備がない場合は共通項目に記載する。</p> <p>(例※)</p> <p>初回申請において火災防護設備を申請対象設備とする場合は、「火災等による損傷の防止」に係る基本設計方針について、第2章個別項目に記載し呼び込みを行う。</p> <p>(記載例は下記のとおり)</p> <p>火災防護設備を申請対象設備としない場合は、「火災等による損傷の防止」に係る基本設計方針について、第1章共通項目に記載する。この場合、後次回申請において火災防護設備を申請する際は、第2章個別項目から第1章共通項目を呼び込むものとする。</p> <div data-bbox="611 1163 1448 1446" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;共通項目側の呼び込み記載例&gt;</p> <p>3.1 火災等による損傷の防止</p> <p>再処理施設の火災等による損傷の防止の基本設計方針については、火災防護設備の基本設計方針に基づく設計とする。</p> <p>⇒上記により個別項目側の記載を呼び込む</p> </div> <p>※火災防護設備等の設備区分が存在しないウラン濃縮施設については、共通項目に記載する。</p> <p style="text-align: center;"><b>【個別項目の基本構成について】</b></p> <p>e. 個別項目の記載内容は、逐条的に示した各基本設計方針の中で、当該施設に該当する内容を集約して記載する。個別項目の章立てについて別紙1に示す。</p> <p>f. 各施設の「個別項目」の章立てについては、事業変更許可申請書の</p>		
--	---	--	--

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本設計方針】

<比較検討>

	<p>設備項目を基に項目及びその順序を構成する。ただし、技術基準規則等の要求も踏まえながら、記載項目、順序などは必要により変更する。個別項目の章立てと事業変更許可申請書との比較表を別紙2に示す。</p> <p>g. 「個別項目」の事業変更許可申請書の設備項目を基にした各項目については、更に各設備の系統等ごとに章立てを行い記載する。</p> <p>h. 説明性を考慮し、章立ては極力細分化する。</p> <p>(4) 基本設計方針のフォーマットは、変更前後の形式とする。なお、記載内容として技術基準規則の要求事項又は事業変更許可からの設計要求事項（以下「技術基準規則の要求事項等」という。）に変更がないものは、「手続き対象外」であることがわかるよう「記載の適正化」として「変更前」に記載する。また、技術基準規則の要求事項が変更又は追加となったものに対する記載は「変更後」に記載し、「手続き対象」であることを識別する。具体的な方針は以下のとおり。（別紙3参照）</p> <p>a. 文頭に、事業指定基準規則及びその解釈並びに技術基準規則で定義していないものについて用語の定義を記載する。「用語の定義」に記載するものは、共通項目のうち各施設に該当する用語のみとする。</p> <p>b. 「一部技術基準規則の要求事項等が変更又は追加となったもの」に対する記載は、「変更前」に変更前の要求に対する基本設計方針を記載し、「変更後」に変更後の要求に対する基本設計方針を記載する。</p> <p>c. 「技術基準規則の要求事項等に変更のないもの」については「変更前」に基本設計方針を記載し、「変更後」に「変更なし」と記載する。「1.」、「2.」等の項目のなかで一部でも変更のあるものは、文章が「変更前」と「変更後」で細切れにならないよう、その項目全体を「変更後」に記載する。</p> <p>d. 「技術基準規則の要求事項等が新たに追加となったもの」については、「変更前」に「-」を記載し、「変更後」に新たに基本設計方針を記載する。</p> <p>e. 「技術基準規則の要求事項等が新たに追加になったもの」でも、電気設備のように既認可設工認にて設計方針が述べられ、以前から</p>	<p>(4) 基本設計方針のフォーマットは、変更前後の形式とする。なお、記載内容として技術基準規則の要求事項又は事業変更許可からの設計要求事項（以下「技術基準規則の要求事項等」という。）に変更がないものは、「手続き対象外」であることがわかるよう「記載の適正化」として「変更前」に記載する。また、技術基準規則の要求事項が変更又は追加となったものに対する記載は「変更後」に記載し、「手続き対象」であることを識別する。</p> <p>a. 文頭に、<b>事業許可基準規則</b>及びその解釈並びに技術基準規則で定義していないものについて用語の定義を記載する。</p> <p>b. 「一部技術基準規則の要求事項等が変更又は追加となったもの」に対する記載は、「変更前」に変更前の要求に対する基本設計方針を記載し、「変更後」に変更後の要求に対する基本設計方針を記載する。</p> <p>c. 「技術基準規則の要求事項等に変更のないもの」については「変更前」に基本設計方針を記載し、「変更後」に「変更なし」と記載する。「1.」、「2.」等の項目のなかで一部でも変更のあるものは、文章が「変更前」と「変更後」で細切れにならないよう、その項目全体を「変更後」に記載する。</p> <p>d. 「技術基準規則の要求事項等が新たに追加となったもの」については、「変更前」に「-」を記載し、「変更後」に新たに基本設計方針を記載する。</p> <p>e. 「技術基準規則の要求事項等が新たに追加になったもの」でも、電</p>	<p>記載の適正化 (以下同様箇所については理由を省略)</p>
--	---	---	--------------------------------------

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本設計方針】

〈比較検討〉

	<p>実施しているものについては「変更前」にも記載する。</p> <p>(5) 設計基準対象施設と重大事故等対処設備の記載の組合せ方基本的にはDB, SAはまとめて記載する。(設計基準対象の施設と重大事故等対処設備に要求される条文のうち, 双方の「共通事項」として扱える条文については, 極力まとめる。) また, DBとSAを分けて記載する必要がある場合は, 原則, DB・SAの順序で記載する。</p> <p>一つの設備や機能が, 逐条的に示した基本設計方針の複数条文に記載されている場合は, 極力まとめる。</p> <p>その他説明性を考慮し, 類似項目は極力まとめた記載とする。</p> <p>3. 基本設計方針の具体的な記載方法について</p> <p>(1) 基本設計方針の具体的な記載方法について示す。</p> <p>a. 具体的な記載方法</p> <div data-bbox="611 968 1412 1184" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(a) 基本設計方針の記載は, 原則, 事業変更許可本文をベースに記載する。</p> <p>また, 技術基準規則及び解釈の要求事項への適合を網羅するよう記載する。</p> </div> <p>基本設計方針の記載内容は, 「事業変更許可」での約束事項を「設工認」での約束事項として整合性を確保する観点も踏まえて, 事業変更許可本文をベースに記載する。</p> <p>さらに, 技術基準規則への適合性を示すにあたり, 詳細設計としての記載が必要であるという観点と事業変更許可本文の記載事項不足分をカバーする観点から, 事業変更許可添付六(添付五)の記載を引用して基本設計方針に記載する。</p> <p>また, 技術基準規則及び解釈に記載される要求事項を基本的に網羅して記載するが, 記載するにあたり, 「解釈」の中には「○○とは…」などのように「定義」が記載されている場合があり, その中に設置要求のある「設備」等が含まれることもあるため, その内容程度に応じて, 記載要否を判断する。</p>	<p>気設備のように既認可設工認にて設計方針が述べられ, 以前から実施しているものについては「変更前」にも記載する。</p> <p>3. 基本設計方針の具体的な記載方法について</p> <p>(1) 基本設計方針の具体的な記載方法について示す。</p> <p>a. 具体的な記載方法</p> <div data-bbox="1481 968 2332 1125" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(a) 基本設計方針の記載は, 原則, 事業許可申請書で記載した設計に関する記載をベースに, 技術基準規則及び解釈の要求事項への適合するよう記載する。</p> </div> <p>基本設計方針の記載内容は, 「事業許可」の約束事項を「設工認」の約束事項として, 事業許可申請書で記載した設計に関する記載をベースに技術基準規則との整合性を確保する観点も踏まえて記載する。</p> <p>また, 技術基準規則及び解釈に記載される要求事項を基本的に網羅して記載するが, 記載するにあたり, 「解釈」の中には「○○とは…」などのように「定義」が記載されている場合があり, その中に設置要求のある「設備」等が含まれることもあるため, その内容程度に応じて, 記載要否を判断する。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
--	---	---	-----------------------------

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本設計方針】

<比較検討>

	<p>(b) 基本設計方針の記載順は、原則、技術基準規則条文の記載順とする。ただし、それにより事業変更許可本文側が細切れになり、見にくくなる場合は、文章の繋がりを考え再構成することも可とする。</p> <p>c) 自主的に設置したものは原則記載しない。</p> <p>b. 基本設計方針のみに記載する設備の記載事項</p> <p>基本設計方針のみに記載する設備（仕様表対象外）については、作成要領【基本的考え方】別紙2に示す選定方針に従い抽出を行い、仕様表記載対象外設備の中で明確にすべき（必要な）性能・機能又は仕様を整理（選定）し、基本設計方針に記載する。</p> <p>また、基本設計方針に記載された仕様の設定根拠について「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」で説明する場合は、当該説明書の別添に記載する。詳細は作成要領【添付書類の作成要領】に示す。</p> <p>c. 兼用する設備の記載</p> <p>兼用する設備については、兼用先が明確になるよう記載する。</p> <p>(a) ある設備を複数の施設で使用する場合には、兼用設備として記載する。ただし、他の施設で登録した設備を、間接的に使用する設備に関しては、施設区分の兼用はしない。</p> <p>例：代替可溶性中性子吸収材緊急供給系に関する計装設備（臨界検知用放射線検出器、可搬型放射線レベル計等）は、計装設備のみで登録し、代替可溶性中性子吸収材緊急供給系との兼用としない。</p> <p>(b) 兼用する設備のうち、主登録施設（以下「主施設」という。）では仕様表対象設備であるが、兼用先の施設（以下「従施設」という。）では仕様表対象外となる設備従施設の基本設計方針に、兼用設備リストとして整理する。</p>	<p>(b) 基本設計方針の記載順は、原則、技術基準規則条文の記載順とする。ただし、それにより事業変更許可本文側が細切れになり、見にくくなる場合は、文章の繋がりを考え再構成することも可とする。</p> <p>c) 自主的に設置したものは原則記載しない。</p> <p>ただし、基本設計方針に関係して運用を記載する必要がある場合は記載する。</p>	<p>運用の記載について追加</p> <p>当社設備では、基本設計方針のみに記載する設備はないため、本記載は削除</p> <p>当社設備では「兼用する設備」はないため、本記載は削除</p>
--	--	---	--



<比較検討>

	<p>(b) 兼用する設備のうち、兼用先すべてで仕様表対象外であり、基本設計方針にのみ記載する設備兼用先の施設名を基本設計方針の本文中（原則として、兼用設備名称の後に括弧書き）に記載するが、主施設と従施設を区別するため、主施設と従施設の兼用先の記載を以下のとおり記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主施設（従施設の設備と兼用）</li> <li>・従施設（主施設の設備を従施設の設備として兼用）</li> </ul> <p>なお、2以上の施設で兼用する場合は、主施設には兼用するすべての従施設（複数施設）を記載し、従施設には兼用する主施設のみを記載する。</p> <p>d. 可搬型設備の記載</p> <p>基本設計方針のみに記載する設備（仕様表対象外）は、基本設計方針の中で常設又は可搬型を明確にする必要があるため、可搬型設備については、名称の前に「可搬型である」と明示する。</p> <p>ただし、以下のように可搬型であることが明らかな設備を除く。</p> <p>(a) 名称に「可搬型」が含まれているもの。 例：可搬型発電機</p> <p>(b) 文中に「配備」、「保管」、「（使用時等に）設置」を用いているもの。（なお、常設設備については、「設置」を用いる。） 例：〇〇を△台、保管する。 例：〇〇は、…使用時に設置できる設計とする。</p> <p>(c) 常設と可搬型が混在する設備については、個別検討し記載する。</p>		<p>可搬設備はないため削除</p>
--	--	--	--------------------

	<p>e. 第1章共通項目における基本的設計と個別設計の記載</p> <div data-bbox="617 338 1448 583" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「第1章共通項目」には、原則として基本的設計のみを記載し、個別設計への展開は「第2章個別項目」に記載する。ただし、基本設計方針で明確にすべき個別設計を記載する施設（系統）区分が個別項目にない場合は、共通項目に、個別設計の設備がわかるように記載する。</p> </div> <p>f. その他</p> <div data-bbox="617 709 1448 772" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(a) 項目の付番は下記のとおりとする。</p> </div> <p>【付番の例】</p> <p>2. 自然現象</p> <p>2.1 地震による損傷の防止</p> <p>2.2.1 耐震設計</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針</p> <p>a. …</p> <p>b. …</p> <p>(a) …</p> <p>(b) …</p> <p>イ. …</p> <p>ロ. …</p> <p>(イ) …</p> <p>(ロ) …</p> <p>i. …</p> <p>ii. …</p> <p>(i) …</p> <p>(ii) …</p>		
--	--	--	--

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本設計方針】

<比較検討>

4. 具体的記載を行うにあたっての注意事項		4. 具体的記載を行うにあたっての注意事項		記載の適正化 (以下同様の箇所については理由 の記載省略)
番号	注意事項	番号	注意事項	
1	基本設計方針の冒頭に「概要」、「基本事項」、「基本的考え方」の見出しは記載しない。	1	基本設計方針の冒頭に「概要」、「基本事項」、「基本的考え方」の見出しは記載しない。	
2	同様の趣旨の文章が重複しない記載とする。	2	同様の趣旨の文章が重複しない記載とする。	
3	文章の語尾については、統一的に「～設計とする。」とはせず、文脈の流れの中で、適切な語尾とする。	3	文章の語尾については、統一的に「～設計とする。」とはせず、文脈の流れの中で、適切な語尾とする。	
4	「～の設備を設置している。」、「～することになっている。」等、現在の状況を示す意味を持つ語尾は使用しない。(「現状ありき」の表現としない)	4	「～の設備を設置している。」、「～することになっている。」等、現在の状況を示す意味を持つ語尾は使用しない。(「現状ありき」の表現としない)	
5	仕様表に記載しない設備は、基本設計方針に記載する。 ただし、設備数が多い場合は、全部を記載すると文章が読みづらくなるため、代表的な設備を数件記載して「等」でまとめることも可とする。	5	<b>要目表及び基本仕様</b> に記載しない設備は、基本設計方針に記載する。 ただし、設備数が多い場合は、全部を記載すると文章が読みづらくなるため、代表的な設備を数件記載して「等」でまとめることも可とする。	
6	基本設計方針は、箇条書きではなく、できるだけ文章で繋げて記載する。	6	基本設計方針は、箇条書きではなく、できるだけ文章で繋げて記載する。	
7	用語は、事業指定及び技術基準規則（解釈含む）の用語を使用し記載する。(必要により事業指定基準規則にて使用される用語を技術基準規則の用語に置き換える。) ただし、用語の置き換え又は主語の変更を行うことにより、規制対象範囲が変わる場合があるため、置き換え等の際には、対象範囲の確認を行うこと。	7	用語は、事業指定及び技術基準規則（解釈含む）の用語を使用し記載する。(必要により事業指定基準規則にて使用される用語を技術基準規則の用語に置き換える。) ただし、用語の置き換え又は主語の変更を行うことにより、規制対象範囲が変わる場合があるため、置き換え等の際には、対象範囲の確認を行うこと。	
8	事業変更許可本文において記載した「運用」で設備設計の前提条件を担保するものは、基本設計方針に最上位文章である保安規定で定めることを明記する。 例えば、「〇〇しないよう、△△することを保安規定に定める。」と記載する。	8	事業変更許可本文において記載した「運用」で設備設計の前提条件を担保するものは、基本設計方針に最上位文章である保安規定で定めることを明記する。 例えば、「〇〇しないよう、△△することを保安規定に定める。」と記載する。	
9	添付六のみに記載されている「運用」については、「本当に記載が必要か。」を判断したうえで、以下のとおり対応する。	9	添付六のみに記載されている「運用」については、「本当に記載	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本設計方針】

〈比較検討〉

	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的には基本設計方針に記載しないが、品質保証プロセスで行う「各条文の設計方針の考え方」に「保安規定」にて担保する内容であることを記載する。</li> <li>事業指定基準規則ではなく技術基準規則のみに要求がある条文中で運用に関わるものは、基本設計方針に記載する。</li> </ul>		<p>が必要か。」を判断したうえで、以下のとおり対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本的には基本設計方針に記載しないが、品質保証プロセスで行う「各条文の設計方針の考え方」に「保安規定」にて担保する内容であることを記載する。</li> <li><b>事業許可基準規則</b>ではなく技術基準規則のみに要求がある条文中で運用に関わるものは、基本設計方針に記載する。</li> </ul>									
10	「運用」で担保するものと「設計（設備）」で担保するものが混在する記載は避ける。	10	「運用」で担保するものと「設計（設備）」で担保するものが混在する記載は避ける。									
11	基本設計方針に記載する適合性の内容は、「主語」、「述語」をはっきりさせ、規制対象が何であるかを明確にする。	11	基本設計方針に記載する適合性の内容は、「主語」、「述語」をはっきりさせ、規制対象が何であるかを明確にする。									
12	仕様が仕様表で明確な場合は、基本設計方針には記載しない	12	仕様が <b>要目表及び基本仕様</b> で明確な場合は、基本設計方針には記載しない									
13	<p>事業変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、設工認にて担保する条件を以下のいずれかの方法で記載する。</p> <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを設工認の対象とする。</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を設工認の対象とする。</td> </tr> </table>	①	評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを設工認の対象とする。	②	今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を設工認の対象とする。	13	<p>事業変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、設工認にて担保する条件を以下のいずれかの方法で記載する。</p> <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを設工認の対象とする。</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を設工認の対象とする。</td> </tr> </table>	①	評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを設工認の対象とする。	②	今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を設工認の対象とする。	
①	評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを設工認の対象とする。											
②	今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を設工認の対象とする。											
①	評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを設工認の対象とする。											
②	今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を設工認の対象とする。											
14	<p>事業変更許可本文のうち性能を記載している設計方針は、技術基準規則への適合性を確保する上で、その性能を実現するための手段が具体的にわかるように記載する。また、技術基準規則への適合性の観点で、事業変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p> <p>なお、手段の仕様が仕様表で明確な場合は記載しない。</p>	14	<p>事業変更許可本文のうち性能を記載している設計方針は、技術基準規則への適合性を確保する上で、その性能を実現するための手段が具体的にわかるように記載する。また、技術基準規則への適合性の観点で、事業変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p> <p>なお、手段の仕様が<b>要目表及び基本仕様</b>で明確な場合は記載しない。</p>									
15	個別機器等で、技術基準規則に要求があるが、仕様表の記載要求がない設備についてはその設備の種類ごとに仕様（「名称」、「個数」等）を文章中に記載し、個体の識別ができる記載とする。	15	個別機器等で、技術基準規則に要求があるが、 <b>要目表及び基本仕様</b> の記載要求がない設備についてはその設備の種類ごとに仕様（「名称」、「個数」等）を文章中に記載し、個体の識別ができる記載とする。									
16	基本設計方針の記載のうち、設工認で担保することになる設計方針（変更する際に工事計画の手続きが必要となる部分）を明確にする。	16	基本設計方針の記載のうち、設工認で担保することになる設計方									

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本設計方針】

<比較検討>

	<p>17 条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」審査であることを踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。</p> <p>ただし、技術基準規則要求が「なお、…」のように補足的な説明をしている箇所は、その対象設備を設置しない場合、対象設備を設置しない旨の記載は不要とする。</p>	<p>針（変更する際に工事計画の手続きが必要となる部分）を明確にする。</p>	
<p>18 事業変更許可に記載している概略図の読み込みは、基本設計方針に記載せず、設工認申請書の添付書類として配置図、系統図等で記載する。</p>	<p>17 条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」審査であることを踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。</p> <p>ただし、技術基準規則要求が「なお、…」のように補足的な説明をしている箇所は、その対象設備を設置しない場合、対象設備を設置しない旨の記載は不要とする。</p>	<p>18 事業変更許可に記載している概略図の読み込みは、基本設計方針に記載せず、設工認申請書の添付書類として配置図、系統図等で記載する。</p>	
<p>19 技術基準規則への適合性を示す上で、法令、規格・基準等が判断基準、遵守することを要求される場合は、基本設計方針に記載する。</p> <p>なお、記載に当たっては以下のとおり記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制委員会の審査ガイドは今後の改訂による最新基準への適合を踏まえ、基本設計方針に、審査ガイド名、制定日、発行番号を記載する。</li> <li>・特定の版を使用する場合は、引用する文書名及び版を識別するための情報（施行日等）を記載する。</li> <li>・上記以外の法令、規格及び基準や計算で使用する許容値等の引用規格は、必要に応じて準拠法令表や添付説明書に記載することとし、基本設計方針に記載しない。</li> </ul>	<p>19 技術基準規則への適合性を示す上で、法令、規格・基準等が判断基準、遵守することを要求される場合は、基本設計方針に記載する。</p> <p>なお、記載に当たっては以下のとおり記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制委員会の審査ガイドは今後の改訂による最新基準への適合を踏まえ、基本設計方針に、審査ガイド名、制定日、発行番号を記載する。</li> <li>・特定の版を使用する場合は、引用する文書名及び版を識別するための情報（施行日等）を記載する。</li> <li>・上記以外の法令、規格及び基準や計算で使用する許容値等の引用規格は、必要に応じて準拠法令表や添付説明書に記載することとし、基本設計方針に記載しない。</li> </ul>	<p>20 J E A C等の技術評価を行った「技術評価書」は、基本設計方針への読み込みは行わない。</p>	
<p>20 J E A C等の技術評価を行った「技術評価書」は、基本設計方針への読み込みは行わない。</p>	<p>20 J E A C等の技術評価を行った「技術評価書」は、基本設計方針への読み込みは行わない。</p>	<p>21 表現の注意点について</p> <p>基本設計方針の本文中に「事業変更許可添付六に規定された仕様を満たす…」の表現はしない。</p> <p>(添付六(添付五)の記載は、基本、規制対象外として扱う。)</p>	
	<p>21 表現の注意点について</p> <p>基本設計方針の本文中に「事業変更許可添付六に規定された仕様を満たす…」の表現はしない。</p> <p>(添付六(添付五)の記載は、基本、規制対象外として扱う。)</p>		



発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本設計方針】

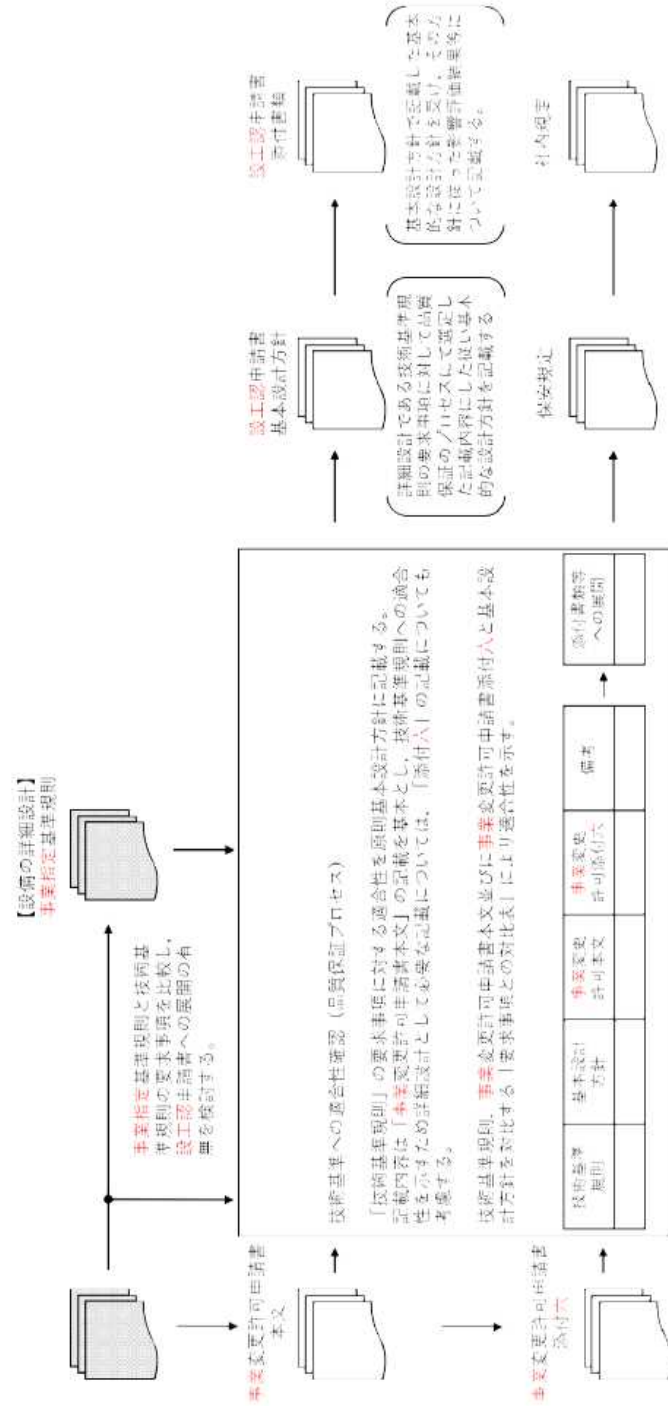
〈比較検討〉

	<p>5. 「事業指定基準規則」及び「技術基準規則」と「基本設計方針」及び「添付書類」等との関係について</p> <p>基本設計方針の作成にあたり「事業指定基準規則」及び「技術基準規則」と「基本設計方針」及び「添付書類」等との関係を示すフローを以下に示す。</p> <p>なお、基本設計方針の作成にあたっては、品質保証のプロセスを経て作成する。</p>	<p>5. 「<b>事業許可基準規則</b>」及び「技術基準規則」と「基本設計方針」及び「添付書類」等との関係について</p> <p>基本設計方針の作成にあたり「<b>事業許可基準規則</b>」及び「技術基準規則」と「基本設計方針」及び「添付書類」等との関係を示すフローを以下に示す。</p> <p>なお、基本設計方針の作成にあたっては、品質保証のプロセスを経て作成する。</p>	
--	--	--	--

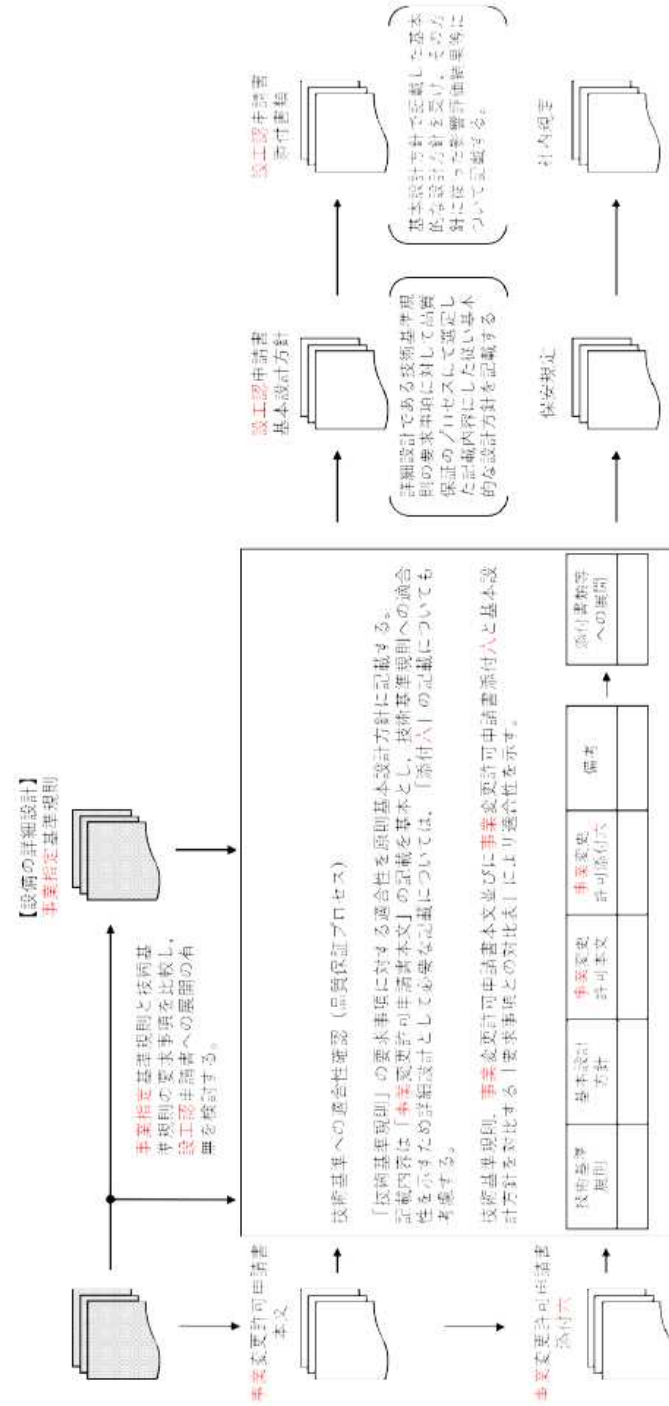
発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本設計方針】

<比較検討>

事業指定基準規則及び技術基準規則と設工認申請書基本設計方針及び添付書類の関係を示すフロー



事業指定基準規則及び技術基準規則と設工認申請書基本設計方針及び添付書類の関係を示すフロー



発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本設計方針】

<比較検討>

	<p>6. 基本設計方針に添付する「主要設備リスト」及び「兼用設備リスト」のフォーマットについて</p> <p>施設ごとの主要な設備（仕様表記載設備）について、設計基準対象施設と重大事故等対処設備との使用区分を識別するため耐震重要度分類、機器の種類、設備分類を記載した「表1 主要設備リスト」を添付する。</p> <p>また、兼用する設備のうち兼用先の施設／設備（系統）区分において主要設備リストに記載されない設備（仕様表記載対象外設備）については、「表2 兼用設備リスト」に示す。</p> <p>(1) 主要設備リストの資料構成</p> <p>主要設備リストのフォーマットは、基本設計方針と同様に変更前後の形式とし、記載順については仕様表の記載順とする。設備リストの「設備（系統）区分」及び「機器区分」については、事業変更許可申請書の設備名及び機器名を記載し、「名称」は仕様表の名称と整合性を図る。</p> <p>(2) 兼用設備リストの資料構成</p> <p>兼用設備リストには、主要設備リストのフォーマットに「主たる機能の施設／設備（系統）区分」の項目を追加する。「主たる機能の施設／設備（系統）区分」には兼用設備の主たる機能を使用する施設／設備（系統）区分（主施設）を記載する。</p> <p>(3) 設計基準対象の施設の記載内容</p> <p>当該設備（系統）区分において、設計基準対象の施設として使用する各設備については、「耐震重要度分類」及び「機器の種類」を記載する。</p> <p>耐震重要度分類は技術基準規則の規定による。</p> <p>また、耐震重要度B、Cの設備のうち、事業指定基準規則の解釈（別記2）や発電炉における審査ガイドによって基準地震動による評価が必要となる設備等についてはそれぞれ略語を定義し、通常の耐震重要度B、Cの設備と区別する。略語の定義について次の表に示す。</p>		<p>当社は設工認対象設備全てを記載することから本項目削除</p>
--	--	--	-----------------------------------

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本設計方針】

〈比較検討〉

(特殊な耐震重要度B, Cの施設)			
略語	注記の記載		
B-1	Bクラスの設備のうち、共振のおそれがあるため、弾性設計用地震動S <sub>d</sub> に2分の1を乗じたものによる地震力に対して耐震性を保持できる設計とするもの		
B-2	Bクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの		
C-1	Cクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの		
C-2	Cクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して火災感知及び消火の機能並びに溢水・薬品伝播を防止する機能を保持できる設計とするもの		
<p>火災防護設備及び溢水防護設備等は、防護対象が設計基準対象施設及び重大事故等対処設備である場合、設計基準対象の施設として分類する。</p> <p>これら設備リストに記載する「略語の定義」について別紙4に示す。</p>			
<p>(4) 重大事故等対処設備の記載内容</p> <p>当該設備（系統）区分において、重大事故等対処設備として使用する各設備については、変更後の「設備分類」を記載する。「設備分類」については設置変更許可添付六との整合性を図る。なお、重大事故等対処設備のうち常設耐震重要重大事故等対処設備を「常設耐震」、常設耐震重要重大事故等対処以外の重要重大事故等対処設備を「常設」、可搬型重要重大事故等対処設備を「可搬」とする。また、1.2Ssの評価対象設備の場合は「〇〇/1.2Ss」と併記する。その他、当該施設において重大事故等対処設備として仕様しないものについては「－」と記載する。</p>			
<p>(5) 主要設備リスト及び兼用設備リストの記載例</p> <p>主要設備リスト及び兼用設備リストの記載例を別紙5に示す。</p>			

	<p style="text-align: right;">別紙 1</p> <p style="text-align: center;">基本設計方針目次（記載例：再処理施設）</p> <p>第 1 章 共通項目</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 核燃料物質の臨界防止（第4条）</li> <li>2. 地盤（第5, 32条）</li> <li>3. 自然現象             <ol style="list-style-type: none"> <li>3.1 地震による損傷の防止（第6, 33条）                 <ol style="list-style-type: none"> <li>3.1.1 耐震設計</li> </ol> </li> <li>3.2 津波による損傷の防止（第7, 34条）</li> <li>3.3 外部からの衝撃による損傷の防止（第8, 36条）                 <ol style="list-style-type: none"> <li>3.3.1 外部からの衝撃により防護すべき施設</li> <li>3.3.2 設計基準事故時及び重大事故等時に生ずる荷重との組合せ</li> <li>3.3.3 設計方針</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>4. 閉じ込めの機能             <ol style="list-style-type: none"> <li>4.1 閉じ込め（第10条）</li> <li>4.2 放射性廃棄物による汚染の防止（第26条）</li> </ol> </li> <li>5. 火災等による損傷の防止（第11, 35条）</li> <li>6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止（第12, 36条）</li> <li>7. 再処理施設内における科学薬品の漏えいによる損傷の防止（第13, 36条）</li> <li>8. 遮蔽（第27条）</li> <li>9. 設備に対する要求             <ol style="list-style-type: none"> <li>9.1 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備（第15, 16, 36, 43条）</li> <li>9.2 材料及び構造（第17, 37条）</li> <li>9.3 搬送設備（第18条）</li> </ol> </li> <li>10. その他</li> </ol>		
--	---	--	--



	<p>10.1 再処理施設への人の不法な侵入等の防止（第9条）</p> <p>10.2 安全避難通路等（第14条）</p> <p style="text-align: center;">第2章個別項目※</p> <p>○使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設</p> <p>1. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設（第19, 42条）</p> <p>○再処理設備本体</p> <p>2. 再処理設備本体</p> <p>2.1 せん断処理施設</p> <p>2.2 溶解施設（第38条）</p> <p>2.3 分離施設</p> <p>2.4 精製施設（第38, 41条）</p> <p>2.5 脱硝施設</p> <p>2.6 酸及び溶媒の回収施設</p> <p>○製品貯蔵設備</p> <p>3. 製品貯蔵施設（第19条）</p> <p>○計測制御系統施設</p> <p>4. 計測制御系統施設（第20, 22, 23, 47, 48条）</p> <p>○放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>5. 放射性廃棄物の廃棄施設（第24, 25, 28, 38～41条）</p> <p>○放射線管理施設</p> <p>6. 放射線管理施設（第21, 49条）</p> <p>○その他再処理設備の附属施設</p> <p>7. その他再処理設備の附属施設</p> <p>7.1 電気設備（第29, 46条）</p>		
--	---	--	--

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本設計方針】

<比較検討>

	<p>7.2 圧縮空気設備（第38, 40条）</p> <p>7.3 給水処理設備（第45条）</p> <p>7.4 冷却水設備（第39条）</p> <p>7.5 蒸気供給設備</p> <p>7.6 分析設備</p> <p>7.7 化学薬品貯蔵供給設備</p> <p>7.8 火災防護設備（第11, 35条）</p> <p>7.9 竜巻防護対策設備（第8条）</p> <p>7.10 溢水防護設備（第12, 36条）</p> <p>7.11 化学薬品防護設備（第13, 36条）</p> <p>7.12 補機駆動用燃料補給設備（第46条）</p> <p>7.13 放出抑制設備（第44条）</p> <p>7.14 緊急時対策所（第30, 50条）</p> <p>7.15 通信連絡設備（第30, 31, 50, 51条）</p> <p>※個別項目については、事業変更許可申請書との整合性の観点から、事業変更許可申請書本文（添付含む）に記載の「系統構成及び主要設備」の内容を展開する。</p>		
--	---	--	--

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本設計方針】

〈比較検討〉

	<p style="text-align: right;">別紙 2</p> <p style="text-align: center;">再処理施設の基本設計方針</p> <p>第 2 章個別項目目次</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">基本設計方針第 2 章個別項目</th> <th>事業変更許可申請書目次 (参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設</td> <td>                     四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法                       A. 再処理施設の位置、構造及び設備                       ハ. 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設の構造及び設備                       (1) 構造                      (i) 設計基準対象の施設                      (a) 使用済燃料の受入れ施設                      (b) 使用済燃料の貯蔵施設                       (ii) 重大事故等対処設備                      (a) 代替注水設備                      (b) スプレイ設備                      (c) 漏えい抑制設備                      (d) 臨界防止設備                      (e) 監視設備                       (2) 主要な設備及び機器の種類                      (i) 設計基準対象の施設                      (a) 使用済燃料受入れ設備                      (b) 使用済燃料貯蔵設備                       (ii) 重大事故等対処設備                      (a) 代替注水設備                      (b) スプレイ設備                      (c) 漏えい抑制設備                 </td> </tr> </tbody> </table>	基本設計方針第 2 章個別項目	事業変更許可申請書目次 (参考)	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法  A. 再処理施設の位置、構造及び設備  ハ. 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設の構造及び設備  (1) 構造 (i) 設計基準対象の施設 (a) 使用済燃料の受入れ施設 (b) 使用済燃料の貯蔵施設  (ii) 重大事故等対処設備 (a) 代替注水設備 (b) スプレイ設備 (c) 漏えい抑制設備 (d) 臨界防止設備 (e) 監視設備  (2) 主要な設備及び機器の種類 (i) 設計基準対象の施設 (a) 使用済燃料受入れ設備 (b) 使用済燃料貯蔵設備  (ii) 重大事故等対処設備 (a) 代替注水設備 (b) スプレイ設備 (c) 漏えい抑制設備		
基本設計方針第 2 章個別項目	事業変更許可申請書目次 (参考)						
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法  A. 再処理施設の位置、構造及び設備  ハ. 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設の構造及び設備  (1) 構造 (i) 設計基準対象の施設 (a) 使用済燃料の受入れ施設 (b) 使用済燃料の貯蔵施設  (ii) 重大事故等対処設備 (a) 代替注水設備 (b) スプレイ設備 (c) 漏えい抑制設備 (d) 臨界防止設備 (e) 監視設備  (2) 主要な設備及び機器の種類 (i) 設計基準対象の施設 (a) 使用済燃料受入れ設備 (b) 使用済燃料貯蔵設備  (ii) 重大事故等対処設備 (a) 代替注水設備 (b) スプレイ設備 (c) 漏えい抑制設備						

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本設計方針】

<比較検討>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>(d) 臨界防止設備</li> <li>(e) 監視設備</li> <li>(3) 受け入れ, 又は貯蔵する使用済燃料の種類並びにその種類ごとの最大受入能力及び最大貯蔵能力</li> <li>(i) 受け入れ, 又は貯蔵する使用済燃料の種類</li> <li>(a) 濃縮度</li> <li>(b) 再処理施設に受け入れるまでの冷却期間</li> <li>(c) 使用済燃料集合体最高燃焼度</li> <li>(d) 使用済燃料集合体の照射前の構造</li> <li>(ii) 最大受入能力及び最大貯蔵能力</li> <li>(a) 最大受入能力</li> <li>(b) 最大貯蔵能力</li> <li>(4) 主要な核的制限値</li> <li>(i) 単一ユニット</li> <li>(a) 燃料取出し装置及び燃料取扱装置</li> <li>(ii) 複数ユニット</li> <li>(a) 燃料取出し装置及び燃料取扱装置</li> <li>(b) 燃料仮置きラックのラック格子中心間最小距離</li> <li>(c) 燃料貯蔵ラックのラック格子中心間最小距離</li> </ul>		
--	--	--	--	--

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本設計方針】

<比較検討>

	<p>2. 再処理設備本体</p> <p>2. 1 せん断処理施設</p>	<p>(d) バスケットの格子中心間最小距離</p> <p>ニ. 再処理設備本体の構造及び設備</p> <p>(1) せん断処理施設</p> <p>(i) 構造</p> <p>(ii) 主要な設備及び機器の種類</p> <p>(a) 燃料供給設備</p> <p>(b) せん断処理設備</p> <p>(iii) せん断処理する使用済燃料の種類及びその種類ごとの最大処理能力</p> <p>(a) せん断処理する使用済燃料の種類</p> <p>(イ) 濃縮度</p> <p>(ロ) 冷却期間</p> <p>(ハ) 使用済燃料集合体最高燃焼度</p> <p>(ニ) 使用済燃料集合体の照射前の構造</p> <p>(b) 最大処理能力</p> <p>(イ) BWR使用済燃料集合体処理時</p> <p>(ロ) PWR使用済燃料集合体処理時</p> <p>(iv) 主要な核的制限値</p> <p>(a) 単一ユニット</p> <p>(b) 複数ユニット</p> <p>(2) 溶解施設</p>		
--	---------------------------------------	---	--	--



発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本設計方針】

<比較検討>

	<p>2. 2 溶解施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 構造             <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 設計基準対象の施設</li> <li>(b) 重大事故等対処設備</li> </ul> </li> <li>(イ) 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系</li> <li>(ロ) 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系</li> <li>(ii) 主要な設備及び機器の種類             <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 設計基準対象の施設</li> <li>(イ) 溶解設備</li> <li>(ロ) 清澄・計量設備</li> <li>(b) 重大事故等対処設備</li> <li>(イ) 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系</li> <li>(ロ) 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系</li> </ul> </li> <li>(iii) 溶解する使用済燃料の種類及びその種類ごとの最大溶解能力             <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 溶解する使用済燃料の種類                 <ul style="list-style-type: none"> <li>(イ) 濃縮度</li> <li>(ロ) 冷却期間</li> </ul> </li> <li>(ハ) 使用済燃料集合体最高燃焼度</li> <li>(ニ) 使用済燃料集合体の照射前の構造</li> </ul> </li> <li>(b) 最大溶解能力             <ul style="list-style-type: none"> <li>(イ) BWR使用済燃料集合体処理時</li> <li>(ロ) PWR使用済燃料集合体処</li> </ul> </li> </ul>		
--	------------------	--	--	--

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本設計方針】

<比較検討>

		<p>理時</p> <p>(iv) 主要な核的, 熱的及び化学的制限値</p> <p>(a) 主要な核的制限値</p> <p>(イ) 単一ユニット</p> <p>(ロ) 複数ユニット</p> <p>(b) 主要な熱的制限値</p> <p>(c) 主要な化学的制限値</p>		
<p>(以下, 省略)</p> <p>別紙 3</p> <p>基本設計方針比較表</p> <p>省略 (実例とともに, 別途添付)</p>				

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

〈比較検討〉

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考																																		
<p>2. (2) 1) Q. 基本設計方針, 適用基準及び適用規格</p> <p>適用基準及び適用規格については, 各設備の設計製作に適用する基準及び規格について, 具体的な規格番号, 名称及び制定又は改定年度も含め記載する。記載対象とする基準及び規格は技術基準規則に規定される性能を満足させるための基本的な規格及び基準とする。具体的には技術基準規則解釈に引用されるもの等とする。</p>	<p>4 設工認申請に記載する準拠規格及び基準について</p> <p>1. 発電用原子炉施設のガイドにおける規定</p> <p>本要領において参考とする「発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド」によれば, 工事計画に記載する必要がある適用基準及び適用規格については, 「各設備の設計製作に適用する基準及び規格について, 具体的な規格番号, 名称及び制定又は改訂年度も含め記載する。」とされ, 記載対象とする基準及び規格については, 「技術基準規則に規定される性能を満足させるための基本的な規格及び基準」となっており, 「具体的には技術基準規則解釈に引用されるもの等」と示されている。</p> <p>2. 記載すべき準拠規格及び基準の考え方</p> <table border="1" data-bbox="605 947 1537 1766"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>対象準拠規格及び基準*</th> <th>記載要否</th> <th>理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>炉規制関係法令【炉規法, 規則, 省令他】</td> <td>記載する</td> <td>炉規制関係法令は, 適合すべき技術基準規則の上位法令であり, 事業変更許可(指定)申請書でも準拠すべき法令として明記されていることから, 事業許可(指定)との整合を踏まえ記載する。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>関係他法令【建築基準法, 消防法】</td> <td>記載する</td> <td>技術基準規則への適合のために, 各設備の設計・製作にあたって, 具体的な評価方法等を規定した法令であり, 適合性判断のための評価基準を明確化するために記載する。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>許可基準規則(解釈含む)</td> <td>記載する</td> <td>事業変更許可(指定)申請書において, 設計及び工事, 検査での準拠すべき法令として明記されていることから事業許可(指定)との整合を踏まえ記載する。なお, 解釈は適用が自明であることから事業許可(指定)と同様に記載しない。</td> </tr> </tbody> </table>	No.	対象準拠規格及び基準*	記載要否	理由	1	炉規制関係法令【炉規法, 規則, 省令他】	記載する	炉規制関係法令は, 適合すべき技術基準規則の上位法令であり, 事業変更許可(指定)申請書でも準拠すべき法令として明記されていることから, 事業許可(指定)との整合を踏まえ記載する。	2	関係他法令【建築基準法, 消防法】	記載する	技術基準規則への適合のために, 各設備の設計・製作にあたって, 具体的な評価方法等を規定した法令であり, 適合性判断のための評価基準を明確化するために記載する。	3	許可基準規則(解釈含む)	記載する	事業変更許可(指定)申請書において, 設計及び工事, 検査での準拠すべき法令として明記されていることから事業許可(指定)との整合を踏まえ記載する。なお, 解釈は適用が自明であることから事業許可(指定)と同様に記載しない。	<p>4. 設工認申請書本文に記載する準拠法令, 基準及び規格について</p> <p>4.1 記載方針</p> <p>「発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド」の2. (2) 1) Q. 基本設計方針, 適用基準及び適用規格に「適用基準及び適用規格については, 各設備の設計製作に適用する基準及び規格について, 具体的な規格番号, 名称及び制定又は改定年度も含め記載する。記載対象とする基準及び規格は技術基準規則に規定される性能を満足させるための基本的な規格及び基準とする。具体的には技術基準規則解釈に引用されるもの等とする。」と記載がある。</p> <p>当社の設工認申請書においては, 「発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド」を参考に, 準拠法令, 基準及び規格を設工認申請書に記載することとする。</p> <p>4.2 設工認申請書本文に記載する準拠法令, 基準及び規格の考え方</p> <p>設工認申請書本文に記載する準拠する法令, 基準及び規格は, 設工認対象機器・設備の設計管理及び調達管理プロセスの中で明確化される。</p> <p>従って, 設計管理及び調達管理プロセスの中で明確化された準拠する法令, 基準及び規格を次の手順で抽出し, 設工認申請書に記載する。</p> <p>設工認対象機器・設備の設計管理箇所のGMは, 各設工認対象機器・設備の設計製作に準拠する法令, 基準及び規格を調達のために作成する購入仕様書及び契約に基づき受注者から提出される製造要領等から「準拠法令, 基準及び規格」を表1. 準拠規格及び基準リストから抽出する。</p> <table border="1" data-bbox="1688 1352 2362 1770"> <caption>表1. 準拠法令, 基準及び規格リスト</caption> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>準拠法令, 基準及び規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>炉規制関係法令【炉規法, 規則, 省令他】</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>関係他法令【建築基準法, 消防法】</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>許可基準規則(解釈含む)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>技術基準規則(解釈含む)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>審査基準【実用炉の火災防護に係る審査基準】</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>ガイド【竜巻, 津波, 外部火災他】</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>JIS規格, ASME等</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>学協会規格【JSME, JEAG, JEAC】</td> </tr> </tbody> </table>	No.	準拠法令, 基準及び規格	1	炉規制関係法令【炉規法, 規則, 省令他】	2	関係他法令【建築基準法, 消防法】	3	許可基準規則(解釈含む)	4	技術基準規則(解釈含む)	5	審査基準【実用炉の火災防護に係る審査基準】	6	ガイド【竜巻, 津波, 外部火災他】	7	JIS規格, ASME等	8	学協会規格【JSME, JEAG, JEAC】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化</li> <li>・当社の記載方針に変更</li> <li>・当社の記載の考え方に変更</li> <li>・「原子力安全委員会指針及び専門部会報告書, NISA文書等」については記載対象が無いため削除</li> </ul>
No.	対象準拠規格及び基準*	記載要否	理由																																		
1	炉規制関係法令【炉規法, 規則, 省令他】	記載する	炉規制関係法令は, 適合すべき技術基準規則の上位法令であり, 事業変更許可(指定)申請書でも準拠すべき法令として明記されていることから, 事業許可(指定)との整合を踏まえ記載する。																																		
2	関係他法令【建築基準法, 消防法】	記載する	技術基準規則への適合のために, 各設備の設計・製作にあたって, 具体的な評価方法等を規定した法令であり, 適合性判断のための評価基準を明確化するために記載する。																																		
3	許可基準規則(解釈含む)	記載する	事業変更許可(指定)申請書において, 設計及び工事, 検査での準拠すべき法令として明記されていることから事業許可(指定)との整合を踏まえ記載する。なお, 解釈は適用が自明であることから事業許可(指定)と同様に記載しない。																																		
No.	準拠法令, 基準及び規格																																				
1	炉規制関係法令【炉規法, 規則, 省令他】																																				
2	関係他法令【建築基準法, 消防法】																																				
3	許可基準規則(解釈含む)																																				
4	技術基準規則(解釈含む)																																				
5	審査基準【実用炉の火災防護に係る審査基準】																																				
6	ガイド【竜巻, 津波, 外部火災他】																																				
7	JIS規格, ASME等																																				
8	学協会規格【JSME, JEAG, JEAC】																																				

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

〈比較検討〉

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領				当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	No.	対象準拠規格及び基準*	記載要否	理由		
	4	技術基準規則 (解釈含む)	記載する	事業変更許可(指定)申請書において、設計及び工事、検査での準拠すべき法令として明記されていることから事業許可(指定)との整合を踏まえ記載する。なお、解釈は適用が自明であることから事業許可(指定)と同様に記載しない。		
	5	原子力安全委員会指針及び専門部会報告書、NISA 文書等	記載する	適合性判断のための評価基準を明確化するため、原子力安全委員会指針及び専門部会報告書、NISA 文書等について記載する。		
	6	審査基準 【実用炉の火災防護に係る審査基準】	記載する (枠外)	適合性判断のために参考とする実用炉の基準を明確化するため「準拠規格及び基準」としてではなく、参考として枠外に記載する。		
	7	ガイド 【竜巻、津波、外部火災他】	記載する (枠外)	適合性判断のために参考とする実用炉の基準を明確化するため「準拠規格及び基準」としてではなく、参考として枠外に記載する。		
	8	JIS 規格, ASME 等	記載する	適合性判断のための評価基準を明確化するため JIS 規格等について記載する。 (技術基準規則解釈に引用されるものを含む)		
	9	学協会規格 【JSME, JEAG, JEAC】	記載する	適合性判断のための評価基準を明確化するため、各設備の設計・製作に適用する学協会規格を記載する。(技術基準規則解釈に引用されるものを含む) なお、記載にあたり、各学協会規格に引用される基準・規格については、当該学協会規格に包絡されるため記載しない。		
	*設置時、改造時等に適用した過去の準拠規格及び基準を含む。					

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	<p>3. 記載様式</p> <p>準拠する規格及び基準は、変更前後表の形式とし、下記区分単位で整理する。</p> <p>(1) 変更前</p> <p>新設の施設／設備については「－」を記載する。</p> <p>変更申請する施設／設備の「変更前」については、既設の設工認に記載のある準拠規格及び基準を記載する。なお、既設の設工認には、許可基準規則等について、適用が自明であることから記載されていない場合があるが、「2. 記載すべき準拠規格及び基準の考え方」を踏まえ、記載の適正化として「変更前」に追記する。</p> <p>(2) 変更後</p> <p>「2. 記載すべき準拠規格及び基準の考え方」に基づき、該当する準拠規格及び基準を記載する。なお、準拠規格及び基準に変更がない場合は、「変更後」に「－」「変更なし」を記載する。</p> <p>(3) 区分</p> <p>イ. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設</p> <p>ロ. 再処理本体</p> <p>ハ. 製品貯蔵施設</p> <p>ニ. 計測制御系統施設</p> <p>ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>ヘ. 放射線管理施設</p> <p>ト. その他再処理設備の附属施設</p> <p>電気設備、圧縮空気設備、給水処理設備、冷却 水設備、蒸気供給設備、分析設備、化学薬品貯蔵供給設備、火災防護設備、竜巻防護対策設備、溢水防護設備、化学薬品防護設備、補機駆動用燃料補給設備、放出抑制設備、緊急時対策所、通信連絡設備</p>	<p>4.3 準拠法令、基準及び規格の記載方法</p> <p>設工認申請書本文の準拠法令、基準及び規格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 記載する機器・設備</p> <p>貯蔵規則第4条第1項第3号の区分（イ～ヘ）について、区分毎に準拠法令、基準及び規格を一覧表で記載する。また、区分毎に対象となる機器・設備を明記する。</p> <p>(2) 変更前後比較表</p> <p>(1) で記載する一覧表は、変更前後比較表の形式で記載する。なお変更前後の記載は次の a., b. のとおりとする。</p> <p>a. 変更前の記載</p> <p>新設の施設／設備については「－」を記載する。</p> <p>変更申請する施設／設備の「変更前」については、申請済（既認可又は変更・補正）の設工認申請書に記載のある準拠規格及び基準を記載する。なお、既設の設工認には、適用が自明であることから記載されていない場合があるが、記載の適正化として「変更前」に記載する。</p> <p>b. 変更後の記載</p> <p>「4.2 設工認申請書本文に記載する準拠法令、基準及び規格の考え方」に基づき、該当する準拠法令、基準及び規格を記載する。</p> <p>申請済（既認可又は変更・補正）の設工認申請書の記載から変更がない場合は、「変更後」に記載する一覧表の一部の記載に変更がある場合は変更がない箇所に「－」を記載し、一覧表全体の記載が変わらない場合は一覧表を記載せずに「変更なし」を記載する。</p>	<p>・当社の記載の考え方に変更</p> <p>・当社の記載の考え方に変更</p>



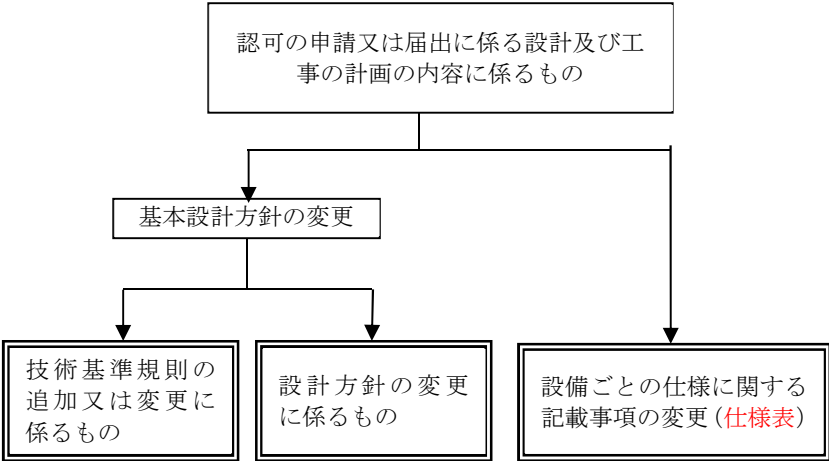
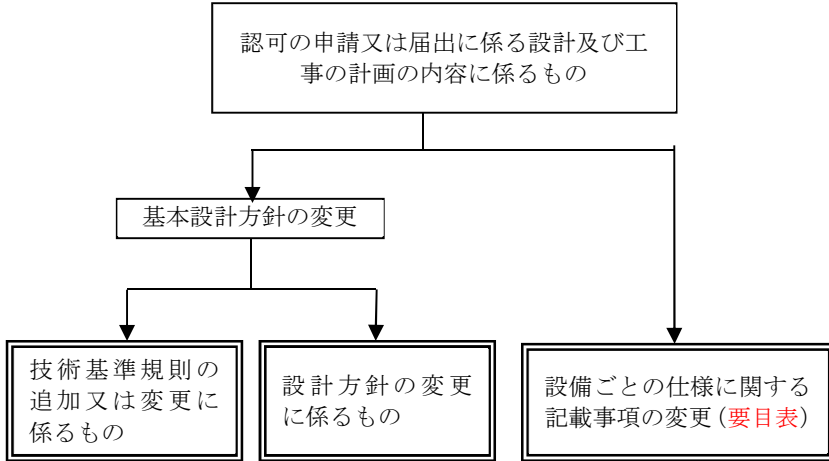
発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領（案）	備考
<p>(3) 添付書類</p> <p>規則別表第2の下欄においては、発電用原子炉を設置する工場又は事業所全体若しくは発電用原子炉施設全体に係る添付書類の要求に加えて、同表の上欄の発電用原子炉施設の種類の発電用原子炉施設の種類の種類に応じた添付書類の要求が規定されている。すなわち、認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものについて添付する必要がある。</p>	<p>設工認申請書に添付する添付書類の考え方について</p> <p>1. 要旨 新規制基準への適合性確認審査に係る設工認申請を行うにあたり、添付書類の添付の考え方を以下に示す。</p> <p>2. 添付書類の添付を行うにあたっての考え方について</p> <p>(1) 添付書類の添付を行うにあたり、法令上の整理と今回の申請における添付書類の添付方針について以下に示す。</p> <p>a. 法令上の整理 設工認に添付書類を添付すべきものとして、再処理施設、加工施設、廃棄物管理施設それぞれの事業に関する規則において、「当該申請に係る設計及び工事の計画が法第四十四条第一項の指定若しくは法第四十四条の四第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事の計画が法第四十六条の二の技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合していることを計算によって説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。」と規定されている。（上記の記載は再処理規則における記載であるため、加工施設、廃棄物管理施設においてはそれぞれの事業に関する規則の記載に読み替える。）</p> <p>なお、新規制基準前の規則において要求されていた設工認の添付書類（例 再処理施設：1. 核燃料物質の臨界防止、2. 放射線による被ばくの防止、3. 火災及び爆発の防止、4. 主要な再処理施設の耐震性、5. 主要な容器及び管の耐圧強度および耐食性）については、章項目としては従来構成を維持（例 再処理施設：添付Ⅰ 核燃料物質の臨界防止～添付Ⅴ 強度及び耐食性）し、新規制基準による変更内容を反映したうえで「技術基準への適合性に関する説明書」へ添付するとともに、その他新規追加要求事項を踏まえ追加となった説明書等については、同説明書に「その他の説明書」として組み込む構成とする。（各説明書の項目・構成については、技術基準規則等における要求機能を踏まえつつ、先行プラントである発電用原子炉施設等を参照し決定する。発電炉を踏まえた構成検討を別紙1に示す。）</p> <p>また、設工認に係る手続きが必要な内容とは、「認可の申請又は届出に係る設</p>	<p>5. 設工認申請書に添付する添付書類の考え方について</p> <p>1. 要旨 新規制基準への適合性確認審査に係る設工認申請を行うにあたり、添付書類の添付の考え方を以下に示す。</p> <p>2. 添付書類の添付を行うにあたっての考え方について</p> <p>(1) 添付書類の添付を行うにあたり、法令上の整理と今回の申請における添付書類の添付方針について以下に示す。</p> <p>a. 法令上の整理 設工認に添付書類を添付すべきものとして、<b>使用済燃料貯蔵施設（以下「貯蔵施設」という。）</b>の事業に関する規則において、「当該申請に係る設計及び工事の計画が<b>法第四十三条の四第一項の許可</b>若しくは<b>法第四十三条の七第一項の許可</b>を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事の計画が<b>法第四十三条の十</b>の技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合していることを計算によって説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。」と規定されている。</p> <p>なお、新規制基準前の規則において要求されていた設工認の添付書類（例 <b>Ⅰ 使用済燃料の臨界防止に関する説明書、Ⅱ 放射線による被ばくの防止に関する説明書、Ⅲ 使用済燃料等の閉じ込めに関する説明書、Ⅳ 使用済燃料の除熱に関する説明書、Ⅴ 火災及び爆発の防止に関する説明書、Ⅵ 主要な使用済燃料貯蔵施設の耐震性に関する説明書、Ⅶ 主要な容器の強度及び耐食性に関する説明書、Ⅷ 金属キャスクの取り扱いに関する説明書、Ⅸ 計測設備に関する説明書、Ⅹ その他設備に関する説明書、Ⅺ 図面、Ⅻ 品質保証に関する説明書</b>）については、章項目としては従来の<b>並びを一部維持</b>（例 <b>Ⅲ 使用済燃料の臨界防止に関する説明書～ⅩⅣ 図面</b>）し、新規制基準による変更内容を反映したうえで「技術基準への適合性に関する説明書」へ添付するとともに、その他新規追加要求事項を踏まえ追加となった説明書等を組み込む構成とする。（各説明書の項目・構成については、技術基準規則等における要求機能を踏まえつつ、先行プラントである<b>再処理施設等</b>を参照し決定する。<b>再処理施設</b>を踏まえた構成検討を別紙1に示す。）</p> <p>また、設工認に係る手続きが必要な内容とは、「認可の申請又は届出に係</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・施設名称、法令の修正</p> <p>・旧添付書類の構成を一部踏襲しつつ、必要な添付書類を拡充する考えとする</p> <p>・施設名称の修正</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
<p>(3) 添付書類</p> <p>規則別表第2の下欄においては、発電用原子炉を設置する工場又は事業所全体若しくは発電用原子炉施設全体に係る添付書類の要求に加えて、同表の上欄の発電用原子炉施設の種類に応じた添付書類の要求が規定されている。すなわち、認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものについて添付する必要がある。</p>	<p>計及び工事の計画の内容」であり、大別すると「基本設計方針」の変更と「設備ごとの仕様に関する記載事項 (仕様表)」の変更と考える。これらの変更内容に関する説明書類として必要な添付書類を添付するものである。</p> <p>ここで、「認可の申請又は届出に係る設計及び工事の計画の内容」に係るものを以下に整理する。</p> 	<p>る設計及び工事の計画の内容」であり、大別すると「基本設計方針」の変更と「設備ごとの仕様に関する記載事項 (要目表)」の変更と考える。これらの変更内容に関する説明書類として必要な添付書類を添付するものである。</p> <p>ここで、「認可の申請又は届出に係る設計及び工事の計画の内容」に係るものを以下に整理する。</p> 	<p>・用語の整合</p> <p>・用語の整合</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
<p>(3) 添付書類</p> <p>規則別表第2の下欄においては、発電用原子炉を設置する工場又は事業所全体若しくは発電用原子炉施設全体に係る添付書類の要求に加えて、同表の上欄の発電用原子炉施設の種類の添付書類の要求が規定されている。すなわち、認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものについて添付する必要がある。</p> <p>例えば、送電関係の変更に伴い常用電源設備の変圧器等の設計及び工事の計画の届出を行う際には、全体に係る添付書類である送電関係一覧図が必要である。一方、送電関係の変更でない場合には当該書類の添付は不要である。</p> <p>また、第9条第3項及び第12条第3項において、品質マネジメントシステムに関して説明した書類の添付が規定されている。</p> <p>なお、複数の添付書類で記載内容が重複する場合など、いずれかひとつの書類に記載内容をまとめた方が分かりやすいと考えられる場合は、ひとつにまとめた書類の名称等を他の書類に記載することにより、ひとつの書類に記載内容をまとめてもよいこととする。</p>	<p>b. 今回の申請における添付書類の添付方針について</p> <p>今回の「認可の申請又は届出に係る設計及び工事の方法の内容に係るもの」に対する添付書類の添付方針について以下に記載する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>「技術基準規則の要求事項に追加又は変更があるもの」＝「基本設計方針の変更に該当するもの」に対して適合するために必要な設備について関連する添付書類を添付する。</p> </div> <p>「技術基準規則の要求事項に追加又は変更があるもの」の具体例を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重大事故等対処施設の要求事項が追加となったもの (再処理施設の技術基準規則 第32条～第51条が該当) (加工施設の技術基準規則 第26条～第39条が該当 : MOX燃料加工施設のみ)</li> <li>・ 設計基準対象の施設の要求事項が追加となったもの (例: 溢水防護設備, 火災防護設備等)</li> <li>・ 設計基準対象の施設の要求事項が変更となったもの (例: 耐震基準変更等)</li> </ul> <p>重大事故等対処施設は、新規登録であるため関連する全ての書類が必要となるが、そのうち、既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用するもので使用する条件等が変わらず、既設工認の添付書類等を読み込みできるものは、添付書類中にその旨を記載し、設計基準対象の施設とのリンクを明確にした書類を添付する。</p> <p>設計基準対象の施設について、基本設計方針の変更により適合性を確認する必要があるもので、既設工認に登録があるものは、添付図面は添付せず、既設工認の登録情報(認可年月日, 図面番号等)を目次に記載する。</p> <p>なお、複数の添付書類で記載内容が重複する場合など、いずれかひとつの書類に記載内容をまとめた方が分かりやすいと考えられる場合は、ひとつにまとめた書類の名称等を他の書類に記載することにより、ひとつの書類に記載内容をまとめてもよいこととする。</p>	<p>b. 今回の申請における添付書類の添付方針について</p> <p>今回の「認可の申請又は届出に係る設計及び工事の方法の内容に係るもの」に対する添付書類の添付方針について以下に記載する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>「技術基準規則の要求事項に追加又は変更があるもの」＝「基本設計方針の変更に該当するもの」に対して適合するために必要な設備について関連する添付書類を添付する。</p> </div> <p>「技術基準規則の要求事項に追加又は変更があるもの」の具体例を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>第7条 地震による損傷の防止</b></li> <li>・ <b>第12条 火災等による損傷の防止</b></li> </ul> <p><b>施設</b>について、基本設計方針の変更により適合性を確認する必要があるもので、既設工認に登録があるものは、添付図面は添付せず、既設工認の登録情報(認可年月日, 図面番号等)を目次に記載する。</p> <p>なお、複数の添付書類で記載内容が重複する場合など、いずれかひとつの書類に記載内容をまとめた方が分かりやすいと考えられる場合は、ひとつにまとめた書類の名称等を他の書類に記載することにより、ひとつの書類に記載内容をまとめてもよいこととする。</p>	<p>・ 具体例の修正</p> <p>・ SA 施設記載削除</p> <p>・ 施設名称修正</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領（案）	備考
	<p data-bbox="715 317 1623 474">「技術基準規則の要求事項に変更がないもの」＝「基本設計方針の変更がないもの」に対して既に適合している設備については、添付書類は添付しない。</p> <p data-bbox="715 506 1650 674">技術基準規則の要求事項に変更がないもの＝基本設計方針の「変更前」にあたる部分については、今回の「認可の申請に係る設計及び工事の方法の内容に係るもの」に該当しないため既設の設備において既に基本設計方針の記載事項を満たしていることから関連する添付書類は添付しない。</p> <p data-bbox="715 684 1650 768">例外として、技術基準規則の変更はないが事業指定基準規則の要求事項で変更がある場合は添付書類を添付する。</p> <p data-bbox="715 821 1650 947">例：「閉じ込めの機能」に要求される堰について、条文要求に変更がないことから「今回の申請に係る設計及び工事の方法の内容に係るもの」に該当しないため添付書類は添付しない。</p> <p data-bbox="715 957 1650 1125">ただし、第12条「〇〇施設*内における溢水による損傷の防止」の要求を満たすために堰を溢水防護上期待する場合は「溢水防護に関する説明書」に「堰」について記載する必要がある。※〇〇施設は、当該要求事項がある施設名称に読み替える。</p> <p data-bbox="715 1178 1665 1304">個別条文で技術基準規則の要求事項に変更がない設備でも、共通条文で技術基準規則の要求事項の変更により適合性を確認する必要がある記載事項*については妥当性を確認する必要があるため関連する添付書類を添付する。</p> <p data-bbox="715 1356 1650 1482">※技術基準規則第6条「地震による損傷の防止」が変更されたことにより地震による安全機能が損なわれることがないことを説明する「耐震性に関する説明書」等</p>	<p data-bbox="1760 317 2668 474">「技術基準規則の要求事項に変更がないもの」＝「基本設計方針の変更がないもの」に対して既に適合している設備については、添付書類は添付しない。</p> <p data-bbox="1760 506 2680 674">技術基準規則の要求事項に変更がないもの＝基本設計方針の「変更前」にあたる部分については、今回の「認可の申請に係る設計及び工事の方法の内容に係るもの」に該当しないため既設の設備において既に基本設計方針の記載事項を満たしていることから関連する添付書類は添付しない。</p> <p data-bbox="1760 684 2680 768">例外として、技術基準規則の変更はないが事業許可基準規則の要求事項で変更がある場合は添付書類を添付する。</p> <p data-bbox="1760 1178 2680 1304">個別条文で技術基準規則の要求事項に変更がない設備でも、共通条文で技術基準規則の要求事項の変更により適合性を確認する必要がある記載事項*については妥当性を確認する必要があるため関連する添付書類を添付する。</p> <p data-bbox="1760 1356 2680 1482">※技術基準規則第7条「地震による損傷の防止」が変更されたことにより地震による安全機能が損なわれることがないことを説明する「耐震性に関する説明書」等</p>	<p data-bbox="2694 695 2760 758">・法令の修正</p> <p data-bbox="2694 821 2760 905">・例がないため削除</p> <p data-bbox="2694 1356 2760 1419">・法令の修正</p>



発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	<p>「技術基準規則の要求事項に変更はないが、事業変更許可申請書の要求事項の追加または変更があるもの」に対して事業変更許可申請書に示す設計方針に適合するために必要な設備等については、関連する添付書類を添付する。</p> <p>「技術基準規則の要求事項に変更はないが、事業変更許可申請書の要求事項の追加または変更があるもの」＝「技術基準規則の解釈の明確化等により要求事項に適合するために必要な設備の範囲等が変更となったもの」であることから、事業変更許可申請書に示す設計方針に適合するために必要な設備等について関連する添付書類のうち変更があるものを添付する。対象となる設備の具体例を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに設置するもの (遠隔消火設備, 温度センサ)</li> <li>・既設設備のうち、新たに規制対象となるもの (給気系の機器, 生産系インターロックの安全系インターロックへの変更等)</li> <li>・設備更新・増設等 (新型遠心分離機への更新, 廃棄物建屋の増設等)</li> </ul> <p>c. 分割申請における設工認申請対象設備の明確化について</p> <p>新規基準に係る設工認を分割して申請する場合においては、申請対象設備に漏れがないことを示す観点から、申請回次毎の設工認申請対象設備を明確化するとともに、事業変更許可申請内容及び技術基準との関連付け<sup>※1</sup>、また、既認可事項と新規申請事項との区別<sup>※2</sup>をした書類を「設工認申請設備の技術基準への整合性に係る整理」として取り纏め、技術基準への適合性に関する説明書の冒頭に添付するものとする。フォーム例を別紙2に示す。</p> <p>※1：設工認申請対象設備について、事業変更許可申請で担保した事項（耐震重要度分類, 安全上重要な施設, 仕様, 性能等）及び技術基準の各条項の対応。</p> <p>※2：※1に係る記載事項のうち、既認可からの変更の有無。</p>	<p>「技術基準規則の要求事項に変更はないが、<b>事業許可申請書</b>の要求事項の追加または変更があるもの」に対して<b>事業許可申請書</b>に示す設計方針に適合するために必要な設備等については、関連する添付書類を添付する。</p> <p>「技術基準規則の要求事項に変更はないが、<b>事業許可申請書</b>の要求事項の追加または変更があるもの」＝「技術基準規則の解釈の明確化等により要求事項に適合するために必要な設備の範囲等が変更となったもの」であることから、<b>事業許可申請書</b>に示す設計方針に適合するために必要な設備等について関連する添付書類のうち変更があるものを添付する。対象となる設備の具体例を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに設置するもの (<b>電源車, 軽油貯蔵タンク (地下式)</b>)</li> <li>・既設設備のうち、新たに規制対象となるもの (<b>共用無停電電源装置</b>)</li> </ul> <p>c. 分割申請における設工認申請対象設備の明確化について</p> <p>新規基準に係る設工認を分割して申請する場合においては、申請対象設備に漏れがないことを示す観点から、申請回次毎の設工認申請対象設備を明確化するとともに、<b>事業許可申請内容</b>及び技術基準との関連付け<sup>※1</sup>、また、既認可事項と新規申請事項との区別<sup>※2</sup>をした書類を「設工認申請設備の技術基準への整合性に係る整理」として取り纏め、技術基準への適合性に関する説明書の冒頭に添付するものとする。フォーム例を別紙2に示す。</p> <p>※1：設工認申請対象設備について、<b>事業許可申請</b>で担保した事項（耐震重要度分類, 安全上重要な施設, 仕様, 性能等）及び技術基準の各条項の対応。</p> <p>※2：※1に係る記載事項のうち、既認可からの変更の有無。</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・具体例の修正</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	<p>3. 技術基準規則の各条文へ対応する添付書類の整理について</p> <p>技術基準規則に規定される各条文の要求事項と添付書類との関連性と、その適合性の説明に必要な添付書類を「技術基準規則と設工認申請書の添付書類との紐付き表」(以下「紐付き表」という。)として整理する。</p> <p>紐付き表への整理概要を以下に示す。</p> <div data-bbox="750 642 1614 1430" data-label="Diagram"> <pre> graph TD     A[紐付き表への整理概要] --&gt; B[技術基準規則からの要求事項]     B --&gt; C[基本設計方針の変更]     B --&gt; D[仕様表記載事項の変更]     C --&gt; E[基本設計方針記載事項の詳細説明に必要な添付書類]     D --&gt; F[仕様表記載事項の詳細説明に必要な添付書類]     E --&gt; G[技術基準規則の各条文の要求事項に対する添付書類]     F --&gt; G     G --&gt; H[各条文の要求事項の適合性に必要な添付書類を紐付き表へ整理]     </pre> </div> <p>添付書類は大別すると基本設計方針記載事項の変更に伴うものと仕様表記載事項の変更に伴うものに分けられる。これらを技術基準規則の各条文の要求事項に対して整理し、条文への適合性に必要な添付書類を整理する。</p>	<p>3. 技術基準規則の各条文へ対応する添付書類の整理について</p> <p>技術基準規則に規定される各条文の要求事項と添付書類との関連性と、その適合性の説明に必要な添付書類を「技術基準規則と設工認申請書の添付書類との紐付き表」(以下「紐付き表」という。)として整理する。</p> <p>紐付き表への整理概要を以下に示す。</p> <div data-bbox="1771 642 2635 1430" data-label="Diagram"> <pre> graph TD     A[紐付き表への整理概要] --&gt; B[技術基準規則からの要求事項]     B --&gt; C[基本設計方針の変更]     B --&gt; D[仕様表記載事項の変更]     C --&gt; E[基本設計方針記載事項の詳細説明に必要な添付書類]     D --&gt; F[仕様表記載事項の詳細説明に必要な添付書類]     E --&gt; G[技術基準規則の各条文の要求事項に対する添付書類]     F --&gt; G     G --&gt; H[各条文の要求事項の適合性に必要な添付書類を紐付き表へ整理]     </pre> </div> <p>添付書類は大別すると基本設計方針記載事項の変更に伴うものと仕様表記載事項の変更に伴うものに分けられる。これらを技術基準規則の各条文の要求事項に対して整理し、条文への適合性に必要な添付書類を整理する。</p>	



発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領（案）	備考
	<p>以下に示す考え方のもと、各条文への適合性説明に必要な添付書類を紐付き表に整理する。</p> <div data-bbox="667 451 1650 604" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「条文要求事項を満足させるために必要な設備＝設備リストへ抽出した設備」が条文（<del>解釈、ガイド含む</del>）で直接要求される事項に対して、適合することを説明するために必要な添付書類を『当該条文に必要な添付書類』として整理する。</p> </div> <div data-bbox="667 632 1650 1003" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>例：技術基準規則第8条第1項（外部衝撃による損傷の防止）において、「安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を行うおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。」と記載がある。</p> <p>この要求事項へ適合させるために必要な措置における適合性を説明するために、「○○施設※の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」を添付する。</p> <p>※○○施設は、当該要求事項がある施設名称に読み替える。</p> </div> <p>ただし、重大事故等対処設備に関する条文のうち再処理施設の技術基準規則第38条～第51条および加工施設の技術基準規則第32条～第39条については、非常用電源設備等必ずしも条文に直接的に施設要求が明記されていない設備についても、当該条文への適合性を説明する上で必要な設備として整理する。</p> <p>施設要求が明記されていない設備については都度、判断を要する。以下にその判断基準の一例を示す。</p> <div data-bbox="706 1354 1650 1774" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p><b>【再処理施設の技術基準規則第38～51条への適合性判断の基準】</b></p> <p><b>【加工施設の技術基準規則32～39条への適合性判断の基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再処理施設の技術基準規則第38～51条（加工施設の技術基準規則32～39条）は想定事象に対処するために必要な設備を『施設することを要求』している条文のため基本的には系統図、配置図等の図面により施設されていることを説明する。</li> <li>・個別では直接的に要求の読めない共通事項（強度・耐震等）は、それらの条文側で適合性を確認するため、個別条文としての添付書類は省略する。</li> </ul> </div>	<p>以下に示す考え方のもと、各条文への適合性説明に必要な添付書類を紐付き表に整理する。</p> <div data-bbox="1709 451 2671 604" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「条文要求事項を満足させるために必要な設備＝設備リストへ抽出した設備」が条文で直接要求される事項に対して、適合することを説明するために必要な添付書類を『当該条文に必要な添付書類』として整理する。</p> </div> <div data-bbox="1709 632 2671 1003" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>例：技術基準規則第9条第1項（外部からの衝撃による損傷の防止）において、「<b>使用済燃料貯蔵施設</b>は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその<b>基本的安全機能を損なう</b>おそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。」と記載がある。</p> <p>この要求事項へ適合させるために必要な措置における適合性を説明するために、「<b>使用済燃料貯蔵施設</b>の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」を添付する。</p> </div>	<p>・該当するものがないため削除</p> <p>・法令の修正</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・SA施設記載削除</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領				当社施設 設工認作成要領 (案)				備考	
<p>1) 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書 法第43条の3の5第1項若しくは第43条の3の8第1項の許可を受けたところ又は同条第3項若しくは第4項前段(規則第6条で定める変更に係るもの)の規定により届け出たところによる設計及び工事であることが法第43条の3の9第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを示す必要がある。なお、変更の工事において、変更に係る内容が許可の際の申請書等の記載事項でない場合においては、許可に抵触するものでないことを示すこととする。</p> <p>32) 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 「3.(2) 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に基づき記載した設計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画について記載し、及び工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画を記載するものとする。設計に係る記載事項としては、設計の要求事項として明確にしている事項及びその審査に関する事項、設計の体制として組織内外の部門間の相互関係、設計開発の各段階における審査等に関する事項並びに組織の外部の者との情報の伝達等に関する事項等を含むものとする。工事及び検査に係る記載事項としては、工事及び検査に係る要求事項として明確にする事項及びその審査に関する事項、工事及び検査の体制として組織内外の部門間の相互関係(使用前事業者検査の独立性、資源管理及び物品の状態保持に関する事項を含む。)、工事及び検査に必要なプロセスを踏まえた全体の工程及び各段階における監視測定、妥当性確認及び検査等に関する事項(記録、識別管理、トレーサビリティ等)並びに組織の外部の者との情報の伝達等に関する事項等を含むものとする。</p>	再処理施設に係る設工認添付書類の記載内容及び添付要否の考え方について				貯蔵施設に係る設工認添付書類の記載内容及び添付要否の考え方について				<p>・別表がないため、当社の考える設工認添付書類を縦軸とし、それぞれに対しガイドを参考に記載内容を展開するとともに、今後申請する新規基準における添付の有無と要否の考え方を整理する。 ・添付書類名称、記載内容、要否の修正</p>	
	添付書類名称	添付書類の記載内容	今回の添付有無		添付要否の考え方	添付書類名称	添付書類の記載内容	今回の添付有無(DB)		添付要否の考え方
	(1) 再処理施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書	法第44条第1項の指定若しくは第44条の4第1項の許可を受けたところ又は第44条の4第2項の規定により届け出たところによる設計及び工事であることが法第45条第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを示す。なお、変更の工事において、変更に係る内容が指定又は許可の際の申請書等の記載事項でない場合においては、指定又は許可に抵触するものでないことを示すこととする。	DB	SA		I-1-1 事業許可との整合に関する説明書	法第43条の4第1項の許可若しくは第43条の7第1項の許可を受けたところ又は第43条の7第2項の規定により届け出たところによる設計及び工事であることが法第43条の8第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを示す。なお、変更の工事において、変更に係る内容が許可の際の申請書等の記載事項でない場合においては、許可に抵触するものでないことを示すこととする。	○		事業許可申請書の許可事項が、設工認としての認可事項として記載されていること及びそれらの技術基準規則適合性の確認のため添付する。
(2) 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	本文「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に基づき記載した設計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画について記載し、及び工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画を記載するものとする。設計に係る記載事項としては、設計の要求事項として明確にしている事項及びその審査に関する事項、設計の体制として組織内外の部門間の相互関係、設計開発の各段階における審査等に関する事項並びに組織の外部の者との情報の伝達等に関する事項等を含むものとする。工事及び検査に係る記載事項としては、工事及び検査に係る要求事項として明確にする事項及びその審査に関する事項、工事及び検査の体制として組織内外の部門間の相互関係(使用前事業者検査の独立性、資源管理及び物品の状態保持に関する事項を含む。)、工事及び検査に必要なプロセスを踏まえた全体の工程及び各段階における監視測定、妥当性確認及び検査等に関する事項(記録、識別管理、トレーサビリティ等)並びに組織の外部の者との情報の伝達等に関する事項等を含むものとする。	○	○	I-1-2 事業許可の品質マネジメントシステムとの整合に関する説明書	本文「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に基づき記載した設計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画について記載し、及び工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画を記載するものとする。設計に係る記載事項としては、設計の要求事項として明確にしている事項及びその審査に関する事項、設計の体制として組織内外の部門間の相互関係、設計開発の各段階における審査等に関する事項並びに組織の外部の者との情報の伝達等に関する事項等を含むものとする。工事及び検査に係る記載事項としては、工事及び検査に係る要求事項として明確にする事項及びその審査に関する事項、工事及び検査の体制として組織内外の部門間の相互関係(使用前事業者検査の独立性、資源管理及び物品の状態保持に関する事項を含む。)、工事及び検査に必要なプロセスを踏まえた全体の工程及び各段階における監視測定、妥当性確認及び検査等に関する事項(記録、識別管理、トレーサビリティ等)並びに組織の外部の者との情報の伝達等に関する事項等を含むものとする。	○	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明のため添付する。			

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領					当社施設 設工認作成要領 (案)					備考
<p>16) 核燃料物質が臨界に達しないことに関する説明書 沸騰水型発電用原子炉施設にあっては、新燃料及び使用済燃料を取り扱う機器、使用済燃料運搬用容器、新燃料仮貯蔵庫、新燃料貯蔵ラック、使用済燃料貯蔵ラック、破損燃料貯蔵ラック並びに使用済燃料貯蔵用容器を、加圧水型発電用原子炉施設にあっては、新燃料及び使用済燃料を取り扱う機器、使用済燃料運搬用容器、新燃料貯蔵ラック、使用済燃料貯蔵ラック、破損燃料貯蔵ラック並びに使用済燃料貯蔵用容器を対象として未臨界性評価の条件及び結果等を記載することとする。</p> <p>26) 放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書 技術基準規則で要求している遮蔽能力等の基準を満たすことを遮蔽計算及び温度計算等により示すとともに、直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による敷地周辺の空間線量率の記載を含めることとする。</p> <p>5) 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書 技術基準規則第11条及び第52条の規定に適合することを示すこととし、基準要求事項ごとの設計の内容及び水素の蓄積防止に関する措置等を記載するとともに、火災影響評価に係る条件及び結果等を記載することとする。 ただし、これらの説明は防護対象機器、火災区域構造物、火災区画構造物、火災感知設備</p>	添付書類名称	添付書類の記載内容	今回の添付有無		添付要否の考え方	添付書類名称	添付書類の記載内容	今回の添付有無(DB)	添付要否の考え方	<p>・設工認申請対象設備のリスト添付を明確化 ・記載の適正化 ・添付書類名称、記載内容、要否の修正 ・説明書の追加 ・火災影響評価に依らず基準適合を示しているため、関係する記載</p>	
		<p>事業変更許可申請書に記載の設備・機器に対して、事業変更許可申請書の記載内容(耐震重要度分類、安全上重要な施設等)及び技術基準規則との関連並びに既認可事項及び新規申請事項を記載する。また、当該分割申請における申請対象を記載する。</p>	○	○	<p>設工認申請対象設備を明確化し、事業変更許可申請書の記載内容及び技術基準規則等との関連付けを説明するため添付する。</p>		<p>事業許可申請書に記載の設備・機器に対して、事業許可申請書の記載内容(耐震重要度分類、安全上重要な施設等)及び技術基準規則との関連並びに既認可事項及び新規申請事項を記載する。また、当該分割申請における申請対象を記載する。</p>	○	<p>設工認申請対象設備を明確化し、事業許可申請書の記載内容及び技術基準規則等との関連付けを説明するため添付する。</p>		
		<p>核燃料物質の臨界防止に関する説明書</p>	×	×	<p>技術基準規則に変更はないため添付しない。</p>		<p>貯蔵施設の技術基準規則第5条の規定に適合することを示す。対象設備に対して技術的にみて想定されるいかなる場合でも臨界を防止するために、安全な形状寸法、中性子吸収材の使用、その他の適切な措置等について記載することとし、未臨界評価の条件及び結果等の記載を含めることとする。</p>	○	<p>技術基準規則に変更はないが、必要な設備の範囲等が変更となったことから、適合性について説明する。</p>		
		<p>放射線による被ばくの防止に関する説明書</p>	○	○	<p>技術基準規則に変更はないが、旧法令に基づく遮蔽設計区分(基準線量率: I1管理区域外 <math>\leq 6 \mu\text{Sv/h}</math>)の記載について、現行法令に基づく遮蔽設計区分(基準線量率: I1管理区域外 <math>\leq 2.6 \mu\text{Sv/h}</math>)に修正する(遮蔽設計区分図の変更を含む)。</p>	I   2  技術基準への適合に関する説明書	<p>貯蔵施設の技術基準規則第21条の規定に適合することを示す。直接線及びスカイシャイン線による施設周辺の線量が線量限度を十分下回ること及び施設内における外部放射線による放射線障害の防止の措置について記載することとし、直接線及びスカイシャイン線による敷地周辺の線量と、技術基準で要求している遮蔽能力等の基準を満たすことを遮蔽計算により示すこととする。</p>	○	<p>技術基準規則の変更に伴い、事業所周辺の線量限度に関する適合性を説明するため、添付する。</p>		
						<p>貯蔵施設の技術基準規則第16条の規定に適合することを示す。使用済燃料貯蔵施設が、使用済燃料等の崩壊熱を適切に除去するように設置されていることを記載することとする。</p>	○	<p>技術基準規則に変更はないが、評価条件に変更が生じたことから、適合性を説明するため添付する。</p>			
	<p>火災及び爆発の防止に関する説明書</p>	○	○	<p>火災による損傷防止の基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。</p>		<p>貯蔵施設の技術基準規則第12条の規定に適合することを示す。基準要求事項ごとの設計の内容及び措置等を記載する。  ただし、これらの説明は、防護対象機器、火災区域構造物、火災区画構造物、火災感知設備及び消火設備等の設計等の対応を示すこととし、新增設工</p>	○	<p>火災による損傷防止の基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。</p>			

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

〈比較検討〉

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領					当社施設 設工認作成要領（案）					備考	
<p>及び消火設備等の設計等の対応を示すこととし、新增設工事における段階申請でこれらの設備又は機器等の一部を申請する場合には、火災防護に係る全体の設計方針を示し、申請対象設備又は機器等が当該方針に合致することを説明するものとする。その場合にあつては、設備又は機器等が出揃う申請時に火災影響評価等を説明し、対策が基準に適合することを示すこととする。</p>			<p>事における段階申請でこれらの設備又は機器等の一部を申請する場合には、火災防護に係る全体の設計方針を示し、申請対象設備又は機器等が当該方針に合致することを説明するものとする。その場合にあつては、設備又は機器等が出揃う申請時に火災影響評価等を説明し、対策が基準に適合することを示すこととする。</p>						<p>事における段階申請でこれらの設備又は機器等の一部を申請する場合には、全体の設計方針を示し、申請対象設備又は機器等が当該方針に合致することを説明するものとする。その場合にあつては、設備又は機器等が出揃う申請時に対策が基準に適合することを示すこととする。</p>			<p>を削除</p>



発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領					当社施設 設工認作成要領 (案)				備考		
	添付書類名称	添付書類の記載内容	今回の添付有無		添付可否の考え方	添付書類名称	添付書類の記載内容	今回の添付有無(DB)	添付可否の考え方			
			DB	SA								
<p>9) 耐震性に関する説明書</p> <p>技術基準規則第4条、第5条、第49条及び第50条の規定に適合することを説明することとする。</p> <p>技術基準規則解釈に基づく耐震重要度分類がSクラス又はBクラスに属する機器については、耐震性の計算の基本方針書及び耐震計算書を添付することとする。ただし、安全重要度クラスⅢの耐震重要度Bクラス配管については、耐震性の計算の基本方針書、配管鳥瞰図、最大発生応力点での評価結果を示すことのみで足りることとする。</p> <p>また、耐震重要度Cクラスに属する機器については、耐震性に関する計算の基本方針書のみ添付で足りることとする。</p> <p>管、弁、支持構造物については、一括で解析を行う機器等と併せて記載してもよいこととし、耐震重要度Sクラス又はBクラスに属する機器又は配管系については、一括で解析を行った評価結果であって、申請範囲外の最大発生応力点及び最大反力点に係るもの(申請範囲内の結果の方が上回る場合はその旨)も示すこととする。</p> <p>配管支持構造物については、種類及び型式ごとの最大反力点での評価を記載することとする。なお、安全重要度クラスⅢの耐震重要度Bクラスの配管支持構造物については、最大反力点での評価結果を示すことのみで足りることとする。</p> <p>10) 基礎に関する説明書</p> <p>排気筒においては自立型のものに対象を限定しているが、自立型には鉄塔と一体のものを含むものとする。</p> <p>11) 強度に関する説明書</p> <p>技術基準規則第17条及び第55条の規定並びに第31条、第48条及び第78条により準用する火力省令の構造強度に関する規定に適合することを示す必要があり、技術基準規則で分類されているクラスに応じた強度評価の内容を説明することとする。そのうち、次の表で○印を付している機器については、以下に定めるものを除き、個々の評価結果を記載することとする。その際、管又は弁の支持構造物については、管又は弁の強度に関する計算書の中でまとめて説明をしてもよいこととする。</p>	(3)	耐震性に関する説明書	再処理施設の技術基準規則第5条、第6条、第32条、第33条及び第36条の規定に適合することを示す。 技術基準規則解釈に基づく耐震重要度分類がSクラスに属する機器については、耐震性の計算の基本方針書及び耐震計算書を添付することとする。耐震重要度Bクラス又はCクラスに属する機器のうち、耐震重要度分類Sクラスに属する機器への波及的影響を考慮する必要がある機器についても同様とする。 また、耐震重要度Bクラス又はCクラスに属する機器については、耐震性に関する計算の基本方針書のみ添付で足りることとする。 耐震重要度Sクラスに属する配管系については、原則として標準支持間隔による方法にて定めた標準支持間隔表を示すものとする。 耐震重要度Sクラスに属する構築物を支持する基礎については、耐震性の計算の基本方針書及び耐震計算書を添付することとする。 重大事故等対処設備のうち、基準地震動による評価(1.2Ss含む)が必要となる設備については、基本方針書及び耐震計算書を添付する。 なお、その他技術基準条文の適合のため耐震性に関する評価が必要となる設備(火災、溢水等)についても、本説明書に含めるものとする。	○	○	地震による損傷の防止の基準変更箇所の適合性を説明するため添付する。	I   2	主要な使用済燃料貯蔵施設の耐震性に関する説明書	貯蔵施設の技術基準規則第6条、第7条の規定に適合することを示す。  技術基準規則解釈に基づく耐震重要度分類がSクラスに属する機器については、耐震性の計算の基本方針書及び耐震計算書を添付することとする。耐震重要度Bクラス又はCクラスに属する機器のうち、耐震重要度分類Sクラスに属する機器への波及的影響を考慮する必要がある機器についても同様とする。 また、耐震重要度Bクラス又はCクラスに属する機器については、耐震性に関する計算の基本方針書のみ添付で足りることとする。 耐震重要度Sクラスに属する構築物を支持する基礎については、耐震性の計算の基本方針書及び耐震計算書を添付することとする。	○	地震による損傷の防止の基準変更箇所の適合性を説明するため添付する。	<p>・添付書類名称、記載内容、要否の考え方の修正</p> <p>・Bクラスに属する設備については基本方針のみの添付とする。</p> <p>・波及的影響評価対象設備の扱いを明確化</p>
		強度及び耐食性に関する説明書	再処理施設の技術基準規則第17条及び第37条の規定に適合することを示す。 再処理施設は通常運転時において基本的には常温・常圧の環境であるが、硝酸等を取り扱う施設であることを考慮し、設計基準対処の施設については、以下の条件に該当する設備を「再処理施設の安全性を確保する上で重要なもの」とし、これらに対して実施した強度評価の内容を説明することとする。 ・事業指定申請書で安全上重要な施設として定めたもの ・再処理第1種機器～第5種機器に属するもの ・放射性物質を内包し、内容積が10m <sup>3</sup> 以上の容器 ・ウラン又はウランの化合物をウラン量で500kg以上内包する容器 ・海洋放出管理系に属するもの 上記に加え、重大事故等対処設備については、常設重大事故等対処設備に対して実施した強度評価の内容を説明することとする。 一般産業品においては、一般産業品の規格及び基準への適合確認の内容を説明する。 なお、その他技術基準条文の適合のため強度	○	○	設計基準対象の施設については技術基準規則に変更はないが、追加・変更設備に関する適合性を説明するために添付する。 また、重大事故等対処設備としての材料・構造に関する適合性を説明するため添付する。		主要な容器の強度及び耐食性に関する説明書	貯蔵施設の技術基準規則第14条の規定に適合することを示す。 使用済燃料貯蔵施設において重要度の高い基本的安全機能を確保するうえで必要な、使用済燃料貯蔵設備本体と貯蔵架台に対して実施した強度評価の内容を説明することとする。  一般産業品においては、一般産業品の規格及び基準への適合確認の内容を説明する。	○	技術基準規則に変更はないが、評価条件の見直しに伴い適合性を説明するために添付する。	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領					当社施設 設工認作成要領 (案)				備考																																																																																				
<p>・設計基準対象施設</p> <table border="1" data-bbox="225 342 617 491"> <thead> <tr> <th></th> <th>クラス1</th> <th>原子炉格納容器</th> <th>クラス2</th> <th>クラス3</th> <th>クラス4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>容器</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>管</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>ポンプ</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>弁</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>支持構造物</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>炉心支持構造物</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>安全弁等</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>・重大事故等対処施設</p> <table border="1" data-bbox="225 573 569 695"> <thead> <tr> <th></th> <th>重大事故等 クラス1機器</th> <th>重大事故等 クラス2機器</th> <th>重大事故等 クラス3機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>容器</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>管</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>ポンプ</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>弁</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>支持構造物</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>安全弁等</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 機器名及び種別は技術基準規則の定義による。 (以下、省略)</p>		クラス1	原子炉格納容器	クラス2	クラス3	クラス4	容器	○	○	○	○	○	管	○	○	○	○	○	ポンプ	○	○	○	○	○	弁	○	○	○	○	○	支持構造物	○	○	○	○	○	炉心支持構造物			○			安全弁等							重大事故等 クラス1機器	重大事故等 クラス2機器	重大事故等 クラス3機器	容器	○	○	○	管	○	○	○	ポンプ	○	○	○	弁	○	○	○	支持構造物	○	○	○	安全弁等				<p>に関する評価が必要となる設備（外衝等）についても、本説明書に含めるものとする。</p>					<p>なお、その他技術基準条文の適合のため強度に関する評価が必要となる設備（外衝等）についても、本説明書に含めるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1700 275 2662 705"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1700 275 1914 415"></td> <td data-bbox="1923 275 2288 415"></td> <td data-bbox="2297 275 2415 415"></td> <td data-bbox="2424 275 2662 415"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1700 415 1914 705">金属キャスクの取り扱いに関する説明書</td> <td data-bbox="1923 415 2288 705">貯蔵施設の技術基準規則第15条の規定に適合することを示す。金属キャスクの搬送及び受入れのために使用する設備が、当該金属キャスクを安全に取り扱う能力を有すること、金属キャスクの搬送及び受入れのための動力の供給が停止した場合に、当該金属キャスクを安全に保持しているものであることを記載することとする。</td> <td data-bbox="2297 415 2415 705">○</td> <td data-bbox="2424 415 2662 705">技術基準規則に変更はないが、必要な設備の範囲等が変更となったことから、適合性について説明する。</td> </tr> </tbody> </table>								金属キャスクの取り扱いに関する説明書	貯蔵施設の技術基準規則第15条の規定に適合することを示す。金属キャスクの搬送及び受入れのために使用する設備が、当該金属キャスクを安全に取り扱う能力を有すること、金属キャスクの搬送及び受入れのための動力の供給が停止した場合に、当該金属キャスクを安全に保持しているものであることを記載することとする。	○	技術基準規則に変更はないが、必要な設備の範囲等が変更となったことから、適合性について説明する。	<p>・説明書の追加</p>
	クラス1	原子炉格納容器	クラス2	クラス3	クラス4																																																																																									
容器	○	○	○	○	○																																																																																									
管	○	○	○	○	○																																																																																									
ポンプ	○	○	○	○	○																																																																																									
弁	○	○	○	○	○																																																																																									
支持構造物	○	○	○	○	○																																																																																									
炉心支持構造物			○																																																																																											
安全弁等																																																																																														
	重大事故等 クラス1機器	重大事故等 クラス2機器	重大事故等 クラス3機器																																																																																											
容器	○	○	○																																																																																											
管	○	○	○																																																																																											
ポンプ	○	○	○																																																																																											
弁	○	○	○																																																																																											
支持構造物	○	○	○																																																																																											
安全弁等																																																																																														
金属キャスクの取り扱いに関する説明書	貯蔵施設の技術基準規則第15条の規定に適合することを示す。金属キャスクの搬送及び受入れのために使用する設備が、当該金属キャスクを安全に取り扱う能力を有すること、金属キャスクの搬送及び受入れのための動力の供給が停止した場合に、当該金属キャスクを安全に保持しているものであることを記載することとする。	○	技術基準規則に変更はないが、必要な設備の範囲等が変更となったことから、適合性について説明する。																																																																																											



発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領					当社施設 設工認作成要領 (案)				備考		
	添付書類 名称		添付書類の記載内容		今回の添付有無		添付要否の考え方					
					DB	SA						
<p>2) 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 技術基準規則第5条、第6条、第7条、第50条、第51条、第54条で要求されている自然現象及び人為事象並びに技術基準規則第53条で要求されている原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対する防護措置等について示すこととする。</p> <p>23) 流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大防止能力及び施設外への漏えい防止機能についての計算書 漏えい防止及び警報設定等に係る説明を記載するとともに、堰の高さについての漏えい源となる機器等の容量等を踏まえた評価の条件及び結果等を記載することとする。</p>	(3) 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書	再処理施設の技術基準規則第7条、第8条、第34条、第36条で要求されている自然現象及び人為事象に対する防護措置等について示す。 なお、津波に対しては、当社施設へ到達するおそれはない旨を基本方針書へ明記する。	○	○	外部からの衝撃による損傷の防止に関する技術基準規則変更箇所適合性を説明するため添付する。	○	貯蔵施設の技術基準規則第8条、第9条で要求されている自然現象及び人為事象に対する防護措置等について示す。	○	外部からの衝撃による損傷の防止に関する技術基準規則変更箇所適合性を説明するため添付する。	・添付書類名称、記載内容、要否の修正		
	(3) 再処理施設の技術基準への適合に関する説明書	再処理施設の技術基準規則第10条、第24条、第26条及び第28条の規定に適合することを示す。使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物(以下「使用済燃料等」という。)を限定された区域に閉じ込める機能を保持及び使用済燃料等による汚染の防止について記載することとし、液体状の核燃料物質の漏えい防止に係る説明については、堰の高さについての漏えい源となる機器等の容量等を踏まえた評価の条件及び結果等を記載することとする。	×	×	技術基準規則に変更はないため添付しない。	I   2 技術基準への適合に関する説明書	貯蔵施設の技術基準規則第11条第1項第1号の規定に適合することを示す。金属キャスクは使用済燃料又はこれらによって汚染された物(以下「使用済燃料等」という。)が外部に漏洩する恐れがない構造であることを記載することとする。 なお、第11条第1項第2号については、流体状の使用済燃料によって汚染された物を内包する容器又は管に使用済燃料によって汚染された物を含まない流体を導く管はないため、記載しない。第11条第1項第3号については、第20条とともに「汚染の拡大防止に関する説明書」で説明する。	○	技術基準規則に変更はないが、要目表の記載に変更があるため添付する。	・説明書の追加		
<p>3) 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 要目表に記載する機器等が通常運転時、設計基準事故時、重大事故等時等に機能を要求される状況で所要の機能を発揮するための設計条件の設定根拠に関して説明することとする。 また、基本設計方針にのみ記載する機器等についても、当該機器等の主たる機能に係る仕様(容量、最高使用圧力、最高使用温度又は個数等)について設定根拠に関して説明することとする。</p>	設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	仕様表に記載する機器等が通常運転時、設計基準事故時、重大事故等時等に機能を要求される状況で所要の機能を発揮するための設計条件の設定根拠に関して説明する。 また、基本設計方針にのみ記載する機器等についても、当該機器等の主たる機能に係る仕様(容量、最高使用圧力、最高使用温度又は個数等)について設定根拠に関して説明する。	○	○	仕様表等に記載する仕様に変更があるものについて、設定根拠を説明するため添付する。	○	要目表に記載する機器等が通常時、設計基準事故時等に機能を要求される状況で所要の機能を発揮するための設計条件の設定根拠に関して説明する。 また、基本設計方針にのみ記載する機器等についても、当該機器等の主たる機能に係る仕様(容量又は個数等)について設定根拠に関して説明する。	○	要目表等に記載する仕様に変更があるものについて、設定根拠を説明するため添付する。	・既認可設工認の仕様については認可済みであることを考慮し、変更がある場合のみ添付する旨を明記		
<p>4) 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 要目表に記載する機器等が通常運転時、設計基準事故時、重大事故等時等に機能を要求される状況で所要の機能が発揮できることを説</p>	安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	再処理施設の技術基準規則第15条、第16条及び第36条の規定に適合することを示す。仕様表に記載する機器等が通常運転時、設計基準事故時、重大事故等時等に機能を要求される状況で所要の機能が発揮できると及び他施設との共用等を説明する。	○	○	安全上重要な施設の見直し等及び重大事故等対処設備が使用される環境条件等についての適合性を説明するため添付する。	○	貯蔵施設の技術基準規則第13条の規定に適合することを示す。安全機能を有する施設の安全機能を確保できるように検査又は試験ができることを説明する。 第13条第2項では、共用することで安全性を損なわないことが要求されているが、貯蔵施設では共用する設備は	○	技術基準規則に変更はないが、必要な設備の範囲等が変更となったことから、適合性について説明する。			

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領					当社施設 設工認作成要領（案）				備考
<p>明することとする。原子力圧力バウンダリの減圧を行う安全弁等については、周辺の圧力上昇を念頭において、吹出量が確保できるものであることを示すこととする。</p> <p>14) 計測装置等の構成に関する説明書 検出器から指示計、記録計又は警報装置に至るシステム構成を示すブロック図（各機器等の配置及び校正等実施場所の記載を含む。）により記載することとする。また、不正アクセス行為等による被害を防止するための措置についても記載することとする。</p>	再処理施設への人の不法な侵入等の防止について	再処理施設の技術基準規則第9条の規定に適合することを示す。再処理施設への人の不法な侵入、爆発性又は可燃性を有する物件等の持ち込みの防止及び不正アクセス行為の防止に関する事項を記載することとする。	○	×	施設への人の不法な侵入等の防止についての適合性を説明するため添付する。	人の不法な侵入等の防止に関する説明書	ないで記載しない。 貯蔵施設の技術基準規則第10条の規定に適合することを示す。貯蔵施設への人の不法な侵入、爆発性又は可燃性を有する物件等の持ち込みの防止及び不正アクセス行為の防止に関する事項を記載することとする。	○	施設への人の不法な侵入等の防止についての適合性を説明するため添付する。	<p>・添付書類名称、記載内容の修正</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領				当社施設 設工認作成要領 (案)				備考												
<p>6) 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書 技術基準規則第12条の規定に適合することを示すこととし、基準要求事項ごとの設計の内容及び防護措置等を記載するとともに、浸水経路等を含めて、影響評価に係る条件及び結果等を記載することとする。 ただし、これらの説明は防護対象機器、防水区画構造物及び区画排水設備等の設計等の対応を示すこととし、新增設工事における段階申請でこれらの設備又は機器等の一部を申請する場合には、溢水防護に係る全体の設計方針を示し、申請対象設備又は機器等が当該方針に合致することを説明するものとする。その場合にあっては、設備又は機器等が出揃う申請時に影響評価等を説明し、対策が基準に適合することを示すこととする。</p> <p>7) 発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書 蒸気タービン又はポンプ等の損壊に伴う飛散物の発生に関する評価の内容を含め、防護対象設備の配置上の配慮及び防護施設の設置等の措置の内容を説明することとする。</p>	添付書類名称	添付書類の記載内容	今回の添付有無		添付要否の考え方	添付書類名称	添付書類の記載内容	今回の添付有無(DB)	添付要否の考え方	<p>・要求事項がないため削除</p> <p>・要求事項がないため削除</p> <p>・要求事項がないため削除</p> <p>・添付書類名称、記載内容の修正</p>											
	(3) 再処理施設の技術基準への適合に関する説明書	再処理施設の技術基準規則第12条及び第36条の規定に適合することを示す。基準要求事項ごとの設計の内容及び防護措置等を記載するとともに、溢水経路等を含めて、影響評価に係る条件及び結果等を記載することとする。 ただし、これらの説明は溢水防護対象設備、溢水防護区画及び溢水防護設備等の設計等の対応を示すこととし、新增設工事における段階申請でこれらの設備又は機器等の一部を申請する場合には、溢水防護に係る全体の設計方針を示し、申請対象設備又は機器等が当該方針に合致することを説明するものとする。その場合にあっては、設備又は機器等が出揃う申請時に影響評価等を説明し、対策が基準に適合することを示すこととする。	○	○	溢水等による損傷防止の基準追加箇所への適合性を説明するため添付する。	I   2 技術基準への適合に関する説明書	/	/	/												
	再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止に関する説明書	再処理施設の技術基準規則第13条及び第36条の規定に適合することを示す。基準要求事項ごとの設計の内容及び防護措置等を記載するとともに、化学薬品の漏えい経路等を含めて、影響評価に係る条件及び結果等を記載することとする。(溢水による損傷の防止に関する説明書の記載内容に準じる)	○	○	化学薬品の漏えいによる損傷防止の基準追加箇所への適合性を説明するため添付する。							/	/	/	/						
	再処理施設の内部飛散物による損傷防止に関する説明書	再処理施設の技術基準規則第16条第4項及び第36条の規定に適合していることを示す。重量物落下又は回転機器の損壊に伴う飛散物の発生に関する評価の内容を含め、防護対象設備の配置上の配慮及び防護施設の設置等の措置の内容を説明することとする。	○	○	設計基準対象の施設及び重大事故等対処設備の防護設計についての適合性を説明するため添付する。												/	/	/	/	
	通信連絡設備に関する説明書	再処理施設の技術基準第31条及び第51条の規定に適合すること示す。設計基準事故時に用いる警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備に関する事項について記載することとし、設計基準事故時及び重大事故時において再処理施設内外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡を行うために必要な設備が設けられていることを示す。	○	○	設計基準対象の施設及び重大事故等対処設備に関する基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。																

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領					当社施設 設工認作成要領 (案)					備考			
<p>17) 燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書 技術基準規則第26条の規定に適合することを示す必要があり、燃料体等及びクレーン等の重量物の落下に対して使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等が破損しないこと及び使用済燃料貯蔵槽の機能が損なわれないことを説明することとする。なお、クレーン等の重量物の落下に対しては、適切な落下防止対策等を施すことにより、使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等が破損しないこと及び使用済燃料貯蔵槽の機能を維持することを説明してもよいものとする。</p>	添付書類名称		添付書類の記載内容		今回の添付有無		添付要否の考え方	添付書類名称		添付書類の記載内容		今回の添付有無(DB)	添付要否の考え方	<p>・添付書類名称、記載内容、要否の考え方の修正 ・避難通路に関する説明書にて説明  ・要求事項がないため削除  ・技術基準第19条に対応する設備がないので削除</p>
	DB	SA	DB	SA										
	(3) 安全避難通路に関する説明書	再処理施設の技術基準規則第14条第1項第1号の規定に適合することを示す。再処理施設の各建屋における安全避難通路について記載することとし、安全避難通路を明示した図面を示すこととする。	○	×	安全避難通路等の基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。	避難通路に関する説明書	貯蔵施設の技術基準規則第24条第3項の規定に適合することを示す。貯蔵施設における避難通路等について記載することとし、避難通路等を明示した図面を示すこととする。	○	避難通路等の基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。					
	(3) 照明設備に関する説明書	再処理施設の技術基準規則第14条第1項第2号、同項第3号及び第48条の規定に適合することを示す。再処理施設における避難用照明、設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明及び重大事故等発生時の照明に関する事項を記載することとし、照明設備を明示した図面を示すこととする。	○	○	非常用照明の基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。	<p>1   2  技術基準への適合に関する説明書</p>								
使用済燃料等の破損の防止に関する説明書	再処理施設の技術基準規則第18条及び第19条の規定に適合することを示す。使用済燃料等の搬送設備における搬送能力、使用済燃料等の破損の防止、動力喪失時の保持機能について記載することとする。また、使用済燃料等の重量物の落下に対してライニング等が破損しないこと及び使用済燃料等の貯蔵設備の機能を維持できることを説明することとする。	×	×	技術基準規則に変更はないため添付しない。										
放射性物質の濃度及び線量に関する説明書	再処理施設の技術基準規則第24条第1項の規定に適合することを示す。放射性廃棄物の処理に関する方針（発生量等を含む）、周辺監視区域の設定と監視方法、周辺監視区域境界外における放射性物質の濃度評価、並びに平常運転時における一般公衆の線量評価結果を説明することとする。	×	×	技術基準規則に変更はないため添付しない。										



発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

〈比較検討〉

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領				当社施設 設工認作成要領 (案)				備考	
<p>1 4) 計測装置等の構成に関する説明書 検出器から指示計、記録計又は警報装置に至るシステム構成を示すブロック図（各機器等の配置及び校正等実施場所の記載を含む。）により記載することとする。また、不正アクセス行為等による被害を防止するための措置についても記載することとする。</p> <p>2 2) 中央制御室の機能、中央制御室外の原子炉停止機能及び監視機能並びに緊急時制御室の機能に関する説明書並びに緊急時対策所の機能に関する説明書 技術基準規則で規定されている監視及び操作に係る機能について、誤操作防止に関する説明を含めて記載することとする。</p> <p>2 7) 中央制御室及び緊急時制御室の居住性に関する説明書並びに緊急時対策所の居住性に関する説明書 中央制御室及び緊急時制御室又は緊急時対策所について、可能な限り運転員又は要員がとどまることができるように技術基準規則に基づき実施する放射線防護措置及び有毒ガス等からの防護措置の有効性を示す評価等を含めて説明することとする。</p> <p>2 5) 管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書 管理区域の出入管理設備について記載するとともに、重大事故等時において中央制御室、緊急時制御室又は緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染した場合に、これらの施設への汚染の持ち込みを防止するために設置するチェンジングエリアに係る説明を含めることとする。 また、放出管理目標値の管理状況の確認又は重大事故等時に放射性物質の濃度測定等に関わる環境試料分析装置（環境放射能測定装置を含む。）について記載することとする。</p>	添付書類名称	添付書類の記載内容	今回の添付有無		添付要否の考え方	添付書類名称	添付書類の記載内容	今回の添付有無(DB)	添付要否の考え方	<p>・不正行為の防止については「再処理施設への人の不法な侵入等の防止について」にて展開する ・添付書類名称、記載内容、要否の考え方の修正</p>
	(3) 計測制御系統施設に関する説明書	再処理施設の技術基準第20条、22条及び47条に適合することを示す。検出器から指示計、記録計又は警報装置に至るシステム構成を示すブロック図（各機器等の配置及び校正等実施場所の記載を含む。）により記載する。	○	○	設計基準対象の施設及び重大事故等対処設備に関する基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。	計測設備に関する説明書	貯蔵施設の技術基準第17条に適合することを示す。検出器から指示計、記録計又は警報装置に至るシステム構成を示すブロック図（各機器等の配置及び校正等実施場所の記載を含む。）により記載する。	○	技術基準規則に変更はないが、必要な設備の範囲等が変更となったことから、適合性について説明する。	
	(3) 再処理施設の技術基準への適合に関する説明書	再処理施設の技術基準規則第23条、第30条、第48条及び第50条の規定に適合することを示す。技術基準規則で規定されている監視及び操作に係る機能について、誤操作防止に関する説明を含めて記載するとともに、可能な限り運転員又は要員がとどまることができるように技術基準規則に基づき実施する放射線防護措置及び有毒ガス等からの防護措置の有効性を示す評価等を含めて説明する。また、重大事故等時において緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染した場合に、当該施設への汚染の持ち込みを防止するために設置する出入管理区画に係る説明を記載する。	○	○	設計基準対象の施設及び重大事故等対処設備に関する基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。	I   2 技術基準への適合に関する説明書				
	放射線管理施設に関する説明書	再処理施設の技術基準規則第21条及び第49条の規定に適合することを示す。管理区域の出入管理設備について記載する。また、放出管理目標値の管理状況の確認又は重大事故等時に放射性物質の濃度測定等に関わる常設モニタリング設備及び代替モニタリング設備等について記載する。	○	○	設計基準対象の施設及び重大事故等対処設備に関する基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。			放射線管理施設に関する説明書	貯蔵施設の技術基準規則第18条の規定に適合することを示す。管理区域や周辺監視区域における外部線量当量の計測、及びそれら必要な情報の表示について説明する。	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領				当社施設 設工認作成要領 (案)				備考	
<p>30) 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 重大事故の発生防止等のために設置又は保管する電源車等を含め非常用発電装置の出力の決定根拠に関して説明することとする。 また、非常用電源設備に関する火力省令への適合性及び原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令（平成24年経済産業省令第70号。以下「原子力電技命令」という。）への適合性に関する説明を含めることとする。</p> <p>31) 常用電源設備の健全性に関する説明書 技術基準規則第45条第3項から第6項の規定に適合することを説明するとともに、常用電源設備の冷却能力等を踏まえた運転制限等の評価により、設備の健全性を維持するための電気出力上限について説明することとする。 また、常用電源設備に関する原子力電技命令への適合性に関する説明を含めることとする。</p> <p>8) 機器の配置を明示した図面及び系統図 配置については、要目表に記載される機器の発電所内での配置が分かるものとする。主配管の配置を明示した図面については、要目表に記載する主配管の取付位置、ルート又は機器との取り合いが分かる配置図とし、平面図又はアイソメ図のいずれで記載してもよいこととする。また、可搬型の機器等については、取付位置の要目表記載と同様、保管している場所についても記載することとする。 系統図については、テストライン及びミニマムフローライン等を含めて記載することとする。</p> <p>15) 計測装置等の系統図及び検出器の取付箇所を明示した図面 計測制御系統施設における計測制御系統図については、計測装置（沸騰水型発電用原子炉施設にあっては起動領域計測装置（中性子源領域計測装置及び中間領域計測装置）及び出力領域計測装置並びに加圧水型発電用原子炉施設にあっては中性子源領域計測装置、中間領域計測装置及び出力領域計測装置（以下「核計測装置」という。）を除く。）の検出器について、系統上の配置位置を記載することとする。核計測装置の検出器については、取付</p>	添付書類名称	添付書類の記載内容	今回の添付有無		添付要否の考え方	添付書類名称	添付書類の記載内容	今回の添付有無(DB)	添付要否の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>添付書類名称、記載内容、要否の考え方の修正</li> <li>非常用電源設備がないことから削除</li> <li>図面の添付方法について明記</li> </ul>
	(3) 再処理施設の技術基準への適合に関する説明書	再処理施設の技術基準規則第29条、第46条の規定に適合することを示す。外部電源系統からの電気の供給が停止した場合に用いる非常用電源設備及び重大事故等への対処に必要な電力を確保するための設備に関する事項を記載する。 また、非常用電源設備に関する火力省令への適合性及び原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令（平成24年経済産業省令第70号。以下「原子力電技命令」という。）への適合性に関する説明を含めることとする。	○	○	設計基準対象の施設及び重大事故等対処設備に関する基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。	I   2 技術基準への適合に関する説明書	貯蔵施設の技術基準規則第23条の規定に適合することを示す。外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備等の必要な設備に給電できる電源が設けられていることを説明する。	○	技術基準規則に変更はないが、必要な設備の範囲等が変更となったことから、適合性について説明する。	
	再処理施設に関する図面	図面については、技術基準規則への適合を示すために必要な系統、配置及び構造を示す観点から系統図、配置図、構造図等を示す。 原則として、仕様表記載対象の設備に対する図面を本項に添付するものとし、基本設計方針記載対象の設備に関する図面については、添付書類の各説明書内へ必要に応じて添付するものとする。	○	○	設計基準対象の施設及び重大事故等対処設備としての要求事項を満たす系統、配置及び構造等について説明するため添付する。	図面	図面については、技術基準規則への適合を示すために必要な系統、配置及び構造を示す観点から系統図、配置図、構造図等を示す。 原則として、要目表記載対象の設備に対する図面を本項に添付するものとし、基本設計方針記載対象の設備に関する図面については、添付書類の各説明書内へ必要に応じて添付するものとする。	○	施設としての要求事項を満たす配置及び構造等について説明するため添付する。	



発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

〈比較検討〉

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領（案）	備考
<p>箇所を明示した図面において配置を示すこととする。放射線管理施設における放射線管理用計測装置の系統図については、プロセスモニタリング設備の検出器の系統上の配置位置を主蒸気管中及び空気抽出器排ガス中等を含め記載することとする。エリアモニタリング設備の検出器については、取付箇所を明示した図面において平面の配置図により記載することとする。</p> <p>2 1) 作動又は起動回路の説明図 原子炉非常停止信号の作動回路の説明図及び工学的安全施設等の起動（作動）信号の起動（作動）回路の説明図には、インターロックブロック線図を記載することとする。</p>			







発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

〈比較検討〉

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考								
<p>(3) 添付書類 規則別表第2の下欄においては、発電用原子炉を設置する工場又は事業所全体若しくは発電用原子炉施設全体に係る添付書類の要求に加え、同表の上欄の発電用原子炉施設の種類のに応じた添付書類の要求が規定されている。すなわち、認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものについて添付する必要がある。</p>	<p>6 設工認申請における添付書類の作成要領 設工認申請にあたり、原子力規制委員会規則では、各施設の申請に係る設計及び工事の計画が炉規法に定める各施設において、許可を受けたところ又は規定により届け出たところによるものであることを説明した書類並びに各施設の申請に係る設計及び工事の計画が炉規法で定める各施設の技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合していることを計算によって説明した書類その他の各施設の申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類を添付することを要求している。 この添付書類は、設工認申請した施設（以下「当該施設」という。）の技術基準規則及び解釈への適合性を示すための書類であることに鑑み、当該施設の詳細設計の考え方、技術基準規則及び解釈への適合性を示すため、各添付書類に共通する作成要領を以下にまとめる。なお、記載構成については、原則として先行プラントで認可実績のある発電炉工認を参考に作成を行うものとする。また、特記事項のある書類については添付書類として別途記載する。</p> <p>1. 基本的な構成※1 添付書類の章立ての基本的な構成は以下のとおりとする。</p> <p>1. 概要 2. 基本方針（技術基準規則及び解釈等の要求項目を含む。） 3. 評価（該当する場合） 4. 施設の詳細設計方針 （以下、必要に応じ添付する。） ・ 計算機プログラム（解析コード）の概要等 ※1：書類内容に応じて、各章立ての中の分類を分けることも可とする。</p> <p>2. 具体的な記載内容及び記載にあたっての留意事項 「1. 基本的な構成」の章立て構成に基づく具体的な記載内容及び記載にあたっての留意事項を以下に示す。</p> <table border="1" data-bbox="492 1423 1501 1734"> <tr> <th>章※2</th> <th>具体的な記載内容及び留意事項※2</th> </tr> <tr> <td>全般的な留意事項</td> <td>基本設計方針及び仕様表と整合が図られていること。 「技術基準規則及び解釈の要求事項に追加又は変更があるもの」に対して関連する内容を記載する※3。 書類全体に亘り、極力、記載内容が重複しないようにする。 分割申請の場合において、後次回申請にて示す項目が存在する場合はその旨を明記する。（添付1参照） ※3：全体の繋がりやトーン合わせ等の状況や内容に応じて、例外的に追加又は変更のない部分を記載する場合もある。</td> </tr> </table>	章※2	具体的な記載内容及び留意事項※2	全般的な留意事項	基本設計方針及び仕様表と整合が図られていること。 「技術基準規則及び解釈の要求事項に追加又は変更があるもの」に対して関連する内容を記載する※3。 書類全体に亘り、極力、記載内容が重複しないようにする。 分割申請の場合において、後次回申請にて示す項目が存在する場合はその旨を明記する。（添付1参照） ※3：全体の繋がりやトーン合わせ等の状況や内容に応じて、例外的に追加又は変更のない部分を記載する場合もある。	<p>6 設工認申請における添付書類の作成要領 設工認申請にあたり、原子力規制委員会規則では、各施設の申請に係る設計及び工事の計画が炉規法に定める各施設において、許可を受けたところ又は規定により届け出たところによるものであることを説明した書類並びに各施設の申請に係る設計及び工事の計画が炉規法で定める各施設の技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合していることを計算によって説明した書類その他の各施設の申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類を添付することを要求している。 この添付書類は、設工認申請した施設（以下「当該施設」という。）の技術基準規則及び解釈への適合性を示すための書類であることに鑑み、当該施設の詳細設計の考え方、技術基準規則及び解釈への適合性を示すため、各添付書類に共通する作成要領を以下にまとめる。なお、記載構成については、原則として先行プラントで認可実績のある発電炉工認を参考に作成を行うものとする。また、特記事項のある書類については添付書類として別途記載する。</p> <p>1. 基本的な構成※1 添付書類の章立ての基本的な構成は以下のとおりとする。</p> <p>1. 概要 2. 基本方針（技術基準規則及び解釈等の要求項目を含む。） 3. 評価（該当する場合） 4. 施設の詳細設計方針 （以下、必要に応じ添付する。） ・ 計算機プログラム（解析コード）の概要等 ※1：書類内容に応じて、各章立ての中の分類を分けることも可とする。</p> <p>2. 具体的な記載内容及び記載にあたっての留意事項 「1. 基本的な構成」の章立て構成に基づく具体的な記載内容及び記載にあたっての留意事項を以下に示す</p> <table border="1" data-bbox="1537 1423 2546 1734"> <tr> <th>章※2</th> <th>具体的な記載内容及び留意事項※2</th> </tr> <tr> <td>全般的な留意事項</td> <td>基本設計方針及び<b>要目表</b>と整合が図られていること。 「技術基準規則及び解釈の要求事項に追加又は変更があるもの」に対して関連する内容を記載する※3。 書類全体に亘り、極力、記載内容が重複しないようにする。 分割申請の場合において、後次回申請にて示す項目が存在する場合はその旨を明記する。（添付1参照） ※3：全体の繋がりやトーン合わせ等の状況や内容に応じて、例外的に追加又は変更のない部分を記載する場合もある。</td> </tr> </table>	章※2	具体的な記載内容及び留意事項※2	全般的な留意事項	基本設計方針及び <b>要目表</b> と整合が図られていること。 「技術基準規則及び解釈の要求事項に追加又は変更があるもの」に対して関連する内容を記載する※3。 書類全体に亘り、極力、記載内容が重複しないようにする。 分割申請の場合において、後次回申請にて示す項目が存在する場合はその旨を明記する。（添付1参照） ※3：全体の繋がりやトーン合わせ等の状況や内容に応じて、例外的に追加又は変更のない部分を記載する場合もある。	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
章※2	具体的な記載内容及び留意事項※2										
全般的な留意事項	基本設計方針及び仕様表と整合が図られていること。 「技術基準規則及び解釈の要求事項に追加又は変更があるもの」に対して関連する内容を記載する※3。 書類全体に亘り、極力、記載内容が重複しないようにする。 分割申請の場合において、後次回申請にて示す項目が存在する場合はその旨を明記する。（添付1参照） ※3：全体の繋がりやトーン合わせ等の状況や内容に応じて、例外的に追加又は変更のない部分を記載する場合もある。										
章※2	具体的な記載内容及び留意事項※2										
全般的な留意事項	基本設計方針及び <b>要目表</b> と整合が図られていること。 「技術基準規則及び解釈の要求事項に追加又は変更があるもの」に対して関連する内容を記載する※3。 書類全体に亘り、極力、記載内容が重複しないようにする。 分割申請の場合において、後次回申請にて示す項目が存在する場合はその旨を明記する。（添付1参照） ※3：全体の繋がりやトーン合わせ等の状況や内容に応じて、例外的に追加又は変更のない部分を記載する場合もある。										



発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

〈比較検討〉

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	<p>1. 概要</p> <p>(1) 説明書類の目的や位置付け※4 を記載する。 (記載例：再処理施設の設工認) 本資料は、「再処理施設の技術基準に関する規則」(以下「技術 基準規則」という。)」<b>第十一条</b>に基づき、火災又は爆発により廃棄物管理施設の安全性を損なわないよう、火災区域及び火災区画に対して、火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を行うことを説明するものである。 また、再処理施設における火災防護対策を具体化するに当たっては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(以下「火災防護に係る審査基準」という。)を参考として廃棄物管理施設の特徴及びその重要度を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。 ※4：a. 条文に対応することを示す宣言だけでなく、直接的な要求に対する説明に関連した特殊な内容を示すことの宣言 b. 既設工認の読み込みや他の説明書との関連を示す宣言</p> <p>2. 基本方針</p> <p>(1) 当該添付書類で説明している全体の流れがわかる概要を記載する。 (例：再処理施設の設工認) 火災防護に関する説明書 再処理施設において、冷却及び遮蔽に係る安全機能が火災又は爆発によって損なわれないよう、適切な火災防護対策を講ずる設計とする。具体的には、…火災防護対象設備を設置する火災区域及び火災区画に対して、廃棄物管理施設の安全性が損なわれないよう、以下に示す火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる。… 2.1 火災発生防止 廃棄物管理施設の火災及び爆発の発生防止として、廃棄物管理施設で取り扱う化学薬品等のうち、可燃性物質を使用する系統及び機器に対する着火源の排除及び漏えい防止対策を講ずる設計とする。また、…防止する設計とする。… (2) 当該施設の設置にあたって評価が必要な場合に、事業変更許可での評価結果を用いる場合は、その評価結果及びそれを踏まえた設計方針を記載する。 (3) 今後、評価する場合は評価時期、評価方法及び条件、評価結果に応じてとる措置といった評価方針を記載する。 (4) 当該施設に係る技術基準規則及び解釈の要求を記載する。 (5) 事業変更許可申請書の本文記載事項のうち、技術基準規則及び解釈に対応条文のない事業許可基準規則要求を受けた約束事項があればそれを記載する。 (6) 上記以外で関連する規格要求等がある場合も記載する。</p>	<p>1. 概要</p> <p>(1) 説明書類の目的や位置付け※4 を記載する。 (記載例：使用済燃料貯蔵施設の設工認) 本資料は、「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」という。)」<b>第23条</b>に基づき、<b>外部電源系統からの電気の供給が停止した場合においても、監視設備やその他の必要な設備に電気を供給することができる設備として設置される無停電電源装置、共用無停電電源装置、電源車及び軽油タンク（地下式）の適合性について説明するものである。</b>  ※4：a. 条文に対応することを示す宣言だけでなく、直接的な要求に対する説明に関連した特殊な内容を示すことの宣言 b. 既設工認の読み込みや他の説明書との関連を示す宣言</p> <p>2. 基本方針</p> <p>(1) 当該添付書類で説明している全体の流れがわかる概要を記載する。 (例：使用済燃料貯蔵施設の設工認) 火災防護に関する説明書 <b>使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能を確保する上では、金属キャスク及び貯蔵架台は主要材料が金属製の不燃性材料でありそれ自体が火災発生源となることはないが、周囲で発生した火災の熱的な影響により金属キャスクの基本的安全機能を損なうことのないよう、金属キャスク周囲における火災防護対策を講ずる。・・・</b>  2.1 火災発生防止 <b>使用済燃料貯蔵施設で使用する材料は、実用上可能な限り炭素鋼、難燃又は難燃性ケーブル等の不燃性、難燃性材料を使用する。また、貯蔵建屋は、落雷による火災発生防止のため避雷設備を設置する。・・・</b>  (2) 当該施設の設置にあたって評価が必要な場合に、事業変更許可での評価結果を用いる場合は、その評価結果及びそれを踏まえた設計方針を記載する。 (3) 今後、評価する場合は評価時期、評価方法及び条件、評価結果に応じてとる措置といった評価方針を記載する。 (4) 当該施設に係る技術基準規則及び解釈の要求を記載する。 (5) <b>事業許可申請書</b>の本文記載事項のうち、技術基準規則及び解釈に対応条文のない事業許可基準規則要求を受けた約束事項があればそれを記載する。 (6) 上記以外で関連する規格要求等がある場合も記載する。</p>	<p>記載例として、使用済燃料貯蔵施設の電気設備に関する説明書(案)を記入</p> <p>記載例として、使用済燃料貯蔵施設の火災及び爆発の防止に関する説明書(案)を記載</p> <p>記載の適正化</p>



発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	<p>3. 評価</p> <p>(1) 「2. 基本方針」(2)又は(3)項で記載した評価に関する内容の詳細を記載する。</p> <p>(2) 評価や解析を行うにあたっては、評価や解析の基本方針、評価方法、前提条件、評価結果の記載順を基本とした構成とする。</p> <p>&lt;留意事項&gt; 事業許可基準規則への適合性確認として実施した有効性評価にて性能評価を行ったものについては、「有効性評価において性能を有していることを確認した」旨を記載する。この時、評価条件に合致していることも記載する。 評価解析を行うにあたり、結果を導くまでの過程を後から検証できるように、前提条件、使用する計算式及び入力値等を明確にするとともに、出典元も記載する。 ガイド等に準ずる場合、準ずる旨の記載だけでなく、評価や確認した内容も記載する。</p> <p>4. 施設の 詳細設計方針</p> <p>(1) 当該施設の基本設計方針及び要目表記載事項に係る詳細設計方針を記載する。</p> <p>(2) 原則として、設計基準対象の施設及び重大事故等対処施設の設計方針を融合させた記載とする。 ※5</p> <p>(3) 融合が困難な場合は、設計基準対象の施設及び重大事故等対処施設の両方に共通する大枠の考え方を記載した上で、それぞれ特徴的なものを個別に記載する。 ※5</p> <p>(4) 「3. 評価」も考慮した上で、技術基準規則及び解釈並びに事業許可基準規則を受けて事業変更許可本文に記載している約束事項等の要求に対して、基本設計方針及び仕様表の記載事項が適合していることを記載する。</p> <p>&lt;留意事項&gt; 構造、仕様及び設置場所（取付位置）等、変更が生じた際に性能に影響があると考えられるものは記載する。</p>	<p>3. 評価</p> <p>(1) 「2. 基本方針」(2)又は(3)項で記載した評価に関する内容の詳細を記載する。</p> <p>(2) 評価や解析を行うにあたっては、評価や解析の基本方針、評価方法、前提条件、評価結果の記載順を基本とした構成とする。</p> <p>&lt;留意事項&gt; 事業許可基準規則への適合性確認として実施した有効性評価にて性能評価を行ったものについては、「有効性評価において性能を有していることを確認した」旨を記載する。この時、評価条件に合致していることも記載する。 評価解析を行うにあたり、結果を導くまでの過程を後から検証できるように、前提条件、使用する計算式及び入力値等を明確にするとともに、出典元も記載する。 ガイド等に準ずる場合、準ずる旨の記載だけでなく、評価や確認した内容も記載する。</p> <p>4. 施設の 詳細設計方針</p> <p>(1) 当該施設の基本設計方針及び要目表記載事項に係る詳細設計方針を記載する。</p> <p>(2) 「3. 評価」も考慮した上で、技術基準規則及び解釈並びに事業許可基準規則を受けて事業変更許可本文に記載している約束事項等の要求に対して、基本設計方針及び仕様表の記載事項が適合していることを記載する。</p> <p>&lt;留意事項&gt; 構造、仕様及び設置場所（取付位置）等、変更が生じた際に性能に影響があると考えられるものは記載する。</p>	<p>記載の適正化 SA 施設記載削除</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	<p>その他、必要に応じ添付する書類</p> <p>事業変更許可時に作成した「整理資料」については、設工認申請書の説明書類として添付することの可否を検討する。必要と判断した場合であっても、そのまま添付するのではなく、必要な情報を整理した上で添付する。この時、原則として文章部分は本文側に含ませ、図表のみを添付する。ただし、設工認本文を補足する上で全体を添付する必要がある場合は、上記によらなくてもよいこととする。</p> <p>書類を添付する場合は、原則として添付書類本文の章立て等の説明のまとまり（最小単位）に対して一つまでとし、書類番号を文章に溶け込ませてリンク先を明確にする※6。また、複数の書類が該当する場合は、書類の構成を見直し、上記の原則に従う。</p> <p>各計算書作成の基本方針及び評価に用いた計算機プログラム（解析コード）についての説明を添付する。</p> <p>&lt;留意事項&gt; 別添の中に、さらに別紙や添付資料を付けるような、多重階層的な構成は、極力避ける。</p> <p>※6： (記載例) ○○については、別添1「○○○○」に示す。</p> <p>※2：書類全体の構成として、上記に示す標準的なパターン以外に、「3. 評価」又は「4. 施設の詳細設計方針」がないパターンや、分冊構成として詳細に記載するパターンもあるため、添付書類で説明する内容に応じて最適なパターンを選択するなど、柔軟に対応することとする。</p> <p>※5：重大事故等対処設備が存在しない場合は適用外とする。</p> <p>3. 説明書固有の特記事項が含まれている作成要領 説明書固有の特記事項が含まれている作成要領については、以下に別紙として記載する。</p> <p>(1) 別紙1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書の作成要領 (2) 別紙2 設工認申請書のうち当社施設の事業変更許可との整合性に関する説明書の作成要領 (3)別紙3 当社施設 強度及び耐食性に関する説明書の記載上の整理について (4)別紙4 当社施設耐震評価を行っている各施設の設工認添付書類記載の整理について (5)別紙5 火災、自然現象、溢水、化学薬品、可搬評価に係る強度・耐震評価の方針書及び計算書の作成要領</p>	<p>その他、必要に応じ添付する書類</p> <p>事業変更許可時に作成した「整理資料」については、設工認申請書の説明書類として添付することの可否を検討する。必要と判断した場合であっても、そのまま添付するのではなく、必要な情報を整理した上で添付する。この時、原則として文章部分は本文側に含ませ、図表のみを添付する。ただし、設工認本文を補足する上で全体を添付する必要がある場合は、上記によらなくてもよいこととする。</p> <p>書類を添付する場合は、原則として添付書類本文の章立て等の説明のまとまり（最小単位）に対して一つまでとし、書類番号を文章に溶け込ませてリンク先を明確にする※5。また、複数の書類が該当する場合は、書類の構成を見直し、上記の原則に従う。</p> <p>各計算書作成の基本方針及び評価に用いた計算機プログラム（解析コード）についての説明を添付する。</p> <p>&lt;留意事項&gt; 別添の中に、さらに別紙や添付資料を付けるような、多重階層的な構成は、極力避ける。</p> <p>※5： (記載例) ○○については、別添1「○○○○」に示す。</p> <p>※2：書類全体の構成として、上記に示す標準的なパターン以外に、「3. 評価」又は「4. 施設の詳細設計方針」がないパターンや、分冊構成として詳細に記載するパターンもあるため、添付書類で説明する内容に応じて最適なパターンを選択するなど、柔軟に対応することとする。</p> <p>3. 説明書固有の特記事項が含まれている作成要領 説明書固有の特記事項が含まれている作成要領については、以下に別紙として記載する。</p> <p>(1) 別紙1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書の作成要領 (2) 別紙2 設工認申請書のうち当社施設の事業変更許可との整合性に関する説明書の作成要領 (3)別紙3 当社施設 強度及び耐食性に関する説明書の記載上の整理について</p>	<p>別紙4, 5は作成の予定が無いので記載なし</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

<比較検討>

発電所 工認手続き ガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	<p style="text-align: right;">添付1</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1. 概要 ..... ●</p> <p>2. 外部火災影響評価方針 ..... ●</p> <p>    2.1 外部火災影響評価の対象施設 ..... ●</p> <p>    2.2 評価方針 ..... ●</p> <p>        2.2.1 評価の分類 ..... ●</p> <p>3. 許容温度 ..... ●</p> <p>4. 外部火災による熱影響評価書作成の基本方針 ..... ●</p> <p>    4.1 敷地内の火災源に対する建屋の熱影響評価(森林火災) <b>後次回申請</b> <b>以降</b> ..... ●</p> <p>    4.2 敷地内の火災源に対する屋外施設の熱影響評価(森林火災) ..... ●</p> <p>    4.3 敷地内の火災源に対する建屋の熱影響評価(危険物貯蔵施設等の 火災) <b>後次回申請以降</b> ..... ●</p> <p>    4.4 敷地内の火災源に対する屋外施設の熱影響評価(危険物貯蔵施設 等の火災) ..... ●</p> <p>    4.5 敷地内の火災源に対する建屋の爆発影響評価(危険物貯蔵施設等 の爆発) <b>後次回申請以降</b> ..... ●</p> <p>    4.6 敷地内の火災源に対する屋外施設の爆発影響評価(危険物貯蔵施 設等の爆発) ..... ●</p> <p>    4.7 敷地内の火災源に対する建屋の熱影響評価(航空機墜落火災) <b>後次回申請以降</b> ..... ●</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                 後次回申請であることを示す。             </div>	<p style="text-align: right;">添付1</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1. 概要 ..... ●</p> <p>2. 外部火災影響評価方針 ..... ●</p> <p>    2.1 外部火災影響評価の対象施設 ..... ●</p> <p>    2.2 評価方針 ..... ●</p> <p>        2.2.1 評価の分類 ..... ●</p> <p>3. 許容温度 ..... ●</p> <p>4. 外部火災による熱影響評価書作成の基本方針 ..... ●</p> <p>    4.1 敷地内の火災源に対する建屋の熱影響評価(森林火災) <b>後次回申請</b> <b>以降</b> ..... ●</p> <p>    4.2 敷地内の火災源に対する屋外施設の熱影響評価(森林火災) ..... ●</p> <p>    4.3 敷地内の火災源に対する建屋の熱影響評価(危険物貯蔵施設等の 火災) <b>後次回申請以降</b> ..... ●</p> <p>    4.4 敷地内の火災源に対する屋外施設の熱影響評価(危険物貯蔵施設 等の火災) ..... ●</p> <p>    4.5 敷地内の火災源に対する建屋の爆発影響評価(危険物貯蔵施設等 の爆発) <b>後次回申請以降</b> ..... ●</p> <p>    4.6 敷地内の火災源に対する屋外施設の爆発影響評価(危険物貯蔵施 設等の爆発) ..... ●</p> <p>    4.7 敷地内の火災源に対する建屋の熱影響評価(航空機墜落火災) <b>後次回申請以降</b> ..... ●</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                 後次回申請であることを示す。             </div>	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

<比較検討>

発電所 工認手続き ガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	<p style="text-align: right;">添付1</p> <p>4.1 敷地内の火災源に対する建屋の熱影響評価(森林火災) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">後次回申請以降</span></p> <div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>項目自体が後次回申請である場合は、本文中のタイトルに記載する。</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 20px auto; width: fit-content;"> <p>以上のように、後次回申請以降であることを識別できるよう、記載を追加すること。</p> </div>	<p style="text-align: right;">添付1</p> <p>4.1 敷地内の火災源に対する建屋の熱影響評価(森林火災) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">後次回申請以降</span></p> <div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>項目自体が後次回申請である場合は、本文中のタイトルに記載する。</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 20px auto; width: fit-content;"> <p>以上のように、後次回申請以降であることを識別できるよう、記載を追加すること。</p> </div>	



発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

〈比較検討〉

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
<p>3) 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 要目表に記載する機器等が通常運転時、設計基準事故時、重大事故等時等に機能を要求される状況で所要の機能を発揮するための設計条件の設定根拠に関して説明することとする。 また、基本設計方針にのみ記載する機器等についても、当該機器等の主たる機能に係る仕様（容量、最高使用圧力、最高使用温度又は個数等）について設定根拠に関して説明することとする。</p>	<p style="text-align: right;">別紙 1</p> <p style="text-align: center;">設備別記載事項の設定根拠に関する説明書の作成要領</p> <p>1. 概要 本資料は、設工認申請書の添付書類である「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」（以下「設定根拠説明書」という。）の作成にあたっての作成要領を示す。</p> <p>2. 設定根拠説明書の位置付け 設定根拠説明書の記載内容は、仕様表記載事項のうち以下に示す項目について、仕様表に記載する機器等が通常運転時、設計基準事故時、重大事故等時等に機能を要求される状況で所要の機能を発揮するための設計条件の設定根拠に関して記載し、技術基準規則への適合性を説明する書類としている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> <p>容量、最高使用圧力、最高使用温度、個数、加熱面積、伝熱面積、吐出圧力、原動機の出力、外径、漏えい率及び除去効率等</p> </div> <p>また、基本設計方針にのみ記載する機器等についても、当該機器等の主たる機能に係る仕様（容量、最高使用圧力、最高使用温度、個数等）について、設定根拠説明書の別添 1 で「技術基準規則要求機器リスト」を作成する。選定された設備について、設定根拠書を作成する設備は、別添 2 に「設定根拠説明書（別添）」として仕様設定根拠を記載する。 設定根拠に関する説明書に記載する設備の選定の考え方については、添付 1 に示す。</p> <p>3. 設定根拠説明書の構成 設定根拠説明書は、再処理規則等に記載の施設区分ごとに作成し、その施設区分ごとに各設備をまとめて作成するものとし、構成は下記とする。</p> <p>(1) 表紙 (2) 各設定値に対するその根拠についての説明</p> <p>4. 設定根拠説明書の作成方針 設定根拠説明書の作成にあたり設備共通部分の作成方針を以下に示す。設定根拠説明書は仕様表の記載に併せて、1 設備につき「一つ」とする。 なお、個別設備の作成方針は「7. 設定根拠説明の対象項目と作成方針」にて記載する。</p> <p>a. 記載順序 各設定根拠説明書の記載の順序は、仕様表の記載順に準ずる。</p> <p>b. 既認可から仕様の変更のない設備 耐震クラスの記載の適正化、溢水防護上の配慮が必要な高さの記載の適正化として仕様表作成し、既認可から仕様の変更のない設備については設定根拠説明書を作成しない。</p>	<p style="text-align: right;">別紙 1</p> <p style="text-align: center;">設備別記載事項の設定根拠に関する説明書の作成要領</p> <p>1. 概要 本資料は、設工認申請書の添付書類である「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」（以下「設定根拠説明書」という。）の作成にあたっての作成要領を示す。</p> <p>2. 設定根拠説明書の位置付け 設定根拠説明書の記載内容は、<b>要目表</b>の記載事項のうち以下に示す項目について、<b>要目表</b>に記載する機器等が機能を要求される状況で所要の機能を発揮するための設計条件の設定根拠に関して記載し、技術基準規則への適合性を説明する書類としている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> <p>容量、最高使用圧力、最高使用温度、個数、伝熱面積、吐出圧力、原動機の出力、外径等</p> </div> <p style="color: red;">なお、当社の設備の多くは単独で設置されていることから、複数設置されている設備のみ個数を記載する。</p> <p>3. 設定根拠説明書の構成 設定根拠説明書は、<b>使用済燃料貯蔵施設に関する規則等</b>に記載の施設区分ごとに作成し、その施設区分ごとに各設備をまとめて作成するものとし、構成は下記とする。</p> <p>(1) 表紙 (2) 各設定値に対するその根拠についての説明</p> <p>4. 設定根拠説明書の作成方針 設定根拠説明書の作成にあたり設備共通部分の作成方針を以下に示す。設定根拠説明書は<b>要目表</b>の記載に併せて、1 設備につき「一つ」とする。 なお、個別設備の作成方針は「7. 設定根拠説明の対象項目と作成方針」にて記載する。</p> <p>a. 記載順序 各設定根拠説明書の記載の順序は、<b>要目表</b>の記載順に準ずる。</p> <p>b. 既認可から仕様の変更のない設備 耐震クラスの記載の適正化として<b>要目表</b>を作成し、既認可から仕様の変更のない設備については設定根拠説明書を作成しない。</p>	<p>設計基準事故、重大事故等は規定していない</p> <p>記載の適正化</p> <p>個数記載の考え方を追記</p> <p>基本設計方針にのみ記載する機器は無い</p> <p>記載の適正化</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

<比較検討>

発電所 工認手続き ガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	<p>c. 設計基準対象施設と重大事故等対処設備を兼用する場合 複数の設備（系統）区分の機能を持つ設備で、設計基準対象施設と重大事故等対処設備の両方の機能を持つものは、仕様表の記載に併せて、設計基準対象施設の設備（系統）区分にて設定根拠説明書を作成する。記載にあたっては、設備（系統）区分ごとに内容を記載する。（記載例⑩参照）</p> <p>d. 重大事故等対処設備として複数の設備（系統）区分で兼用する場合 重大事故等対処設備の機能のみを持つ設備で、複数の設備（系統）区分の機能を持つものは、仕様表の記載に併せて、一つの設備（系統）区分にて設定根拠説明書を作成する。記載にあたっては、設備（系統）区分ごとに内容を記載する。（記載例⑩参照）</p> <p>e. 概要説明 各設備の設定根拠説明書の冒頭で、概要説明として以下の内容を記載する。</p> <p>(a) 設計基準対象の施設 設計基準対象の施設として以下の内容を記載する。既設工認において、既に設定根拠説明書を作成している設備については、その設定根拠説明書と呼込む。 <span style="float: right;">（記載例⑩参照）</span> なお、記載については発電炉工認における記載内容を基本とし、当社施設のプラント設計に合わせた設計方針を記載する。 ・設計基準対象施設として、各設備について要求される機能（設備仕様を設定する際の条件等）を記載する。 <span style="float: right;">（記載例⑩参照）</span></p> <p>(b) 重大事故等対処設備 ・原則、各設備に要求されている技術基準規則の各条文の要求事項を記載する。 <span style="float: right;">（記載例⑩参照）</span></p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>各設備に要求されている条文は、事業変更許可申請書の「重大事故等対処設備の設備分類等」にて分類している事業許可基準規則の各条文に対応する技術基準規則の条文とする。</p> </div> <p>・上記要求事項に対して、要求される機能を満足する上で、必要な系統構成等を記載する。 <span style="float: right;">（記載例⑩参照）</span></p>	<p>c. 概要説明 各設備の設定根拠説明書の冒頭で、概要説明として以下の内容を記載する。</p> <p>(a) 対象の施設 以下の内容を記載する。既設工認において、既に設定根拠説明書を作成している設備については、その設定根拠説明書と呼込む。  なお、記載については発電炉工認における記載内容を基本とし、当社施設のプラント設計に合わせた設計方針を記載する。 ・各設備について要求される機能（設備仕様を設定する際の条件等）を記載する。</p>	<p>SA 施設記載削除</p> <p>SA 施設記載削除</p> <p>設計基準対象設備、重大事故等対処設備の区分けがないことから、各設備とする。</p> <p>SA 施設記載削除</p>



発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

<比較検討>

発電所 工認手続き ガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	<p style="text-align: center;"> <span style="font-size: 2em;">{</span>                     系統構成等を記載するにあたっては、原則、基本設計方針に記載する機能喪失を想定する設備、使用する設備、系統構成等を記載する。複数の条文に対して、系統構成等が同じである場合は、まとめて記載するが、記載項目が多岐に亘る場合には、箇条書きで記載する。                 </p> <p>(c) 配管 配管については設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の系統概略を記載する。 <span style="float: right;">(記載例⑦参照)</span></p> <p>(d) 重大事故等時に流路として使用する設備 重大事故等時に設計基準対象施設の一部を流路として使用する設備については設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の系統概略を記載する。</p> <p>5. 設定根拠説明書内で記載する「同様の使用方法」の定義 設計基準対象施設として使用する設備を重大事故等時においても使用する場合の設定根拠説明書内に記載する「設計基準対象施設と同様の使用方法」とは、各設備の記載内容（容量、圧力、温度等）のうち、設計基準対象施設として使用する場合の設計条件と変わらない場合（注）に使用する。 ただし、対象配管の上流に当該設備の設定の根拠となる設備（冷却器、ポンプ等）がある場合には、その設備の重大事故等時における使用圧力、使用温度を基に配管の重大事故等時の根拠を記載する。 （注） 重大事故等時の条件が設計基準対象施設の設計段階にて基とした条件（系統構成、流体の種類等）と同じ。 <span style="float: right;">(記載例⑩参照)</span></p> <p>6. 重大事故等時に使用する場合の圧力及び温度について 重大事故等対処設備については、重大事故等時において使用する場合の圧力及び温度に関して記載することから、施設区分の冒頭の設定根拠の最高使用圧力及び最高使用温度の項目にて注記を付記し、重大事故等時において使用する場合の圧力及び温度であることを記載した上で以降省略する旨を記載する。</p>	<p>(c) 配管 配管については系統概略を記載する。</p>	<p>SA 施設記載削除</p> <p>設計基準対象設備、重大事故等対処設備の区分けがない。</p> <p>SA 施設記載削除</p> <p>重大事故等の想定が無く削除。</p> <p>重大事故等の想定が無く削除。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

〈比較検討〉

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考																																																																																													
	<p>7. 設定根拠説明の対象項目と作成方針 (a) 共通設備の作成方針 (記載例◎参照)</p> <table border="1" data-bbox="486 485 1448 1856"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>作成方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熱交換器 熱交換器 熱交換器</td> <td>容量</td> <td>k W/個</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>容量（交換熱量）を設定した条件とそのときの必要容量を記載する。</li> <li>複数の設備（系統）区分を有する場合は、その設定根拠を記載する。</li> <li>新設設備について、複数の容量の合計にて容量が設定されている場合は、容量の内訳を記載する。</li> <li>既工認対象の既設設備については、設工認本文に記載している容量にて 技術基準規則に適合していることを使用前検査にて確認していることから、設計段階にて評価した容量の内訳は記載しない。その場合、施設時と系統構成を含めて変わらないことを記載する。</li> <li>公称値の設定根拠についても記載する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>伝熱面積</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>容量（交換熱量）を満たすのに必要な伝熱面積の算出方法の概要及び算 出結果を記載する。</li> <li>公称値の設定根拠についても記載する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>最高使用圧力（管側）</td> <td>MPa</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>最高使用圧力を設定した条件を示し、そのときの圧力を示した上で、最高使用圧力の設定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用圧力に準じる場合は、上流側の機器を基本とし、下流側の機器を呼び込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、互いに呼込まないよう留意する。また、複数の系統 構成がある場合は、その旨を記載し、どの系統を根拠としているか記載する。</li> <li>設計基準対象施設の最高使用圧力と 重大事故等時の使用圧力が異なる場合は、それぞれ記載する。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	設備	項目	単位	作成方針	熱交換器 熱交換器 熱交換器	容量	k W/個	<ul style="list-style-type: none"> <li>容量（交換熱量）を設定した条件とそのときの必要容量を記載する。</li> <li>複数の設備（系統）区分を有する場合は、その設定根拠を記載する。</li> <li>新設設備について、複数の容量の合計にて容量が設定されている場合は、容量の内訳を記載する。</li> <li>既工認対象の既設設備については、設工認本文に記載している容量にて 技術基準規則に適合していることを使用前検査にて確認していることから、設計段階にて評価した容量の内訳は記載しない。その場合、施設時と系統構成を含めて変わらないことを記載する。</li> <li>公称値の設定根拠についても記載する。</li> </ul>		伝熱面積	m <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>容量（交換熱量）を満たすのに必要な伝熱面積の算出方法の概要及び算 出結果を記載する。</li> <li>公称値の設定根拠についても記載する。</li> </ul>		最高使用圧力（管側）	MPa	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高使用圧力を設定した条件を示し、そのときの圧力を示した上で、最高使用圧力の設定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用圧力に準じる場合は、上流側の機器を基本とし、下流側の機器を呼び込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、互いに呼込まないよう留意する。また、複数の系統 構成がある場合は、その旨を記載し、どの系統を根拠としているか記載する。</li> <li>設計基準対象施設の最高使用圧力と 重大事故等時の使用圧力が異なる場合は、それぞれ記載する。</li> </ul>	<p>7. 設定根拠説明の対象項目と作成方針</p> <table border="1" data-bbox="1534 485 2490 1839"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>作成方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">金属キャスク（BW R用大型キャスク（タイプ2A））</td> <td>容量</td> <td>体</td> <td>・使用済燃料集合体の体数を設定した条件と、体数の設定根拠を記載する。</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>・最高使用圧力を設定した条件を示し、そのときの圧力を示した上で、最高使用圧力の設定根拠を記載する。</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>・最高使用温度を設定した条件を示し、そのとき温度を示した上で、最高使用温度の設定根拠を記載する。</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> </td> </tr> <tr> <td>設備</td> <td>項目</td> <td>単位</td> <td>作成方針</td> </tr> <tr> <td>受入れ区域天井クレーン</td> <td>容量</td> <td>t</td> <td>・定格荷重を設定した条件と、定格荷重の設定根拠を記載する。</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> </td> </tr> <tr> <td>設備</td> <td>項目</td> <td>単位</td> <td>作成方針</td> </tr> <tr> <td>搬送台車</td> <td>容量</td> <td>k g</td> <td>・定格荷重を設定した条件と、定格荷重の設定根拠を記載する。</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> </td> </tr> <tr> <td>設備</td> <td>項目</td> <td>単位</td> <td>作成方針</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">仮置架台</td> <td>容量</td> <td>k g</td> <td>・定格荷重を設定した条件と、定格荷重の設定根拠を記載する。</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>・設置個数と個数の根拠を記載する。</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> </td> </tr> <tr> <td>設備</td> <td>項目</td> <td>単位</td> <td>作成方針</td> </tr> <tr> <td>たて起こし架台</td> <td>容量</td> <td>k g</td> <td>・定格荷重を設定した条件と、定格荷重の設定根拠を記載する。</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> </td> </tr> <tr> <td>設備</td> <td>項目</td> <td>単位</td> <td>作成方針</td> </tr> <tr> <td>衝撃吸収材</td> <td>圧潰圧力</td> <td>MPa</td> <td>・圧潰圧力を設定した条件を示し、そのときの圧力を示した上で、圧潰圧力の設定根拠を記載する。</td> </tr> </tbody> </table>	設備	項目	単位	作成方針	金属キャスク（BW R用大型キャスク（タイプ2A））	容量	体	・使用済燃料集合体の体数を設定した条件と、体数の設定根拠を記載する。	最高使用圧力	MPa	・最高使用圧力を設定した条件を示し、そのときの圧力を示した上で、最高使用圧力の設定根拠を記載する。	最高使用温度	℃	・最高使用温度を設定した条件を示し、そのとき温度を示した上で、最高使用温度の設定根拠を記載する。					設備	項目	単位	作成方針	受入れ区域天井クレーン	容量	t	・定格荷重を設定した条件と、定格荷重の設定根拠を記載する。					設備	項目	単位	作成方針	搬送台車	容量	k g	・定格荷重を設定した条件と、定格荷重の設定根拠を記載する。					設備	項目	単位	作成方針	仮置架台	容量	k g	・定格荷重を設定した条件と、定格荷重の設定根拠を記載する。	個数	—	・設置個数と個数の根拠を記載する。					設備	項目	単位	作成方針	たて起こし架台	容量	k g	・定格荷重を設定した条件と、定格荷重の設定根拠を記載する。					設備	項目	単位	作成方針	衝撃吸収材	圧潰圧力	MPa	・圧潰圧力を設定した条件を示し、そのときの圧力を示した上で、圧潰圧力の設定根拠を記載する。	<p>当社における対象設備と項目を記載</p>
設備	項目	単位	作成方針																																																																																													
熱交換器 熱交換器 熱交換器	容量	k W/個	<ul style="list-style-type: none"> <li>容量（交換熱量）を設定した条件とそのときの必要容量を記載する。</li> <li>複数の設備（系統）区分を有する場合は、その設定根拠を記載する。</li> <li>新設設備について、複数の容量の合計にて容量が設定されている場合は、容量の内訳を記載する。</li> <li>既工認対象の既設設備については、設工認本文に記載している容量にて 技術基準規則に適合していることを使用前検査にて確認していることから、設計段階にて評価した容量の内訳は記載しない。その場合、施設時と系統構成を含めて変わらないことを記載する。</li> <li>公称値の設定根拠についても記載する。</li> </ul>																																																																																													
	伝熱面積	m <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>容量（交換熱量）を満たすのに必要な伝熱面積の算出方法の概要及び算 出結果を記載する。</li> <li>公称値の設定根拠についても記載する。</li> </ul>																																																																																													
	最高使用圧力（管側）	MPa	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高使用圧力を設定した条件を示し、そのときの圧力を示した上で、最高使用圧力の設定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用圧力に準じる場合は、上流側の機器を基本とし、下流側の機器を呼び込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、互いに呼込まないよう留意する。また、複数の系統 構成がある場合は、その旨を記載し、どの系統を根拠としているか記載する。</li> <li>設計基準対象施設の最高使用圧力と 重大事故等時の使用圧力が異なる場合は、それぞれ記載する。</li> </ul>																																																																																													
設備	項目	単位	作成方針																																																																																													
金属キャスク（BW R用大型キャスク（タイプ2A））	容量	体	・使用済燃料集合体の体数を設定した条件と、体数の設定根拠を記載する。																																																																																													
	最高使用圧力	MPa	・最高使用圧力を設定した条件を示し、そのときの圧力を示した上で、最高使用圧力の設定根拠を記載する。																																																																																													
	最高使用温度	℃	・最高使用温度を設定した条件を示し、そのとき温度を示した上で、最高使用温度の設定根拠を記載する。																																																																																													
設備	項目	単位	作成方針																																																																																													
受入れ区域天井クレーン	容量	t	・定格荷重を設定した条件と、定格荷重の設定根拠を記載する。																																																																																													
設備	項目	単位	作成方針																																																																																													
搬送台車	容量	k g	・定格荷重を設定した条件と、定格荷重の設定根拠を記載する。																																																																																													
設備	項目	単位	作成方針																																																																																													
仮置架台	容量	k g	・定格荷重を設定した条件と、定格荷重の設定根拠を記載する。																																																																																													
	個数	—	・設置個数と個数の根拠を記載する。																																																																																													
設備	項目	単位	作成方針																																																																																													
たて起こし架台	容量	k g	・定格荷重を設定した条件と、定格荷重の設定根拠を記載する。																																																																																													
設備	項目	単位	作成方針																																																																																													
衝撃吸収材	圧潰圧力	MPa	・圧潰圧力を設定した条件を示し、そのときの圧力を示した上で、圧潰圧力の設定根拠を記載する。																																																																																													

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

〈比較検討〉

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領				当社施設 設工認作成要領 (案)	備考																																																
	熱交換器	最高使用圧力 (胴側)	MPa	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高使用圧力を設定した条件を示し、そのときの圧力を示した上で、最高使用圧力の設定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用圧力に準じる場合は、上流側の機器を基本とし、下流側の機器を呼び込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、互いに呼込まないよう留意する。また、複数の系統構成がある場合は、その旨を記載し、どの系統を根拠としているか記載する。</li> <li>設計基準対象施設の最高使用圧力と重大事故等時の使用圧力が異なる場合は、それぞれ記載する。</li> </ul>	<table border="1" data-bbox="1531 348 2490 457"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>作成方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓋間圧力監視装置</td> <td>個数</td> <td>—</td> <td>・設置個数と個数の根拠を記載する。</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1531 516 2490 625"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>作成方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給排気温度監視装置</td> <td>個数</td> <td>—</td> <td>・設置個数と個数の根拠を記載する。</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1531 684 2490 827"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>作成方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物貯蔵室</td> <td>容量</td> <td>—</td> <td>・ドラム缶の体数を設定した条件と、体数の設定根拠を記載する。</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1531 886 2490 995"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>作成方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガンマ線エリアモニタ</td> <td>個数</td> <td>—</td> <td>・設置個数と個数の根拠を記載する。</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1531 1054 2490 1163"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>作成方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中性子線エリアモニタ</td> <td>個数</td> <td>—</td> <td>・設置個数と個数の根拠を記載する。</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1531 1222 2490 1331"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>作成方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリングポスト</td> <td>個数</td> <td>—</td> <td>・設置個数と個数の根拠を記載する。</td> </tr> </tbody> </table>	設備	項目	単位	作成方針	蓋間圧力監視装置	個数	—	・設置個数と個数の根拠を記載する。	設備	項目	単位	作成方針	給排気温度監視装置	個数	—	・設置個数と個数の根拠を記載する。	設備	項目	単位	作成方針	廃棄物貯蔵室	容量	—	・ドラム缶の体数を設定した条件と、体数の設定根拠を記載する。	設備	項目	単位	作成方針	ガンマ線エリアモニタ	個数	—	・設置個数と個数の根拠を記載する。	設備	項目	単位	作成方針	中性子線エリアモニタ	個数	—	・設置個数と個数の根拠を記載する。	設備	項目	単位	作成方針	モニタリングポスト	個数	—	・設置個数と個数の根拠を記載する。	
設備	項目	単位	作成方針																																																			
蓋間圧力監視装置	個数	—	・設置個数と個数の根拠を記載する。																																																			
設備	項目	単位	作成方針																																																			
給排気温度監視装置	個数	—	・設置個数と個数の根拠を記載する。																																																			
設備	項目	単位	作成方針																																																			
廃棄物貯蔵室	容量	—	・ドラム缶の体数を設定した条件と、体数の設定根拠を記載する。																																																			
設備	項目	単位	作成方針																																																			
ガンマ線エリアモニタ	個数	—	・設置個数と個数の根拠を記載する。																																																			
設備	項目	単位	作成方針																																																			
中性子線エリアモニタ	個数	—	・設置個数と個数の根拠を記載する。																																																			
設備	項目	単位	作成方針																																																			
モニタリングポスト	個数	—	・設置個数と個数の根拠を記載する。																																																			
		最高使用温度 (管側)	℃	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高使用温度を設定した条件を示し、そのとき温度を示した上で、最高使用温度の設定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用温度に準じる場合は、上流側の機器を基本とし、下流側の機器を呼び込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、互いに呼込まないよう留意する。また、複数の系統構成がある場合は、その旨を記載し、どの系統を根拠としているか記載する。</li> <li>設計基準対象施設の最高使用温度と重大事故等時の使用温度が異なる場合は、それぞれ記載する。</li> </ul>																																																		
		最高使用温度 (胴側)	℃	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高使用温度を設定した条件を示し、そのときの温度を示した上で、最高使用温度の設定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用温度に準じる場合は、上流側の機器を基本とし、下流側の機器を呼び込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、互いに呼込まないよう留意する。また、複数の系統構成がある場合は、その旨を記載し、どの系統を根拠としているか記載する。</li> <li>設計基準対象施設の最高使用温度と重大事故等時の使用温度が異なる場合は、それぞれ記載する。</li> </ul>																																																		
	個数	—		<ul style="list-style-type: none"> <li>常設設備については設置個数を、可搬型設備については保有数を記載する。</li> <li>設計基準対象施設と重大事故等対処設備を兼用している設備については、それぞれの個数の根拠を記載する。</li> </ul>																																																		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

〈比較検討〉

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領				当社施設 設工認作成要領 (案)	備考																																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>作成方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプ</td> <td>容量</td> <td>m<sup>3</sup>/h/個</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>ポンプ容量を決定した条件とそのときの必要容量を記載する。</li> <li>複数の設備（系統）区分を有する場合は、その設定根拠を記載する。・公称値の設定根拠についても記載する。</li> <li>新設設備について、複数の容量の合計にて容量が設定されている場合は、容量の内訳を記載する。</li> <li>既工認対象の既設設備については、設工認本文に記載している容量にて技術基準規則に適合していることを使用前検査にて確認していることから、設計段階にて評価した容量の内訳は記載しない。その場合、施設時と系統構成を含めて変わらないことを記載する。</li> <li>重大事故シーケンスにおいて、解析条件として使用されている設備については、主要なシーケンスを記載し、有効性評価解析にてその容量の有効性が確認されている旨を記載する。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	設備	項目	単位	作成方針	ポンプ	容量	m <sup>3</sup> /h/個	<ul style="list-style-type: none"> <li>ポンプ容量を決定した条件とそのときの必要容量を記載する。</li> <li>複数の設備（系統）区分を有する場合は、その設定根拠を記載する。・公称値の設定根拠についても記載する。</li> <li>新設設備について、複数の容量の合計にて容量が設定されている場合は、容量の内訳を記載する。</li> <li>既工認対象の既設設備については、設工認本文に記載している容量にて技術基準規則に適合していることを使用前検査にて確認していることから、設計段階にて評価した容量の内訳は記載しない。その場合、施設時と系統構成を含めて変わらないことを記載する。</li> <li>重大事故シーケンスにおいて、解析条件として使用されている設備については、主要なシーケンスを記載し、有効性評価解析にてその容量の有効性が確認されている旨を記載する。</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>作成方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無停電電源装置 共用無停電電源装置</td> <td>容量</td> <td>kVA</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>容量 (kVA) を設定した条件とその条件における必要容量を記載する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>蓄電池容量</td> <td>Ah</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>所定の時間を給電するのに必要な蓄電池容量を記載する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>蓄電池個数</td> <td>個</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>所定の容量で給電するのに必要な蓄電池の個数を記載する。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	設備	項目	単位	作成方針	無停電電源装置 共用無停電電源装置	容量	kVA	<ul style="list-style-type: none"> <li>容量 (kVA) を設定した条件とその条件における必要容量を記載する。</li> </ul>		蓄電池容量	Ah	<ul style="list-style-type: none"> <li>所定の時間を給電するのに必要な蓄電池容量を記載する。</li> </ul>		蓄電池個数	個	<ul style="list-style-type: none"> <li>所定の容量で給電するのに必要な蓄電池の個数を記載する。</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>作成方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源車</td> <td>容量</td> <td>kVA</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>容量 (kVA) を設定した条件とそのときの必要容量を記載する。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	設備	項目	単位	作成方針	電源車	容量	kVA	<ul style="list-style-type: none"> <li>容量 (kVA) を設定した条件とそのときの必要容量を記載する。</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>作成方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽油貯蔵タンク（地下式）</td> <td>容量</td> <td>kL</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>容量（キロリットル）を設定した条件とそのときの必要容量を記載する。</li> <li>公称値の設定根拠についても記載する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>最高使用圧力を設定した条件を示し、そのときの圧力を示した上で、最高使用圧力の設定根拠を記載する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>最高使用温度を設定した条件を示し、そのとき温度を示した上で、最高使用温度の設定根拠を記載する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>個数</td> <td>—</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置個数を記載する。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	設備	項目	単位	作成方針	軽油貯蔵タンク（地下式）	容量	kL	<ul style="list-style-type: none"> <li>容量（キロリットル）を設定した条件とそのときの必要容量を記載する。</li> <li>公称値の設定根拠についても記載する。</li> </ul>		最高使用圧力	MPa	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高使用圧力を設定した条件を示し、そのときの圧力を示した上で、最高使用圧力の設定根拠を記載する。</li> </ul>		最高使用温度	℃	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高使用温度を設定した条件を示し、そのとき温度を示した上で、最高使用温度の設定根拠を記載する。</li> </ul>		個数	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置個数を記載する。</li> </ul>		<p>今後、設備・項目の追加があれば追記する。</p>	
設備	項目	単位	作成方針																																																								
ポンプ	容量	m <sup>3</sup> /h/個	<ul style="list-style-type: none"> <li>ポンプ容量を決定した条件とそのときの必要容量を記載する。</li> <li>複数の設備（系統）区分を有する場合は、その設定根拠を記載する。・公称値の設定根拠についても記載する。</li> <li>新設設備について、複数の容量の合計にて容量が設定されている場合は、容量の内訳を記載する。</li> <li>既工認対象の既設設備については、設工認本文に記載している容量にて技術基準規則に適合していることを使用前検査にて確認していることから、設計段階にて評価した容量の内訳は記載しない。その場合、施設時と系統構成を含めて変わらないことを記載する。</li> <li>重大事故シーケンスにおいて、解析条件として使用されている設備については、主要なシーケンスを記載し、有効性評価解析にてその容量の有効性が確認されている旨を記載する。</li> </ul>																																																								
設備	項目	単位	作成方針																																																								
無停電電源装置 共用無停電電源装置	容量	kVA	<ul style="list-style-type: none"> <li>容量 (kVA) を設定した条件とその条件における必要容量を記載する。</li> </ul>																																																								
	蓄電池容量	Ah	<ul style="list-style-type: none"> <li>所定の時間を給電するのに必要な蓄電池容量を記載する。</li> </ul>																																																								
	蓄電池個数	個	<ul style="list-style-type: none"> <li>所定の容量で給電するのに必要な蓄電池の個数を記載する。</li> </ul>																																																								
設備	項目	単位	作成方針																																																								
電源車	容量	kVA	<ul style="list-style-type: none"> <li>容量 (kVA) を設定した条件とそのときの必要容量を記載する。</li> </ul>																																																								
設備	項目	単位	作成方針																																																								
軽油貯蔵タンク（地下式）	容量	kL	<ul style="list-style-type: none"> <li>容量（キロリットル）を設定した条件とそのときの必要容量を記載する。</li> <li>公称値の設定根拠についても記載する。</li> </ul>																																																								
	最高使用圧力	MPa	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高使用圧力を設定した条件を示し、そのときの圧力を示した上で、最高使用圧力の設定根拠を記載する。</li> </ul>																																																								
	最高使用温度	℃	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高使用温度を設定した条件を示し、そのとき温度を示した上で、最高使用温度の設定根拠を記載する。</li> </ul>																																																								
	個数	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置個数を記載する。</li> </ul>																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>作成方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>揚程又は吐出圧力</td> <td>m、MPa</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>新設設備について、揚程の内訳である、水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管圧損（ホース、弁圧損を含む）について記載する。</li> <li>既工認対象の既設設備については、設工認本文に記載している揚程にて技術基準規則に適合していることを使用前検査にて確認していることから、設計段階にて評価した揚程の内訳は記載しない。その場合、施設時と系統構成を含めて変わらないことを記載する。なお、新たに設工認対象となる既設設備については、新設設備と同様に揚程の内訳を記載する。</li> <li>公称値の設定根拠についても記載する。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	設備	項目	単位	作成方針		揚程又は吐出圧力	m、MPa	<ul style="list-style-type: none"> <li>新設設備について、揚程の内訳である、水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管圧損（ホース、弁圧損を含む）について記載する。</li> <li>既工認対象の既設設備については、設工認本文に記載している揚程にて技術基準規則に適合していることを使用前検査にて確認していることから、設計段階にて評価した揚程の内訳は記載しない。その場合、施設時と系統構成を含めて変わらないことを記載する。なお、新たに設工認対象となる既設設備については、新設設備と同様に揚程の内訳を記載する。</li> <li>公称値の設定根拠についても記載する。</li> </ul>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>作成方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>原動機出力</td> <td>kW/個</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>原動機出力の設定根拠を記載する。なお、新設設備及び、新たに設工認対象となる既設設備については、原則、ポンプの最大流量又は定格流量における必要軸動力の計算過程を示す。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	設備	項目	単位	作成方針		原動機出力	kW/個	<ul style="list-style-type: none"> <li>原動機出力の設定根拠を記載する。なお、新設設備及び、新たに設工認対象となる既設設備については、原則、ポンプの最大流量又は定格流量における必要軸動力の計算過程を示す。</li> </ul>																																								
設備	項目	単位	作成方針																																																								
	揚程又は吐出圧力	m、MPa	<ul style="list-style-type: none"> <li>新設設備について、揚程の内訳である、水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管圧損（ホース、弁圧損を含む）について記載する。</li> <li>既工認対象の既設設備については、設工認本文に記載している揚程にて技術基準規則に適合していることを使用前検査にて確認していることから、設計段階にて評価した揚程の内訳は記載しない。その場合、施設時と系統構成を含めて変わらないことを記載する。なお、新たに設工認対象となる既設設備については、新設設備と同様に揚程の内訳を記載する。</li> <li>公称値の設定根拠についても記載する。</li> </ul>																																																								
設備	項目	単位	作成方針																																																								
	原動機出力	kW/個	<ul style="list-style-type: none"> <li>原動機出力の設定根拠を記載する。なお、新設設備及び、新たに設工認対象となる既設設備については、原則、ポンプの最大流量又は定格流量における必要軸動力の計算過程を示す。</li> </ul>																																																								

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

〈比較検討〉

発電所 工認手続き ガイド	JNFL 設工認作成要領				当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	ポンプ	最高使用 圧力	MPa	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高使用圧力を設定した条件を示し、そのときの圧力を示した上で、最高使用圧力の設定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用圧力に準じる場合は、上流側の機器を基本とし、下流側の機器を呼込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、互いに呼込まないよう留意する。また、複数の系統 構成がある場合は、その旨を記載し、どの系統を根拠としているか記載する。</li> <li>設計基準対象施設の最高使用圧力と 重大事故等時の使用圧力が異なる場合は、それぞれ記載する。</li> </ul>		
最高使用 温度		℃	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高使用温度を設定した条件を示し、そのときの温度を示した上で、最高使用温度の設定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用温度 に準じる場合は、上流側の機器を基本とし、下流側の機器を呼込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、互いに呼込まないよう留意する。また、複数の系統 構成がある場合は、その旨を記載し、どの系統を根拠としているか記載する。</li> <li>設計基準対象施設の最高使用温度と 重大事故等時の使用温度が異なる場合は、それぞれ記載する。</li> </ul>			
個数		-	<ul style="list-style-type: none"> <li>常設設備については設置個数を、可搬型設備については保有数を記載する。</li> <li>設計基準対象施設と 重大事故等対処設備を兼用している設備については、それぞれの個数の根拠を記載する。</li> <li>原動機の個数について、ポンプと電動機が 一体の場合には、「○○ポンプ（電動機含む）は、…」と明記する。なお、ポンプと電動機が 一体でない場合は個別に個数を記載する。</li> </ul>			



発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

〈比較検討〉

発電所 工認手続き ガイド	JNFL 設工認作成要領				当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	設備	項目	単位	作成方針		
	容器	容量	m <sup>3</sup> /個	<ul style="list-style-type: none"> <li>容量を設定した根拠とその必要容量を記載する。</li> <li>複数の設備（系統）区分を有する場合は、その設定根拠を記載する。</li> <li>公称値の設定根拠についても記載する。</li> <li>新設について、複数の容量の合計にて容量が設定されている場合は、容量の内訳を記載する。</li> <li>既設設備について、設工認本文に記載している容量にて技術基準規則に適合していることを使用前検査にて確認していることから、設計段階にて評価した容量の内訳は記載しない。</li> <li>重大事故シーケンスにおいて、解析条件として使用されている設備については、主要なシーケンスを記載し、有効性評価解析にてその容量の有効性が確認されている旨を記載する。</li> </ul>		
		最高使用 圧力	MPa	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高使用圧力を設定した条件を示し、そのときの圧力を示した上で、最高使用圧力の設定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用圧力に準じる場合は、上流側の機器を基本とし、下流側の機器を呼込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、互いに呼込まないように留意する。また、複数の系統構成がある場合は、その旨を記載し、どの系統を根拠としているか記載する。</li> <li>設計基準対象施設の最高使用圧力と重大事故等時の使用圧力が異なる場合は、それぞれ記載する。</li> </ul>		
		最高使用 温度	℃	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高使用温度を設定した条件を示し、そのときの温度を示した上で、最高使用温度の設定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用温度に準じる場合は、上流側の機器を基本とし、下流側の機器を呼込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、互いに呼込まないように留意する。また、複数の系統構成がある場合は、その旨を記載し、どの系統を根拠としているか記載する。</li> <li>設計基準対象施設の最高使用温度と重大事故等時の使用温度が異なる場合は、それぞれ記載する。</li> </ul>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

〈比較検討〉

発電所 工認手続き ガイド	JNFL 設工認作成要領				当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	容器	個数	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>常設設備については設置個数を、可搬型設備については保有数を記載する。</li> <li>設計基準対象施設と重大事故等対処設備を兼用している設備については、それぞれの個数の根拠を記載する。</li> </ul>		
	設備 貯蔵槽	項目 容量  最高使用圧力  最高使用温度  個数	単位 m3/個  MPa  ℃  —	<p>作成方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>容量を設定した根拠とその必要容量を記載する。</li> <li>公称値の設定根拠についても記載する。</li> <li>最高使用圧力を設定した条件を示し、そのときの圧力を示した上で、最高使用圧力の設定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用圧力に準じる場合は、上流側の機器を基本とし、下流側の機器を呼込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、互いに呼込まないよう留意する。また、複数の系統構成がある場合は、その旨を記載し、どの系統を根拠としているか記載する。</li> <li>設計基準対象施設の最高使用圧力と重大事故等時の使用圧力が異なる場合は、それぞれ記載する。</li> <li>最高使用温度を設定した条件を示し、そのときの温度を示した上で、最高使用温度の設定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用温度に準じる場合は、上流側の機器を基本とし、下流側の機器を呼込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、互いに呼込まないよう留意する。また、複数の系統構成がある場合は、その旨を記載し、どの系統を根拠としているか記載する。</li> <li>設計基準事故対象施設の最高使用温度と重大事故等時の使用温度が異なる場合は、それぞれ記載する。</li> <li>常設設備については設置個数を、可搬型設備については保有数を記載する。</li> <li>設計基準対象施設と重大事故等対処設備を兼用している設備については、それぞれの個数の根拠を記載する。</li> </ul>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

〈比較検討〉

発電所 工認手続き ガイド	JNFL 設工認作成要領				当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	設備	項目	単位	作成方針		
	ろ過装置	容量	m <sup>3</sup> /個	<ul style="list-style-type: none"> <li>容量を設定した根拠とその必要容量を記載する。</li> <li>複数の容量の合計にて容量が設定されている場合は、容量の内訳を記載する。</li> <li>公称値の設定根拠についても記載する。</li> </ul>		
		最高使用 圧力	MPa	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高使用圧力を設定した条件を示し、そのときの圧力を示した上で、最高使用圧力の設定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用圧力に準じる場合は、上流側の機器を基本とし、下流側の機器を呼込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、互いに呼込まないよう留意する。また、複数の系統構成がある場合は、その旨を記載し、どの系統を根拠としているか記載する。</li> <li>設計基準対象施設の最高使用圧力と重大事故等時の使用圧力が異なる場合は、それぞれ記載する。</li> </ul>		
		最高使用 温度	℃	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高使用温度を設定した条件を示し、そのときの温度を示した上で、最高使用温度の設定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用温度に準じる場合は、上流側の機器を基本とし、下流側の機器を呼込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、互いに呼込まないよう留意する。また、複数の系統構成がある場合は、その旨を記載し、どの系統を根拠としているか記載する。</li> <li>設計基準事故対象施設の最高使用温度と重大事故等時の使用温度が異なる場合は、それぞれ記載する。</li> </ul>		
		個数	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>常設設備については設置個数を、可搬型設備については保有数を記載する。</li> <li>設計基準対象施設と重大事故等対処設備を兼用している設備については、それぞれの個数の根拠を記載する。</li> </ul>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

〈比較検討〉

発電所 工認手続き ガイド	JNFL 設工認作成要領				当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	設備 安全弁 逃がし弁	項目 吹出圧力	単位 MPa	作成方針 ・吹出圧力の設定根拠について記載する。なお、上・下流設備、配管の最高使用圧力に準じている場合はその旨を記載し、互いに呼込まないよう留意する。		
		個数	—	・常設設備については設置個数を、可搬型設備については保有数を記載する。 ・設計基準対象施設と重大事故等対処設備を兼用している設備については、それぞれの個数の根拠を記載する。		
	設備 主要弁	項目 最高使用圧力	単位 MPa	作成方針 ・最高使用圧力を設定した条件を示し、そのときの圧力を示した上で、最高使用圧力の設定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用圧力に準じる場合は、上流側の機器を基本とし、下流側の機器を呼込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、互いに呼込まないよう留意する。また、複数の系統構成がある場合は、その旨を記載し、どの系統を根拠としているか記載する。 ・設計基準事故対象施設の最高使用圧力と重大事故等時の使用圧力が異なる場合は、それぞれ記載する。		
		項目 最高使用温度	単位 ℃	作成方針 ・最高使用温度を設定した条件を示し、そのときの温度を示した上で、最高使用温度の設定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用温度に準じる場合は、上流側の機器を基本とし、下流側の機器を呼込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、互いに呼込まないよう留意する。また、複数の系統構成がある場合は、その旨を記載し、どの系統を根拠としているか記載する。 ・設計基準事故対象施設の最高使用温度と重大事故等時の使用温度が異なる場合は、それぞれ記載する。		
		個数	—	・常設設備については設置個数を、可搬型設備については保有数を記載する。 ・設計基準対象施設と重大事故等対処設備を兼用している設備については、それぞれの個数の根拠を記載する。		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

<比較検討>

発電所 工認手続き ガイド	JNFL 設工認作成要領				当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	設備	項目	単位	作成方針		
	主配管	最高使用 圧力	MPa	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高使用圧力を設定した条件を示し、そのときの圧力を示した上で、最高使用圧力の設定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用圧力に準じる場合は、上流側の機器を基本とし、下流側の機器を呼込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、互いに呼込まないよう留意する。また、複数の系統構成がある場合は、その旨を記載し、どの系統を根拠としているか記載する。</li> <li>設計基準対象施設の最高使用圧力と重大事故等時の使用圧力が異なる場合は、それぞれ記載する。</li> <li>複数の最高使用圧力を設定する配管のうち、それぞれの設定根拠に明確な差異がない場合は、前段で複数設定する根拠を記載する。</li> </ul>		
		最高使用 温度	℃	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高使用温度を設定した条件を示し、そのときの温度を示した上で、最高使用温度の設定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用温度に準じる場合は、上流側の機器を基本とし、下流側の機器を呼込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、互いに呼込まないよう留意する。また、複数の系統構成がある場合は、その旨を記載し、どの系統を根拠としているか記載する。</li> <li>設計基準事故対象施設の最高使用温度と重大事故等時の使用温度が異なる場合は、それぞれ記載する。</li> <li>複数の最高使用温度を設定する配管のうち、それぞれの設定根拠に明確な差異がない場合は、前段で複数設定する根拠を記載する。</li> </ul>		
		外径	mm	<ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故等対処設備として新たに設置した配管については、当該配管における流量を示し、その流量と配管外径及び標準流速における流量の関係の表から最小配管呼び径が選定され、当該配管の外径が最小配管呼び径以上であることを記載する。(原則として記載例⑩に倣い記載)</li> </ul>		



発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

〈比較検討〉

発電所 工認手続き ガイド	JNFL 設工認作成要領				当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	設備	項目	単位	作成方針		
	主配管	外径	mm	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重大事故等対処設備として新たに設置した配管については、当該配管における流量を示し、その流量と配管外径及び標準流速における流量の関係の表から最小配管呼び径が選定され、当該配管の外径が最小配管呼び径以上であることを記載する。(原則として記載例⑩に倣い記載)</li> <li>・ ホース類は、重大事故等時の可搬性、接続性等を考慮して選定していることを記載する。</li> <li>・ 差込み継手の内径は、標準流速を基に径を選定しないため、原則とし記載しない。</li> <li>・ 重大事故等対処設備として新たに設置した配管については、当該配管における流量を示し、その流量と配管外径及び標準流速における流量の関係の表から最小配管呼び径が選定され、当該配管の外径が最小配管呼び径以上であることを記載する。(原則として記載例⑩に倣い記載)</li> <li>・ 設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用する配管であって、設計基準対象施設として使用する場合と流量が変わらない又は設計基準対象施設と同様の使用方法である旨を記載し、標準流速表は省略する。なお、標準流速を超えて使用する場合には問題ない旨を記載する。(原則として記載例⑩に倣い記載)</li> <li>・ ホース類は、重大事故等時の可搬性、接続性等を考慮して選定していることを記載する。</li> <li>・ 差込み継手の内径は、標準流速を基に径を選定しないため、原則とし記載しない。</li> </ul>		
		個数	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可搬型設備の保有数を記載する。</li> </ul>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

〈比較検討〉

発電所 工認手続き ガイド	JNFL 設工認作成要領				当社施設 設工認作成要領 (案)	備考																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>作成方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">送(排) 風機</td> <td>容量</td> <td>m<sup>3</sup>/h/個</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>送(排)風機容量を決定した条件と そのときの必要容量を記載する。</li> <li>公称値の設定根拠についても記載する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>原動機出力</td> <td>kW/個</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>原動機出力の設定根拠を記載する。なお、新設設備及び新たに設工認対象となる既設設備については、原則、送(排)風機の最大風量又は定格風量における必要軸動力の計算過程を示す。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>常設設備については設置個数を、可搬型設備については保有数を記載する。</li> <li>設計基準対象施設と重大事故等対処設備を兼用している設備については、それぞれの個数の根拠を記載する。</li> <li>原動機の個数について、送(排)風機と電動機が一体の場合には、「○○送(排)風機(電動機含む)は、…」と明記する。なお、送(排)風機と電動機が一体でない場合は個別に個数を記載する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">フィルタ</td> <td>効率</td> <td>%</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>効率の設定根拠を記載する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>常設設備については設置個数を、可搬型設備については保有数を記載する。</li> <li>設計基準対象施設と重大事故等対処設備を兼用している設備については、それぞれの個数の根拠を記載する。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	設備	項目	単位	作成方針	送(排) 風機	容量	m <sup>3</sup> /h/個	<ul style="list-style-type: none"> <li>送(排)風機容量を決定した条件と そのときの必要容量を記載する。</li> <li>公称値の設定根拠についても記載する。</li> </ul>	原動機出力	kW/個	<ul style="list-style-type: none"> <li>原動機出力の設定根拠を記載する。なお、新設設備及び新たに設工認対象となる既設設備については、原則、送(排)風機の最大風量又は定格風量における必要軸動力の計算過程を示す。</li> </ul>	個数	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>常設設備については設置個数を、可搬型設備については保有数を記載する。</li> <li>設計基準対象施設と重大事故等対処設備を兼用している設備については、それぞれの個数の根拠を記載する。</li> <li>原動機の個数について、送(排)風機と電動機が一体の場合には、「○○送(排)風機(電動機含む)は、…」と明記する。なお、送(排)風機と電動機が一体でない場合は個別に個数を記載する。</li> </ul>	フィルタ	効率	%	<ul style="list-style-type: none"> <li>効率の設定根拠を記載する。</li> </ul>	個数	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>常設設備については設置個数を、可搬型設備については保有数を記載する。</li> <li>設計基準対象施設と重大事故等対処設備を兼用している設備については、それぞれの個数の根拠を記載する。</li> </ul>					
設備	項目	単位	作成方針																								
送(排) 風機	容量	m <sup>3</sup> /h/個	<ul style="list-style-type: none"> <li>送(排)風機容量を決定した条件と そのときの必要容量を記載する。</li> <li>公称値の設定根拠についても記載する。</li> </ul>																								
	原動機出力	kW/個	<ul style="list-style-type: none"> <li>原動機出力の設定根拠を記載する。なお、新設設備及び新たに設工認対象となる既設設備については、原則、送(排)風機の最大風量又は定格風量における必要軸動力の計算過程を示す。</li> </ul>																								
	個数	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>常設設備については設置個数を、可搬型設備については保有数を記載する。</li> <li>設計基準対象施設と重大事故等対処設備を兼用している設備については、それぞれの個数の根拠を記載する。</li> <li>原動機の個数について、送(排)風機と電動機が一体の場合には、「○○送(排)風機(電動機含む)は、…」と明記する。なお、送(排)風機と電動機が一体でない場合は個別に個数を記載する。</li> </ul>																								
フィルタ	効率	%	<ul style="list-style-type: none"> <li>効率の設定根拠を記載する。</li> </ul>																								
	個数	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>常設設備については設置個数を、可搬型設備については保有数を記載する。</li> <li>設計基準対象施設と重大事故等対処設備を兼用している設備については、それぞれの個数の根拠を記載する。</li> </ul>																								
	<p>(b) 重大事故等時に流路として使用する設備重大事故等時に設計基準対象の施設の一部を流路として使用する設備については、重大事故等時の流路として設定根拠説明書を作成する。作成にあたっては、重大事故等時に設計基準対象の施設としての機能を使用せず、流路としてのみ使用することから、設定根拠の説明としては、流路としての機能に係る項目(最高使用圧力、最高使用温度、個数)の設定根拠のみを記載する。なお、その他の項目については「—」とする。</p>																										

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	<p style="text-align: right;">別紙2</p> <p style="text-align: center;">当社事業変更許可との整合性に関する説明書の作成要領</p> <p>1. 概要 本資料は、設工認に添付書類として要求される「事業変更許可との整合性に関する説明書」(以下「説明書」という。)の作成にあたっての作成要領を示す。</p> <p>2. 基本方針 設工認が変更許可申請書の基本方針に従った詳細設計であることを、変更許可申請書との整合性により説明する。 変更許可申請書との整合性は、変更許可申請書「本文※1」と設工認のうち「基本設計方針」及び「仕様表」について説明するとともに、変更許可申請書「本文※2」に記載する解析条件についても整合性を説明する。</p> <p>また、変更許可申請書「添付書類※3」のうち「本文※1」に係る設備設計を記載している箇所については、変更許可申請書「本文※1」の関連情報として記載する。 (記載例⑥参照)</p> <p>本資料は、本設工認の申請範囲に対する許可との整合性を示す資料であるため、申請範囲外に関する設工認は記載しない。 ※1 再処理・廃棄物：(四号), 濃縮・加工 (三号) (以下同様) ※2 再処理：(八号), 加工：(六号), 廃棄物・濃縮 (対象なし) (以下同様) ※3 再処理：六, 廃棄物・濃縮・加工：五 (以下同様)</p> <p>3. 説明書の構成 (1) 説明書の構成は、以下のとおり。 ・表紙 ・目次 ・概要 ・基本方針 ・説明書の構成 ・事業変更許可との整合性</p> <p>(2) 「事業変更許可との整合性」内の文章構成は変更許可申請書「本文※1」に記載された順とする。 (記載例⑥参照)</p> <p>また、様式は比較表形式とし、左欄から変更許可申請書「本文※1」、変更許可申請書「添付書類※3」、「設工認」、「整合性」及び「備考」を記載する。 分割申請の場合において、当該項目が後次回申請で示す内容である場合は、目次上に「後次回」であることを示す。 (記載例⑥-1 参照)</p> <p>なお、変更許可申請書「本文※2」については、変更許可申請書「本文※1」内の該当箇所に挿入する。 (記載例③参照)</p>	<p style="text-align: right;">別紙2</p> <p style="text-align: center;">当社<b>事業許可</b>との整合性に関する説明書の作成要領</p> <p>1. 概要 本資料は、設工認に添付書類として要求される「<b>事業許可</b>との整合性に関する説明書」(以下「説明書」という。)の作成にあたっての作成要領を示す。</p> <p>2. 基本方針 設工認が<b>事業許可</b>申請書の基本方針に従った詳細設計であることを、変更許可申請書との整合性により説明する。 <b>事業許可</b>申請書との整合性は、<b>事業許可</b>申請書「本文」と設工認のうち「基本設計方針」及び「仕様表」について説明する。</p> <p>また、<b>事業許可</b>申請書「添付書類八」のうち「本文」に係る設備設計を記載している箇所については、<b>変更許可</b>申請書「本文」の関連情報として記載する。</p> <p>本資料は、本設工認の申請範囲に対する許可との整合性を示す資料であるため、申請範囲外に関する設工認は記載しない。</p> <p>3. 説明書の構成 (1) 説明書の構成は、以下のとおり。 ・表紙 ・目次 ・概要 ・基本方針 ・説明書の構成 ・事業変更許可との整合性</p> <p>(2) 「<b>事業許可</b>との整合性」内の文章構成は変更許可申請書「本文」に記載された順とする。</p> <p>また、様式は比較表形式とし、左欄から変更許可申請書「本文」、変更許可申請書「添付書類六」、「設工認」、「整合性」及び「備考」を記載する。 分割申請の場合において、当該項目が後次回申請で示す内容である場合は、目次上に「後次回」であることを示す。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>事業許可申請書に事故対応等の解析の記載はないので削除</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載例の参照を削除</p> <p>事業許可申請書に事故対応等の解析の記載はないので削除</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

〈比較検討〉

発電所 工認手続き ガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	<p>(3) 「設工認」に基本設計方針を記載する場合は、施設区分、番号及び表題を記載し、「基本設計方針」であることも記載する。 さらに、「基本設計方針」が共通項目の場合にはその旨も記載する。 (記載例⑩参照)</p> <p>また、仕様表を記載する場合は、施設区分を記載し、「仕様表」であることも記載する。 (記載例⑩参照)</p> <p>(4) 変更許可申請書と設工認との整合性確認については、変更許可申請書「本文※1」と同等の「設工認」の記載箇所を実線のアnderラインを引く。 (記載例⑩参照)</p> <p>また、記載が異なる箇所には破線のアnderラインを引き、「設工認」が変更許可申請書「本文※1」と整合していることを「整合性」欄に記載する。 (記載例⑩参照)</p> <p>整合性の結果については、変更許可申請書「本文」の各項目(イ、ロ、ハ、...)の冒頭に整合結果を総括して記載する。 変更許可申請書「本文※2」との整合性に関する補足説明は一重枠囲みにより記載する。 (記載例⑩a 参照)</p> <p>また、「本文※1」との整合性に関する補足説明は原則として「整合性」欄に記載するが、欄外に記載する場合は別途、二重枠囲みにより記載する。 (記載例⑩b 参照)</p> <p>なお、整合性を説明する記載の例は表1のとおり。</p> <p>(5) 設備の兼用について整合性を説明する場合、設工認の欄には兼用している設備の主登録先の仕様表等を記載し、変更許可申請書の兼用記載との整合性を示す。 (記載例⑩参照)</p> <p>(6) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「基本設計方針」又は変更許可申請書「添付書類※3」の段落の一部を抜粋する場合、「中略」と記載して抜粋であることを明示する。 (記載例⑩参照)</li> <li>説明書中のほかの箇所を指す場合は、変更許可申請書「本文」の項目をアドレスとして表示する。(例：変更許可申請書(本文)「二.(1)せん断処理設備」に示す。) (記載例⑩参照)</li> <li>整合性を説明するために、記載箇所を明示する必要がある場合又は同じ段落に複数の説明箇所がある場合には、該当箇所に番号を記載する。(例：ロ・①) (記載例⑩参照)</li> <li>変更許可申請書「添付書類※3」については、上記(4)において設工認にアnderラインを引いた箇所について、同等の記載箇所には実線、記載が異なる箇所には破線のアnderラインを引いて明示する。 (記載例⑩参照)</li> </ul>	<p>(3) 「設工認」に基本設計方針を記載する場合は、施設区分、番号及び表題を記載し、「基本設計方針」であることも記載する。 さらに、「基本設計方針」が共通項目の場合にはその旨も記載する。</p> <p>また、仕様表を記載する場合は、施設区分を記載し、「仕様表」であることも記載する。</p> <p>(4) 変更許可申請書と設工認との整合性確認については、変更許可申請書「本文」と同等の「設工認」の記載箇所を実線のアnderラインを引く。</p> <p>また、記載が異なる箇所には破線のアnderラインを引き、「設工認」が変更許可申請書「本文」と整合していることを「整合性」欄に記載する。</p> <p>整合性の結果については、変更許可申請書「本文」の各項目(イ、ロ、ハ、...)の冒頭に整合結果を総括して記載する。</p> <p>また、「本文」との整合性に関する補足説明は原則として「整合性」欄に記載するが、欄外に記載する場合は別途、二重枠囲みにより記載する。</p> <p>なお、整合性を説明する記載の例は表1のとおり。</p> <p>(5) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「基本設計方針」又は<b>事業許可申請書</b>「添付書類六」の段落の一部を抜粋する場合、「中略」と記載して抜粋であることを明示する。</li> <li>説明書中のほかの箇所を指す場合は、変更許可申請書「本文」の項目をアドレスとして表示する。(例：<b>事業許可申請書(本文)「二.使用済燃料の受入施設の構造及び設備。」</b>)</li> <li>整合性を説明するために、記載箇所を明示する必要がある場合又は同じ段落に複数の説明箇所がある場合には、該当箇所に番号を記載する。(例：ロ・①)</li> <li>変更許可申請書「添付書類六」については、上記(4)において設工認にアnderラインを引いた箇所について、同等の記載箇所には実線、記載が異なる箇所には破線のアnderラインを引いて明示する。</li> </ul>	<p>記載例の参照を削除</p> <p>記載例の参照を削除</p> <p>事業許可申請書に事故対応等の解析の記載はないので削除</p> <p>設備の兼用は無いので、削除</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載例の参照を削除</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考																																												
	<p style="text-align: center;">表1 整合性の記載パターン (例)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">ケース</th> <th style="width: 50%;">記載例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各項の整合性結果 (記載例◎参照)</td> <td>変更許可申請書 (本文) 第○号△項において、設工認の内容は、以下の通り整合している。</td> </tr> <tr> <td>設工認の記載が変更許可申請書 (本文) の記載と同義 (同一設備又は含む) 記載となっている場合 (記載例◎参照)</td> <td>設工認の「○○」は、(必要に応じて理由を記載) 変更許可申請書 (本文) の「△△」[の内容、の区分] と同義 [同一設備] であり [を含んでおり、記載しており] 整合している。</td> </tr> <tr> <td>変更許可申請書 (本文) の記載を 設工認では具体的に [詳細に] 記載している場合 (記載例◎参照)</td> <td>設工認の「○○」は、[必要に応じて理由を記載] 変更許可申請書 (本文) の「△△」を具体的に [詳細に] 記載しており整合している。</td> </tr> <tr> <td>同一機器 (○○) で設備 (系統) 区分が設工認 (設備名) と変更許可申請書 (本文) (設備名) で異なる場合 (記載例◎参照)</td> <td>「○○」は、変更許可申請書 (本文) における「設備名」を設工認の (主たる登録として) 「施設名」のうち「設備名」に整理しており整合している。</td> </tr> <tr> <td>変更許可申請書 (本文) との整合性を別の箇所で説明する場合 (記載例◎参照)</td> <td>変更許可申請書 (本文) 「□.□◇◇◇」に示す。</td> </tr> <tr> <td>今回の設工認の対象外の事項 (記載例◎)</td> <td>変更許可申請書 (本文) において許可を受けた「○○」は、本設工認の対象外である。</td> </tr> <tr> <td>変更許可申請書 (本文) で詳細設計を不要としている事項 (記載例◎参照)</td> <td>変更許可申請書 (本文) で設計上の考慮は不要としている。</td> </tr> <tr> <td>単位等が異なるため、記載する数値 (寸法、圧力等) が異なる場合</td> <td>(計算式、単位換算等にて整合性を示す。) 外径=内径+板厚×2 ○○MPa=△△kg/cm<sup>2</sup> G</td> </tr> <tr> <td>運用のため保安規定で対応する事項</td> <td>変更許可申請書 (本文) の「○○」は、保安規定にて対応する。</td> </tr> <tr> <td>分割申請であり、後次回申請で示す内容の場合 (記載例◎)</td> <td>後次回申請以降に整合性を示す。</td> </tr> </tbody> </table>	ケース	記載例	各項の整合性結果 (記載例◎参照)	変更許可申請書 (本文) 第○号△項において、設工認の内容は、以下の通り整合している。	設工認の記載が変更許可申請書 (本文) の記載と同義 (同一設備又は含む) 記載となっている場合 (記載例◎参照)	設工認の「○○」は、(必要に応じて理由を記載) 変更許可申請書 (本文) の「△△」[の内容、の区分] と同義 [同一設備] であり [を含んでおり、記載しており] 整合している。	変更許可申請書 (本文) の記載を 設工認では具体的に [詳細に] 記載している場合 (記載例◎参照)	設工認の「○○」は、[必要に応じて理由を記載] 変更許可申請書 (本文) の「△△」を具体的に [詳細に] 記載しており整合している。	同一機器 (○○) で設備 (系統) 区分が設工認 (設備名) と変更許可申請書 (本文) (設備名) で異なる場合 (記載例◎参照)	「○○」は、変更許可申請書 (本文) における「設備名」を設工認の (主たる登録として) 「施設名」のうち「設備名」に整理しており整合している。	変更許可申請書 (本文) との整合性を別の箇所で説明する場合 (記載例◎参照)	変更許可申請書 (本文) 「□.□◇◇◇」に示す。	今回の設工認の対象外の事項 (記載例◎)	変更許可申請書 (本文) において許可を受けた「○○」は、本設工認の対象外である。	変更許可申請書 (本文) で詳細設計を不要としている事項 (記載例◎参照)	変更許可申請書 (本文) で設計上の考慮は不要としている。	単位等が異なるため、記載する数値 (寸法、圧力等) が異なる場合	(計算式、単位換算等にて整合性を示す。) 外径=内径+板厚×2 ○○MPa=△△kg/cm <sup>2</sup> G	運用のため保安規定で対応する事項	変更許可申請書 (本文) の「○○」は、保安規定にて対応する。	分割申請であり、後次回申請で示す内容の場合 (記載例◎)	後次回申請以降に整合性を示す。	<p style="text-align: center;">表1 整合性の記載パターン (例)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">ケース</th> <th style="width: 50%;">記載例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各項の整合性結果</td> <td><b>事業</b>許可申請書 (本文) 第○号△項において、設工認の内容は、以下の通り整合している。</td> </tr> <tr> <td>設工認の記載が変更許可申請書 (本文) の記載と同義 (同一設備又は含む) 記載となっている場合</td> <td>設工認の「○○」は、(必要に応じて理由を記載) <b>事業</b>許可申請書 (本文) の「△△」[の内容、の区分] と同義 [同一設備] であり [を含んでおり、記載しており] 整合している。</td> </tr> <tr> <td>変更許可申請書 (本文) の記載を 設工認では具体的に [詳細に] 記載している場合</td> <td>設工認の「○○」は、[必要に応じて理由を記載] <b>事業</b>許可申請書 (本文) の「△△」を具体的に [詳細に] 記載しており整合している。</td> </tr> <tr> <td>同一機器 (○○) で設備 (系統) 区分が設工認 (設備名) と変更許可申請書 (本文) (設備名) で異なる場合</td> <td>「○○」は、<b>事業</b>許可申請書 (本文) における「設備名」を設工認の (主たる登録として) 「施設名」のうち「設備名」に整理しており整合している。</td> </tr> <tr> <td>変更許可申請書 (本文) との整合性を別の箇所で説明する場合</td> <td><b>事業</b>許可申請書 (本文) 「□.□◇◇◇」に示す。</td> </tr> <tr> <td>今回の設工認の対象外の事項</td> <td><b>事業</b>許可申請書 (本文) において許可を受けた「○○」は、本設工認の対象外である。</td> </tr> <tr> <td>変更許可申請書 (本文) で詳細設計を不要としている事項</td> <td><b>事業</b>許可申請書 (本文) で設計上の考慮は不要としている。</td> </tr> <tr> <td>単位等が異なるため、記載する数値 (寸法、圧力等) が異なる場合</td> <td>(計算式、単位換算等にて整合性を示す。) 外径=内径+板厚×2 ○○MPa=△△kg/cm<sup>2</sup> G</td> </tr> <tr> <td>運用のため保安規定で対応する事項</td> <td><b>事業</b>許可申請書 (本文) の「○○」は、保安規定にて対応する。</td> </tr> <tr> <td>分割申請であり、後次回申請で示す内容の場合</td> <td>後次回申請以降に整合性を示す。</td> </tr> </tbody> </table>	ケース	記載例	各項の整合性結果	<b>事業</b> 許可申請書 (本文) 第○号△項において、設工認の内容は、以下の通り整合している。	設工認の記載が変更許可申請書 (本文) の記載と同義 (同一設備又は含む) 記載となっている場合	設工認の「○○」は、(必要に応じて理由を記載) <b>事業</b> 許可申請書 (本文) の「△△」[の内容、の区分] と同義 [同一設備] であり [を含んでおり、記載しており] 整合している。	変更許可申請書 (本文) の記載を 設工認では具体的に [詳細に] 記載している場合	設工認の「○○」は、[必要に応じて理由を記載] <b>事業</b> 許可申請書 (本文) の「△△」を具体的に [詳細に] 記載しており整合している。	同一機器 (○○) で設備 (系統) 区分が設工認 (設備名) と変更許可申請書 (本文) (設備名) で異なる場合	「○○」は、 <b>事業</b> 許可申請書 (本文) における「設備名」を設工認の (主たる登録として) 「施設名」のうち「設備名」に整理しており整合している。	変更許可申請書 (本文) との整合性を別の箇所で説明する場合	<b>事業</b> 許可申請書 (本文) 「□.□◇◇◇」に示す。	今回の設工認の対象外の事項	<b>事業</b> 許可申請書 (本文) において許可を受けた「○○」は、本設工認の対象外である。	変更許可申請書 (本文) で詳細設計を不要としている事項	<b>事業</b> 許可申請書 (本文) で設計上の考慮は不要としている。	単位等が異なるため、記載する数値 (寸法、圧力等) が異なる場合	(計算式、単位換算等にて整合性を示す。) 外径=内径+板厚×2 ○○MPa=△△kg/cm <sup>2</sup> G	運用のため保安規定で対応する事項	<b>事業</b> 許可申請書 (本文) の「○○」は、保安規定にて対応する。	分割申請であり、後次回申請で示す内容の場合	後次回申請以降に整合性を示す。	<p>記載例の参照を削除</p>
ケース	記載例																																														
各項の整合性結果 (記載例◎参照)	変更許可申請書 (本文) 第○号△項において、設工認の内容は、以下の通り整合している。																																														
設工認の記載が変更許可申請書 (本文) の記載と同義 (同一設備又は含む) 記載となっている場合 (記載例◎参照)	設工認の「○○」は、(必要に応じて理由を記載) 変更許可申請書 (本文) の「△△」[の内容、の区分] と同義 [同一設備] であり [を含んでおり、記載しており] 整合している。																																														
変更許可申請書 (本文) の記載を 設工認では具体的に [詳細に] 記載している場合 (記載例◎参照)	設工認の「○○」は、[必要に応じて理由を記載] 変更許可申請書 (本文) の「△△」を具体的に [詳細に] 記載しており整合している。																																														
同一機器 (○○) で設備 (系統) 区分が設工認 (設備名) と変更許可申請書 (本文) (設備名) で異なる場合 (記載例◎参照)	「○○」は、変更許可申請書 (本文) における「設備名」を設工認の (主たる登録として) 「施設名」のうち「設備名」に整理しており整合している。																																														
変更許可申請書 (本文) との整合性を別の箇所で説明する場合 (記載例◎参照)	変更許可申請書 (本文) 「□.□◇◇◇」に示す。																																														
今回の設工認の対象外の事項 (記載例◎)	変更許可申請書 (本文) において許可を受けた「○○」は、本設工認の対象外である。																																														
変更許可申請書 (本文) で詳細設計を不要としている事項 (記載例◎参照)	変更許可申請書 (本文) で設計上の考慮は不要としている。																																														
単位等が異なるため、記載する数値 (寸法、圧力等) が異なる場合	(計算式、単位換算等にて整合性を示す。) 外径=内径+板厚×2 ○○MPa=△△kg/cm <sup>2</sup> G																																														
運用のため保安規定で対応する事項	変更許可申請書 (本文) の「○○」は、保安規定にて対応する。																																														
分割申請であり、後次回申請で示す内容の場合 (記載例◎)	後次回申請以降に整合性を示す。																																														
ケース	記載例																																														
各項の整合性結果	<b>事業</b> 許可申請書 (本文) 第○号△項において、設工認の内容は、以下の通り整合している。																																														
設工認の記載が変更許可申請書 (本文) の記載と同義 (同一設備又は含む) 記載となっている場合	設工認の「○○」は、(必要に応じて理由を記載) <b>事業</b> 許可申請書 (本文) の「△△」[の内容、の区分] と同義 [同一設備] であり [を含んでおり、記載しており] 整合している。																																														
変更許可申請書 (本文) の記載を 設工認では具体的に [詳細に] 記載している場合	設工認の「○○」は、[必要に応じて理由を記載] <b>事業</b> 許可申請書 (本文) の「△△」を具体的に [詳細に] 記載しており整合している。																																														
同一機器 (○○) で設備 (系統) 区分が設工認 (設備名) と変更許可申請書 (本文) (設備名) で異なる場合	「○○」は、 <b>事業</b> 許可申請書 (本文) における「設備名」を設工認の (主たる登録として) 「施設名」のうち「設備名」に整理しており整合している。																																														
変更許可申請書 (本文) との整合性を別の箇所で説明する場合	<b>事業</b> 許可申請書 (本文) 「□.□◇◇◇」に示す。																																														
今回の設工認の対象外の事項	<b>事業</b> 許可申請書 (本文) において許可を受けた「○○」は、本設工認の対象外である。																																														
変更許可申請書 (本文) で詳細設計を不要としている事項	<b>事業</b> 許可申請書 (本文) で設計上の考慮は不要としている。																																														
単位等が異なるため、記載する数値 (寸法、圧力等) が異なる場合	(計算式、単位換算等にて整合性を示す。) 外径=内径+板厚×2 ○○MPa=△△kg/cm <sup>2</sup> G																																														
運用のため保安規定で対応する事項	<b>事業</b> 許可申請書 (本文) の「○○」は、保安規定にて対応する。																																														
分割申請であり、後次回申請で示す内容の場合	後次回申請以降に整合性を示す。																																														



発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考																																																																																																																						
	<p>再処理事業変更許可との整合性に関する説明書 (例)</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">頁</td> </tr> <tr> <td>1. 概要</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>2. 基本方針</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>3. 説明書の構成</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>4. 再処理事業変更許可との整合性</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>        A. 再処理施設の位置、構造及び設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>            イ. 再処理管理施設の位置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>                (1) 敷地の面積及び形状</td> <td style="text-align: right;">イ-〇</td> </tr> <tr> <td>                (2) 敷地内における主要な廃棄物管理施設の位置</td> <td style="text-align: right;">イ-〇</td> </tr> <tr> <td>            ロ. 再処理施設の一般構造</td> <td></td> </tr> <tr> <td>                (1) 核燃料物質の臨界防止に関する構造</td> <td style="text-align: right;">ロ-〇</td> </tr> <tr> <td>                (2) 放射線の遮蔽に関する構造</td> <td style="text-align: right;">ロ-〇</td> </tr> <tr> <td>                (3) 使用済燃料等の閉じ込めに関する構造</td> <td style="text-align: right;">ロ-〇</td> </tr> <tr> <td>                (4) 火災及び爆発の防止に関する構</td> <td style="text-align: right;">ロ-〇</td> </tr> <tr> <td>                (5) 耐震構造</td> <td style="text-align: right;">ロ-〇</td> </tr> <tr> <td>                (6) 耐津波構造</td> <td style="text-align: right;">ロ-〇</td> </tr> <tr> <td>                (7) その他の主要な構造</td> <td style="text-align: right;">ロ-〇</td> </tr> </table> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>記載例② 変更許可申請書の本文四号の順番に記載する。</p> </div>		頁	1. 概要	1	2. 基本方針	1	3. 説明書の構成	1	4. 再処理事業変更許可との整合性		四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法		A. 再処理施設の位置、構造及び設備		イ. 再処理管理施設の位置		(1) 敷地の面積及び形状	イ-〇	(2) 敷地内における主要な廃棄物管理施設の位置	イ-〇	ロ. 再処理施設の一般構造		(1) 核燃料物質の臨界防止に関する構造	ロ-〇	(2) 放射線の遮蔽に関する構造	ロ-〇	(3) 使用済燃料等の閉じ込めに関する構造	ロ-〇	(4) 火災及び爆発の防止に関する構	ロ-〇	(5) 耐震構造	ロ-〇	(6) 耐津波構造	ロ-〇	(7) その他の主要な構造	ロ-〇	<p>使用済燃料貯蔵施設の事業許可との整合性に関する説明書 (例)</p> <p>目次</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">頁</td> </tr> <tr> <td>1. 概要</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>2. 基本方針</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>3. 説明書の構成</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>4. 使用済燃料貯蔵施設の事業変更許可との整合性</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    四、使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備並びに貯蔵の方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>        1. 使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備</td> <td style="text-align: right;">イ-〇</td> </tr> <tr> <td>            イ. 使用済燃料貯蔵施設の位置</td> <td style="text-align: right;">イ-〇</td> </tr> <tr> <td>                (1) 敷地の面積及び形状</td> <td style="text-align: right;">イ-〇</td> </tr> <tr> <td>                (2) 敷地内における主要な使用済燃料貯蔵施設の位置</td> <td style="text-align: right;">イ-〇</td> </tr> <tr> <td>            ロ. 使用済燃料貯蔵施設の一般構造</td> <td style="text-align: right;">ロ-〇</td> </tr> <tr> <td>                (1) 使用済燃料の臨界防止に関する構造</td> <td style="text-align: right;">ロ-〇</td> </tr> <tr> <td>                (2) 放射線の遮蔽に関する構造</td> <td style="text-align: right;">ロ-〇</td> </tr> <tr> <td>                (3) 使用済燃料等の閉じ込めに関する構造</td> <td style="text-align: right;">ロ-〇</td> </tr> <tr> <td>                (4) 使用済燃料等の除熱に関する構造</td> <td style="text-align: right;">ロ-〇</td> </tr> <tr> <td>                (5) 火災及び爆発の防止に関する構造</td> <td style="text-align: right;">ロ-〇</td> </tr> <tr> <td>                (6) 耐震構造</td> <td style="text-align: right;">ロ-〇</td> </tr> <tr> <td>                (7) 耐津波構造</td> <td style="text-align: right;">ロ-〇</td> </tr> <tr> <td>                (8) その他の主要な構造</td> <td style="text-align: right;">ロ-〇</td> </tr> <tr> <td>        ハ. 使用済燃料貯蔵設備本体の構造及び設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>            (1) 構造</td> <td style="text-align: right;">ハ-〇</td> </tr> <tr> <td>            (2) 主要な設備及び機器の種類</td> <td style="text-align: right;">ハ-〇</td> </tr> <tr> <td>            (3) 貯蔵する使用済燃料の種類及びその種類ごとの最大貯蔵能力</td> <td style="text-align: right;">ハ-〇</td> </tr> <tr> <td>        ニ. 使用済燃料の受入施設の構造及び設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>            (1) 構造</td> <td style="text-align: right;">ニ-〇</td> </tr> <tr> <td>            (2) 主要な設備及び機器の種類</td> <td style="text-align: right;">ニ-〇</td> </tr> <tr> <td>            (3) 最大受入能力</td> <td style="text-align: right;">ニ-〇</td> </tr> <tr> <td>        ホ. 計測制御系統施設の設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>            (1) 主要な計装設備の種類</td> <td style="text-align: right;">ホ-〇</td> </tr> <tr> <td>            (2) その他の主要な事項</td> <td style="text-align: right;">ホ-〇</td> </tr> <tr> <td>        ヘ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>            (1) 気体廃棄物の廃棄施設</td> <td style="text-align: right;">ヘ-〇</td> </tr> <tr> <td>            (2) 液体廃棄物の廃棄施設</td> <td style="text-align: right;">ヘ-〇</td> </tr> <tr> <td>            (3) 固体廃棄物の廃棄施設</td> <td style="text-align: right;">ヘ-〇</td> </tr> <tr> <td>        ト. 放射線管理施設の設備</td> <td style="text-align: right;">ヘ-〇</td> </tr> <tr> <td>            (1) 屋内管理用の主要な設備の種類</td> <td style="text-align: right;">ヘ-〇</td> </tr> <tr> <td>            (2) 屋外管理用の主要な設備の種類</td> <td style="text-align: right;">ヘ-〇</td> </tr> <tr> <td>        チ. その他使用済燃料貯蔵設備の附属施設の構造及び設備のうち、             主要な事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>            (1) 使用済燃料貯蔵建屋</td> <td style="text-align: right;">チ-〇</td> </tr> <tr> <td>            (2) 電気設備</td> <td style="text-align: right;">チ-〇</td> </tr> <tr> <td>            (3) 通信連絡設備</td> <td style="text-align: right;">チ-〇</td> </tr> </table>		頁	1. 概要	1	2. 基本方針	1	3. 説明書の構成	1	4. 使用済燃料貯蔵施設の事業変更許可との整合性		四、使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備並びに貯蔵の方法		1. 使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備	イ-〇	イ. 使用済燃料貯蔵施設の位置	イ-〇	(1) 敷地の面積及び形状	イ-〇	(2) 敷地内における主要な使用済燃料貯蔵施設の位置	イ-〇	ロ. 使用済燃料貯蔵施設の一般構造	ロ-〇	(1) 使用済燃料の臨界防止に関する構造	ロ-〇	(2) 放射線の遮蔽に関する構造	ロ-〇	(3) 使用済燃料等の閉じ込めに関する構造	ロ-〇	(4) 使用済燃料等の除熱に関する構造	ロ-〇	(5) 火災及び爆発の防止に関する構造	ロ-〇	(6) 耐震構造	ロ-〇	(7) 耐津波構造	ロ-〇	(8) その他の主要な構造	ロ-〇	ハ. 使用済燃料貯蔵設備本体の構造及び設備		(1) 構造	ハ-〇	(2) 主要な設備及び機器の種類	ハ-〇	(3) 貯蔵する使用済燃料の種類及びその種類ごとの最大貯蔵能力	ハ-〇	ニ. 使用済燃料の受入施設の構造及び設備		(1) 構造	ニ-〇	(2) 主要な設備及び機器の種類	ニ-〇	(3) 最大受入能力	ニ-〇	ホ. 計測制御系統施設の設備		(1) 主要な計装設備の種類	ホ-〇	(2) その他の主要な事項	ホ-〇	ヘ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備		(1) 気体廃棄物の廃棄施設	ヘ-〇	(2) 液体廃棄物の廃棄施設	ヘ-〇	(3) 固体廃棄物の廃棄施設	ヘ-〇	ト. 放射線管理施設の設備	ヘ-〇	(1) 屋内管理用の主要な設備の種類	ヘ-〇	(2) 屋外管理用の主要な設備の種類	ヘ-〇	チ. その他使用済燃料貯蔵設備の附属施設の構造及び設備のうち、 主要な事項		(1) 使用済燃料貯蔵建屋	チ-〇	(2) 電気設備	チ-〇	(3) 通信連絡設備	チ-〇	
	頁																																																																																																																								
1. 概要	1																																																																																																																								
2. 基本方針	1																																																																																																																								
3. 説明書の構成	1																																																																																																																								
4. 再処理事業変更許可との整合性																																																																																																																									
四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法																																																																																																																									
A. 再処理施設の位置、構造及び設備																																																																																																																									
イ. 再処理管理施設の位置																																																																																																																									
(1) 敷地の面積及び形状	イ-〇																																																																																																																								
(2) 敷地内における主要な廃棄物管理施設の位置	イ-〇																																																																																																																								
ロ. 再処理施設の一般構造																																																																																																																									
(1) 核燃料物質の臨界防止に関する構造	ロ-〇																																																																																																																								
(2) 放射線の遮蔽に関する構造	ロ-〇																																																																																																																								
(3) 使用済燃料等の閉じ込めに関する構造	ロ-〇																																																																																																																								
(4) 火災及び爆発の防止に関する構	ロ-〇																																																																																																																								
(5) 耐震構造	ロ-〇																																																																																																																								
(6) 耐津波構造	ロ-〇																																																																																																																								
(7) その他の主要な構造	ロ-〇																																																																																																																								
	頁																																																																																																																								
1. 概要	1																																																																																																																								
2. 基本方針	1																																																																																																																								
3. 説明書の構成	1																																																																																																																								
4. 使用済燃料貯蔵施設の事業変更許可との整合性																																																																																																																									
四、使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備並びに貯蔵の方法																																																																																																																									
1. 使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備	イ-〇																																																																																																																								
イ. 使用済燃料貯蔵施設の位置	イ-〇																																																																																																																								
(1) 敷地の面積及び形状	イ-〇																																																																																																																								
(2) 敷地内における主要な使用済燃料貯蔵施設の位置	イ-〇																																																																																																																								
ロ. 使用済燃料貯蔵施設の一般構造	ロ-〇																																																																																																																								
(1) 使用済燃料の臨界防止に関する構造	ロ-〇																																																																																																																								
(2) 放射線の遮蔽に関する構造	ロ-〇																																																																																																																								
(3) 使用済燃料等の閉じ込めに関する構造	ロ-〇																																																																																																																								
(4) 使用済燃料等の除熱に関する構造	ロ-〇																																																																																																																								
(5) 火災及び爆発の防止に関する構造	ロ-〇																																																																																																																								
(6) 耐震構造	ロ-〇																																																																																																																								
(7) 耐津波構造	ロ-〇																																																																																																																								
(8) その他の主要な構造	ロ-〇																																																																																																																								
ハ. 使用済燃料貯蔵設備本体の構造及び設備																																																																																																																									
(1) 構造	ハ-〇																																																																																																																								
(2) 主要な設備及び機器の種類	ハ-〇																																																																																																																								
(3) 貯蔵する使用済燃料の種類及びその種類ごとの最大貯蔵能力	ハ-〇																																																																																																																								
ニ. 使用済燃料の受入施設の構造及び設備																																																																																																																									
(1) 構造	ニ-〇																																																																																																																								
(2) 主要な設備及び機器の種類	ニ-〇																																																																																																																								
(3) 最大受入能力	ニ-〇																																																																																																																								
ホ. 計測制御系統施設の設備																																																																																																																									
(1) 主要な計装設備の種類	ホ-〇																																																																																																																								
(2) その他の主要な事項	ホ-〇																																																																																																																								
ヘ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備																																																																																																																									
(1) 気体廃棄物の廃棄施設	ヘ-〇																																																																																																																								
(2) 液体廃棄物の廃棄施設	ヘ-〇																																																																																																																								
(3) 固体廃棄物の廃棄施設	ヘ-〇																																																																																																																								
ト. 放射線管理施設の設備	ヘ-〇																																																																																																																								
(1) 屋内管理用の主要な設備の種類	ヘ-〇																																																																																																																								
(2) 屋外管理用の主要な設備の種類	ヘ-〇																																																																																																																								
チ. その他使用済燃料貯蔵設備の附属施設の構造及び設備のうち、 主要な事項																																																																																																																									
(1) 使用済燃料貯蔵建屋	チ-〇																																																																																																																								
(2) 電気設備	チ-〇																																																																																																																								
(3) 通信連絡設備	チ-〇																																																																																																																								



発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	<p>ハ、 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設の構造及び設備 . . . . .ハ-〇</p> <p>(1) 構造 . . . . .ハ-〇</p> <p>(2) 主要な設備及び機器の種類 . . . . .ハ-〇</p> <p>(3) 受け入れ、又は貯蔵する使用済燃料の種類並びにその種類ごとの最大受入能力及び最大貯蔵能力 . . . . .ハ-〇</p> <p>(4) 主要な核的制限値 . . . . .ハ-〇</p> <p>ニ、 再処理設備本体の構造及び設備 . . . . .ニ-〇</p> <p>(1) せん断処理施設 . . . . .ニ-〇</p> <p>(2) 溶解施設 . . . . .ニ-〇</p> <p>(3) 分離施設 . . . . .ニ-〇</p> <p>(4) 精製施設 . . . . .ニ-〇</p> <p>(5) 脱硝施設 . . . . .ニ-〇</p> <p>(6) 酸及び溶媒の回収施設 . . . . .ニ-〇</p> <p>ホ、 製品貯蔵施設の構造及び設備 . . . . .ホ-〇</p> <p>(1) 構造 . . . . .ホ-〇</p> <p>(2) 主要な設備及び機器の種類 . . . . .ホ-〇</p> <p>(3) 貯蔵する製品の種類及びその種類ごとの最大貯蔵能力 . . . . .ホ-〇</p> <p>(4) 主要な核的制限値 . . . . .ホ-〇</p> <p>ヘ、 計測制御系統施設の設備 . . . . . (後次回)</p> <p><del>(1) 核計装設備の種類 . . . . .ヘ-〇</del></p> <p><del>(2) 主要な安全保護回路の種類 . . . . .ヘ-〇</del></p> <p><del>(3) 主要な工程計装設備の種類 . . . . .ヘ-〇</del></p> <p><del>(4) その他の主要な事項 . . . . .ヘ-〇</del></p> <p>ト、 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 . . . . .ト-〇</p> <p>(1) 気体廃棄物の廃棄施設 . . . . .ト-〇</p> <p>(2) 液体廃棄物の廃棄施設 . . . . .ト-〇</p> <p>(3) 固体廃棄物の廃棄施設 . . . . .ト-〇</p> <p>チ、 放射線管理施設の設備 . . . . .チ-〇</p> <p>(1) 屋内管理用の主要な設備の種類 . . . . .チ-〇</p> <p>(2) 屋外管理用の主要な設備の種類 . . . . .チ-〇</p> <p>リ、 その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 . . . . .リ-〇</p> <p>(1) 動力装置及び非常用動力装置の構造及び設備 . . . . .リ-〇</p> <p>(2) 給水施設及び蒸気供給施設の構造及び設備 . . . . .リ-〇</p> <p>(3) 主要な試験施設の構造及び設備 . . . . .リ-〇</p> <p>(4) その他の主要な事項 . . . . .リ-〇</p> <div data-bbox="498 1480 718 1774" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【記載例2-1】 「ヘ、 計測制御系統施設の設備」が後次回申請の範囲である場合は、ページ番号の部分に「(後次回)」と示す。この場合、(1)～(4)は目次上削除する。 仮に(3)のみが後次回申請の範囲である場合は、(3)のページに「(後次回)」と示す。</p> </div>	<p>(4) 消防用設備 . . . . .チ-〇</p> <p>(5) 人の不法な侵入等防止設備 . . . . .チ-〇</p>	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

<比較検討>

発電所 工認手続き ガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	<p>1. 概要 本資料は、「核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「法」という。)第51条の5第1項の許可を受けたところによる設工認であることが、法第51条の7第3項1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを説明するものである。</p> <p>2. 基本方針 設計及び工事の計画が再処理事業変更許可申請書(以下「変更許可申請書」という。)の基本方針に従った詳細設計であることを、変更許可申請書との整合性により示す。 変更許可申請書との整合性は、変更許可申請書「本文(四号)」と設工認のうち「基本設計方針」及び「機器等の仕様に関する記載事項」(以下「仕様表」という。)について示すとともに、変更許可申請書「本文(八号)」に記載する解析条件についても整合性を示す。 また、変更許可申請書「添付書類六」のうち「本文(四号)」に係る詳細設計を記載している箇所については、変更許可申請書「本文(四号)」の関連情報として記載する。 なお、設置変更許可申請書の基本方針に記載がなく、設工認において詳細設計を行う場合は、設置変更許可申請書に抵触するものではないため、本資料には記載しない。</p> <p>3. 説明書の構成 (1) 説明書の構成は比較表形式とし、左欄から「変更許可申請書(本文)」、「設置変更許可申請書(添付書類六)」、「設工認」、「整合性」及び「備考」を記載する。 (2) 説明書の記載順は、変更許可申請書「本文(四号)」に記載する順とする。なお、「本文(八号)」については、「本文(四号)」内の該当箇所に挿入する。 (3) 変更許可申請書と設工認の記載が同等の箇所には、実線のアンダーラインで明示する。記載等が異なる場合には破線のアンダーラインを引くとともに、設工認が変更許可申請書と整合していることを明示する。 (4) 変更許可申請書「本文(八号)」との整合性に関する補足説明は一重枠囲みにより記載する。変更許可申請書「本文(四号)」との整合性に関する補足説明は原則として「整合性欄」欄に記載するが、欄内に記載しきれないものについては別途、二重枠囲みにより記載する。 (5) 設置変更許可申請書「添付書類六」については、上記(3)において工事の計画にアンダーラインを引いた箇所について、同等の記載箇所には実線、記載が異なる箇所には破線のアンダーラインを引いて明示する。</p>	<p>1. 概要 本資料は、「核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「法」という。)第43条の7第1項の許可を受けたところによる設工認であることが、法第43条の8第3項1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを説明するものである。</p> <p>2. 基本方針 設計及び工事の計画が再処理事業許可申請書(以下「事業許可申請書」という。)の基本方針に従った詳細設計であることを、事業許可申請書との整合性により示す。 変更許可申請書との整合性は、事業許可申請書「本文(四号)」と設工認のうち「基本設計方針」及び「機器等の仕様に関する記載事項」(以下「仕様表」という。)について示す。  また、事業許可申請書「添付書類六」のうち「本文」に係る詳細設計を記載している箇所については、事業許可申請書「本文」の関連情報として記載する。  なお、事業許可申請書の基本方針に記載がなく、設工認において詳細設計を行う場合は、事業許可申請書に抵触するものではないため、本資料には記載しない。</p> <p>3. 説明書の構成 (1) 説明書の構成は比較表形式とし、左欄から「事業許可申請書(本文)」、「設置事業許可申請書(添付書類六)」、「設工認」、「整合性」及び「備考」を記載する。 (2) 説明書の記載順は、事業許可申請書「本文」に記載する順とする。 (3) 事業許可申請書と設工認の記載が同等の箇所には、実線のアンダーラインで明示する。記載等が異なる場合には破線のアンダーラインを引くとともに、設工認が事業許可申請書と整合していることを明示する。 (4) 事業許可申請書「本文」との整合性に関する補足説明は原則として「整合性欄」欄に記載するが、欄内に記載しきれないものについては別途、二重枠囲みにより記載する (5) 設置変更許可申請書「添付書類六」については、上記(3)において工事の計画にアンダーラインを引いた箇所について、同等の記載箇所には実線、記載が異なる箇所には破線のアンダーラインを引いて明示する。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>事業許可申請書に事故対応等の解析の記載はないので削除</p> <p>記載の適正化</p> <p>事業許可申請書に事故対応等の解析の記載はないので削除</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

<比較検討>

<p>発電所 工認手続きガイド</p>	<p>JNFL 設工認作成要領</p> <p>発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付書類の作成要領 別紙2】</p> <p>&lt;比較検討&gt;</p> <p>発電炉</p> <p>事業変更許可申請書 (本文)</p> <p>事業変更許可申請書 (添付書類) 該当事項</p> <p>設工認申請書 該当事項</p> <p>整合性</p> <p>備考</p> <p>当社施設</p> <p>事業変更許可申請書 (本文)</p> <p>事業変更許可申請書 (添付書類) 該当事項</p> <p>設工認申請書 該当事項</p> <p>整合性</p> <p>備考</p>	<p>当社施設 設工認作成要領 (案)</p> <p>記載例は作成中</p>	<p>備考</p>
---------------------	---	--	-----------



発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考										
	<p>発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付書類の作成要領 別紙2】 &lt;比較検討&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">発電炉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">設工認申請書 (本文)</th> <th style="width: 25%;">設工認申請書 (添付書類) 該当事項</th> <th style="width: 25%;">工事の計画 設工認事項</th> <th style="width: 25%;">設工認</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>【設工認申請】 設工認申請書に添付する書類を記載する。 ※設工認申請書に添付する書類は、設工認申請書の添付書類欄に記載する。 ※設工認申請書に添付する書類は、設工認申請書の添付書類欄に記載する。 ※設工認申請書に添付する書類は、設工認申請書の添付書類欄に記載する。</p> </td> <td> <p>【設工認申請】 設工認申請書に添付する書類を記載する。 ※設工認申請書に添付する書類は、設工認申請書の添付書類欄に記載する。 ※設工認申請書に添付する書類は、設工認申請書の添付書類欄に記載する。 ※設工認申請書に添付する書類は、設工認申請書の添付書類欄に記載する。</p> </td> <td> <p>【設工認申請】 設工認申請書に添付する書類を記載する。 ※設工認申請書に添付する書類は、設工認申請書の添付書類欄に記載する。 ※設工認申請書に添付する書類は、設工認申請書の添付書類欄に記載する。 ※設工認申請書に添付する書類は、設工認申請書の添付書類欄に記載する。</p> </td> <td> <p>【設工認申請】 設工認申請書に添付する書類を記載する。 ※設工認申請書に添付する書類は、設工認申請書の添付書類欄に記載する。 ※設工認申請書に添付する書類は、設工認申請書の添付書類欄に記載する。 ※設工認申請書に添付する書類は、設工認申請書の添付書類欄に記載する。</p> </td> </tr> </tbody> </table> </div>	設工認申請書 (本文)	設工認申請書 (添付書類) 該当事項	工事の計画 設工認事項	設工認	<p>【設工認申請】 設工認申請書に添付する書類を記載する。 ※設工認申請書に添付する書類は、設工認申請書の添付書類欄に記載する。 ※設工認申請書に添付する書類は、設工認申請書の添付書類欄に記載する。 ※設工認申請書に添付する書類は、設工認申請書の添付書類欄に記載する。</p>	<p>【設工認申請】 設工認申請書に添付する書類を記載する。 ※設工認申請書に添付する書類は、設工認申請書の添付書類欄に記載する。 ※設工認申請書に添付する書類は、設工認申請書の添付書類欄に記載する。 ※設工認申請書に添付する書類は、設工認申請書の添付書類欄に記載する。</p>	<p>【設工認申請】 設工認申請書に添付する書類を記載する。 ※設工認申請書に添付する書類は、設工認申請書の添付書類欄に記載する。 ※設工認申請書に添付する書類は、設工認申請書の添付書類欄に記載する。 ※設工認申請書に添付する書類は、設工認申請書の添付書類欄に記載する。</p>	<p>【設工認申請】 設工認申請書に添付する書類を記載する。 ※設工認申請書に添付する書類は、設工認申請書の添付書類欄に記載する。 ※設工認申請書に添付する書類は、設工認申請書の添付書類欄に記載する。 ※設工認申請書に添付する書類は、設工認申請書の添付書類欄に記載する。</p>	<p>記載例は作成中</p>			
設工認申請書 (本文)	設工認申請書 (添付書類) 該当事項	工事の計画 設工認事項	設工認										
<p>【設工認申請】 設工認申請書に添付する書類を記載する。 ※設工認申請書に添付する書類は、設工認申請書の添付書類欄に記載する。 ※設工認申請書に添付する書類は、設工認申請書の添付書類欄に記載する。 ※設工認申請書に添付する書類は、設工認申請書の添付書類欄に記載する。</p>	<p>【設工認申請】 設工認申請書に添付する書類を記載する。 ※設工認申請書に添付する書類は、設工認申請書の添付書類欄に記載する。 ※設工認申請書に添付する書類は、設工認申請書の添付書類欄に記載する。 ※設工認申請書に添付する書類は、設工認申請書の添付書類欄に記載する。</p>	<p>【設工認申請】 設工認申請書に添付する書類を記載する。 ※設工認申請書に添付する書類は、設工認申請書の添付書類欄に記載する。 ※設工認申請書に添付する書類は、設工認申請書の添付書類欄に記載する。 ※設工認申請書に添付する書類は、設工認申請書の添付書類欄に記載する。</p>	<p>【設工認申請】 設工認申請書に添付する書類を記載する。 ※設工認申請書に添付する書類は、設工認申請書の添付書類欄に記載する。 ※設工認申請書に添付する書類は、設工認申請書の添付書類欄に記載する。 ※設工認申請書に添付する書類は、設工認申請書の添付書類欄に記載する。</p>										
	<p style="text-align: center;">当社施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">事業変更許可申請書 (本文)</th> <th style="width: 25%;">事業変更許可申請書 (添付書類) 該当事項</th> <th style="width: 25%;">設工認申請書 該当事項</th> <th style="width: 25%;">整合性</th> <th style="width: 25%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>・新化操作時に①大気圧以上の圧力となる中間製品容器は②配管配管性を有する貯蔵罐に収納するとともに、中間製品容器を接続する③高圧配管部は当該配管を覆うカバー(以下「配管カバー」という。)を設置する設計とする。</p> </td> <td> <p>また、標準には標準の開口部を設けないようにするとともに、配管等の開口部は、鉄板を設置する等の処置をして放射線を遮蔽する設計とする。 本施設は、従事者の作業環境上、特別な遮蔽を必要としないが、以下の管理区域における作業管理及び作業管理により、従事者への放射線影響を可能な限り低減する設計とする。</p> </td> <td> <p>(1) 本施設は、通常時において直達線及びスカイシャイン線による本施設周辺の線量が十分に低減できるようにするため、取り扱う放射性物質の量を考慮し、放射線の低減効果のある標準設備及び機器に放射性物質等を収納する設計とする。また、標準には標準の開口部を設けないようにするとともに、配管等の開口部は、鉄板を設置する等の処置をして放射線を遮蔽する設計とする。 また、標準には標準の開口部を設けないようにするとともに、配管等の開口部は、鉄板を設置する等の処置をして放射線を遮蔽する設計とする。</p> <p>o. その他の放射線防護設備 ④従事者及び一時的入居者の放射線防護のため、放射線防護具等を備える。 ● &lt;中略&gt;</p> </td> <td> <p>設計及び設工認の①は、変更許可申請書(本文)の①の具体的な記載であり整合している。</p> </td> <td> <p>記載例② 設工認が変更許可申請書の記載を具体的に記載している場合</p> </td> </tr> </tbody> </table>	事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類) 該当事項	設工認申請書 該当事項	整合性	備考	<p>・新化操作時に①大気圧以上の圧力となる中間製品容器は②配管配管性を有する貯蔵罐に収納するとともに、中間製品容器を接続する③高圧配管部は当該配管を覆うカバー(以下「配管カバー」という。)を設置する設計とする。</p>	<p>また、標準には標準の開口部を設けないようにするとともに、配管等の開口部は、鉄板を設置する等の処置をして放射線を遮蔽する設計とする。 本施設は、従事者の作業環境上、特別な遮蔽を必要としないが、以下の管理区域における作業管理及び作業管理により、従事者への放射線影響を可能な限り低減する設計とする。</p>	<p>(1) 本施設は、通常時において直達線及びスカイシャイン線による本施設周辺の線量が十分に低減できるようにするため、取り扱う放射性物質の量を考慮し、放射線の低減効果のある標準設備及び機器に放射性物質等を収納する設計とする。また、標準には標準の開口部を設けないようにするとともに、配管等の開口部は、鉄板を設置する等の処置をして放射線を遮蔽する設計とする。 また、標準には標準の開口部を設けないようにするとともに、配管等の開口部は、鉄板を設置する等の処置をして放射線を遮蔽する設計とする。</p> <p>o. その他の放射線防護設備 ④従事者及び一時的入居者の放射線防護のため、放射線防護具等を備える。 ● &lt;中略&gt;</p>	<p>設計及び設工認の①は、変更許可申請書(本文)の①の具体的な記載であり整合している。</p>	<p>記載例② 設工認が変更許可申請書の記載を具体的に記載している場合</p>		
事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類) 該当事項	設工認申請書 該当事項	整合性	備考									
<p>・新化操作時に①大気圧以上の圧力となる中間製品容器は②配管配管性を有する貯蔵罐に収納するとともに、中間製品容器を接続する③高圧配管部は当該配管を覆うカバー(以下「配管カバー」という。)を設置する設計とする。</p>	<p>また、標準には標準の開口部を設けないようにするとともに、配管等の開口部は、鉄板を設置する等の処置をして放射線を遮蔽する設計とする。 本施設は、従事者の作業環境上、特別な遮蔽を必要としないが、以下の管理区域における作業管理及び作業管理により、従事者への放射線影響を可能な限り低減する設計とする。</p>	<p>(1) 本施設は、通常時において直達線及びスカイシャイン線による本施設周辺の線量が十分に低減できるようにするため、取り扱う放射性物質の量を考慮し、放射線の低減効果のある標準設備及び機器に放射性物質等を収納する設計とする。また、標準には標準の開口部を設けないようにするとともに、配管等の開口部は、鉄板を設置する等の処置をして放射線を遮蔽する設計とする。 また、標準には標準の開口部を設けないようにするとともに、配管等の開口部は、鉄板を設置する等の処置をして放射線を遮蔽する設計とする。</p> <p>o. その他の放射線防護設備 ④従事者及び一時的入居者の放射線防護のため、放射線防護具等を備える。 ● &lt;中略&gt;</p>	<p>設計及び設工認の①は、変更許可申請書(本文)の①の具体的な記載であり整合している。</p>	<p>記載例② 設工認が変更許可申請書の記載を具体的に記載している場合</p>									

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考										
	<p>発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付書類の作成要領 別紙2】 &lt;比較検討&gt;</p> <p><b>発電炉</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業変更許可申請書(本文)</th> <th>設工認申請書(添付書類5)該当事項</th> <th>工事の計画 設工認事項</th> <th>整合性</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>【添付書類】 ① 設工認申請書(本文) ② 設工認申請書(添付書類5)該当事項</p> </td> <td> <p>① 設工認申請書(本文) ② 設工認申請書(添付書類5)該当事項</p> </td> <td> <p>① 設工認申請書(本文) ② 設工認申請書(添付書類5)該当事項</p> </td> <td> <p>① 設工認申請書(本文) ② 設工認申請書(添付書類5)該当事項</p> </td> <td> <p>① 設工認申請書(本文) ② 設工認申請書(添付書類5)該当事項</p> </td> </tr> </tbody> </table>	事業変更許可申請書(本文)	設工認申請書(添付書類5)該当事項	工事の計画 設工認事項	整合性	備考	<p>【添付書類】 ① 設工認申請書(本文) ② 設工認申請書(添付書類5)該当事項</p>	<p>① 設工認申請書(本文) ② 設工認申請書(添付書類5)該当事項</p>	<p>① 設工認申請書(本文) ② 設工認申請書(添付書類5)該当事項</p>	<p>① 設工認申請書(本文) ② 設工認申請書(添付書類5)該当事項</p>	<p>① 設工認申請書(本文) ② 設工認申請書(添付書類5)該当事項</p>	<p>記載例は作成中</p>	
事業変更許可申請書(本文)	設工認申請書(添付書類5)該当事項	工事の計画 設工認事項	整合性	備考									
<p>【添付書類】 ① 設工認申請書(本文) ② 設工認申請書(添付書類5)該当事項</p>	<p>① 設工認申請書(本文) ② 設工認申請書(添付書類5)該当事項</p>	<p>① 設工認申請書(本文) ② 設工認申請書(添付書類5)該当事項</p>	<p>① 設工認申請書(本文) ② 設工認申請書(添付書類5)該当事項</p>	<p>① 設工認申請書(本文) ② 設工認申請書(添付書類5)該当事項</p>									

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考										
	<p>発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付書類の作成要領 別紙2】</p> <p style="text-align: center;"><b>&lt;比較検討&gt;</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">設工認申請書 (本文)</th> <th style="width: 30%;">設工認申請書 (添付書類) 該当事項</th> <th style="width: 20%;">設工認申請書 該当事項</th> <th style="width: 10%;">整合性</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>(7) 廃棄施設</p> <p>本施設には、調査時において、周辺監視区域外の空气中及び周辺監視区域外の水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、本施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設を設ける設計とする。また、本施設の放射性廃棄物の保管施設は、放射性廃棄物を保管するために必要な容量を有する設計とする。</p> <p>(8) 放射線管理施設</p> <p>放射線から従事者を防護するため、放射線管理施設を設ける設計とする。放射線管理施設には、放射線被ばくを監視及び管理するため、従事者の出入管理、汚染管理、除染等を行う施設を設ける。</p> </td> <td> <p>(1) 従来による損傷の防止に係る設計基本方針</p> <p>・2号中間室、柱管ウラン回収廃棄物室の扉については、投水高さを軽減するために水が溢し易いようにする。</p> <p>(2) 投水防護対策</p> <p>・2号中間室、柱管ウラン回収廃棄物室の扉については、投水高さを軽減するために水が溢出し易いようにする。</p> <p>記載例① 説明書中の他の箇所を指す場合は、変更許可申請書「本文」の項目をアドレスとして表示する。</p> </td> <td> <p>a. 閉じ込め機能に係る責任維持に必要な気体廃棄物の廃棄設備のうち1号中間室蒸気凝縮機、1号均質室蒸気凝縮機、1号均質室蒸気凝縮機及び2号均質室蒸気凝縮機並びにこれらの排気系統に属する排気ファンユニット等は中央操作棟2階の排気室に設置する。排気室は排気機等が投水により機能喪失に至らないように、投水が滞留せずに中央操作棟1階へ排出する構造とする。</p> <p>b. 2号中間室、柱管ウラン回収廃棄物室の扉については、投水高さを極力軽減するために水が溢出し易いようにする。</p> </td> <td> <p>変更許可申請書 (本文) の②は、変更許可申請書 (本文) の「(イ) 放射性物質の境界防止に関する構造」に示す。</p> <p>記載例② 事業変更許可申請書 (本文) との整合性を別の箇所で見出す場合</p> </td> <td> <p>記載例③ 別紙申請書である。従って申請書で示す内容の構造はその旨を記載する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設工認申請書 (本文)	設工認申請書 (添付書類) 該当事項	設工認申請書 該当事項	整合性	備考	<p>(7) 廃棄施設</p> <p>本施設には、調査時において、周辺監視区域外の空气中及び周辺監視区域外の水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、本施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設を設ける設計とする。また、本施設の放射性廃棄物の保管施設は、放射性廃棄物を保管するために必要な容量を有する設計とする。</p> <p>(8) 放射線管理施設</p> <p>放射線から従事者を防護するため、放射線管理施設を設ける設計とする。放射線管理施設には、放射線被ばくを監視及び管理するため、従事者の出入管理、汚染管理、除染等を行う施設を設ける。</p>	<p>(1) 従来による損傷の防止に係る設計基本方針</p> <p>・2号中間室、柱管ウラン回収廃棄物室の扉については、投水高さを軽減するために水が溢し易いようにする。</p> <p>(2) 投水防護対策</p> <p>・2号中間室、柱管ウラン回収廃棄物室の扉については、投水高さを軽減するために水が溢出し易いようにする。</p> <p>記載例① 説明書中の他の箇所を指す場合は、変更許可申請書「本文」の項目をアドレスとして表示する。</p>	<p>a. 閉じ込め機能に係る責任維持に必要な気体廃棄物の廃棄設備のうち1号中間室蒸気凝縮機、1号均質室蒸気凝縮機、1号均質室蒸気凝縮機及び2号均質室蒸気凝縮機並びにこれらの排気系統に属する排気ファンユニット等は中央操作棟2階の排気室に設置する。排気室は排気機等が投水により機能喪失に至らないように、投水が滞留せずに中央操作棟1階へ排出する構造とする。</p> <p>b. 2号中間室、柱管ウラン回収廃棄物室の扉については、投水高さを極力軽減するために水が溢出し易いようにする。</p>	<p>変更許可申請書 (本文) の②は、変更許可申請書 (本文) の「(イ) 放射性物質の境界防止に関する構造」に示す。</p> <p>記載例② 事業変更許可申請書 (本文) との整合性を別の箇所で見出す場合</p>	<p>記載例③ 別紙申請書である。従って申請書で示す内容の構造はその旨を記載する。</p>	<p>記載例は作成中</p>	
設工認申請書 (本文)	設工認申請書 (添付書類) 該当事項	設工認申請書 該当事項	整合性	備考									
<p>(7) 廃棄施設</p> <p>本施設には、調査時において、周辺監視区域外の空气中及び周辺監視区域外の水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、本施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設を設ける設計とする。また、本施設の放射性廃棄物の保管施設は、放射性廃棄物を保管するために必要な容量を有する設計とする。</p> <p>(8) 放射線管理施設</p> <p>放射線から従事者を防護するため、放射線管理施設を設ける設計とする。放射線管理施設には、放射線被ばくを監視及び管理するため、従事者の出入管理、汚染管理、除染等を行う施設を設ける。</p>	<p>(1) 従来による損傷の防止に係る設計基本方針</p> <p>・2号中間室、柱管ウラン回収廃棄物室の扉については、投水高さを軽減するために水が溢し易いようにする。</p> <p>(2) 投水防護対策</p> <p>・2号中間室、柱管ウラン回収廃棄物室の扉については、投水高さを軽減するために水が溢出し易いようにする。</p> <p>記載例① 説明書中の他の箇所を指す場合は、変更許可申請書「本文」の項目をアドレスとして表示する。</p>	<p>a. 閉じ込め機能に係る責任維持に必要な気体廃棄物の廃棄設備のうち1号中間室蒸気凝縮機、1号均質室蒸気凝縮機、1号均質室蒸気凝縮機及び2号均質室蒸気凝縮機並びにこれらの排気系統に属する排気ファンユニット等は中央操作棟2階の排気室に設置する。排気室は排気機等が投水により機能喪失に至らないように、投水が滞留せずに中央操作棟1階へ排出する構造とする。</p> <p>b. 2号中間室、柱管ウラン回収廃棄物室の扉については、投水高さを極力軽減するために水が溢出し易いようにする。</p>	<p>変更許可申請書 (本文) の②は、変更許可申請書 (本文) の「(イ) 放射性物質の境界防止に関する構造」に示す。</p> <p>記載例② 事業変更許可申請書 (本文) との整合性を別の箇所で見出す場合</p>	<p>記載例③ 別紙申請書である。従って申請書で示す内容の構造はその旨を記載する。</p>									





発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

〈比較検討〉

発電所 工認手続き ガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	<p style="text-align: right;">別紙 3</p> <p>当社施設 強度及び耐食性に関する説明書の記載上の整理について</p> <p>1. 基本的考え方 今回の設工認申請設備について、新たに制定された技術基準規則のうち強度に関する要求事項への適合性については「強度及び耐食性に関する説明書」に記載する。また、自然現象等特殊な荷重を考慮した評価等は、施設や機器等の単位で整理する方針とし、それらの資料は「強度及び耐食性に関する説明書」の「別添」として扱う。</p> <p>2. 整理方針 (1) 強度評価の対象範囲は、今回申請の工事計画本文に記載の機器等のうち技術基準規則において材料及び構造の要求のある機器や防護設備等で強度評価が必要となる機器等とする。 (2) 「強度及び耐食性に関する説明書」については、技術基準規則第 17 条及び第 27 条の規定に適合することを示す必要があり、技術基準規則において「施設の安全性を確保する上で重要なもの」と記載されていることから、「施設の安全性を確保する上で重要なもの」に該当するものとして、安全上重要な施設、溶接検査対象設備（技術基準規則の解釈にて規定のある再処理第 1 種機器～第 5 種機器）、重大事故等対処設備及びその他放射性物質の漏えい防止の観点から評価が必要となる設備を記載対象とする。また、準拠規格として引用している J SME 設計・建設規格では、設計上定める条件又は各運転状態における最高使用圧力（内圧含む）及び設計機械的荷重（自重及び配管反力等）に対して許容応力を定めて評価することが定められており、設計機械的荷重には地震荷重は含めず、地震荷重は別途取扱いとされていることから設計条件及び各運転状態に対する評価とする。 (3) 自然現象等特殊な荷重を考慮した評価が必要な機器等及び技術基準規則の機器区分に該当しない機器等の強度評価については、「強度及び耐食性に関する説明書」の別添として整理し説明する。具体的な説明書及び対象機器を「表 1 「強度及び耐食性に関する説明書」別添で整理を行う対象機器」に示す。なお、別添として整理する説明書には、原則、方針、方法及び計算結果を記載することとし、方針については、その他の説明書との関係を確認し整理する。</p>	<p style="text-align: right;">別紙 3</p> <p>当社施設 強度及び耐食性に関する説明書の記載上の整理について</p> <p>1. 基本的考え方 今回の設工認申請設備について、新たに制定された技術基準規則のうち強度に関する要求事項への適合性については「<b>主要な容器</b>の強度及び耐食性に関する説明書」に記載する。また、自然現象等特殊な荷重を考慮した評価等は、施設や機器等の単位で整理する方針とし、それらの資料は「自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に記載する。</p> <p>2. 整理方針 (1) 強度評価の対象範囲は、今回申請の工事計画本文に記載の機器等のうち技術基準規則において材料及び構造の要求のある機器や防護設備等で強度評価が必要となる機器等とする。 (2) 「<b>主要な容器</b>の強度及び耐食性に関する説明書」については、技術基準規則第 14 条及び第 21 条の規定に適合することを示す必要があり、技術基準規則において「<b>使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能を確保する上で重要なもの</b>」と記載されていることから、「<b>使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能を確保する上で重要なもの</b>」に該当するものとして、<b>使用済燃料貯蔵設備本体</b>を記載対象とする。また、準拠規格として引用している J SME 設計・建設規格では、設計上定める条件又は各運転状態における最高使用圧力（内圧含む）及び設計機械的荷重（自重及び配管反力等）に対して許容応力を定めて評価することが定められており、設計機械的荷重には地震荷重は含めず、地震荷重は別途取扱いとされていることから設計条件及び各運転状態に対する評価とする。 (3) 自然現象等特殊な荷重を考慮した評価が必要な機器等の強度評価については、「<b>自然現象等による損傷の防止に関する説明書</b>」に記載して説明する。</p>	<p>記載の適正化 評価等の記載個所の変更</p> <p>記載の適正化 SA 施設記載削除</p> <p>評価等の記載個所の変更</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

<比較検討>

発電所 工認手続き ガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考																					
	<p>表1 「強度及び耐食性に関する説明書」別添で整理を行う対象機器</p> <table border="1" data-bbox="543 415 1448 1066"> <thead> <tr> <th>説明書</th> <th>対象機器</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【竜巻】 竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書 (方針, 方法, 計算結果)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防護対処施設</li> <li>・飛来物防護ネット</li> <li>・飛来物防護板</li> <li>・竜巻より防護すべき施設を内包する施設</li> <li>・主排気筒</li> <li>・配管及び弁</li> <li>・換気空調設備</li> <li>・屋外の重大事故等対処設備の固縛装置及び固定装置</li> <li>・波及的影響を及ぼす可能性がある施設</li> <li>・建屋</li> <li>・排気管, 放出管及びベント管</li> </ul> </td> <td>別添1</td> </tr> <tr> <td>【火山】 火山への配慮が必要な施設の強度に関する説明書 (方針, 方法, 計算結果)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ディーゼル発電機吸気口</li> <li>・建屋</li> <li>・冷却塔</li> </ul> </td> <td>別添2</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="543 1129 1448 1371"> <thead> <tr> <th>説明書</th> <th>対象機器</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【溢水】 溢水及び薬品漏えいへの配慮が必要な施設の強度に関する説明書 (方針, 方法, 計算結果)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貫通部止水処置</li> <li>・水密扉 (対象確認中)</li> <li>・堰</li> <li>・防水扉</li> <li>・防護カバー</li> <li>・緊急遮断弁</li> </ul> </td> <td>別添3</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="543 1434 1448 1612"> <thead> <tr> <th>説明書</th> <th>対象機器</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発電用火力設備の技術基準による強度に関する説明書 (方針, 方法, 評価結果)</td> <td style="text-align: center;">当社強度評価対象精査中</td> <td>別添3</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 0 auto; padding: 5px;">可搬型の強度評価対象精査中</div>	説明書	対象機器	備考	【竜巻】 竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書 (方針, 方法, 計算結果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防護対処施設</li> <li>・飛来物防護ネット</li> <li>・飛来物防護板</li> <li>・竜巻より防護すべき施設を内包する施設</li> <li>・主排気筒</li> <li>・配管及び弁</li> <li>・換気空調設備</li> <li>・屋外の重大事故等対処設備の固縛装置及び固定装置</li> <li>・波及的影響を及ぼす可能性がある施設</li> <li>・建屋</li> <li>・排気管, 放出管及びベント管</li> </ul>	別添1	【火山】 火山への配慮が必要な施設の強度に関する説明書 (方針, 方法, 計算結果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ディーゼル発電機吸気口</li> <li>・建屋</li> <li>・冷却塔</li> </ul>	別添2	説明書	対象機器	備考	【溢水】 溢水及び薬品漏えいへの配慮が必要な施設の強度に関する説明書 (方針, 方法, 計算結果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貫通部止水処置</li> <li>・水密扉 (対象確認中)</li> <li>・堰</li> <li>・防水扉</li> <li>・防護カバー</li> <li>・緊急遮断弁</li> </ul>	別添3	説明書	対象機器	備考	発電用火力設備の技術基準による強度に関する説明書 (方針, 方法, 評価結果)	当社強度評価対象精査中	別添3	<p>表1 自然現象等特殊な荷重を考慮した評価が必要な機器</p> <p>強度評価対象機器を選定中</p>	
説明書	対象機器	備考																						
【竜巻】 竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書 (方針, 方法, 計算結果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防護対処施設</li> <li>・飛来物防護ネット</li> <li>・飛来物防護板</li> <li>・竜巻より防護すべき施設を内包する施設</li> <li>・主排気筒</li> <li>・配管及び弁</li> <li>・換気空調設備</li> <li>・屋外の重大事故等対処設備の固縛装置及び固定装置</li> <li>・波及的影響を及ぼす可能性がある施設</li> <li>・建屋</li> <li>・排気管, 放出管及びベント管</li> </ul>	別添1																						
【火山】 火山への配慮が必要な施設の強度に関する説明書 (方針, 方法, 計算結果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ディーゼル発電機吸気口</li> <li>・建屋</li> <li>・冷却塔</li> </ul>	別添2																						
説明書	対象機器	備考																						
【溢水】 溢水及び薬品漏えいへの配慮が必要な施設の強度に関する説明書 (方針, 方法, 計算結果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貫通部止水処置</li> <li>・水密扉 (対象確認中)</li> <li>・堰</li> <li>・防水扉</li> <li>・防護カバー</li> <li>・緊急遮断弁</li> </ul>	別添3																						
説明書	対象機器	備考																						
発電用火力設備の技術基準による強度に関する説明書 (方針, 方法, 評価結果)	当社強度評価対象精査中	別添3																						

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

〈比較検討〉

発電所 工認手続き ガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	<p style="text-align: center;">強度及び耐食性に関する説明書 目次</p> <p>V 強度及び耐食性に関する説明書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>目次精査中 (確認・修正用)</p> </div> <p>別添 1 竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書                      別添 2 火山への配慮が必要な施設の強度に関する説明書                      別添 3 溢水及び薬品漏えいへの配慮が必要な施設の強度に関する説明書                      別添 4 非常用発電装置（可搬型）の強度に関する説明書</p>	<p style="text-align: center;">強度及び耐食性に関する説明書 目次</p> <p>IX 主要な容器の強度及び耐食性に関する説明書</p> <p>IX-1 金属キャスクの強度に関する説明書                      IX-2 貯蔵架台の強度に関する説明書                      IX-3 金属キャスク及び貯蔵架台の耐食性に関する説明書</p>	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

〈比較検討〉

発電所 工認手続き ガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	<p style="text-align: right;">別紙 4</p> <p style="text-align: center;">当社施設 耐震評価を行っている各施設の 設工認添付書類記載の整理について</p> <p>1. 基本的な考え方 当社各施設の技術基準規則に係る「火災防護設備」、「溢水防護設備」、「化学薬品防護設備」のうち、基準地震動 S s に対して機能を保持している設備については、その耐震計算方法が当社各施設の技術基準規則の「地震による損傷の防止」における要求に基づき実施する耐震計算方法と共通であることから、これらの設備の耐震計算書を当社各施設の添付書類「耐震性に関する説明書」にまとめる。 また、当社各施設の技術基準規則の「可搬型重大事故等対処設備」についても同様に、基準地震動 S s に対して機能を保持していることの評価を実施していることから、その耐震計算書を当社各施設の添付書類「耐震性に関する説明書」にまとめる。 ただし、上記の設備は当社各施設の技術基準規則「地震による損傷の防止」以外への適合性を説明する上で、基準地震動 S s に対する耐震性を確認しているものであることから、当社各施設の添付書類「耐震性に関する説明書」の別添として整理する。</p> <p>2. 整理方針 (1) 当社各施設の添付書類「耐震性に関する説明書」 ○ 添付書類「耐震性に関する説明書」は、当社各施設の「地盤」並びに「地震による損傷の防止」の条文に適合することを説明することを基本とする。 ○ 上記条文以外への適合性を説明する各資料にて、基準地震動 S s に対して機能を保持している以下の設備の耐震計算書については、当社各施設の添付書類「耐震性に関する説明書」の別添として示す旨を、当社各施設の添付書類「耐震設計の基本方針」に記載する。 ・ 火災防護設備 ・ 溢水防護設備 ・ 化学薬品防護設備 ・ 可搬型重大事故等対処設備 ○ 機能維持評価における機能確認済加速度について、添付書類「機能維持の検討方針」に施設共通となる機能確認済加速度を記載する。また、これとは異なる機能確認済加速度として、加振試験等を実施して得られたものを適用する場合には、各計算書に加振試験等の方法と得られた機能確認済加速度を明記する。</p> <p>(2) 添付書類「火災及び爆発の防止に関する説明書」 ○ 火災防護設備の個別の設計方針については、添付書類「火災及び爆発の防止に関する説明書」に記載する。 ○ 火災防護設備は機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて機能を保持する設計とし、その耐震評価方法及び結果については添付書類「耐震性に関する説明書」の別添に示す。</p>	<p>対象となる強度、耐震評価の設備がないことから作成しない。</p>	<p>「溢水防護設備」、「化学薬品防護設備」、「可搬型重大事故等対処設備」は無く、基準地震動 Ss に対して機能を保持する「火災防護設備」も無いことから対象となる設備はない。そのため、作成しない。</p>



発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

<比較検討>

発電所 工認手続き ガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	<p>(3) 添付書類「再処理（又は加工）施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 溢水防護に係る設備の個別の設計方針については、添付書類「再処理（又は加工）施設内における溢水による損傷の防護に関する説明書」に記載する。</li> <li>○ 地震起因による溢水量の算出に当たって、耐震B,Cクラス機器のうち基準地震動S<sub>s</sub>に対して耐震性が確保されているものについては溢水源として想定しないこととし、添付書類「再処理施（又は加工）設内における溢水による損傷の防護に関する説明書」に対象設備を整理する。これらの耐震評価方法及び結果については添付書類「耐震性に関する説明書」の別添に示す。</li> <li>○ 地下水の流入による溢水に対して必要な排水設備について、基準地震動S<sub>s</sub>に対して機能を保持する設計とし、その耐震評価方法及び結果については添付書類「耐震性に関する説明書」の別添に示す。</li> <li>○ ウラン濃縮加工施設の溢水防護に係る設備である溢水遮断弁については、遮断弁の損傷が地震起因の溢水量の算出において影響を及ぼさないことから、添付書類の「耐震性に関する説明書」にて、耐震要求のある機器とまとめて示す。</li> </ul> <p>(4) 添付書類「再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止に関する説明書」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ (3) 溢水防護の方針に準ずる。なお、溢水防護の方針と重複する記載項目については、溢水防護の記載項目を呼び込むことで簡略化することを可とする。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>&lt;呼び込み記載例&gt;</p> <p>3.1 ○○                  ○○の考え方については、添付資料「再処理施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書」の「4.○○」に示す。</p> </div> <p>(5) 添付書類「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 可搬型重大事故等対処設備の個別の設計方針については、添付書類「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の別添に記載する。</li> <li>○ 可搬型重大事故等対処設備については、基準地震動S<sub>s</sub>に対して機能を保持する設計とし、その耐震評価方法及び結果については添付書類「耐震性に関する説明書」の別添に示す。</li> </ul>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

〈比較検討〉

発電所 工認手続き ガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	<p style="text-align: right;">別紙 5</p> <p style="text-align: center;">火災、自然現象、溢水、化学薬品、可搬評価に係る強度・耐震評価 の方針書及び計算書の作成要領</p> <p>1. 概要 本資料は、別添資料とする当社各施設の技術基準規則の「地震による損傷の防止」及び「材料及び構造」対象外の強度、耐震評価に係る方針書及び計算書の作成要領を示す。 なお、本要領を適用するものは、火災防護の耐震別添、溢水の強度及び耐震別添、化学薬品防護の耐震別添、可搬の耐震別添、竜巻の強度別添、並びに火山の強度別添とする。</p> <p>2. 各評価に係る添付書類及び強度・耐震評価の別添資料の構成 火災、自然現象、溢水、化学薬品、可搬評価に係る評価書並びに別添資料として作成する強度・耐震に係る方針書及び評価書に関する構成は、以下のとおりとする。</p> <p>(1)各評価に係る添付書類は、基本設計方針を受けて各評価に対する防護設計の考え方を具体化する。各評価の添付書類は、基本方針、評価対象施設の選定、施設の設計方針 (①) 等で構成する。施設の設計方針 (①) には、強度・耐震評価の方針を記載し、各施設に関する要求機能、性能目標、評価方針、荷重条件等を示す。</p> <p>(2)別添資料とする強度・耐震評価の基本方針 (②) は、施設の設計方針 (①) 又は当社各施設の添付書類「耐震性に関する説明書」で整理される耐震評価の各方針又は方法 (④) を受けて、個別の施設の強度・耐震評価の方針を示すものであり、強度・耐震評価に必要な事項のうち、各施設の評価に共通する荷重及び荷重の組合せ、許容限界、評価方法等を記載する。</p> <p>(3)別添資料とする強度・耐震計算書 (③) は、強度・耐震評価の基本方針 (②) を受けて個別施設の評価結果を示すものであり、施設ごとに実際に用いる評価条件、評価方法、評価結果等を記載する。</p> <div data-bbox="519 1396 1187 1774" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">各評価の添付書類</p> <p style="text-align: center;"><small>※溢水防護等の説明書</small></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">基本方針</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">評価対象施設の選定</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">施設の設計方針 (強度・耐震設計方針 (①))</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">耐震性に関する説明書</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">強度・耐震の別添資料</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">耐震評価の 方針・方法 (④)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">強度・耐震評価の 基本方針 (②)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">各強度・耐震計算書 (③)</div> </div> </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">②の書類の中で、④の方針・方法に基づくものであることを明確化。 また、耐震以外の追加要求事項に対する評価部分も明確化する。</p>	<p>対象となる強度、耐震評価の設備がないことから作成しない。</p>	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

<比較検討>

発電所 工認手続き ガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	<p>3. 強度評価の基本方針 (㊟) の作成方針</p> <p>別添資料として作成する強度評価の基本方針は、自然現象等の各評価書における施設の設計方針 (㊠) を受けて、個別の強度評価方針を示すものであり、強度評価に必要な事項のうち、各施設の評価に共通する荷重及び荷重の組合せ、許容限界、評価方法等を記載する。他の添付書類に関連付けして説明する場合、関連付けが可能であることの理由を含めて、関連付けの内容を記載する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術基準規則に適合する設計とするために、各評価対象施設が要求される強度を有することを説明する。</li> <li>・別添資料全体の構成について記載する。</li> </ul> <p>(記載例)</p> <p>本資料は、(技術基準規則) 第〇〇条及び(解釈) に適合する設計とするため、資料〇〇のうち資料〇〇「〇〇」に基づき、〇〇施設が、〇〇に対して構造健全性を維持する(又は、要求される機能を保持可能な構造強度を有する、等) ことを確認するための強度計算方針について説明するものである。</p> <p>〇〇施設の具体的な計算の方法及び結果は、別添〇〇に示す。</p> <p>2. 強度評価の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・強度計算書の全体の構成を記載する。</li> </ul> <p>(記載例：全体の流れ)</p> <p>強度評価は、「2.1 評価対象施設」に示す評価対象施設(設備)を対象として、「3. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界」で示す〇〇荷重と組み合わせすべき他の荷重による組合せ荷重(による応力等)が許容限界内にあることを「4. 強度評価方法」に示す評価方法を使用し、「5. 適用規格」に示す適用規格を用いて確認する。</p> <p>2.1 評価対象の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上位文書である施設の設計方針で設定する評価対象の施設、構造計画を引用し、配置概要及び評価対象部位を記載する。</li> </ul> <p>2.2 評価方針(竜巻評価等、評価項目、評価内容が多岐にわたるもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上位文書である施設の設計方針で設定する評価方針を引用し、何の設備に何の評価項目(計算式等)が適用されるかを分かるように、評価対象部位単位で評価項目との関連を示す。また、適用の考え方をルール化する。更に、3.以降の評価内容を説明する。</li> </ul> </div>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

〈比較検討〉

発電所 工認手続き ガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	<p>3.荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上位文書である施設の設計方針で設定する荷重及び荷重の組合せの考え方を引用し、想定する全ての荷重を記載し、強度計算において考慮すべき荷重の組合せを設定する。</li> <li>・上位文書である施設の設計方針で構造強度上の性能目標及び評価方針を引用し、評価対象部位ごとに許容限界を設定する。</li> <li>・計算機プログラム（解析コード）を用いて解析する場合を除き、原則、各計算書で用いる荷重及び許容値の算定式をモデル図等とともに記載する。計算書に記載する場合は、計算書に記載する理由及び関連付けを記載する。</li> </ul> <p>4.強度評価方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・強度評価の基本方針、強度計算方法の考え方等を記載。</li> <li>・計算機プログラム（解析コード）を用いて解析する場合を除き、原則、各計算書で用いる強度評価の算定式を記載する。併せて、モデル化の考え方、モデルの諸元、境界条件等を記載する。計算書に記載する場合は、計算書に記載する理由及び関連付けを記載する。</li> </ul> <p>(記載例：構造強度評価)</p> <p>評価対象の施設（設備）を対象として、「想定する荷重（による応力等）」が許容限界内にあることを[使用する評価方法]により確認する。</p> <p>5.適用規格</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価に用いる適用規格を記載する。</li> </ul>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

〈比較検討〉

発電所 工認手続き ガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	<p>3.耐震評価の基本方針 (㉓) の作成方針 別添資料として作成する耐震評価の基本方針は、自然現象等の各評価書の施設の設計方針 (①) 又は当社各施設の添付書類「耐震性に関する説明書」で整理される耐震評価の各方針・方法 (④) を受けて、個別の施設の耐震評価の方針を示すものであり、耐震評価に必要な事項のうち、各施設の評価に共通する荷重及び荷重の組合せ、許容限界、評価方法等を記載する。他の添付書類に関連付けして説明する場合、関連付けが可能であること理由を含めて関連付けの内容を記載する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(記載例：再処理施設)</p> <p>1.概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術基準規則に適合する設計とするために、各評価対象施設が要求される耐震性を有することを説明する。</li> <li>・評価対象施設が、技術基準規則の第6条及び第33条の対象ではないことを記載する。</li> <li>・評価対象施設の耐震重要度分類を記載 (耐震B又はCクラスの施設が、基準地震動<math>S_s</math>による地震力に対して耐震性を有することを確認する旨を記載) する。</li> <li>・別添資料全体の構成について記載する。</li> </ul> <p>(記載例)</p> <p>本資料は、(技術基準規則) 第〇〇条及び(解釈) に適合する設計とするため、資料〇〇のうち資料〇〇「〇〇」にて設定する耐震〇クラスの〇〇施設が、基準地震動<math>S_s</math>による地震力に対して耐震性を有することを確認するための耐震計算方針について説明するものである。〇〇施設への基準地震動<math>S_s</math>による地震力に対する耐震性の要求は、技術基準規則の第〇〇条及び第〇〇条の対象ではない。</p> <p>〇〇施設の具体的な計算の方法及び結果は、別添〇〇に示す。</p> <p>2.耐震評価の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震方針書の全体の構成を記載する。</li> </ul> <p>(記載例：全体の流れ)</p> <p>耐震評価は、「2.1 評価対象施設」に示す評価対象施設 (設備) を対象として、「3. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界」で示す〇〇荷重と組み合わせすべき他の荷重による組合せ荷重 (による応力等) が許容限界内にあることを「4. 耐震評価方法」に示す評価方法を使用し、「5. 適用規格」に示す適用規格を用いて確認する。</p> <p>2.1 評価対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上位文書である施設の設計方針で設定する評価対象施設及び上位文書である施設の設計方針又は耐震設計の方針・方法で設定する構造計画を引用し、配置概要及び評価対象部位を記載する。</li> </ul> </div>		



発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

<比較検討>

発電所 工認手続き ガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	<p>2.2 評価方針（可搬評価等，評価項目，評価内容が多岐にわたるもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上位文書である施設の設計方針で設定する評価方針を引用し，何の設備に何の評価項目（計算式，減衰率等）が適用されるかを分かるように，評価対象部位単位で評価項目との関連を示す。また，適用の考え方をルール化する。更に，3.以降の評価内容を説明する。（可搬評価のように，評価内容が多岐にわたる場合。）</li> </ul> <p>3. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上位文書である施設の設計方針で設定する荷重及び上位文書である耐震計算の方針・方法で設定する荷重の組合せの考え方を引用し，記載する。</li> <li>・上位文書である施設の設計方針で設定する構造強度上の性能目標及び評価方針を引用し，評価対象部位ごとに許容限界を設定する。</li> <li>・計算機プログラム（解析コード）を用いて解析する場合を除き，原則，各計算書で用いる荷重及び許容値の算定式をモデル図等とともに記載する。計算書に記載する場合は，計算書に記載する理由及び関連付けを記載する。</li> </ul> <p>4. 耐震評価方法</p> <p>4.1 地震応答解析</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震応答解析の基本方針，地震応答解析に用いる入力地震動，解析方法及び解析モデル，設計用減衰定数，実施した試験概要等の順番で，評価内容が具体的に分かるように記載する。</li> <li>・適用寸法の考え方（公称値，下限値等）を記載する。</li> </ul> <p>4.2 応力評価（又は耐震評価）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応力評価（又は耐震評価）の基本方針，評価方法の考え方等を記載する。</li> <li>・計算機プログラム（解析コード）を用いて解析する場合を除き，原則，各計算書で用いる応力評価（又は耐震評価）の算定式を記載する。併せて，モデル化の考え方，モデルの諸元，境界条件等を記載する。計算書に記載する場合は，計算書に記載する理由及び関連付けを記載する。</li> </ul> <p>（記載例：構造強度評価） 評価対象施設（設備）を対象として，[想定する荷重（による応力等）]が許容限界内にあることを[使用する評価方法]により確認する。</p> <p>4.3 機能維持評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各設備で要求される動的機能，電氣的機能等の機能維持の評価方針，実施した試験概要等を記載する。</li> </ul> <p>（記載例：機能維持評価） 評価対象施設（設備）が，[想定する荷重（による加速度等）]に対して，機能を保持（維持）することを，機能維持評価により確認する。</p>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

〈比較検討〉

発電所 工認手続き ガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	<div data-bbox="492 352 1448 621" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>4.4 水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せの考慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せ評価の方針を記載する。</li> <li>・2 方向の評価方法, 評価結果については, 別添〇〇として記載する関連付けを記載する。</li> </ul> <p>5.適用規格</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価に用いる適用規格を記載する。</li> </ul> </div> <p>5.別添強度計算書 (㊟) の記載要領</p> <p>別添資料として作成する強度計算書は, 自然現象等特殊な荷重を考慮した評価を実施することから, 評価方針, 評価方法及び評価結果等を記載することとしており, J SME 規格に基づいた添付書類の強度計算書とは構成が異なる。従って, 別添資料とする強度計算書は, 同様の構成となる耐震計算書を参考に基本的に以下の構成とする。</p> <p>なお, 評価内容に応じ, 該当がない項目については記載不要とし, 記載項目の順序が前後することは可とする。</p> <div data-bbox="492 1052 1448 1686" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1.概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上位文書である強度評価の方針書の評価方針を引用し, 強度評価の目的及び範囲を明確にする。</li> </ul> <p>(記載例)</p> <p>本資料は, 資料〇〇別添〇〇「〇〇」に示すとおり, 〇〇 (個別施設) が〇〇 (ハザード) においても, 〇〇機能の維持を考慮して, 主要な構造部材が構造健全性を有すること (又は, 主要な構造部材が〇〇機能を保持可能な構造強度を有すること, 等) を確認するものである。</p> <p>2.基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上位文書である強度評価の方針書に示す構造計画のとおり, 「2.1 位置 (又は配置)」及び「2.2 構造概要」を設定していることを記載する。</li> </ul> <p>2.1 位置 (又は配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上位文書である強度評価の方針書で設定している構造計画等を引用し, 施設の位置 (又は配置) を記載する。</li> <li>・位置によって評価の条件が変更となるものは, 施設の配置図を記載する。</li> </ul> </div>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

〈比較検討〉

発電所 工認手続き ガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	<p><b>2.2 構造概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上位文書である強度評価の方針書で設定している構造計画等を引用し、施設の構造図、部位、寸法を記載する。</li> <li>・評価対象施設が複数存在する場合は、代表の概要図を示す。本文に記載する部材は構造図中で明示する。</li> </ul> <p><b>2.3 評価方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上位文書である強度評価の方針書で設定している荷重条件、許容限界等を引用し、評価の方針として、「3. 強度評価方法」以降で実施する評価方法の内容を記載する。</li> </ul> <p><b>2.4 適用規格</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別評価に用いる適用規格を記載する。</li> </ul> <p><b>3.強度評価方法</b></p> <p><b>3.1 記号の定義</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価に使用する記号の定義を記載する。過去の工事計画書の例にならない、記号の定義は、記号表として記載するか、あるいは当該式の下に記載する。</li> </ul> <p><b>3.2 評価対象部位</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上位文書である強度評価の方針書で設定している評価対象部位を引用し、詳細な評価対象部位及び部位選定の考え方を記載する。</li> <li>・同じ評価方法で評価する部位が複数あり、代表部位で記載する場合は、最も評価が厳しくなる部位を選定していることを説明する。</li> </ul> <p><b>3.3 荷重及び荷重の組合せ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上位文書である強度評価の方針書で設定している荷重及び荷重の組合せを引用し、施設の評価対象部位ごとの荷重及び組合せ荷重を具体的に記載する。</li> <li>・上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の荷重算出方法等を引用して記載する場合は、引用する内容が分かるように記載する。</li> <li>・上位文書で設定していない個別の計算式等を用いて評価する場合は、具体的に説明する。</li> </ul> <p><b>3.4 許容限界</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上位文書である強度評価の方針書で設定している許容限界を引用し、施設の評価対象部位ごとに許容限界を記載する。</li> <li>・上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の許容値等を引用して記載する場合は、引用する内容が分かるように記載する。</li> <li>・上位文書で設定していない個別の計算式等を用いて評価する場合は、具体的に説明する。</li> </ul>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

〈比較検討〉

発電所 工認手続き ガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	<p><b>3.5 評価方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の計算方法、計算式、解析手法等を引用して記載する場合は、引用する内容が分かるように記載する。</li> <li>・上位文書で設定していない個別の計算式、解析手法、試験結果等を用いて評価する場合は、具体的に説明する。</li> </ul> <p><b>4.評価条件</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価結果の妥当性を確認する上で必要となる、設計条件、評価用加速度、機器要目等の評価条件を記載する。計算書の前段で記載する評価条件についても、必要により再掲する。</li> </ul> <p>(記載例) 添付書類〇〇、〇〇の耐震計算書フォーマットに記載される評価条件</p> <p><b>5.強度評価結果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価結果、許容値等を記載する。</li> </ul> <p><b>6.別添耐震計算書 (㊟) の記載要領</b></p> <p>別添資料として作成する各耐震計算書は、基本的に以下の構成とする。ただし、該当がない項目については、記載不要とする。剛構造評価と応力評価 (又は耐震評価) が一連の評価となる場合等は、必要によりまとめて記載する。評価内容等に応じて、記載項目の順序は前後する。</p> <p>(記載例：再処理施設)</p> <p><b>1.概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上位文書である耐震評価の方針書の評価方針を引用し、耐震評価の目的及び範囲を明確にする。</li> </ul> <p>(記載例) 本資料は、別添資料〇〇「〇〇」に示すとおり、〇〇 (個別施設) が基準地震動 <math>S_s</math> による地震力に対しても〇〇機能を維持するために、耐震性を有することを確認するものである。</p> <p><b>2.基本方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上位文書である耐震評価の方針書に示す構造計画のとおり、「2.1 位置 (又は配置)」及び「2.2 構造概要」を設定していることを記載する。</li> </ul> <p>(記載例) 〇〇設備は、資料〇〇別添〇〇「〇〇」に示す構造計画のとおり、「2.1 位置 (又は配置)」及び「2.2 構造概要」を設定している。</p>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

〈比較検討〉

発電所 工認手続き ガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	<p><b>2.1 位置 (又は配置)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上位文書である耐震評価の方針書で設定している構造計画等を引用し、評価対象部位、寸法を記載する。</li> <li>・評価対象部位が複数存在する場合は、代表の概要図を示す。本文に記載される部位は、構造図中で明示する。</li> </ul> <p>(記載例)</p> <p>○○設備の構造は、別添○○「2.1 評価対象設備」に示す構造計画としており、○○設備の構造計画を第○○表に、外観図を第○○図に示す。</p> <p><b>2.2 構造概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上位文書である耐震評価の方針書で設定している構造計画等を引用し、構造図、部位、寸法を記載する。</li> <li>・評価対象部位が複数存在する場合は、代表の概要図を示す。本文に記載される部位は、構造図中で明示する。</li> </ul> <p>(記載例)</p> <p>○○設備の構造は、別添○○「2.1 評価対象設備」に示す構造計画としており、○○設備の構造計画を第○○表に、外観図を第○○図に示す。</p> <p><b>2.3 評価方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上位文書である耐震評価の方針書で設定している荷重条件、許容限界等を引用し、評価の方針として、「3.地震応答解析」以降で実施する評価方法の内容を記載する。</li> </ul> <p><b>2.4 適用規格</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別評価に用いる適用規格を記載する。</li> </ul> <p><b>3.地震応答解析 (又は固有値解析)</b></p> <p><b>3.1 基本方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上位文書である耐震評価の方針書で設定している解析方針を引用し、解析の流れが分かるように、地震応答解析 (又は固有値解析) の目的、考え方を記載する。</li> </ul> <p><b>3.2 解析方法 (又は固有振動数の計算方法)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用する解析方法、計算機プログラム (解析コード)、適用寸法の考え方 (公称値、下限値等)、実施した試験の内容等を記載する。</li> </ul> <p><b>3.3 設計用地震力</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震応答解析に用いる地震力、減衰定数等を記載する。減衰定数を引用する場合は、引用元の資料名を記載する。</li> <li>・入力地震力に床応答曲線を用いる場合は、機器の設置位置を記載する。</li> </ul>		



発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

〈比較検討〉

発電所 工認手続き ガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	<p>3.4 解析モデル及び諸元</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>解析モデル, 解析モデルの考え方, 解析モデルの諸元, 境界条件等を記載する。</li> </ul> <p>3.5 地震応答解析結果 (又は固有値解析結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震応答解析 (又は固有値解析) の結果 (固有値, モード図, 応力解析の入力となる荷重, 変位, 加速度等) を記載する。</li> </ul> <p>4. 応力評価 (又は耐震評価)</p> <p>4.1 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上位文書である耐震評価の方針書で設定している評価方針を引用し, 評価の流れが分かるように, 応力評価 (又は耐震評価) の目的, 考え方, 耐震クラス等を記載する。</li> </ul> <p>4.2 評価対象部位</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上位文書である耐震評価の方針書で設定している評価対象部位を引用し, 詳細な評価対象部位及び部位選定の考え方を記載する。</li> <li>同じ評価方法で評価する部位が複数あり, 代表部位で記載する場合は, 最も評価が厳しくなる部位を選定していることを説明する。</li> </ul> <p>4.3 荷重及び荷重の組合せ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上位文書である耐震評価の方針書で設定している荷重及び荷重の組合せを引用し, 評価対象部位ごとの荷重及び組合せ荷重を具体的に記載する。</li> <li>上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の荷重算出方法等を引用して記載する場合は, 引用する内容が分かるように記載する。</li> <li>上位文書で設定していない個別の計算式等を用いて評価する場合は, 具体的に説明する。</li> </ul> <p>4.4 許容限界</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上位文書である耐震評価の方針書で設定している許容限界を引用し, 評価対象部位ごとに許容限界を記載する。</li> <li>上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の許容値等を引用して記載する場合は, 引用する内容が分かるように記載する。</li> <li>上位文書で設定していない個別の計算式等を用いて評価する場合は, 具体的に説明する。</li> </ul>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

〈比較検討〉

発電所 工認手続き ガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	<p>4.5 評価方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の計算方法、計算式、解析手法等を引用して記載する場合は、引用する内容が分かるように記載する。</li> <li>・上位文書で設定していない個別の計算式、解析手法、試験結果等を用いて評価する場合は、具体的に説明する。</li> <li>・計算に使用する記号の定義を記載する。過去の工認資料の例にならい、記号の定義は、記号表として記載するか、あるいは当該式の下に記載する。</li> </ul> <p>5.機能維持評価</p> <p>5.1 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上位文書である耐震評価の方針書で設定している評価方針を引用し、解析の流れが分かるように、機能維持評価の目的、考え方等を記載する。</li> </ul> <p>5.2 評価対象部位</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上位文書である耐震評価の方針書で設定している評価対象部位を引用し、詳細な評価対象部位及び部位選定の考え方を記載する。</li> </ul> <p>5.3 許容限界</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上位文書である耐震評価の方針書で設定している許容限界を引用し、評価対象部位ごとに許容限界を記載する。</li> </ul> <p>5.4 評価方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上位文書である耐震評価の方針書の機能維持方針を引用し、機能維持評価の方法を記載する。具体的には、評価対象の応答加速度が、「5.3 許容限界」で示す機能確認済加速度等の許容限界以下となることを確認する等を記載する。</li> </ul> <p>6.評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価結果の妥当性を確認する上で必要となる、設計条件、評価用加速度、機器要目等の評価条件を記載する。計算書の前段で記載する評価条件についても、必要により再掲する。</li> </ul> <p>(記載例)</p> <p>添付書類：○○、○○の耐震計算書フォーマットに記載される評価条件</p> <p>7.耐震評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・許容限界、耐震評価結果、評価結果等を記載する。</li> </ul>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
<p>3. 工事計画以外の認可申請書、届出書及び添付書類の記載認可申請又は届出の手続については、規則第9条第1項又は第12条第1項に申請書又は届出書記載事項が定められており、各条第3項の規定により添付すべき書類が同項及び規則別表第2の下欄で定められている。ここでは、各条第1項第3号に規定されている工事工程表及び同項第4号に規定されている品質マネジメントシステム並びに各条第3項及び規則別表第2の下欄で定められている各添付書類に記載すべき事項を示す。</p>	<p>7 設工認申請における添付図面の作成要領</p> <p>1. 目的 設工認申請のうち原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合していることを説明する添付図面（系統図、配置図、構造図）について、記載の統一及び一貫性を図ることを目的として、添付図面の作成要領を策定する。なお、記載例については、別紙1に示す。</p> <p>2. 添付図面を添付する対象範囲 (1)各規則の施設区分ごとに作成する添付図面（系統図、配置図、構造図）を添付する対象範囲は、次頁のとおりとする。 なお、添付図面の主な種類は以下のとおりであり、技術基準への適合性を説明する上で必要な図面を添付する。</p> <p>a.系統図</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロセス系統図</li> <li>・系統説明図</li> <li>・換気系統図</li> <li>・単線結線図</li> <li>・計測制御系統図</li> <li>・搬送物フロー図</li> </ul> <p>b.配置図</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構内配置図</li> <li>・建屋平面図・断面図</li> <li>・機器配置図</li> </ul> <p>c.構造図</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・容器・機械装置類 構造図</li> </ul> <p>なお、表の範囲に含まれない設備については、個別に選定する。</p>	<p>7 設工認申請における添付図面の作成要領</p> <p>1. 目的 設工認申請のうち原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合していることを説明する添付図面（系統図、配置図、構造図）について、記載の統一及び一貫性を図ることを目的として、添付図面の作成要領を策定する。なお、記載例については、別紙1に示す。</p> <p>2. 添付図面を添付する対象範囲 (1)使用済燃料貯蔵施設に関する規則の施設区分ごとに作成する添付図面（系統図、配置図、構造図）を添付する対象範囲は、次頁のとおりとする。 なお、添付図面の主な種類は以下のとおりであり、技術基準への適合性を説明する上で必要な図面を添付する。</p> <p>a.系統図</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・系統図</li> <li>・単線結線図</li> <li>・計測制御系統図</li> </ul> <p>b.配置図</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外主要機器配置図</li> <li>・建屋平面図・断面図</li> <li>・機器配置図</li> </ul> <p>c.構造図</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・容器・機械装置類 構造図</li> </ul> <p>なお、表の範囲に含まれない設備については、個別に選定する。</p>	<p>プロセス系統図、系統説明図、換気系統図はない</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領					当社施設 設工認作成要領 (案)					備考	
<p>(3) 添付書類 規則別表第2の下欄においては、発電用原子炉を設置する工場又は事業所全体若しくは発電用原子炉施設全体に係る添付書類の要求に加えて、同表の上欄の発電用原子炉施設の種類のに応じた添付書類の要求が規定されている。すなわち、認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものについて添付する必要がある。</p>		対象設備	系統図	配置図	構造図		対象設備	系統図	配置図	構造図	<p>重大事故対処移設はない。</p>	
	a	重大事故等対処設備として仕様表に記載するもの(既設含む)	○ (注1,2)	○	○ (注2,3)	a	既設工認に記載があり、仕様に変更のないもの	○ (注2)	○	○ (注2)		
	b	既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用するもので使用条件が変更となるもの	○ (注1,2)	○	○ (注2,3)	b	設計基準対象施設のうち新規制対象として新たに要目表及び基本仕様に記載するもの	○	○	○ (注1)		
	c	既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用するもので既設工認に記載がないもの	○ (注1)	○	○ (注3)	c	耐震基準変更等に伴う評価対象設備を要目表及び基本仕様として再掲するもの	×	×	×		
	d	既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用するもので、既設工認に記載があり、設計基準対象施設としての仕様から変更のないもの	○ (注1,2)	○	○ (注2,3)	d	要目表及び基本仕様の記載の適正化のみ行うもの	×	×	×		
	e	設計基準対象施設のうち新規制対象として新たに仕様表に記載するもの	○	○	○ (注3)	e	改造工事を実施するもの(要目表及び基本仕様対象)	○	○	○ (注2)		
	f	耐震基準変更等に伴う評価対象設備を仕様表として再掲するもの	×	×	×	f	撤去・廃止設備(改造範囲除く)		×	×		
	g	仕様表の記載の適正化のみ行うもの	×	×	×	<p>(注1) 重大事故等対処設備における主配管系統図を添付する。ただし、系統を構成しないもの(サーベイメータ等)については、添付不要とする。また、重大事故等対処設備と設計基準対象施設との関係性を示すため、設計基準対象施設における主配管系統図についても添付する。</p>						
	h	設計基準対象施設で改造工事を実施するもの(仕様表対象)	○	○	○ (注3)							
	i	撤去・廃止設備(改造範囲除く)		×	×							

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考																								
<p>8) 機器の配置を明示した図面及び系統図</p> <p>配置については、要目表に記載される機器の発電所内での配置が分かるものとする。主配管の配置を明示した図面については、要目表に記載する主配管の取付位置、ルート又は機器との取り合いが分かる配置図とし、平面図又はアイソメ図のいずれで記載してもよいこととする。また、可搬型の機器等については、取付位置の要目表記載と同様、保管している場所についても記載することとする。</p> <p>系統図については、テストライン及びミニマムフローライン等を含めて記載することとする。</p>	<p>(注2) 既設工認に図面の記載があるものについては、図面自体は添付せず添付図面の目次に許認可情報(「認可(届出)年月日」,「認可(届出)番号」及び「図面名称」)を記載する。</p> <p>(注2) 既設工認に図面の記載があるものについては、図面自体は添付せず添付図面の目次に許認可情報(「認可(届出)年月日」,「認可(届出)番号」及び「図面名称」)を記載する。</p> <p>(注3) 構造図には、主要寸法を記載する(仕様表作成要領「主要寸法」参照)。なお、記載すべき主要寸法がない設備(計測装置等)については、説明書にて示す。</p> <p>(注4) 耐震Sクラス設備の系統図については、対象範囲確認のため、別途社内資料として作成する。</p> <p>(3) 兼用設備の添付図面の添付について</p> <p>a. 兼用設備(基本設計方針にて兼用先を記載するものを含む)に係る添付図面の添付対象について、以下に示す。</p> <table border="1" data-bbox="489 1102 1504 1554"> <thead> <tr> <th>系統図</th> <th></th> <th>配置図</th> <th></th> <th>構造図</th> <th></th> </tr> <tr> <th>主登録</th> <th>兼用</th> <th>主登録</th> <th>兼用</th> <th>主登録</th> <th>兼用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>使用する系統ごとに兼用範囲を含めて記載し、添付する。なお、図中に当該設備(系統)における申請範囲を実線で示し、兼用する場合には注記等で識別する。</td> <td></td> <td>主登録する施設(設備)に添付する。</td> <td>兼用登録する施設(設備)ごとに添付する。</td> <td>主登録する施設(設備)に添付する。</td> <td>主登録側と構造は同様であることから添付しない。</td> </tr> </tbody> </table>	系統図		配置図		構造図		主登録	兼用	主登録	兼用	主登録	兼用	○	○	○	○	○	×	使用する系統ごとに兼用範囲を含めて記載し、添付する。なお、図中に当該設備(系統)における申請範囲を実線で示し、兼用する場合には注記等で識別する。		主登録する施設(設備)に添付する。	兼用登録する施設(設備)ごとに添付する。	主登録する施設(設備)に添付する。	主登録側と構造は同様であることから添付しない。	<p>(注1) 既設工認に図面の記載があるものについては、図面自体は添付せず添付図面の目次に許認可情報(「認可(届出)年月日」,「認可(届出)番号」及び「図面名称」)を記載する。</p> <p>(注2) 構造図には、主要寸法を記載する(仕様表作成要領「主要寸法」参照)。なお、記載すべき主要寸法がない設備(計測装置等)については、説明書にて示す。</p>	<p>耐震Sクラス設備の系統図は無い</p> <p>重大事故対処設備、兼用する設備は無い</p>
系統図		配置図		構造図																							
主登録	兼用	主登録	兼用	主登録	兼用																						
○	○	○	○	○	×																						
使用する系統ごとに兼用範囲を含めて記載し、添付する。なお、図中に当該設備(系統)における申請範囲を実線で示し、兼用する場合には注記等で識別する。		主登録する施設(設備)に添付する。	兼用登録する施設(設備)ごとに添付する。	主登録する施設(設備)に添付する。	主登録側と構造は同様であることから添付しない。																						

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

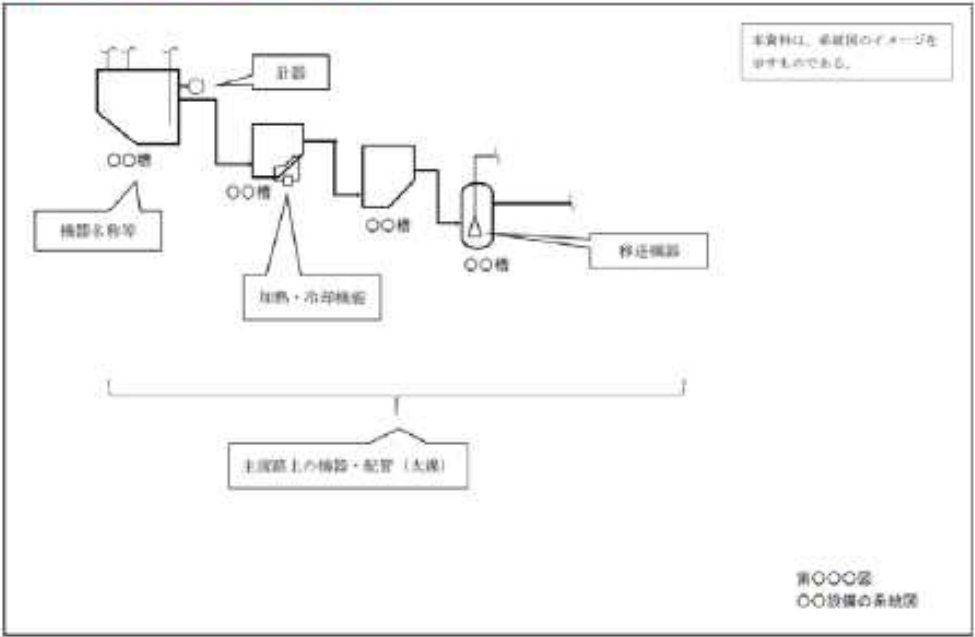
〈比較検討〉

発電所 工認手続き ガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	<p>(4) 公差表の添付について</p> <p>a. 系統図、配置図および構造図を添付する設備のうち、仕様表の変更に主要寸法が記載される設備について公差表を添付する。なお、一部の設備については以下の通りとする。</p> <p>(a) 既設工認にて認可を受けている範囲内にある設備については公差表を添付しない。</p> <p>(b) 設計段階で主要寸法の寸法公差が設定されていない設備については、公差表を添付した上で「規定しない」旨を記載する。</p> <p>(c) 可搬型重大事故等対処設備の主要寸法のうち概略寸法を記載している箇所については「概略寸法のため規定しない」旨を記載した上で、寸法公差を設定しない。</p> <p>(d) 安全弁・逃がし弁の「呼び径」については、性能又は構造強度等の評価に係らないことから、公差表は添付しない。</p> <p>(e) 公差は技術基準適合の閾値であることから、仕様表の記載値に「〇〇以上」と評価上の最小値を記載している場合は公差表を添付しない。</p> <p>(f) 機器の外形を示す寸法（「たて」「横」「高さ」等）のうち、性能又は構造強度等の評価に係らないものについては、公差表を添付しない。</p> <p>3. 添付図面の記載方法</p> <p>(1) 共通事項</p> <p>a. 事業指定（許可）申請書の施設（系統）区分ごとに添付図面を作成する。なお、配置図については、合理化として建屋ごとに作成することも可能とする。</p> <p>b. 資料の構成は、施設（系統）区分ごとに作成し、添付図面の目次により、添付する図面を明確化する。</p>	<p>(4) 公差表の添付について</p> <p>a. 系統図、配置図および構造図を添付する設備のうち、仕様表の変更に主要寸法が記載される設備について公差表を添付する。なお、一部の設備については以下の通りとする。</p> <p>(a) 既設工認にて認可を受けている範囲内にある設備については公差表を添付しない。</p> <p>(b) 設計段階で主要寸法の寸法公差が設定されていない設備については、公差表を添付した上で「規定しない」旨を記載する。</p> <p>(c) 安全弁・逃がし弁の「呼び径」については、性能又は構造強度等の評価に係らないことから、公差表は添付しない。</p> <p>(d) 公差は技術基準適合の閾値であることから、仕様表の記載値に「〇〇以上」と評価上の最小値を記載している場合は公差表を添付しない。</p> <p>(e) 機器の外形を示す寸法（「たて」「横」「高さ」等）のうち、性能又は構造強度等の評価に係らないものについては、公差表を添付しない。</p> <p>3. 添付図面の記載方法</p> <p>(1) 共通事項</p> <p>a.資料の構成は、<b>図面の種類ごと</b>に作成し、添付図面の目次により、添付する図面を明確化する。</p>	<p>可搬型重大事故対処設備は無い。</p>



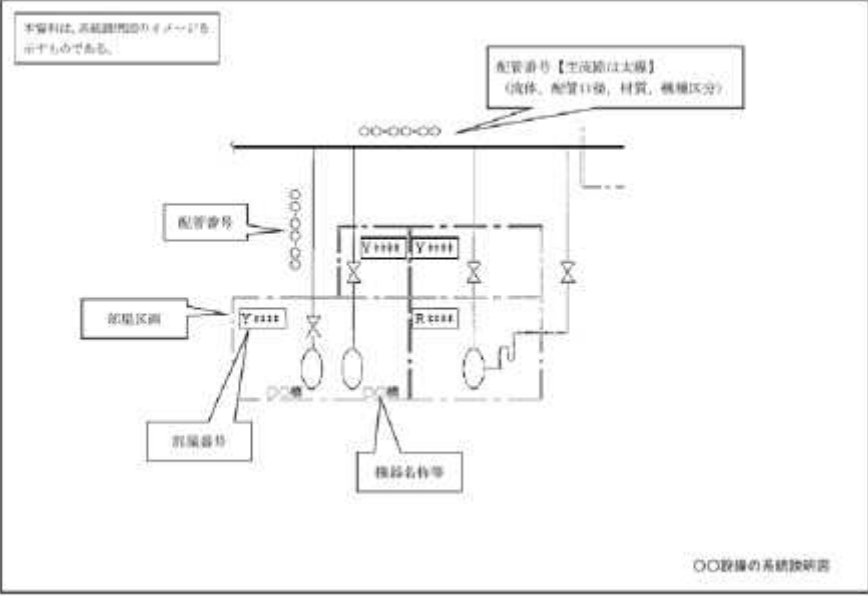
発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

〈比較検討〉

発電所 工認手続き ガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	<p>(2) 系統図</p> <p>a.系統図は、主配管等の取付位置、ルート、機器との取り合いが確認できるものとする。なお、施設の種類等に応じて、技術上の基準に適合していることを示す上で必要な各図面（プロセス系統図、系統説明図、換気系統図、単線結線図、計測制御系統図等）を添付する。</p> <p>再処理施設の系統図の記載イメージ、記載方針を以下に示す。</p> <p><b>【プロセス系統図のイメージ】</b></p>  <p>b.主配管の勾配は、許可整合（勾配、重力流等）および技術基準適合（閉じ込めの機能等）の観点で明確に示す必要がある場合は、系統図に記載する。</p>	<p>(2) 系統図</p> <p>a.系統図は、主配管等の取付位置、ルート、機器との取り合いが確認できるものとする。なお、施設の種類等に応じて、技術上の基準に適合していることを示す上で必要な各図面（プロセス系統図、系統説明図、換気系統図、単線結線図、計測制御系統図等）を添付する。</p> <p><b>使用済燃料貯蔵施設の系統図の記載イメージ、記載方針を以下に示す。</b></p> <p><b>サンプル添付予定</b></p> <p>b.主配管の勾配は、許可整合（勾配、重力流等）および技術基準適合（閉じ込めの機能等）の観点で明確に示す必要がある場合は、系統図に記載する。</p>	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

〈比較検討〉

発電所 工認手続き ガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	<p>c.許可および技術基準の要求を達成するために必要な設備（加熱・冷却ジャケット等）は、系統図に記載する。</p> <p><b>【系統説明図のイメージ】</b></p>  <p><b>【記載方針】</b></p> <p>a.重大事故等対処設備（SA）の主たる流路を示す系統図を添付する。また、そのSAの主たる流路と設計基準対象施設（DB）の主たる流路との切り替え性を示すために、重大事故等対処設備（SA）を有する施設（系統）については、DBの主たる流路を示す系統図を添付する。</p> <p>b.DB系統図、SA系統図とも設備（系統）区分ごとに作成する。当該設備（系統）区分における申請範囲を以下の方法等により明確にする。</p> <p><b>【申請範囲の明確化の方法例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請範囲（主たる設備（系統）区分の主流路の範囲）を「黒太実線」、改造範囲については「赤太実線等」で示す。なお、本対応が困難な場合は、注記等に対応する。</li> <li>当該設備（系統）区分における申請範囲である旨を凡例に記載する。</li> <li>主たる流路を他の設備（系統）で兼用する箇所については、上記対応以外の方法で識別し、その識別方法を図中に凡例として記載する。</li> </ul>	<p>c.許可および技術基準の要求を達成するために必要な設備は、系統図に記載する。</p> <p><b>サンプル添付予定</b></p> <p><b>【記載方針】</b></p> <p>a.設備（系統）区分ごとに作成する。当該設備（系統）区分における申請範囲を以下の方法等により明確にする。</p> <p><b>【申請範囲の明確化の方法例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請範囲（主たる設備（系統）区分の主流路の範囲）を「黒太実線」、改造範囲については「赤太実線等」で示す。なお、本対応が困難な場合は、注記等に対応する。</li> <li>当該設備（系統）区分における申請範囲である旨を凡例に記載する。</li> </ul>	<p>重大事故対処設備は無いことから削除</p> <p>重大事故対処設備、兼用する設備は無い</p>

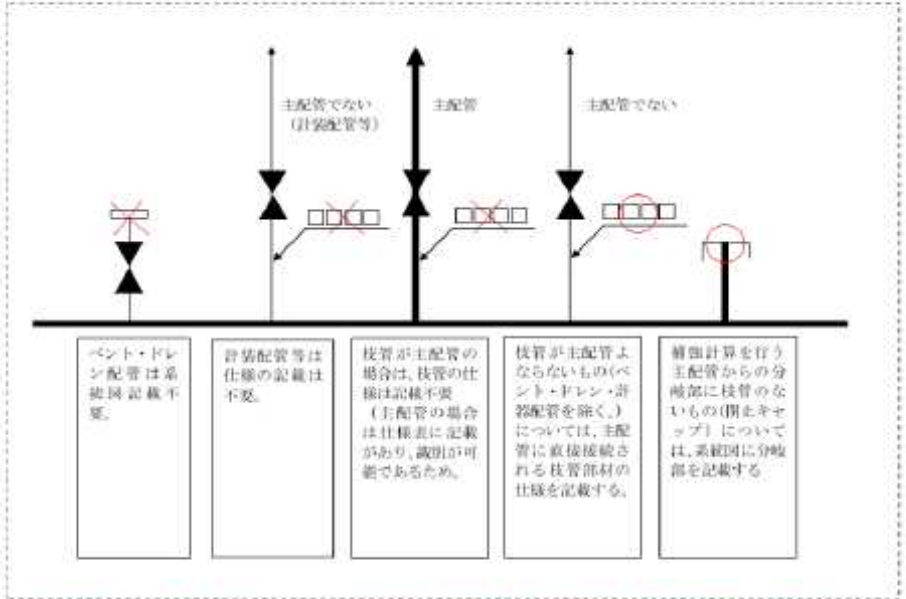
発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

<比較検討>

発電所 工認手続き ガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	<p>c. SA主要弁, 安全弁・逃がし弁については, 申請対象弁を太線で囲むことで示すものとする。</p> <p>d.DB, SAの「計測制御系統図」については, 申請対象計測器を破線で囲むことで, 示すものとする。</p> <p>e. 技術基準規則第36条の重大事故等対処設備に要求される切り替え性, 接続先の規格の統一, 複数の異なる場所への接続口の設置要求に対する記載方法については, 以下に示す。</p> <p>(a) 切り替え性 設計基準対象施設との切り替えを行う弁については, 四角破線で囲み切替対象弁であることを示す。 また, 凡例として図中に記載する。</p> <p>(b) 接続先の規格の統一 可搬型設備の接続箇所について, 接続先が統一された形状等であることが分かるように, 接続方法に応じて接続方式, 呼び径及びボルト本数等の仕様について記載する。</p> <p>(c) 異なる場所への接続口設置 接続先を2箇所に分散配置する場合, 接続先となる場所名を図面上に記載する。 (例: ○○建屋東側接続口, ○○建屋西側接続口など)</p> <p>f. 主配管の仕様表に「分岐点」又は「合流点」の名称がある場合は, 系統図の該当箇所に, 引き出し線を用いて, 仕様表と同一名称を記載する。</p> <p>g. 申請する主配管の分岐部のうち, 枝管が主配管に該当しない場合は, 枝管の仕様を記載する。(ただし, ベント・ドレン・計装配管を除く)</p> <p>h. 撤去・廃止設備は, 撤去・廃止する範囲を系統図上にマークで明示する。</p>	<p>b. 安全弁・逃がし弁については, 申請対象弁を太線で囲むことで示すものとする。</p> <p>c. 「計測制御系統図」については, 申請対象計測器を破線で囲むことで, 示すものとする。</p> <p>d. 主配管の仕様表に「分岐点」又は「合流点」の名称がある場合は, 系統図の該当箇所に, 引き出し線を用いて, 仕様表と同一名称を記載する。</p> <p>e. 申請する主配管の分岐部のうち, 枝管が主配管に該当しない場合は, 枝管の仕様を記載する。(ただし, ベント・ドレン・計装配管を除く)</p> <p>f. 撤去・廃止設備は, 撤去・廃止する範囲を系統図上にマークで明示する</p>	<p>重大事故対処設備は無い</p> <p>重大事故対処設備は無い</p> <p>重大事故対処設備は無いことから削除</p>

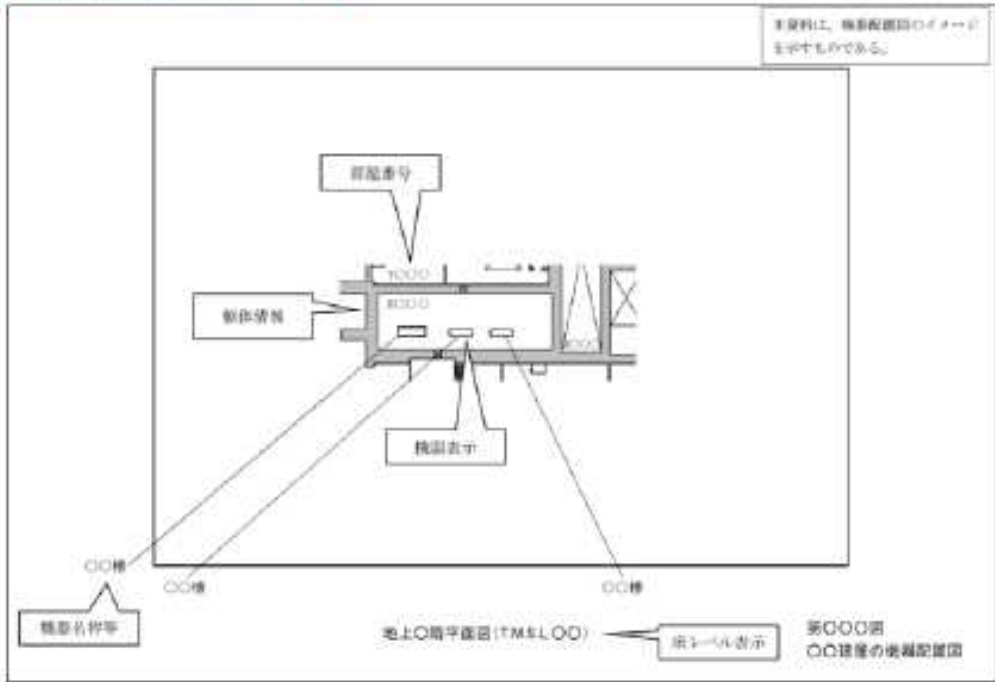
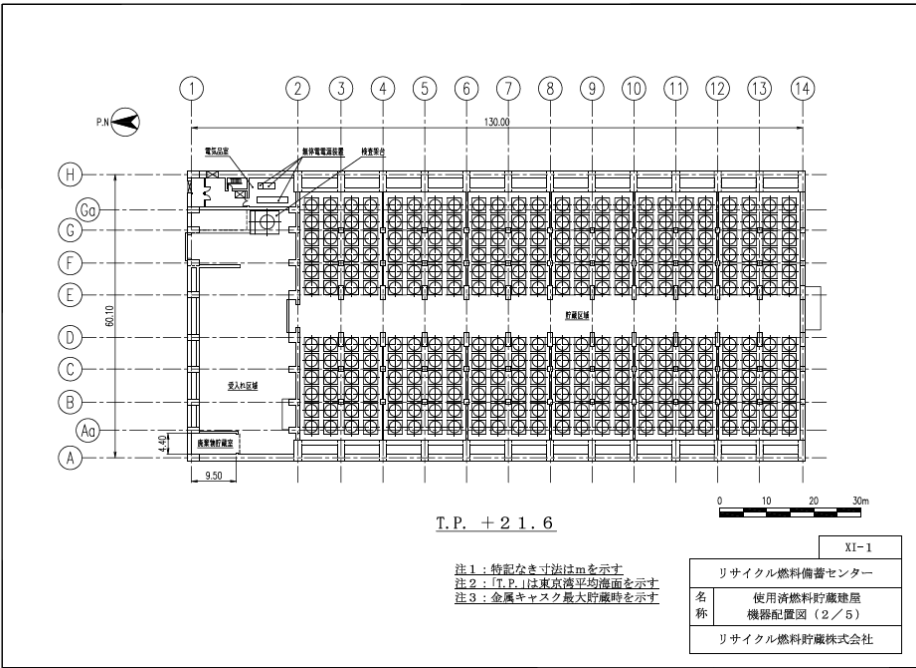
発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

〈比較検討〉

発電所 工認手続き ガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	<p>【系統説明図における分岐部枝管の記載パターン】</p>  <p>※原則、本記載パターンとするが、不要とする情報が既認可で記載されている場合は、その記載を妨げないものとする。</p>	<p>サンプル添付予定</p>	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

〈比較検討〉

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	<p>(3) 配置図</p> <p>配置図は、仕様表に記載される機器の施設内での配置が分かる図面とする。なお、機器の種類等に応じて、技術上の基準に適合していることを示す上で必要な各図面（建屋平面図・断面図、機器配置図等）を添付する。</p> <p>再処理施設の配置図の記載イメージ，記載方針を以下に示す。</p> <p><b>【機器配置図のイメージ】</b></p>  <p><b>【記載方針】</b></p> <p>a. 共通事項</p> <p>(a) 配置図に記載する機器の名称及び保管場所・取付箇所は仕様表の記載と合わせる。</p> <p>(b) 一つの機器で、「機器本体」と「付属機器」の仕様表がある場合は、「機器本体」の配置を機器配置図に記載し、付属機器は「機器本体」と同一の取付箇所であることを注記にて記載する。</p>	<p>(3) 配置図</p> <p>配置図は、仕様表に記載される機器の施設内での配置が分かる図面とする。なお、機器の種類等に応じて、技術上の基準に適合していることを示す上で必要な各図面（建屋平面図・断面図、機器配置図等）を添付する。</p> <p><b>使用済燃料貯蔵施設</b>の配置図の記載イメージ，記載方針を以下に示す。</p> <p><b>【機器配置図のイメージ】</b></p>  <p><b>【記載方針】</b></p> <p>a. 共通事項</p> <p>(a) 配置図に記載する機器の名称及び保管場所・取付箇所は仕様表の記載と合わせる。</p> <p>(b) 一つの機器で、「機器本体」と「付属機器」の仕様表がある場合は、「機器本体」の配置を機器配置図に記載し、付属機器は「機器本体」と同一の取付箇所であることを注記にて記載する。</p>	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

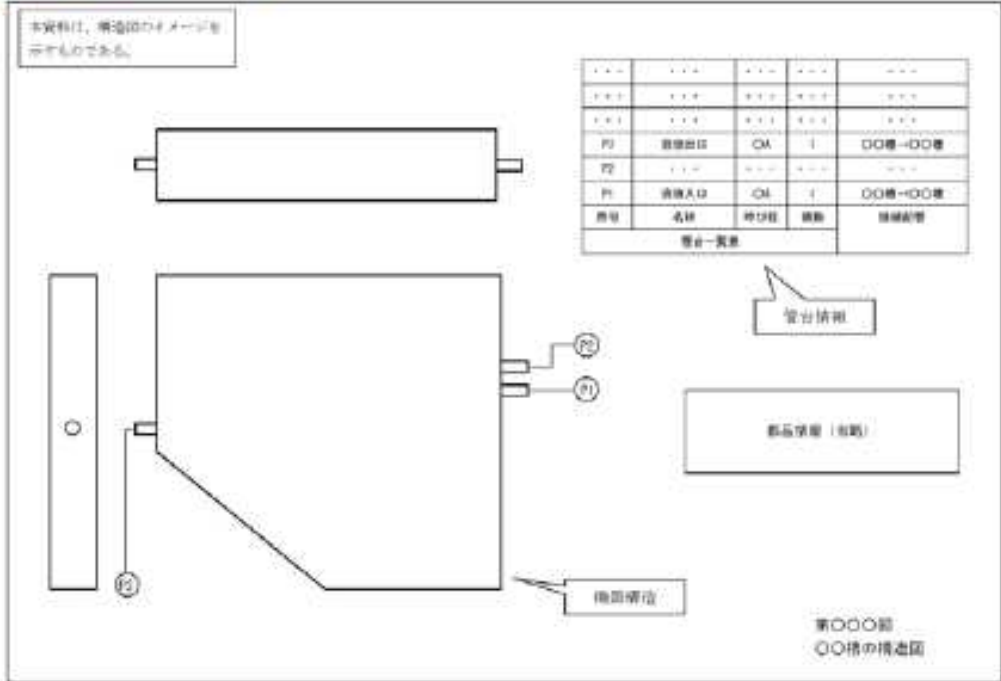
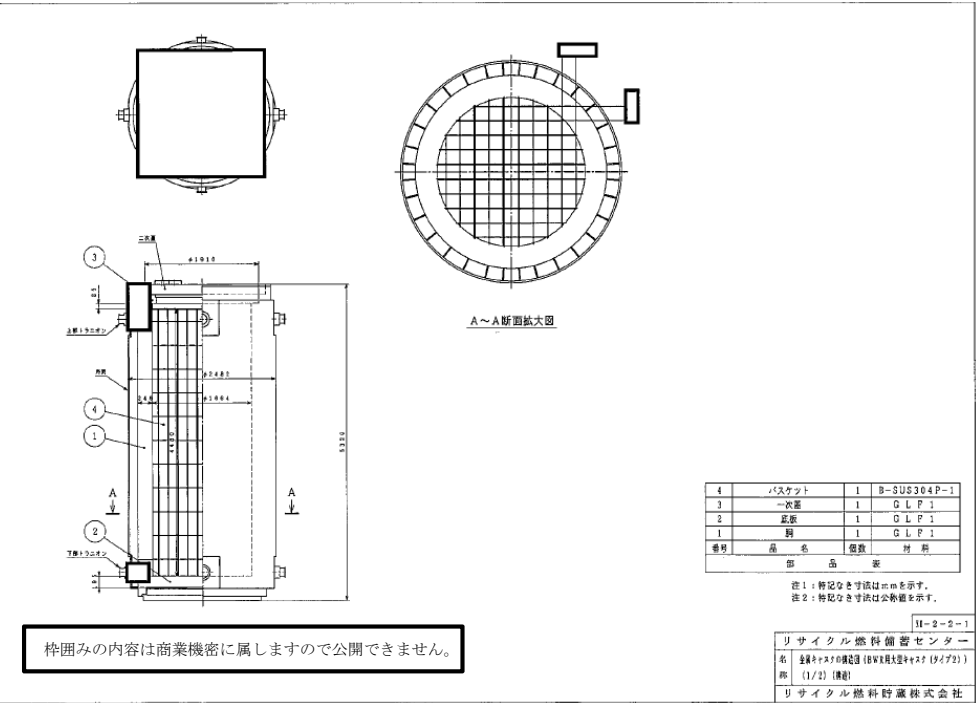
<比較検討>

発電所 工認手続き ガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	<p>(c) 屋外に配置している機器については、仕様表に記載する取付箇所の記載内容に EL.○m 又は T.M.S.L.○m を記載する。なお、記載する EL 等は、事業変更許可申請書に準ずる。(降水、溢水の技術基準への適合性に係らない機器を除く。)</p> <p>(d) 建屋内に配置している機器で、機器配置図に記載しているフロアレベルと当該機器の設置レベルが異なる場合は、機器名称の後に EL.○m 又は T.M.S.L.○m を記載する。なお、記載する EL 等は、事業変更許可申請書に準ずる。(溢水の技術基準への適合性に係らない機器を除く。)</p> <p>b. 常設設備</p> <p>(a) 常設設備の取付箇所については、同一の設備（系統）区分の機器を、フロア別にまとめた記載とする。</p> <p>c. 可搬型設備</p> <p>(a) 屋外及び屋内の可搬型設備の保管場所については、図中に全ての保管場所を明示する。</p> <p>(b) 可搬型設備の取付箇所及び保管場所については、同一の設備（系統）区分の機器をまとめた記載とする。</p> <p>d. 設計基準対象施設と重大事故等対処設備との位置的分散について</p> <p>(a) 設計基準対象施設と重大事故等対処設備との位置的分散は、機器配置図としては、対象となる機器名称を記載するのみとし、具体的な位置的分散についての説明は、添付書類の説明書「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の資料中に、その「対象設備」や位置的分散について表などを用いて示すこととする。</p>	<p>(c) 屋外に配置している機器については、仕様表に記載する取付箇所の記載内容に EL.○m 又は T.P.○m を記載する。なお、記載する EL 等は、事業許可申請書に準ずる。(降水、津波の技術基準への適合性に係らない機器を除く。)</p> <p>(d) 建屋内に配置している機器で、機器配置図に記載しているフロアレベルと当該機器の設置レベルが異なる場合は、機器名称の後に EL.○m 又は T.P.○m を記載する。ただし、津波高さに係る評価に用いている設備は T.P.○m を記載する。</p> <p>b. 設備</p> <p>(a) 設備の取付箇所については、同一の設備（系統）区分の機器を、フロア別にまとめた記載とする。</p>	<p>可搬型設備 はなく削除</p> <p>位置的分散 を図る施設 はないこと から削除</p>



発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	<p>(4) 構造図</p> <p>構造図は、仕様表に記載される機器の構造を第三角法（正面図、平面図、側面図）により示すものとする。</p> <p>再処理施設の構造図の記載イメージ、記載方針を以下に示す。</p> <p><b>【構造図イメージ】</b></p>  <p><b>【記載方針】</b></p> <p>a. 構造図の図中に主要寸法※1（伝熱面積の算出に必要な情報含む※2）を記載する。</p> <p>※1：主要寸法の記載例を参考資料-1 に示す。</p> <p>※2：伝熱面積の算出に必要な情報の記載例を参考資料-2 に示す。なお、図中に示すことが難しい場合は、図面への添付も可とする。</p> <p>b. 複数の施設又は設備（系統）区分で兼用する設備の構造図は、兼用先の図面は作成せず、主登録する設備（系統）区分の図面に兼用する旨を記載する。</p>	<p>(4) 構造図</p> <p>構造図は、仕様表に記載される機器の構造を第三角法（正面図、平面図、側面図）により示すものとする。</p> <p>使用済燃料貯蔵施設の構造図の記載イメージ、記載方針を以下に示す。</p> <p><b>【構造図イメージ】</b></p>  <p><b>【記載方針】</b></p> <p>a. 構造図の図中に主要寸法※1（伝熱面積の算出に必要な情報含む※2）を記載する。</p> <p>※1：主要寸法の記載例を参考資料-1 に示す。</p> <p>※2：伝熱面積の算出に必要な情報の記載例を参考資料-2 に示す。なお、図中に示すことが難しい場合は、図面への添付も可とする。</p>	<p>備考</p> <p>兼用する設備は無いので削除</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

<比較検討>

発電所 工認手続きガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	<p>c. 重大事故等対処設備として使用する既存の設備のうち、既設工認に図面の記載があるものについては、構造図自体は添付せず、添付図面の目次に該当する設備の許認可情報（「認可（届出）年月日」、「認可（届出）番号」及び「添付図面名称」）を記載する。</p> <p>d. 非常用電源設備のうち安全上重要な施設の「内燃機関」に関する記載方法について、その設備に附属する仕様表記載機器（调速装置、非常调速装置等）の取付け位置がわかるように図中に記載する。</p> <p>e. 改造範囲については「赤太実線等」で示す。</p> <p>(5) その他（既認可図面を呼び出す場合） 既設工認に図面の記載があるもので今回変更しないものは、「2. 添付図面を添付する対象範囲」に示す方針に基づき、図面自体は添付せず添付図面の目次に許認可情報（「認可（届出）年月日」、「認可（届出）番号」及び「図面名称」）を記載する。</p> <p><b>【既認可図面を呼び出す場合の記載イメージ】</b></p> <div data-bbox="498 1157 1323 1482" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・○○建屋の平面図及び断面図 【平成○年○月○日付け○安第○号にて認可された設計及び工事の認可に関する申請書の○○建屋平面図、○○建屋断面図による】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>既設工認の図面を呼び込む場合の記載。 既設工認の認可年月日、f 認可番号及び図面名称を 目次に記載する。</p> </div> </div>	<p>b. 改造範囲については「赤太実線等」で示す。</p> <p>(5) その他（既認可図面を呼び出す場合） 既設工認に図面の記載があるもので今回変更しないものは、「2. 添付図面を添付する対象範囲」に示す方針に基づき、図面自体は添付せず添付図面の目次に許認可情報（「認可（届出）年月日」、「認可（届出）番号」及び「図面名称」）を記載する。</p> <p><b>【既認可図面を呼び出す場合の記載イメージ】</b></p> <div data-bbox="1543 1157 2368 1482" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・○○建屋の平面図及び断面図 【平成○年○月○日付け○安第○号にて認可された設計及び工事の認可に関する申請書の○○建屋平面図、○○建屋断面図による】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>既設工認の図面を呼び込む場合の記載。 既設工認の認可年月日、f 認可番号及び図面名称を 目次に記載する。</p> </div> </div>	<p>重大事故等 対処設備は 無いので削 除</p> <p>非常用電源 設備は無い ので削除</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

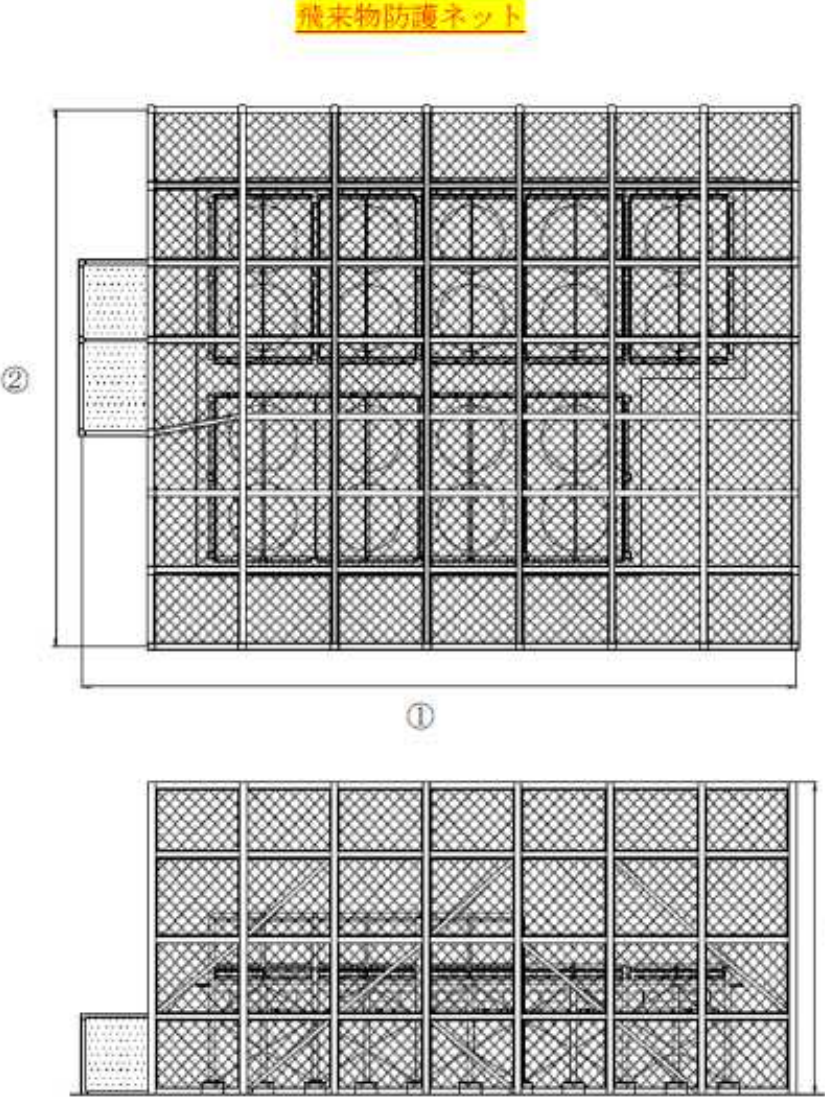
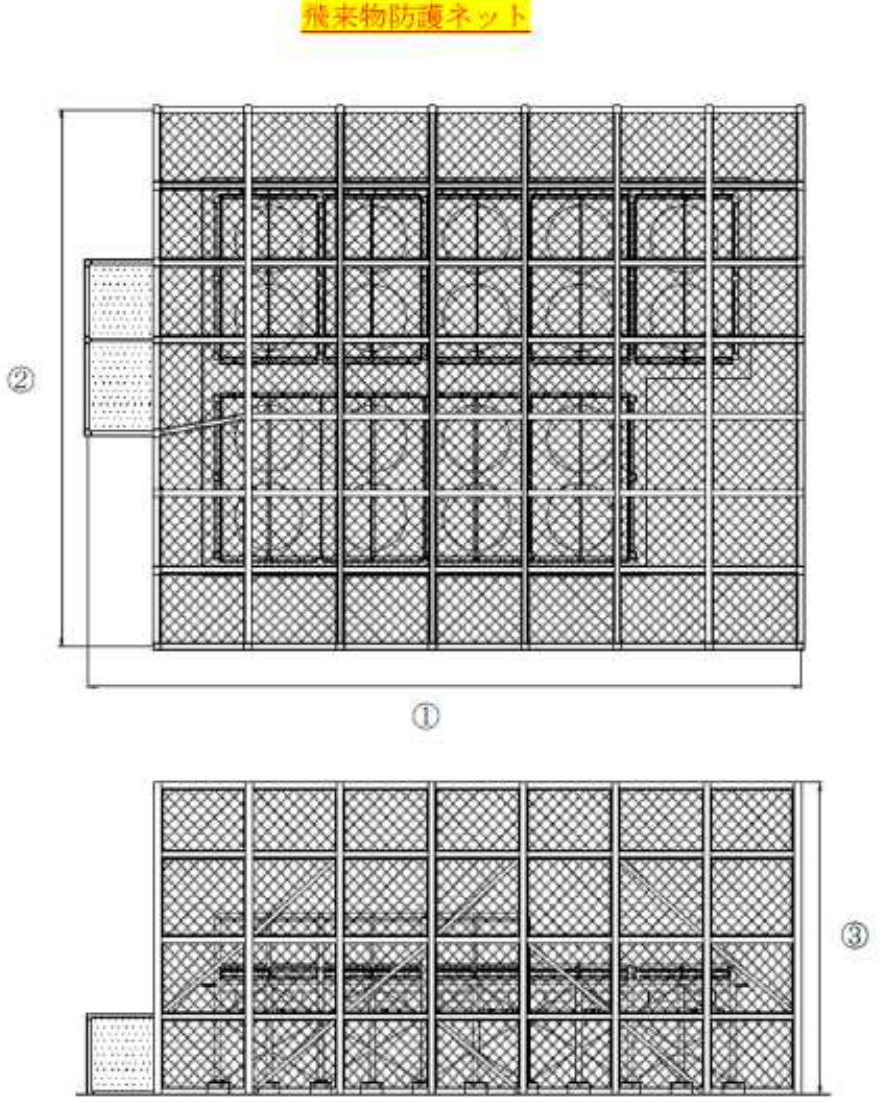
〈比較検討〉

発電所 工認手続き ガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領（案）	備考
	<p style="text-align: right;">別紙 1 <b>参考資料-1</b></p> <p style="text-align: center;"><b>主要寸法（例）</b></p> <p><b>注）本例示は、必要に応じて適宜追加する。</b></p>	<p style="text-align: right;">別紙 1 <b>参考資料-1</b></p> <p style="text-align: center;"><b>主要寸法（例）</b></p> <p><b>注）本例示は、必要に応じて適宜追加する。</b></p>	




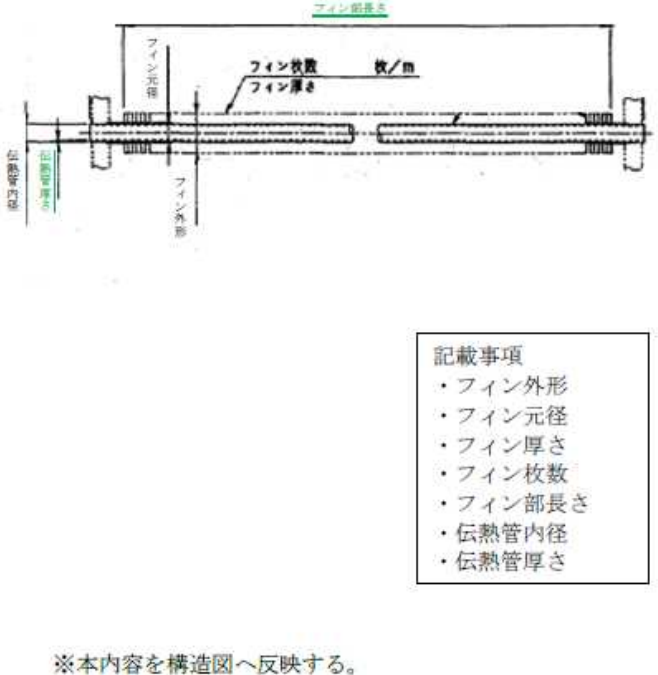
発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

<比較検討>

発電所 工認手続き ガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考																								
	<p style="text-align: center;"><b>飛来物防護ネット</b></p>  <table border="1" data-bbox="492 1514 1377 1661"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>主要寸法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>たて</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>横</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>高さ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	番号	主要寸法	備考	①	たて		②	横		③	高さ		<p style="text-align: center;"><b>飛来物防護ネット</b></p>  <table border="1" data-bbox="1537 1514 2421 1661"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>主要寸法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>たて</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>横</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>高さ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	番号	主要寸法	備考	①	たて		②	横		③	高さ		
番号	主要寸法	備考																									
①	たて																										
②	横																										
③	高さ																										
番号	主要寸法	備考																									
①	たて																										
②	横																										
③	高さ																										

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

〈比較検討〉

発電所 工認手続き ガイド	JNFL 設工認作成要領	当社施設 設工認作成要領 (案)	備考
	<p style="text-align: center;">参考資料-2</p> <p style="text-align: center;"><b>伝熱面積の算出に必要な情報の記載例</b></p> <p style="text-align: center;">冷却塔の伝熱面積の算出に必要な情報の記載例</p>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フィン外形</li> <li>・フィン元径</li> <li>・フィン厚さ</li> <li>・フィン枚数</li> <li>・フィン部長さ</li> <li>・伝熱管内径</li> <li>・伝熱管厚さ</li> </ul> </div> <p style="text-align: center;">※本内容を構造図へ反映する。</p>	<p style="text-align: center;">参考資料-2</p> <p style="text-align: center;"><b>伝熱面積の算出に必要な情報の記載例</b></p> <p style="text-align: center;">冷却塔の伝熱面積の算出に必要な情報の記載例</p>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フィン外形</li> <li>・フィン元径</li> <li>・フィン厚さ</li> <li>・フィン枚数</li> <li>・フィン部長さ</li> <li>・伝熱管内径</li> <li>・伝熱管厚さ</li> </ul> </div> <p style="text-align: center;">※本内容を構造図へ反映する。</p>	